

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、計画段階配慮事項を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### 1. 気象の状況

事業実施想定区域の最寄りの地域気象観測所として津島地域気象観測所、飯館地域気象観測所及び船引地域気象観測所があり、概況は表 3.1-1、位置は図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1 事業実施想定区域及びその周囲の地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計の 高さ	観測項目				
					気温	風	降水量	日照	積雪
津島	双葉郡浪江町下津島字町	北緯 37° 33.6' 東経 140° 45.2'	400m	—	—	—	○	—	—
飯館	相馬郡飯館村飯樋字笠石	北緯 37° 39.9' 東経 140° 43.6'	463m	10m	○	○	○	○	—
船引	田村市船引町船引字新房院	北緯 37° 26.1' 東経 140° 34.6'	421m	6.5m	○	○	○	○	—

注：「○」は観測が行われていること、「—」は観測が行われていないことを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和2年8月19日現在）」（気象庁、令和元年）より作成〕

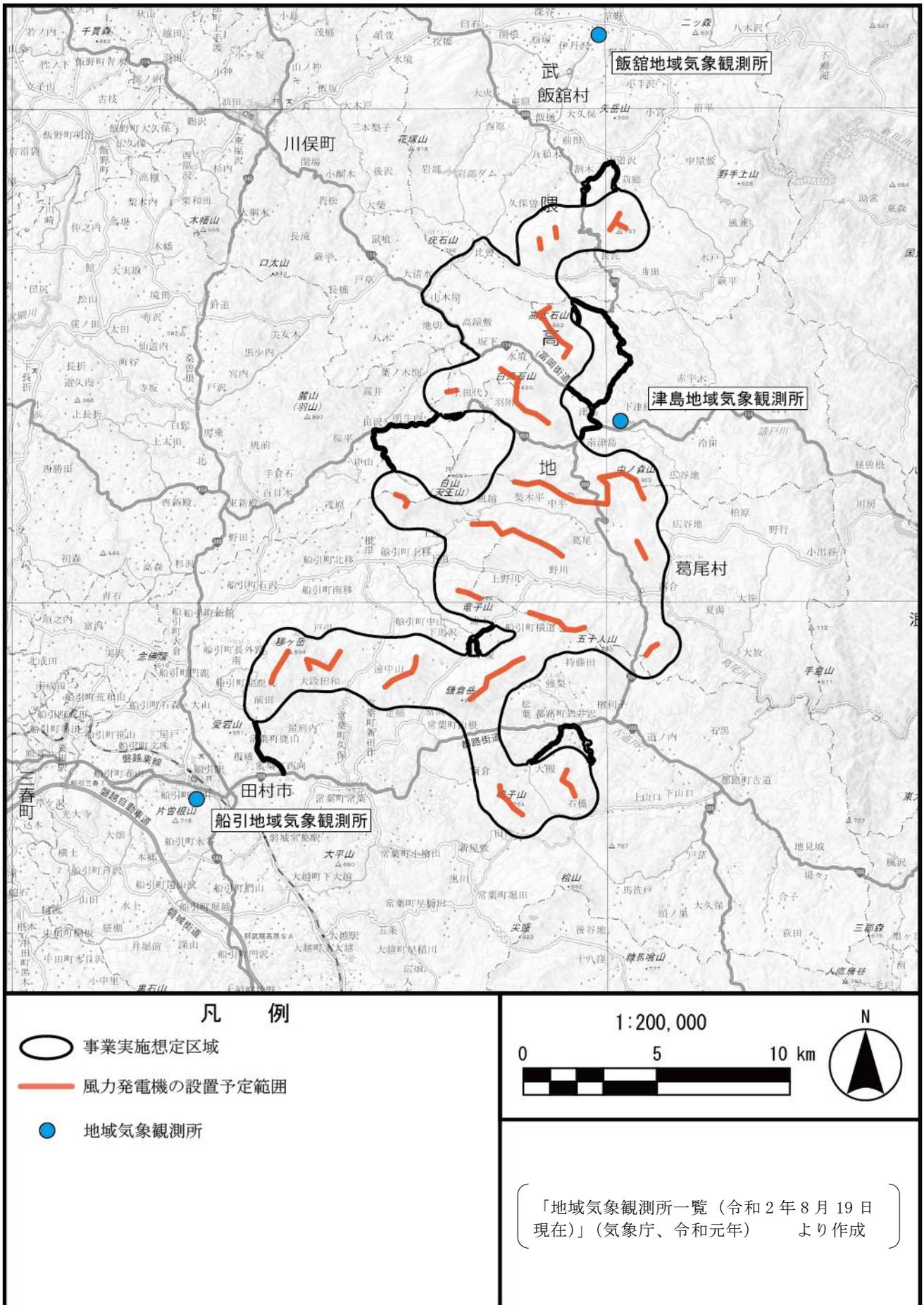


図 3.1-1 地域気象観測所の位置

津島地域気象観測所では降水量のみの観測となっており、平成 22 年から 10 年間及び令和元年の気象概況は表 3.1-2 のとおりである。令和元年の年間降水量は 1,569.5mm である。

表 3.1-2(1) 津島地域気象観測所の気象概況（平成 22～令和元年）

年	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1 時間	10 分間
平成 22 年	1,705.5	85.0	54.0	21.5
平成 23 年	1,211.0 ]	159.5 ]	32.5 ]	14.5 ]
平成 24 年	1,399.5	80.0	59.5	27.0
平成 25 年	1,383.5	94.0	36.5	14.5
平成 26 年	1,611.0 ]	89.5 ]	28.5 ]	16.5 ]
平成 27 年	1,658.0	171.0	29.0	11.0
平成 28 年	1,407.0	118.0	34.0	9.0
平成 29 年	1,325.0	115.0	23.0	9.5
平成 30 年	1,148.0	75.0	40.5	18.0
令和元年	1,569.5	316.0	39.5	13.5

注：「 ]」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

〔「気象統計情報 平年値」（気象庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

表 3.1-2(2) 津島地域気象観測所の気象概況（令和元年）

月	降水量(mm)			
	合計	日最大	最大	
			1 時間	10 分間
1	8.0	5.0	1.5	1.0
2	13.5	6.0	2.0	0.5
3	78.5	33.5	5.5	1.5
4	61.0	15.5	4.0	2.0
5	103.5	53.0	16.0	5.0
6	185.0	41.0	14.0	7.0
7	203.0	71.0	17.5	7.5
8	98.0	33.0	13.5	7.5
9	151.0	104.5	31.0	13.0
10	606.5	316.0	39.5	13.5
11	37.5	13.0	8.5	2.5
12	24.0	4.5	4.0	1.5
年	1,569.5	316.0	39.5	13.5

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

飯館地域気象観測所における平年値及び令和元年の気象概況は表 3.1-3 及び図 3.1-2、令和元年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-4、風配図は図 3.1-3 のとおりである。令和元年の年平均気温は 10.8℃、年降水量は 1,495.5mm、年平均風速は 2.5m/s、年間日照時間は 1,862.4 時間である。また、令和元年の風向出現頻度は、春季及び秋季は北西、夏季は東南東、冬季は西北西が高い。年間の風向出現頻度は最も高い西北西が 13.7%、次いで北西の 12.6% である。

表 3.1-3(1) 飯館地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	10.0	-1.3	-1.0	2.3	8.4	13.5	17.1	20.8	22.2	18.0	12.0	6.4	1.6
日最高気温の平均(℃)	15.3	3.2	3.8	7.7	14.7	19.6	22.2	25.6	27.3	22.9	17.6	12.2	6.5
日最低気温の平均(℃)	4.9	-6.4	-6.3	-3.1	2.0	7.4	12.5	16.8	18.1	13.7	6.6	0.7	-3.3
平均風速(m/s)	1.8	2.5	2.5	2.5	2.3	1.8	1.4	1.2	1.2	1.2	1.4	1.9	2.3
日照時間の合計(時間)	1,817.5	143.8	148.8	171.8	191.2	189.1	148.4	139.7	157.2	119.1	136.4	137.7	134.6
降水量の合計(mm)	1,361.6	53.1	46.9	75.9	101.4	98.2	132.7	164.4	187.1	205.6	150.6	66.7	42.5

注：1. 平年値は 1981～2010 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出した。

2. 日照時間については 1986～2010 年の値である。

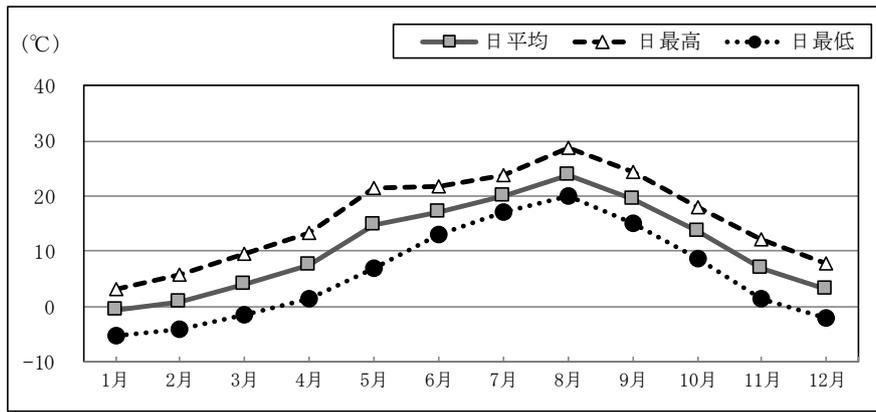
〔「気象統計情報 平年値」(気象庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

表 3.1-3(2) 飯館地域気象観測所の気象概況（令和元年）

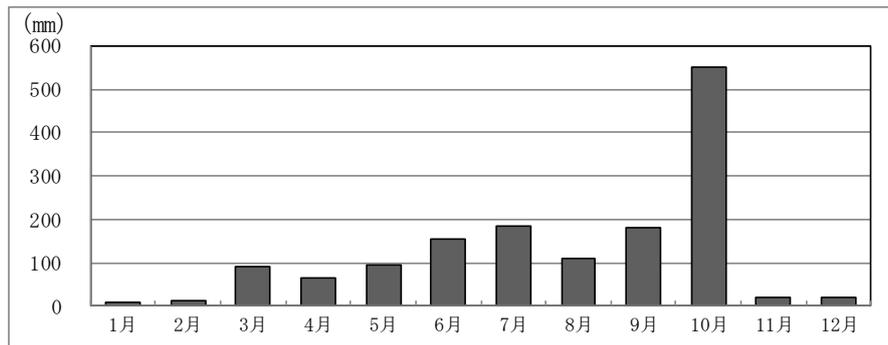
月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間合計(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	10.0	8.5	2.0	0.5	-0.8	3.1	-5.5	7.7	-13.5	3.9)	13.7)	西北西	24.6)	北西	160.0
2	12.5	7.0	2.5	0.5	0.8	5.6	-4.3	12.5	-10.6	3.3	12.1	西北西	23.1	西北西	144.5
3	89.5	32.5	6.5	2.0	3.9	9.4	-1.5	17.7	-7.1	3.0)	11.4)	南西	23.7)	北西	199.6
4	63.5	18.5	3.5	1.5	7.6	13.4	1.3	23.1	-5.2	3.1)	12.2)	西南西	21.9)	北西	191.2
5	95.0	36.5	14.5	9.0	14.8	21.4	7.0	31.2	0.1	2.4	10.9	西南西	18.7	西	267.6
6	153.0	40.0	9.5	2.5	17.1	21.9	12.9	29.1	8.4	1.8	11.9	西南西	20.8	西北西	133.9
7	186.0	63.5	20.5	4.5	20.1	23.9	17.1	32.7	11.1	1.3	8.6	南南西	14.2	南南西	75.9
8	109.0	33.0	33.0	15.0	23.8	28.7	20.0	34.3	14.4	1.4	8.5	南南東	15.9	南南西	151.3
9	181.5	90.0	26.5	17.5	19.3	24.5	14.9	31.8	6.8	1.4	9.4	西南西	17.2	西北西	131.0
10	552.5	313.5	40.0	9.0	13.5	18.1	8.7	27.1	0.8	1.8	11.7	西南西	20.3	西北西	127.5
11	21.5	12.0	3.5	2.0	6.9	12.2	1.2	18.2	-6.0	2.8	13.8	西北西	22.2	北西	159.7
12	21.5	4.0	2.0	1.5	3.0	7.8	-2.2	15.7	-7.4	3.2)	13.6)	西北西	25.1)	西	120.2
年	1,495.5	313.5	40.0	17.5	10.8	15.8	5.8	34.3	-13.5	2.5	13.8	西北西	25.1	西	1,862.4

注：「）」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

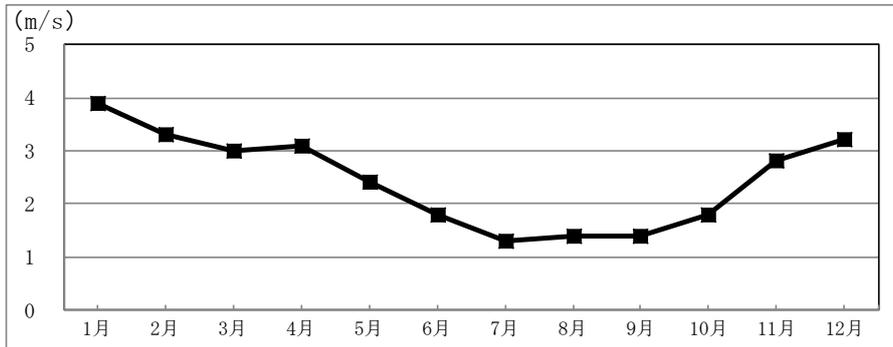
〔「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕



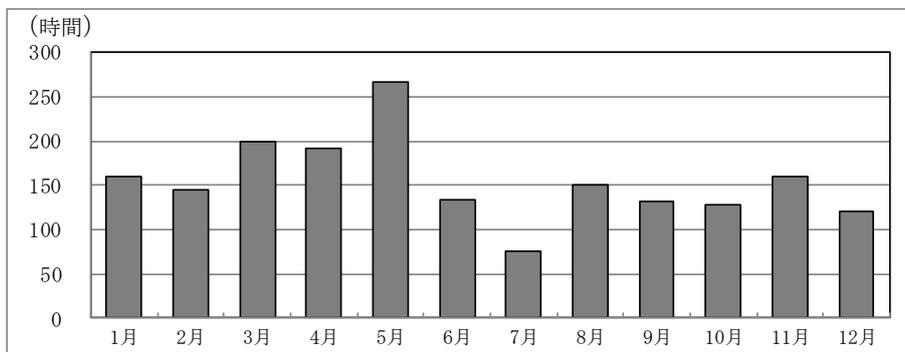
気温



降水量



平均風速



日照時間

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和2年8月)より作成〕

図 3.1-2 飯館地域気象観測所の気象概況 (令和元年)

表 3.1-4 飯館地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和元年）

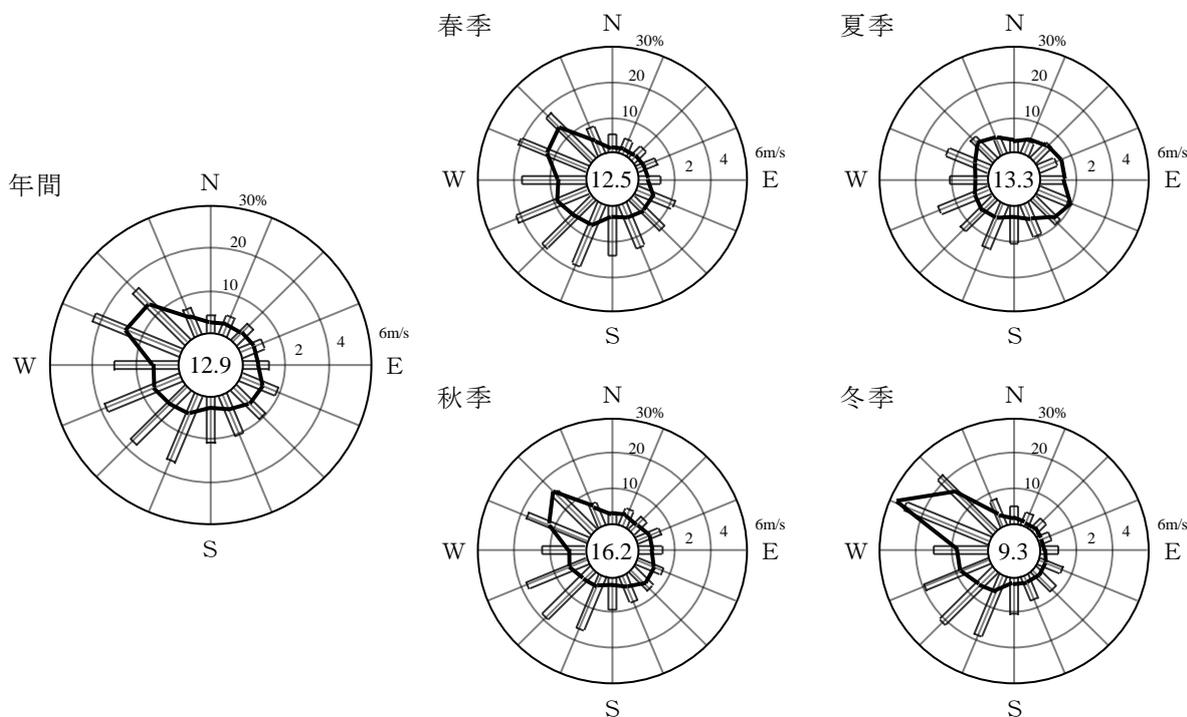
風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1,2,12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	1.5	0.9	4.7	0.8	3.2	1.0	0.9	0.8	2.6	0.9
北東	1.8	0.9	5.9	1.2	2.6	1.0	1.3	0.8	2.9	1.1
東北東	2.1	1.2	6.9	1.0	3.9	1.4	1.0	0.7	3.5	1.1
東	2.7	1.2	6.8	1.3	3.9	1.3	1.3	1.0	3.7	1.2
東南東	5.4	2.2	10.1	1.8	5.5	1.5	2.2	1.4	5.8	1.8
南東	5.4	2.4	8.2	1.9	6.0	1.5	2.7	1.6	5.6	1.9
南南東	4.4	2.6	5.0	1.9	3.9	1.6	2.5	1.5	4.0	2.0
南	3.3	2.8	3.4	2.1	2.5	1.8	2.1	2.1	2.8	2.2
南南西	6.8	3.7	4.6	2.7	3.5	3.3	5.2	3.7	5.0	3.4
南西	7.3	3.8	4.9	2.5	3.8	3.8	6.3	4.2	5.6	3.6
西南西	9.0	4.3	4.1	3.0	5.3	3.6	8.5	3.9	6.7	3.8
西	7.4	3.6	3.1	2.1	4.4	2.4	8.2	3.0	5.8	3.0
西北西	11.8	4.1	4.1	2.5	11.3	3.7	28.0	5.1	13.7	4.4
北西	13.0	3.6	6.6	1.8	15.5	3.1	15.5	4.4	12.6	3.5
北北西	4.1	1.7	4.9	1.0	5.7	1.4	3.2	1.6	4.5	1.4
北	1.2	1.0	3.2	0.7	2.7	0.7	1.5	1.0	2.2	0.8
静穏	12.5	0.1	13.3	0.1	16.2	0.1	9.3	0.1	12.9	0.1
合計・平均	100	2.8	100	1.5	100	2.0	100	3.4	100	2.4
欠測	1.1		0		0.1		1.3		0.6	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速0.2m/s以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

図 3.1-3 飯館地域気象観測所の風配図（令和元年）

船引地域気象観測所における平年値及び令和元年の気象概況は表 3.1-5 及び図 3.1-4、令和元年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-6、風配図は図 3.1-5 のとおりである。令和元年の年平均気温は 11.5℃、年降水量は 1,251.5mm、年平均風速は 1.6m/s、年間日照時間は 1,891.3 時間である。また、令和元年の風向出現頻度は、春季及び冬季は西、夏季及び秋季は東南東が高い。年間の風向出現頻度は最も高い西が 20.2%、次いで東南東の 18.0%である。

表 3.1-5(1) 船引地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	10.6	-0.8	-0.4	2.8	9.0	14.1	17.8	21.4	22.8	18.6	12.6	6.9	2.1
日最高気温の平均(℃)	15.6	3.2	3.9	7.7	14.9	20.0	23.0	26.2	28.0	23.3	17.7	12.1	6.5
日最低気温の平均(℃)	6.1	-4.9	-4.7	-2.0	3.2	8.5	13.4	17.7	18.9	14.6	7.8	1.9	-2.1
平均風速(m/s)	1.8	2.1	2.2	2.2	2.2	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.4	1.7	2.0
日照時間の合計(時間)	1,856.6	146.3	155.6	174.1	186.4	188.5	148.0	149.4	173.6	126.0	139.7	135.5	136.0
降水量の合計(mm)	1,172.6	35.9	39.2	72.1	87.0	96.1	121.5	172.7	151.3	162.9	119.9	64.6	34.5

注：1. 平年値は 1981～2010 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出した。

2. 日照時間については 1987～2010 年の値である。

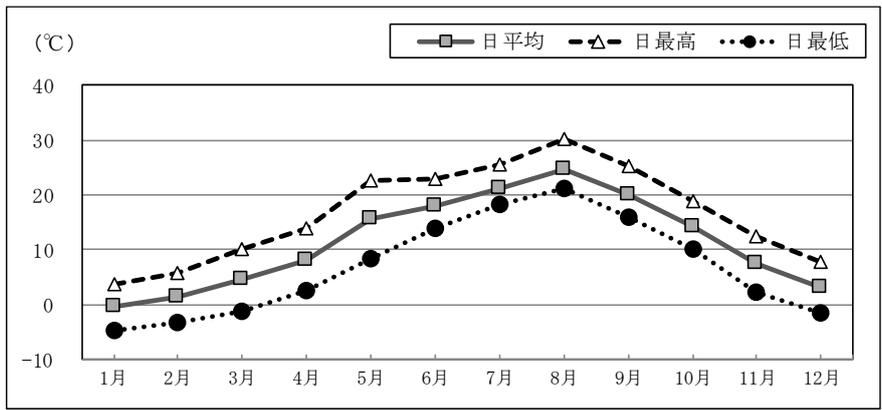
〔「気象統計情報 平年値」(気象庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成〕

表 3.1-5(2) 船引地域気象観測所の気象概況（令和元年）

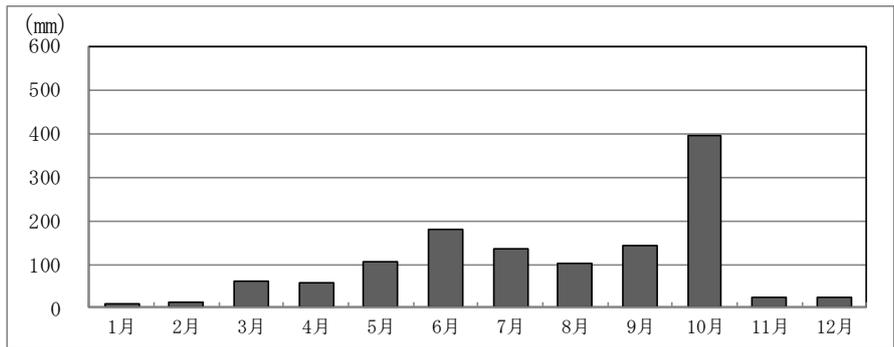
月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間合計(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	10.0	6.5	2.5	1.0	-0.5	3.7	-4.8	8.7	-11.8	1.9)	6.3)	西	15.8)	西	165.8
2	13.0	6.0	1.5	0.5	1.3	5.7	-3.4	12.0	-10.3	1.8	6.2	西	14.0	西	146.5
3	61.5	18.5	5.0	2.0	4.4	10.0	-1.2	19.2	-6.1	1.8	6.6	西	20.4	西	190.4
4	58.5	13.0	5.0	2.0	8.1	14.0	2.5	23.1	-3.7	1.8)	6.2)	西	14.8)	西北西	180.6
5	105.5	50.0	13.0	4.5	15.6	22.7	8.4	32.8	1.5	1.7	5.9	西北西	14.9	西北西	263.8
6	181.0	46.5	13.0	5.5	17.9	23.0	13.9	29.5	9.9	1.5	5.7	西	14.7	西北西	143.6
7	135.0	75.5	16.5	4.5	21.2	25.5	18.2	33.7	13.7	1.3	4.1	東南東	10.1	西	88.6
8	100.5	33.0	16.5	7.0	24.8	30.1	21.1	35.0	15.5	1.3	4.9	東北東	10.7	東	187.5
9	143.0	83.0	26.0	9.0	20.1	25.2	15.9	31.9	8.8	1.2	4.8	北西	12.6	西	140.6
10	393.0	198.5	26.5	8.0	14.3	18.7	10.1	27.2	4.9	1.4	6.2	西北西	14.4	西北西	121.0
11	25.0	12.5	3.5	1.5	7.4	12.4	2.1	18.9	-5.4	1.6	8.1	西北西	18.1	西北西	151.7
12	25.5	7.5	7.5	3.5	3.0	7.8	-1.7	16.3	-6.6	1.6	6.9	西	15.8	西北西	111.2
年	1,251.5	198.5	26.5	9.0	11.5	16.6	6.8	35.0	-11.8	1.6	8.1	西北西	20.4	西	1,891.3

注：「）」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際には一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

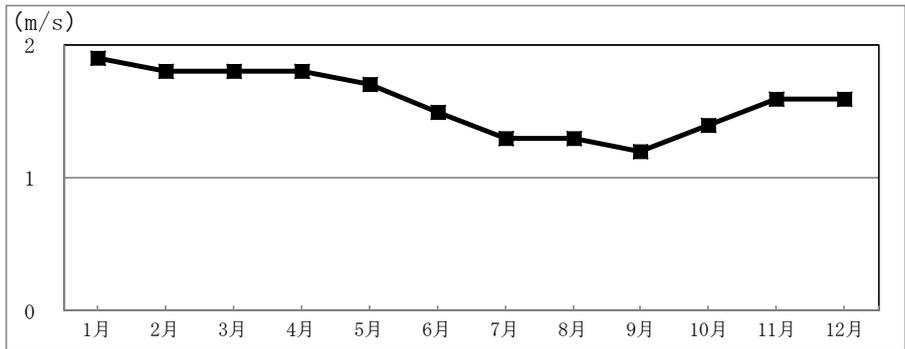
〔「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成〕



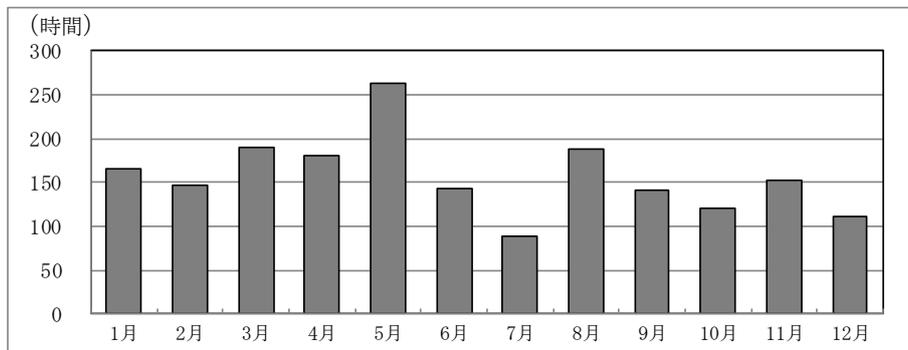
気温



降水量



平均風速



日照時間

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和2年8月)より作成〕

図 3.1-4 船引地域気象観測所の気象概況 (令和元年)

表 3.1-6 船引地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和元年）

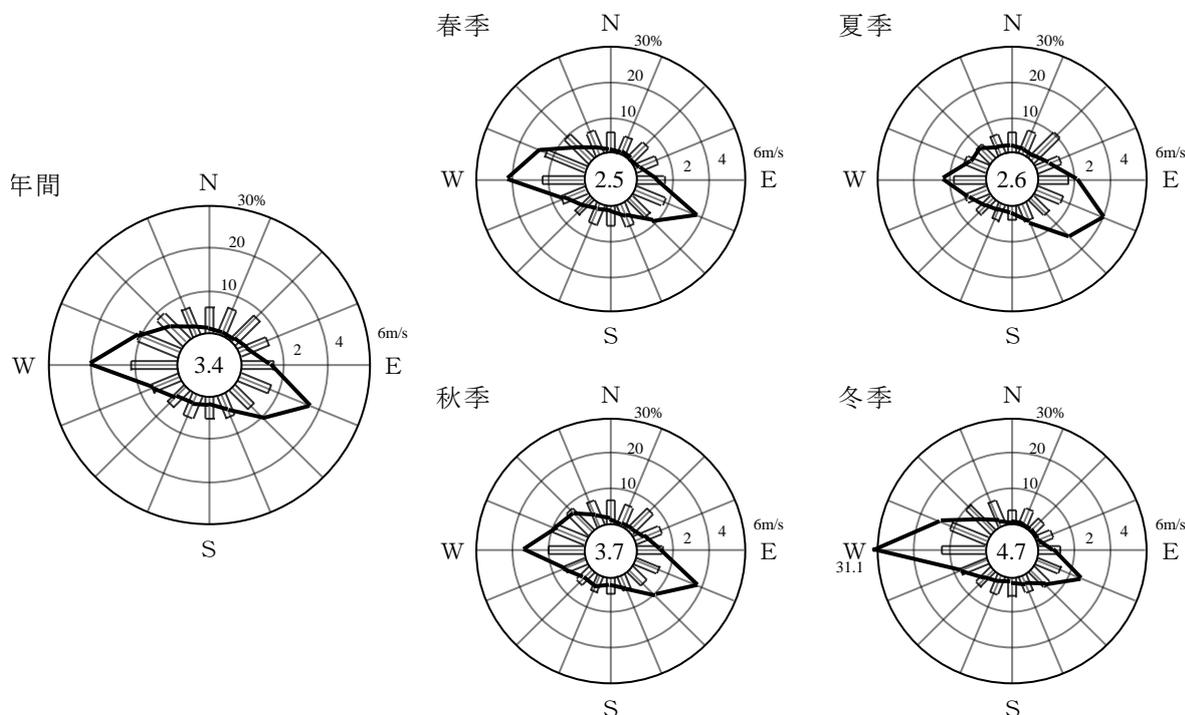
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1,2,12月）		年間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	0.6	1.1	1.5	1.4	0.6	1.2	0.5	1.0	0.8	1.3
北東	0.5	1.2	1.5	2.0	1.0	1.6	0.5	0.8	0.9	1.6
東北東	1.4	1.3	4.0	1.4	2.6	1.5	0.6	0.9	2.2	1.4
東	5.6	1.5	10.8	1.7	6.3	1.4	4.3	1.2	6.8	1.5
東南東	19.1	1.7	20.3	1.5	18.8	1.4	13.7	1.4	18.0	1.5
南東	9.4	1.4	15.3	1.2	10.4	1.1	6.2	1.2	10.4	1.2
南南東	3.9	1.3	5.8	1.0	4.2	0.9	2.8	1.0	4.2	1.1
南	1.6	1.1	2.4	0.8	2.3	0.9	1.6	1.1	2.0	1.0
南南西	1.9	1.2	2.1	1.0	3.6	1.0	2.2	1.1	2.5	1.1
南西	3.5	1.2	3.0	1.1	3.2	1.0	3.5	1.2	3.3	1.1
西南西	6.7	1.5	5.5	1.3	6.5	1.2	7.8	1.6	6.6	1.4
西	21.3	2.3	11.5	1.8	16.9	2.0	31.1	2.4	20.2	2.2
西北西	13.8	2.4	4.8	1.3	8.7	1.9	14.0	2.2	10.3	2.1
北西	5.1	1.9	4.8	1.1	6.8	1.7	4.6	2.0	5.3	1.7
北北西	2.1	1.4	2.2	1.2	3.0	1.5	1.5	1.5	2.2	1.4
北	0.8	1.2	1.8	1.2	1.4	1.3	0.4	0.8	1.1	1.2
静穏	2.5	0.1	2.6	0.1	3.7	0.1	4.7	0.1	3.4	0.1
合計・平均	100	1.8	100	1.4	100	1.4	100	1.7	100	1.6
欠測	0.5		0		0.0		0.3		0.2	

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速0.2m/s以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

図 3.1-5 船引地域気象観測所の風配図（令和元年）

## 2. 大気質の状況

福島県内の大気質の常時監視測定局数は、平成 30 年 3 月末時点で、一般環境大気測定局が 34 局、自動車排出ガス測定局が 3 局の計 37 局である。

事業実施想定区域近傍の測定局として、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の原町局及び小高局が設置されている。測定項目は表 3.1-7、位置は図 3.1-6 のとおりである。

なお、事業実施想定区域からの距離は原町局が約 16.0km、小高局が約 19.5km である。

表 3.1-7 大気測定局の概要及び測定項目（平成 29 年度）

区分	市	測定局	用途地域	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質
一般局	南相馬市	原町	住	○	—	○	○	○	○
		小高	住	—	—	○	○	—	—

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

2. 用途地域は「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、令和 2 年 6 月 10 日）第 8 条に定めるもののうち、第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域、第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種及び第 2 種住居地域及び準住居地域に該当する地域である。

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

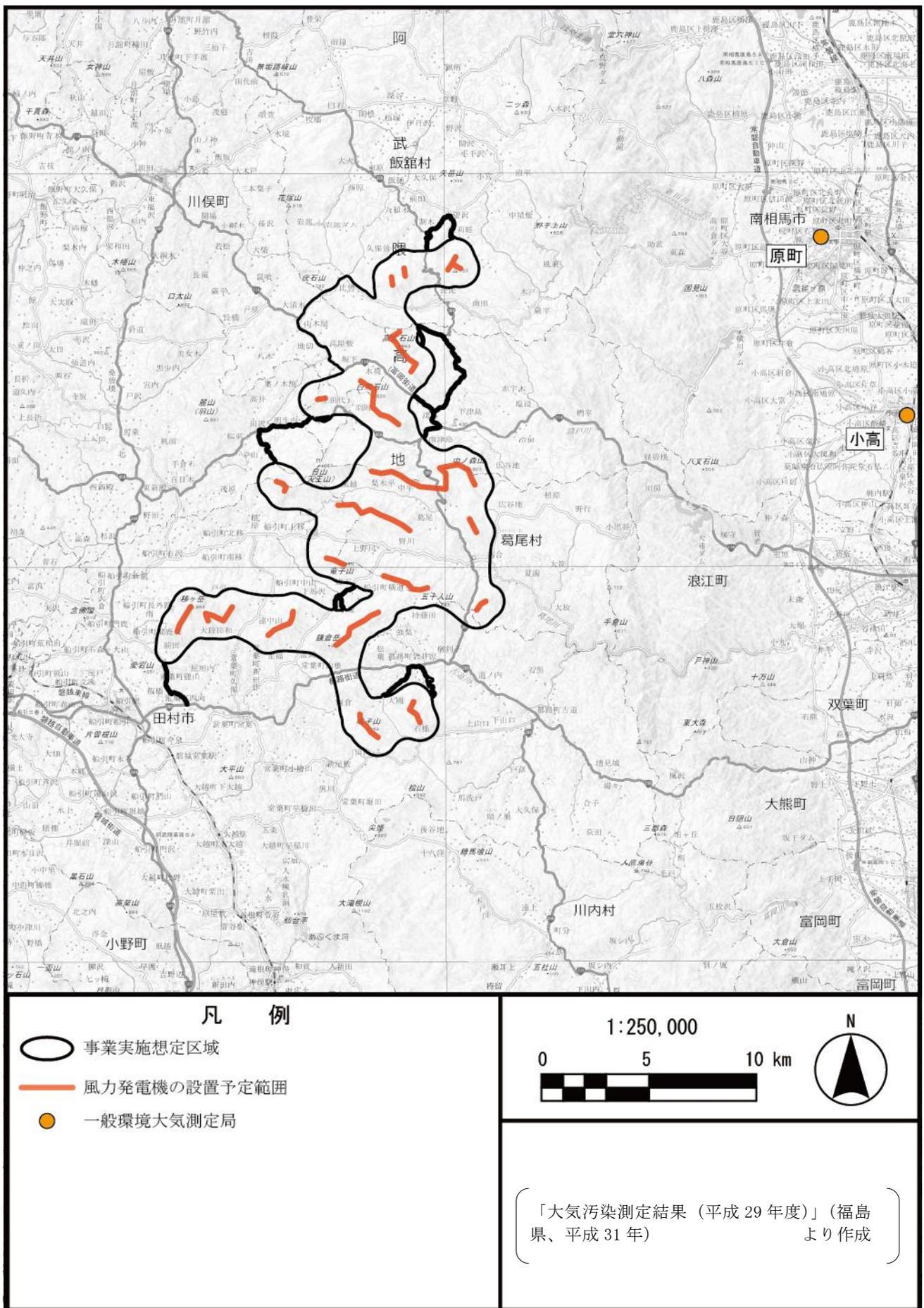


図 3.1-6 大気測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

平成 29 年度の測定結果は表 3.1-8 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成 25 年度から平成 29 年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-9 及び図 3.1-7 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

短期的評価：日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：日平均値の年間 2% 除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-8 二酸化硫黄の測定結果（平成 29 年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
						日	ppm	時間	%				
一般局	南相馬市	原町	住	341	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	○	0

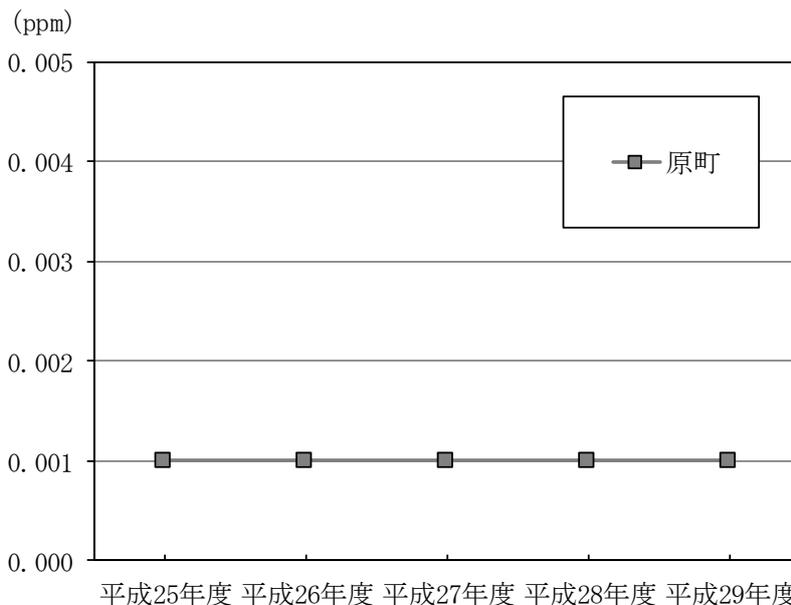
注：用途地域は、表 3.1-7 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

表 3.1-9 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	市	測定局名	年平均値 (ppm)				
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	南相馬市	原町	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

図 3.1-7 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

## (2) 浮遊粒子状物質

平成 29 年度の測定結果は表 3.1-10 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成 25 年度から平成 29 年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-11 及び図 3.1-8 のとおりである。

### ※環境基準とその評価

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

長期的評価：日平均値の年間 2% 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-10 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	市	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
						時間	%	日	%				
一般局	南相馬市	原町	355	8,560	0.008	0	0.0	0	0.0	0.054	0.024	○	0
		小高	362	8,702	0.012	0	0.0	0	0.0	0.071	0.032	○	0

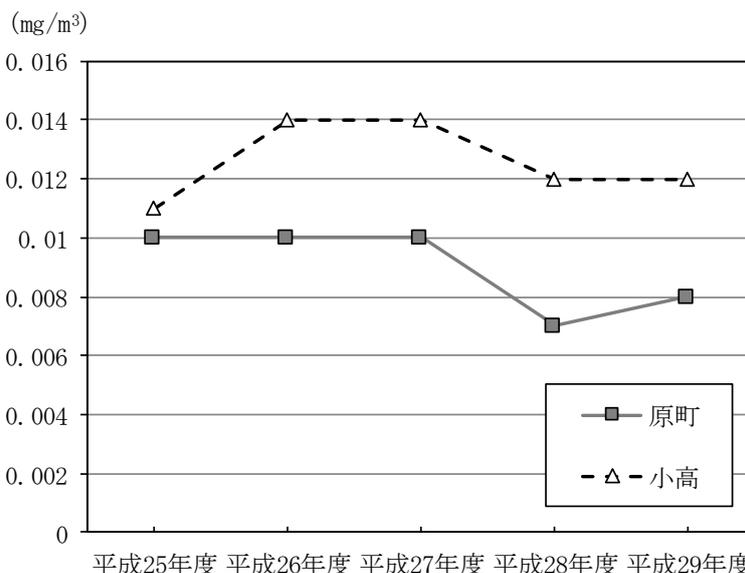
注：用途地域は、表 3.1-7 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

表 3.1-11 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	市	測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )				
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	南相馬市	原町	0.010	0.010	0.010	0.007	0.008
		小高	0.011	0.014	0.014	0.012	0.012

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

図 3.1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

### (3) 光化学オキシダント

平成 29 年度の測定結果は表 3.1-12 のとおりであり、環境基準に適合していない。

また、平成 25 年度から平成 29 年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-13 及び図 3.1-9 のとおりである。

#### ※環境基準の評価

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

環境基準の評価：昼間（午前 5 時から午後 8 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

表 3.1-12 光化学オキシダントの測定結果（平成 29 年度）

区分	市	測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	南相馬市	原町	361	5,358	0.036	44	243	0	0	0.097	0.046
		小高	365	5,413	0.032	31	136	0	0	0.085	0.043

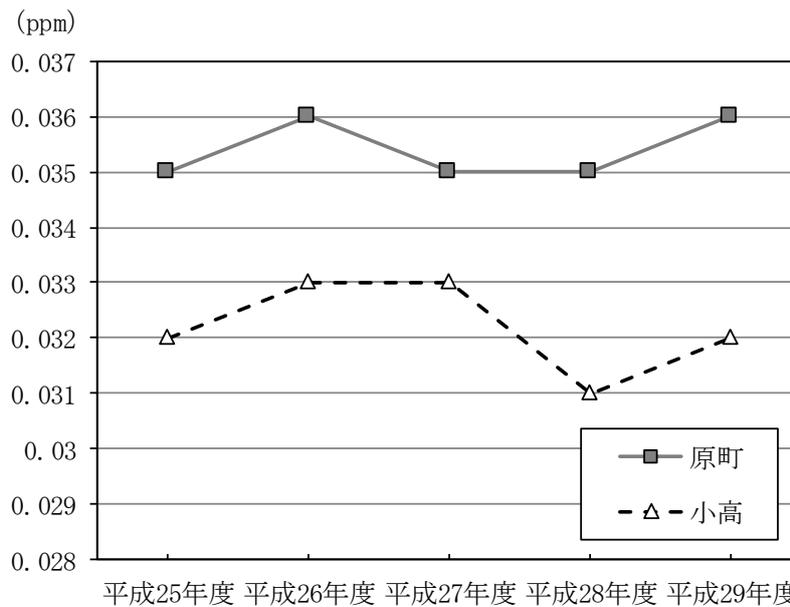
注：用途地域は、表 3.1-7 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

表 3.1-13 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	市	測定局名	昼間の 1 時間値の年平均値（ppm）				
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	南相馬市	原町	0.035	0.036	0.035	0.035	0.036
		小高	0.032	0.033	0.033	0.031	0.032

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

図 3.1-9 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

#### (4) 二酸化窒素

平成 29 年度の測定結果は表 3.1-14 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成 25 年度から平成 29 年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-15 及び図 3.1-10 のとおりである。

##### ※環境基準とその評価

環境基準：日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超えないこと。

表 3.1-14 二酸化窒素の測定結果（平成 29 年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
				日		ppm	日	%	日			
一般局	南相馬市	原町	住	357	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.010	0

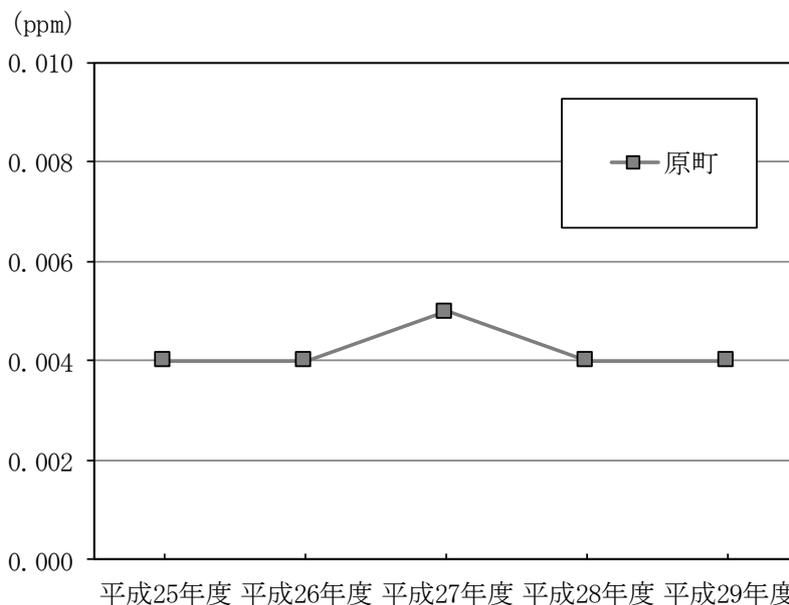
注：用途地域は、表 3.1-7 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

表 3.1-15 二酸化窒素の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	市	測定局名	年平均値（ppm）				
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	南相馬市	原町	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

図 3.1-10 二酸化窒素の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

(5) 微小粒子状物質

平成 29 年度の測定結果は表 3.1-16 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成 25 年度から平成 29 年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-17 及び図 3.1-11 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

短期基準：日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

長期基準：年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。

表 3.1-16 微小粒子状物質の測定結果（平成 29 年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
				日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般局	南相馬市	原町	住	357	7.4	21.4	0	0.0

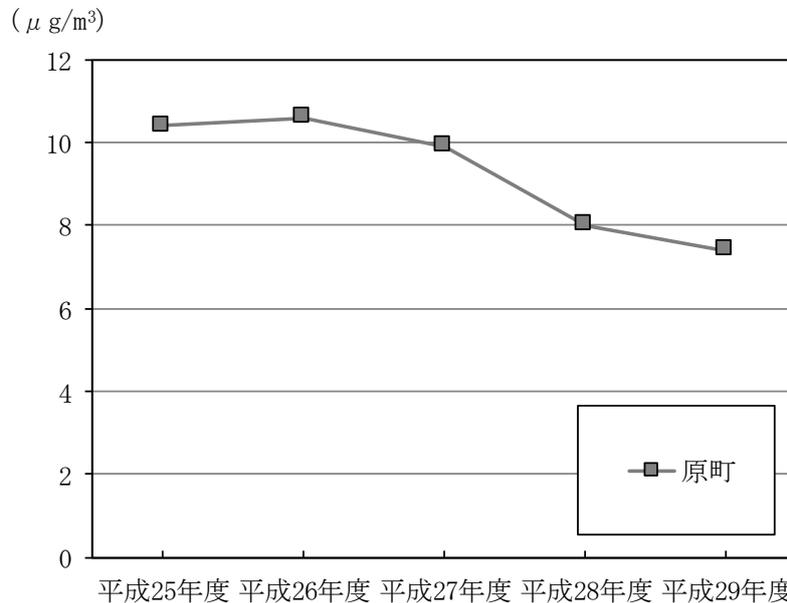
注：用途地域は、表 3.1-7 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

表 3.1-17 微小粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	市	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )				
			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	南相馬市	原町	10.4	10.6	9.9	8.0	7.4

〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（平成 29 年度）」（福島県、平成 31 年）より作成〕

図 3.1-11 微小粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 25～29 年度）

### (6) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「平成 30 年度 環境等測定調査結果」(福島県、令和元年)によると、平成 30 年度の大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、二本松市では 5 件、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯館村では 0 件である。

## 3. 騒音の状況

### (1) 環境騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲における環境騒音の状況について、調査は実施されていない。

### (2) 自動車騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲における自動車騒音の状況について、平成 30 年度は図 3.1-12 のとおり二本松市で実施されている。調査結果は表 3.1-18 のとおりである。

表 3.1-18 自動車騒音調査結果

路線名	区間 延長	車線数	評価対象 戸数	昼夜とも基準値 以下		昼のみ基準値 以下		夜のみ基準値 以下		昼夜とも基準値 超過	
	(km)			(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)
一般国道 349 号	10.1	2	70	70	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
二本松川俣線	3.8	2	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

〔「環境展望台」(国立環境研究所 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

### (3) 騒音に係る苦情の発生状況

「平成 30 年度 環境等測定調査結果」(福島県、令和元年)によると、平成 30 年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は、二本松市では 2 件、田村市では 1 件、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯館村では 0 件である。

## 4. 振動の状況

### (1) 環境振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲における環境振動の状況について、調査は実施されていない。

### (2) 道路交通振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、調査は実施されていない。

### (3) 振動に係る苦情の発生状況

「平成 30 年度 環境等測定調査結果」(福島県、令和元年)によると、平成 30 年度の振動に係る公害苦情の受理件数は、二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯館村ではともに 0 件である。

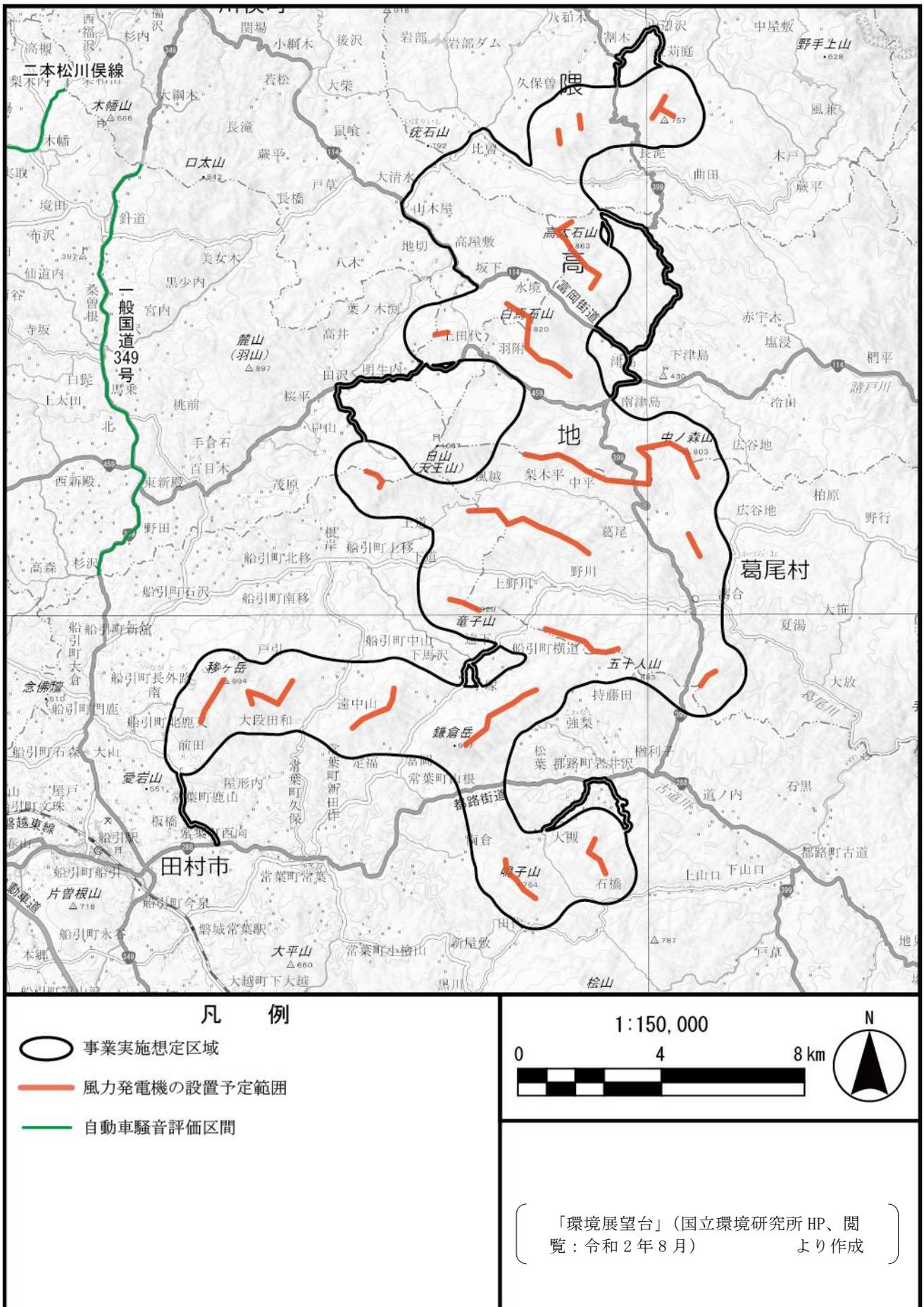


図 3.1-12 自動車騒音評価区間

### 3.1.2 水環境の状況

#### 1. 水象の状況

##### (1) 河川

事業実施想定区域及びその周囲の河川の状況は、図 3.1-13 のとおりである。事業実施想定区域の西側には阿武隈川水系の一級河川である口太川、移川、大滝根川、檜山川等が、事業実施想定区域及び東側には新田川水系の二級河川である比曾川、請戸川水系の二級河川である請戸川、葛尾川、野川川、古道川、山口川等がある。

##### (2) 海域

事業実施想定区域及びその周囲に海域は存在しない。

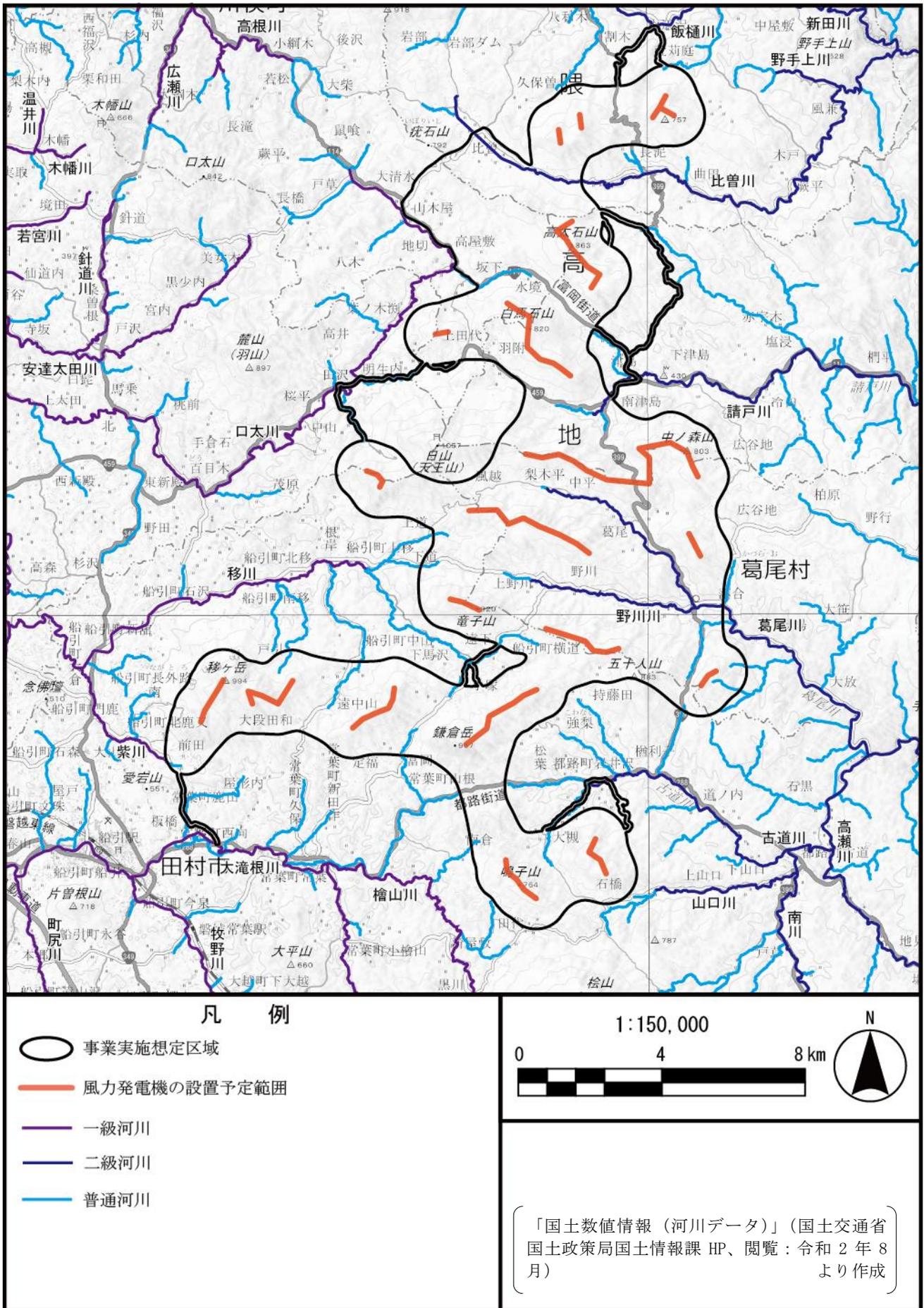


図 3.1-13 河川の状況

## 2. 水質の状況

### (1) 河川の水質

「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）によると、福島県では公共用水域の測定を実施しており、78 河川の 131 地点で調査が行われている。

事業実施想定区域及びその周囲では、大滝根川の「船引橋」及び牧野川の「大滝根川合流前」において水質測定を実施しており、平成 30 年度の水質測定結果は表 3.1-19、水質測定地点は図 3.1-14 のとおりである。

また、各市町村が独自に水質測定を実施しており、平成 30 年度の水質測定結果は表 3.1-20、水質調測地点は図 3.1-14 のとおりである。

表 3.1-19(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目・平成 30 年度）

水域名（河川名等）		大滝根川 （谷田川を含む）			牧野川			環境基準 （A 類型）
地点名		船引橋			大滝根川合流前			
類型区分		A			—			
測定項目	単位	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	
水素イオン濃度(pH)	—	7.5	8.2	0/12	7.8	8.3	-/4	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.0	13	0/12	9.4	13	-/4	7.5 以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.6	1.8	0/12	0.7	1.6	-/4	2 以下
浮遊物質(SS)	mg/L	<1	4	0/12	<1	3	-/4	25 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	2,400	33,000	12/12	490	4,900	-/4	1,000 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」の m は環境基準値を超える検体数、n は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-19(2) 河川の水質測定結果（全窒素・全リン・平成 30 年度）

水域名（河川名等）		大滝根側（谷田川を含む）			牧野川		
地点名		船引橋			大滝根川合流前		
測定項目	単位	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n
全窒素	mg/L	1.1	1.3	-/2	1.0	1.6	-/2
全リン	mg/L	0.048	0.067	-/2	0.042	0.086	-/2

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」の m は環境基準値を超える検体数、n は総検体数を示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-19(3) 河川の水質測定結果（水生生物保全項目・平成 30 年度）

水域名（河川名等）		大滝根川（谷田川を含む）			牧野川			環境基準 （生物 A）
地点名		船引橋			大滝根川合流前			
類型区分		A			—			
測定項目	単位	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	
全亜鉛	mg/L	0.001	0.003	0/2	0.001	0.002	-/2	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	0/1	<0.00006	<0.00006	-/1	0.001 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/1	0.0014	0.0014	-/1	0.03 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」の m は環境基準値を超える検体数、n は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-19(4) 河川の水質測定結果（健康項目・平成 30 年度）

水域名（河川名等）		大滝根川 （谷田川を含む）			環境基準 （A 類型）
地点名		船引橋			
測定項目	単位	最大値	平均値	m/n	
カドミウム	mg/L	—	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	—	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0/2	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0/2	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0/2	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0/2	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.1	1.0	0/2	10 以下
ふっ素	mg/L	0.08	0.08	0/2	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	0/2	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0/2	0.05 以下

注：1. 「—」は測定が行われていないことを示す。

2. 「m/n」の m は環境基準値を超える検体数、n は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-20(1) 河川の水質測定結果（平成 30 年度）

水域名（河川名等）		口太川		針道川		安達太田川		安達太田川		立石川	
地点名		口太川橋		盤城橋		美女木下橋		河原田橋		支所前 BOX	
測定項目	単位	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
水素イオン濃度(pH)	—	7.9	7.7	7.8	7.6	7.8	7.7	7.9	7.7	7.7	7.5
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.4	13	7.9	12	7.9	11	8.4	12	7.9	11
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.1	3.4	1.1	3.0	2.7	2.0	1.1	2.2	0.5	2.6
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	4.3	1.7	4.4	2.0	4.3	2.4	4.2	1.9	3.6	1.7
浮遊物質(SS)	mg/L	7	<1.0	2	<1.0	6	<1.0	8	<1.0	6	<1.0
大腸菌群数	MPN/100mL	4,900	230	11,000	490	11,000	2,400	22,000	490	23,000	310
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
全窒素	mg/L	2.0	1.3	1.5	2.3	1.4	1.6	1.1	1.3	1.4	1.8
全燐	mg/L	0.051	0.041	0.098	0.047	0.27	0.080	0.11	0.035	0.061	0.028

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-20(2) 河川の水質測定結果（平成 30 年度）

水域名（河川名等）		大滝根川		大滝根川		大滝根川		大滝根川		牧野川	
地点名		陣場		常光寺		板橋		秋元医院前		原の堰	
測定項目	単位	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
水素イオン濃度(pH)	—	7.1	7.2	7.0	7.1	7.0	7.0	7.2	6.6	7.1	7.2
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.2	12	8.9	12	8.7	12	8.9	12	9.2	11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.0	1.3	1.1	1.5	1.0	0.8	1.1	1.3	1.3	0.9
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.4	1.3	2.5	1.4	2.9	1.5	3.8	1.8	5.4	2.6
浮遊物質(SS)	mg/L	1	1	<1	<1	2	1	2	<1	<1	2
大腸菌群数	MPN/100mL	50	490	790	16,000	3,500	1,700	3,500	1,300	1,700	1,300
全窒素	mg/L	1.1	0.91	1.3	0.77	1.0	0.90	0.99	1.0	1.0	1.0
全燐	mg/L	0.039	0.018	0.042	0.019	0.045	0.018	0.069	0.033	0.098	0.042

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-20(3) 河川の水質測定結果（平成 30 年度）

水域名（河川名等）		牧野川		桧山川		町尻川		移川		柴川	
地点名		大滝根川合流手前		見渡橋		春山公民館下流の橋下		柴川合流手前		移川合流手前	
測定項目	単位	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
水素イオン濃度(pH)	—	7.2	7.0	7.0	7.2	7.1	6.7	7.1	6.9	7.1	6.9
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.7	12	8.9	12	8.1	11	8.7	12	8.4	12
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.5	1.0	0.8	1.1	1.3	0.8	0.9	1.1	1.4	1.2
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.2	2.4	2.3	2.1	5.5	2.6	3.3	2.0	4.6	1.9
浮遊物質(SS)	mg/L	2	1	<1	1	8	2	3	1	<1	1
大腸菌群数	MPN/100mL	3,500	460	230	220	9,200	1,100	2,400	700	5,400	490
全窒素	mg/L	1.0	1.1	0.84	0.62	1.5	1.5	1.3	1.2	1.8	1.7
全燐	mg/L	0.094	0.036	0.034	0.019	0.13	0.029	0.064	0.025	0.086	0.039

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-20(4) 河川の水質測定結果（平成 30 年度）

水域名（河川名等）		古道川		南川		高瀬川		山口川	
地点名		松ノ木平		戸屋橋		小滝沢橋		支流下流	
測定項目	単位	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
水素イオン濃度(pH)	—	7.0	7.1	6.9	7.1	6.7	7.1	6.9	7.3
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.8	11	9.3	12	9.4	12	9.1	11
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.1	0.8	0.7	1.0	1.0	0.8	0.5	0.6
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	2.9	1.4	2.1	1.1	2.3	1.1	2.0	1.2
浮遊物質(SS)	mg/L	1	<1	3	<1	<1	<1	1	<1
大腸菌群数	MPN/100mL	400	490	340	130	140	220	230	70
全窒素	mg/L	0.66	0.42	0.80	0.76	0.38	0.11	0.54	0.31
全燐	mg/L	0.036	0.012	0.039	0.018	0.021	0.010	0.018	0.009

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

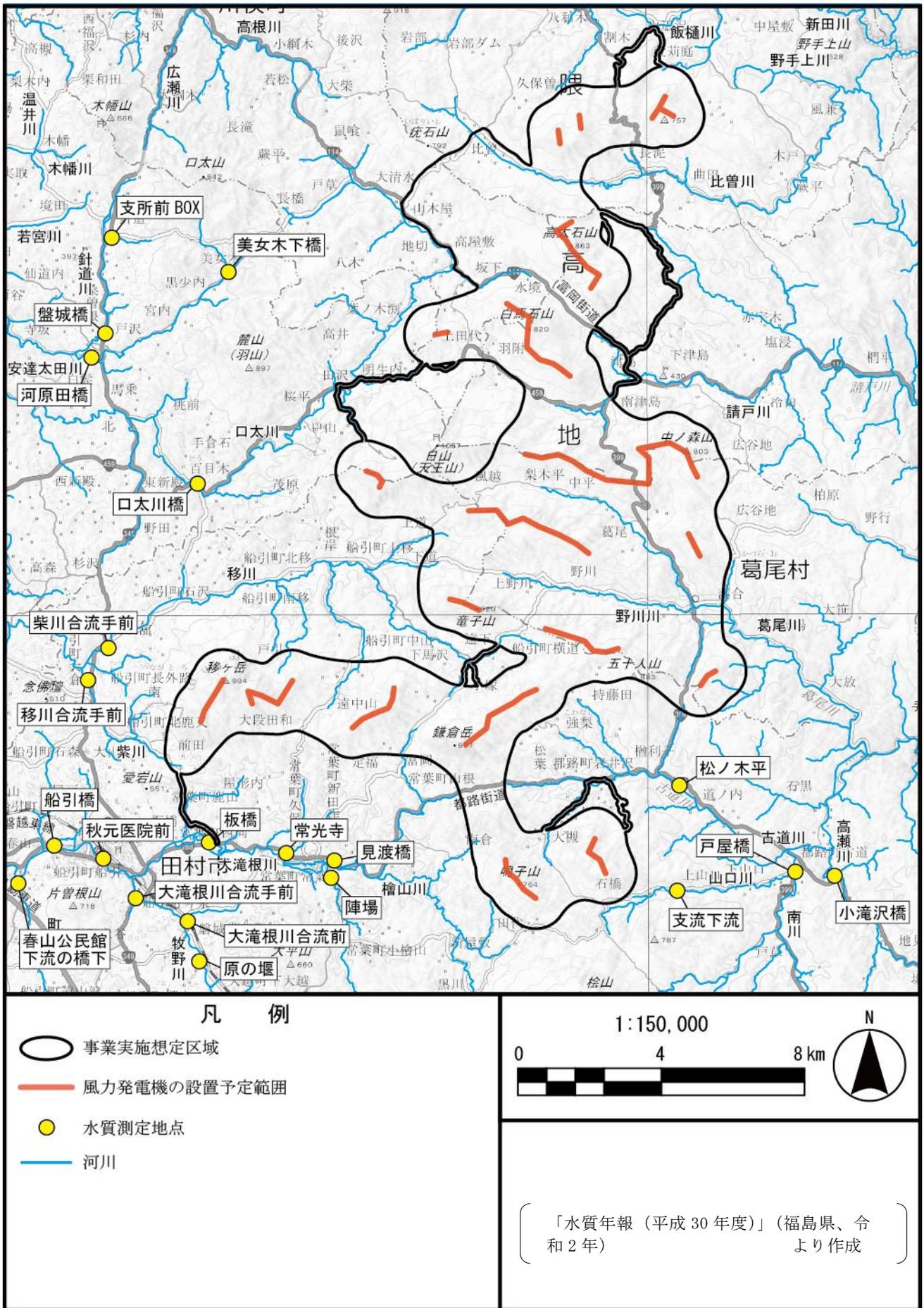


図 3.1-14 水質測定地点

## (2) 地下水の水質

地下水の水質の状況を把握するため、平成 30 年度は、概況調査が 56 地点、継続監視調査が 193 地点、汚染井戸周辺地区調査が 106 地点で実施されている。

事業実施想定区域及びその周囲における調査結果は表 3.1-21 のとおりである。

表 3.1-21(1) 地下水の水質調査結果（概況調査・平成 30 年度）

(単位：mg/L)

市名	田村市	二本松市	環境基準
地区名	古道	木幡	
用途	飲用	飲用	
測定項目	測定値		
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01 mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.05 mg/L 以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01 mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.7	7.2	10 mg/L 以下
ふっ素	<0.08	<0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	<0.02	<0.02	1 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満を示す。

2. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-21(2) 地下水の水質調査結果（継続監視調査・平成 30 年度）

(単位：mg/L)

市名	二本松市			田村市	環境基準
	戸沢			久保	
地区名	飲用	飲用	雑用	雑用	
用途					
測定項目	測定値				
カドミウム	—	—	—	—	0.003 mg/L 以下
全シアン	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	—	—	—	—	0.05 mg/L 以下
砒素	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	—	—	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.048	<0.004	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	0.0011	<0.0005	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.018	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.0023	0.0010	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	—	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	—	0.01 mg/L 以下
セレン	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	—	10 mg/L 以下
ふっ素	—	—	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	—	—	—	—	1 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビ ニル又は塩化ビニルモノマ ー）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	0.05 mg/L 以下

注：1. 「&lt;」は定量下限値未満を示す。

2. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-21(3) 地下水の水質調査結果（継続監視調査・平成 30 年度）

(単位：mg/L)

町村名	川俣町	葛尾村	飯舘村	環境基準
地区名	山木屋	落合	飯樋	
用途	飲用	工業	雑用	
測定項目	測定値			
カドミウム	<0.0003	—	—	0.003 mg/L 以下
全シアン	<0.1	—	—	検出されないこと
鉛	<0.005	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	<0.02	—	—	0.05 mg/L 以下
砒素	0.009	—	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	<0.0005	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	—	—	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	—	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	—	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	—	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.028	—	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	<0.002	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.2	—	2.7	10 mg/L 以下
ふっ素	<0.08	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	<0.02	—	—	1 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビ ニル又は塩化ビニルモノマ ー）	<0.0002	<0.0002	—	0.002 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	—	—	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満を示す。

2. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

表 3.1-21(4) 地下水の水質調査結果（汚染井戸周辺地区調査・平成 30 年度）

(単位：mg/L)

村名	地区名	用途	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準
飯舘村	飯樋	雑用	6.4	10 mg/L 以下
		飲用	3.7	
		飲用	3.6	
		雑用	2.1	
		工業	0.2	
		その他	2.4	
		雑用	3.1	
		雑用	<0.2	
		雑用	0.3	
		雑用	1.0	
		雑用	0.8	

注：「<」は定量下限値未満を示す。

〔「水質年報（平成 30 年度）」（福島県、令和 2 年）より作成〕

### (3) 水質に係る苦情の発生状況

「平成 30 年度 環境等測定調査結果」（福島県、令和元年）によると、平成 30 年度の水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、二本松市で 1 件、田村市で 5 件、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村ではともに 0 件である。

## 3. 水底の底質の状況

「平成 30 年度環境等測定調査結果」（福島県、令和元年）によると、福島県では、水底の底質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視している。

なお、事業実施想定区域及びその周囲において、公共用水域の水底の底質の測定は行われていない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1. 土壌の状況

##### (1) 土壌

事業実施想定区域及びその周囲における土壌の状況は図 3.1-15 のとおりである。

事業実施想定区域は主に黒ボク土壌、多湿黒ボク土壌、乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌等が分布している。

##### (2) 土壌汚染

事業実施想定区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく要措置区域及び変更時要届出区域の指定状況は、令和 2 年 7 月 31 日現在、葛尾村落合に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定がある。

##### (3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

「平成 30 年度 環境等測定調査結果」（福島県、令和元年）によると、平成 30 年度の土壌汚染に係る公害苦情の受理件数は、二本松市では 1 件、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村ではともに 0 件である。

#### 2. 地盤の状況

##### (1) 地盤沈下の状況

「平成 30 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 2 年）によると、事業実施想定区域及びその周囲において、地盤沈下は確認されていない。

##### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

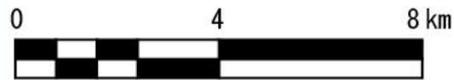
「平成 30 年度 環境等測定調査結果」（福島県、令和元年）によると、平成 30 年度の地盤沈下に係る公害苦情の受理件数は、二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村ではともに 0 件である。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲

1:150,000



<b>岩屑土</b>	<b>褐色森林土</b>	<b>灰色低地土</b>	<b>泥炭土</b>
 岩屑性土壤	 乾性褐色森林土壤	 細粒灰色低地土壤	 低位泥炭土壤
<b>黒ボク土</b>	 乾性褐色森林土壤 (黄褐色系)	 灰色低地土壤	
 厚層黒ボク土壤	 褐色森林土壤	<b>グライ土</b>	
 黒ボク土壤	 褐色森林土壤 (黄褐色系)	 細粒グライ土壤	
 多湿黒ボク土壤	 湿性褐色森林土壤	 グライ土壤	
		 粗粒グライ土壤	

「20万分の1土地分類基本調査(土壤図)」  
(国土交通省 HP、閲覧：令和2年8月)  
より作成

図 3.1-15 土壤図

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

事業実施想定区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-16 のとおりである。

事業実施想定区域は主に山地の中起伏山地、小起伏山地及び低地の扇状地性低地等からなっている。

#### 2. 地質の状況

事業実施想定区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1-17 のとおりである。

事業実施想定区域は主に花崗岩、花崗閃緑岩（古期）及び斑レイ岩質岩石等が分布している。

#### 3. 重要な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- ・「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）に掲載されている地形。
- ・「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- ・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

事業実施想定区域及びその周囲に、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定された地形はない。

事業実施想定区域及びその周囲における、「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）による典型地形は、表 3.1-22 及び図 3.1-18 のとおりであり、事業実施想定区域に「移ヶ岳」、「鎌倉岳山頂」、「高太石（コウダイシ）山南斜面、白馬石（シロマイシ）山地斜面」、「大段田和」がある。

事業実施想定区域及びその周囲における、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表 3.1-23 及び図 3.1-19 のとおりであり、事業実施想定区域に非火山性孤峰の「白馬石山」、「蟹山」、「龍子山（葛尾小富士）」、「五十人山」、「移ヶ岳」、「鎌倉岳」がある。

事業実施想定区域及びその周囲に、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

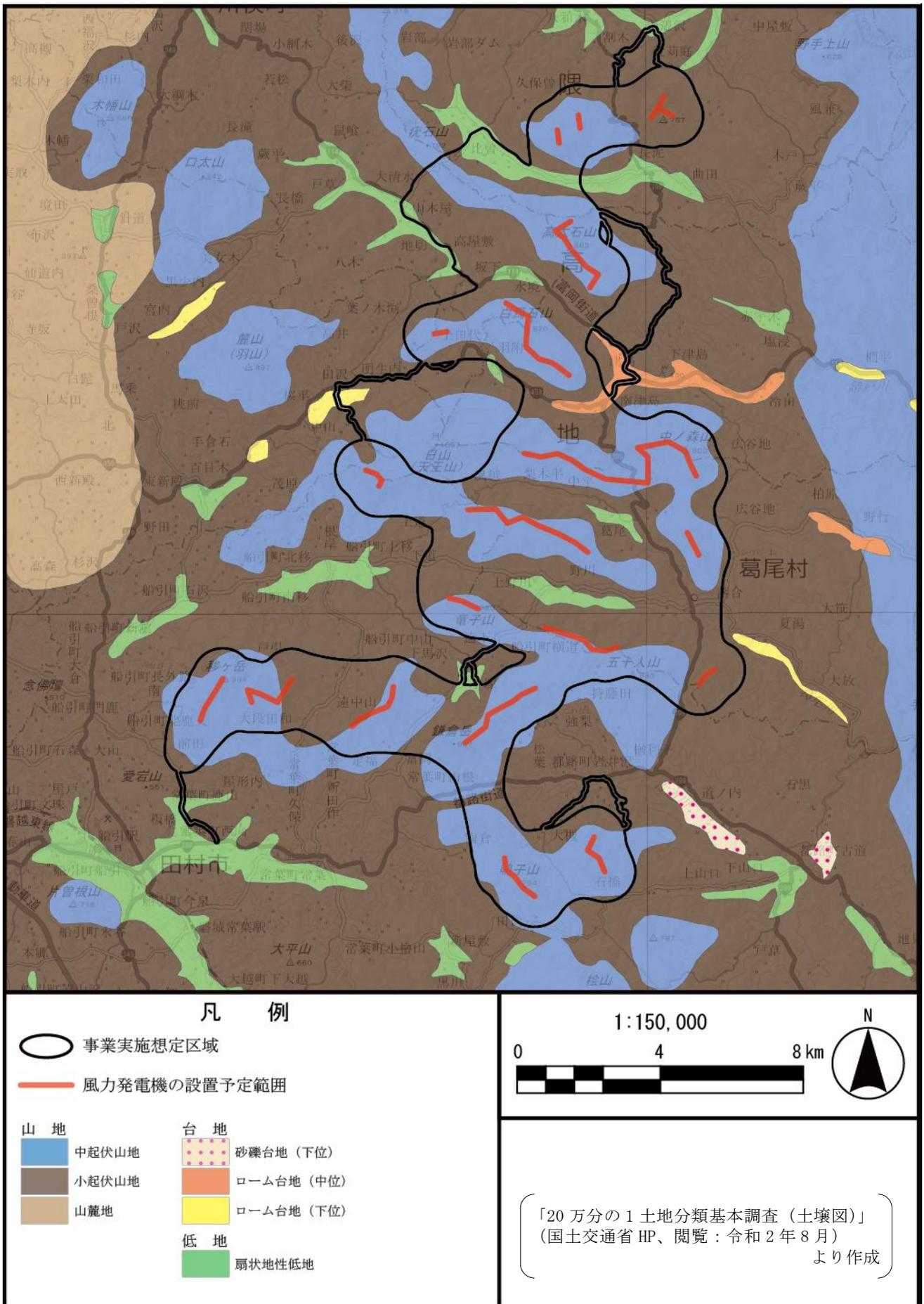


図 3.1-16 地形分類図

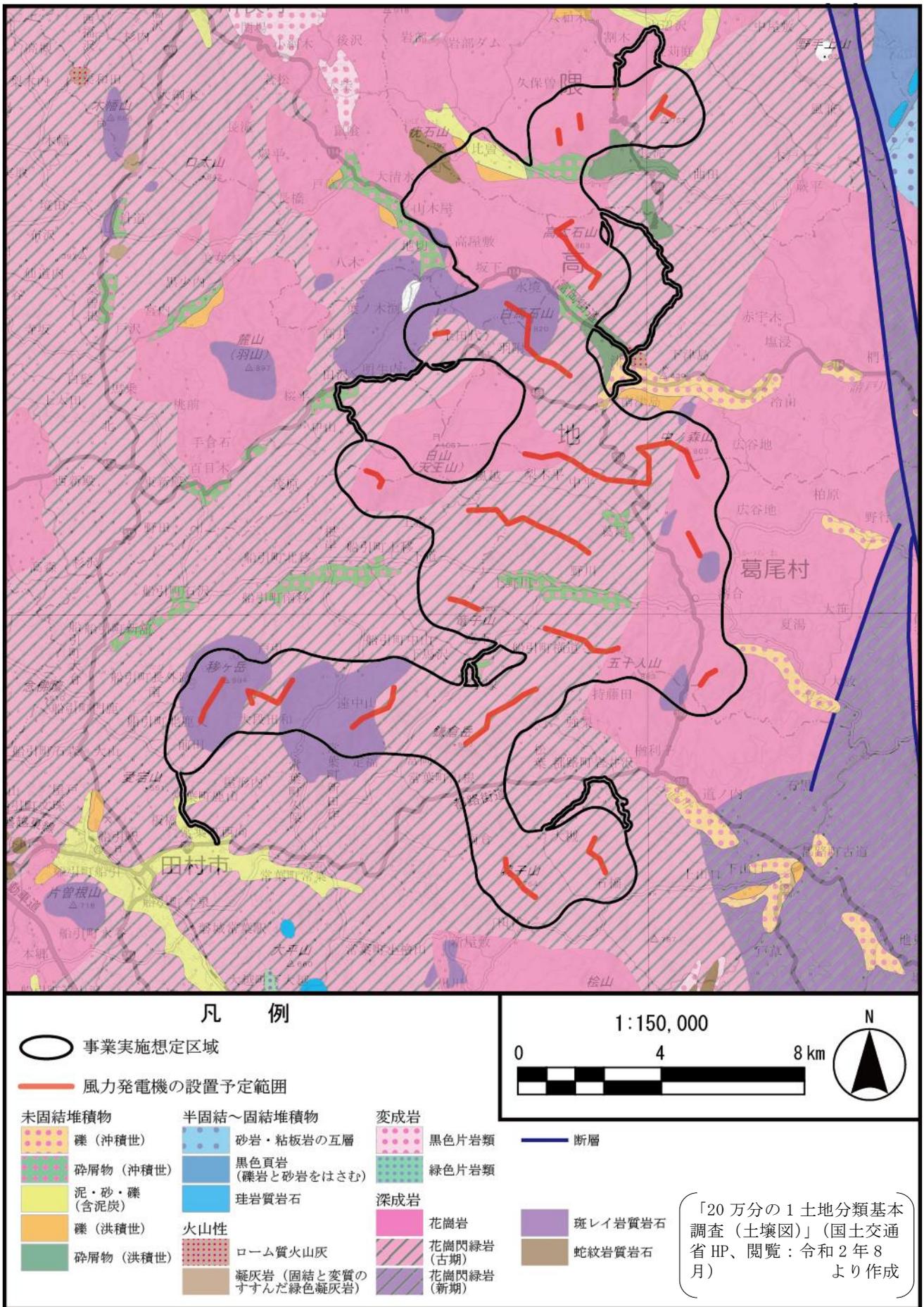


図 3.1-17 表層地質図

表 3.1-22 重要な地形の状況（典型地形）

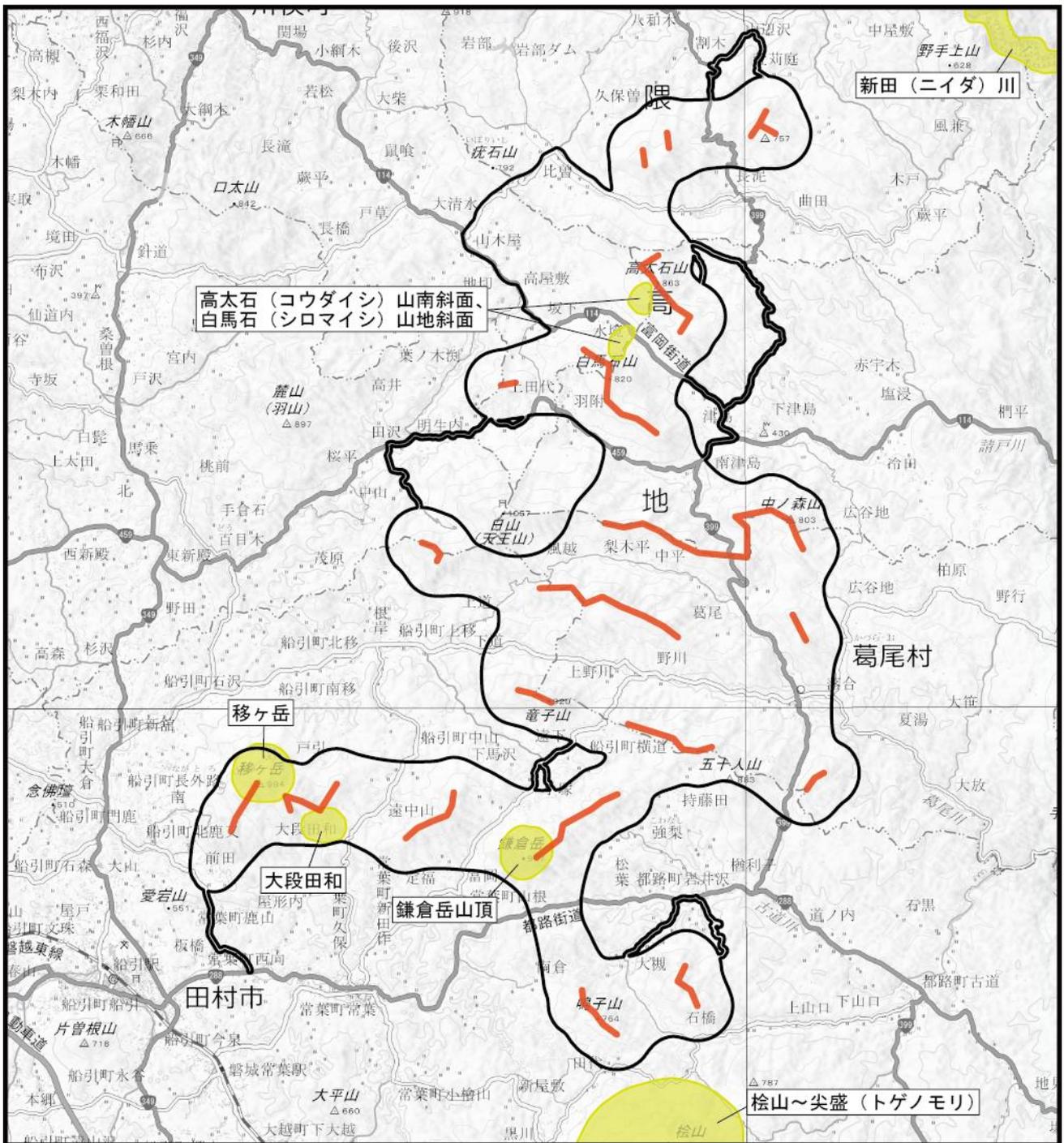
地形の中の項目 (成因別)	地形項目	名称	備考
地質を反映した地形	残丘	移ヶ岳	阿武隈隆起準平原上
	岩峰・岩峰群	鎌倉岳山頂	花崗岩山地の中
	奇岩怪石・巨石群	鎌倉岳山頂	—
河川の作用による地形	穿入蛇行	新田（ニイダ）川	阿武隈高地の隆起に伴う遷急点後退のあと
氷河・周氷河作用による地形	岩塊流（岩塊斜面を含む）	高太石（コウダイシ）山南斜面、白馬石（シロマイシ）山地斜面	—
	麓斜面	大段田和	気候地形とは言えないと思われる
その他の地形	準平原遺物	桧山～尖盛（トゲノモリ）	阿武隈高地

〔「日本の典型地形」（財）日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

表 3.1-23 重要な地形の状況（自然景観資源）

区 分	名 称
非火山性孤峰	五十人山
	花塚山
	天王山（白山）
	蟹山
	龍子山（葛尾小富士）
	白馬石山
	移ヶ岳
	鎌倉岳
	片曾根山
	桧山
峡谷・溪谷	横川溪谷
	高瀬川溪谷
滝	行司ヶ滝

〔第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図〕（環境庁、平成元年）より作成〕



高太石 (コウダイシ) 山南斜面、  
白馬石 (シロマイシ) 山地斜面

新田 (ニイダ) 川

移ヶ岳

大段田和

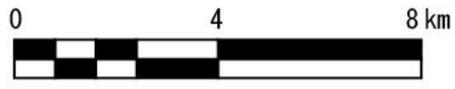
鎌倉岳山頂

桧山～尖盛 (トゲノモリ)

凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  典型地形

1:150,000



〔「日本の典型地形」((財) 日本地図センター、  
平成 11 年) より作成〕

図 3.1-18 重要な地形の状況 (典型地形)

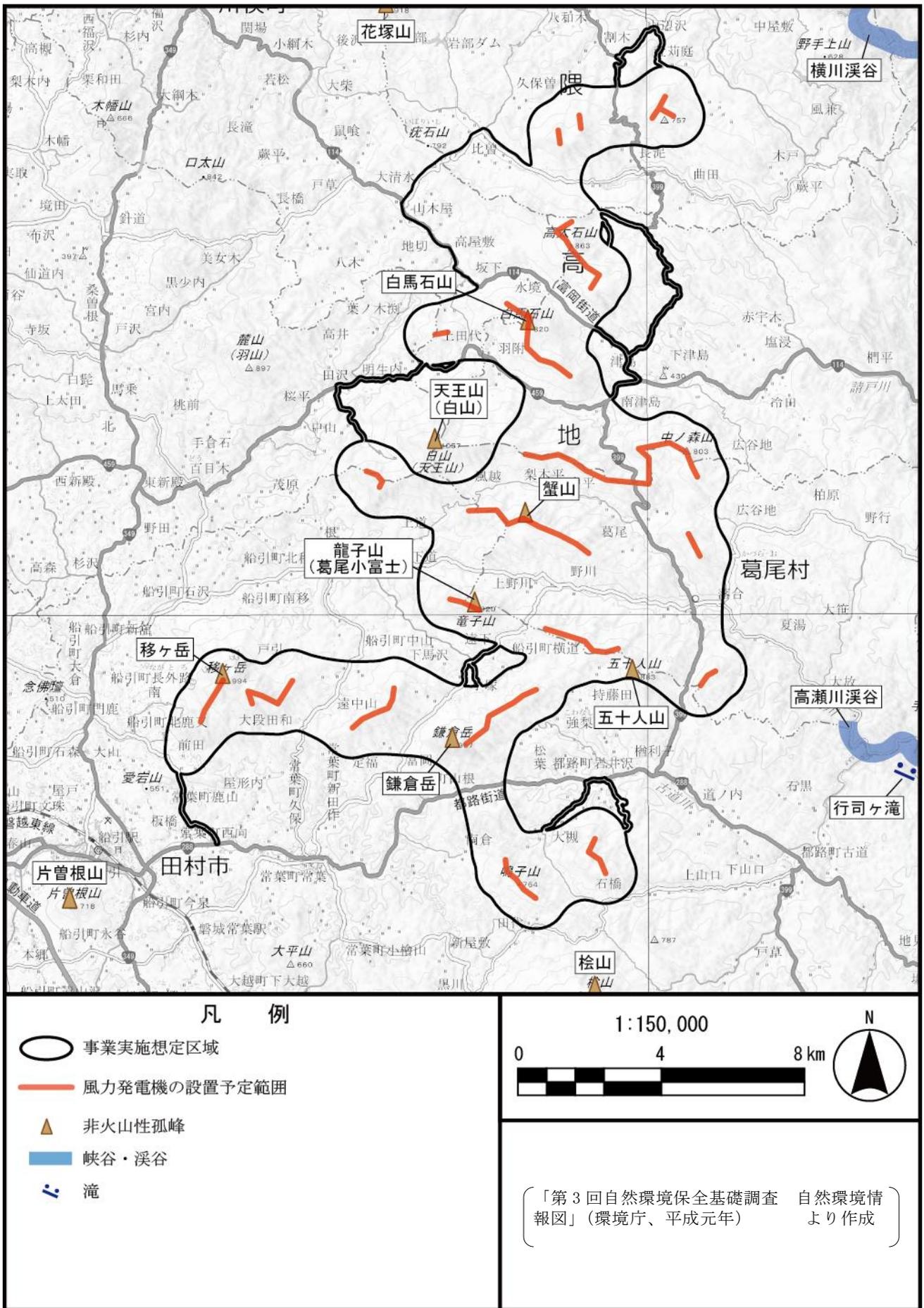


図 3.1-19 重要な地形の状況 (自然景観資源)

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、事業実施想定区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成14年）、「レッドデータブックふくしまⅡ－（淡水魚類／両生・爬虫類／哺乳類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成15年）等）により整理した。

事業実施想定区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表3.1-24及び図3.1-20のとおりである。

表3.1-24(1) 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域が含まれる2次メッシュ*
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域が含まれる2次メッシュ*
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域が含まれる2次メッシュ*
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第5回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域が含まれる2次メッシュ*
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第6回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書）」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域が含まれる2次メッシュ*
「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成16年）	事業実施想定区域が含まれる1/50,000地形図に相当する範囲
「生物多様性情報システム－ガンカモ類の生息調査－平成21～30年度調査」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域及びその周囲の調査地点
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）	事業実施想定区域を含む分布図の対象メッシュ
「コウモリ生息情報」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月） 「コウモリ洞分布」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月） 「コウモリ分布」（環境省 HP、閲覧：令和2年8月）	事業実施想定区域及びその周囲
「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成14年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市、事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「レッドデータブックふくしまⅡ－（淡水魚類／両生・爬虫類／哺乳類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成15年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市、事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「福島県獣類生息状況調査報告書」（福島県森林保全課、平成3年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「鳥類生息状況調査報告書」（福島県森林保全課、昭和60年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「ふくしまの生き物たち」（福島民友新聞社、平成17年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「阿武隈高地の生き物たち」（南相馬市博物館、平成24年）	阿武隈高地

表 3.1-24(2) 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「福島に生きる」（南相馬市博物館、平成 25 年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「ふくしまに生きる 爬虫・両生類」（南相馬市博物館、平成 27 年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「被災地の原野に生きる」（南相馬市博物館、平成 28 年）	飯舘村
「ふくしまの野鳥」（編 湯浅恭一、昭和 50 年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「福島県の淡水魚」（福島県内水面水産試験場、平成 14 年）	事業実施想定区域が含まれる2次メッシュの川俣町、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市の5市町村にかかるとる河川より抽出
「福島県の蝶」（歴史春秋社、昭和 57 年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「川俣町史（第1巻 通史編）」（川俣町、昭和 57 年）	川俣町
「飯舘村史 第1巻」（飯舘村史編纂委員会・飯舘村、昭和 54 年）	飯舘村
「岩代町史（通史1）」（岩代町、平成元年）	岩代町（二本松市）
「浪江町史 別巻1 浪江町の自然」（浪江町編纂委員会、平成 15 年）	浪江町
「葛尾村史 第1巻」（葛尾村、平成 3 年）	葛尾村
「船引町史（通史編I）」（船引町、昭和 61 年）	船引町（田村市）
「都路村史」（都路村史編纂委員会、昭和 60 年）	都路村（田村市）

注：※については、以下のとおりである。

※：2次メッシュは、国土地理院発行の1/25,000の地形図の図郭割の範囲に相当する。

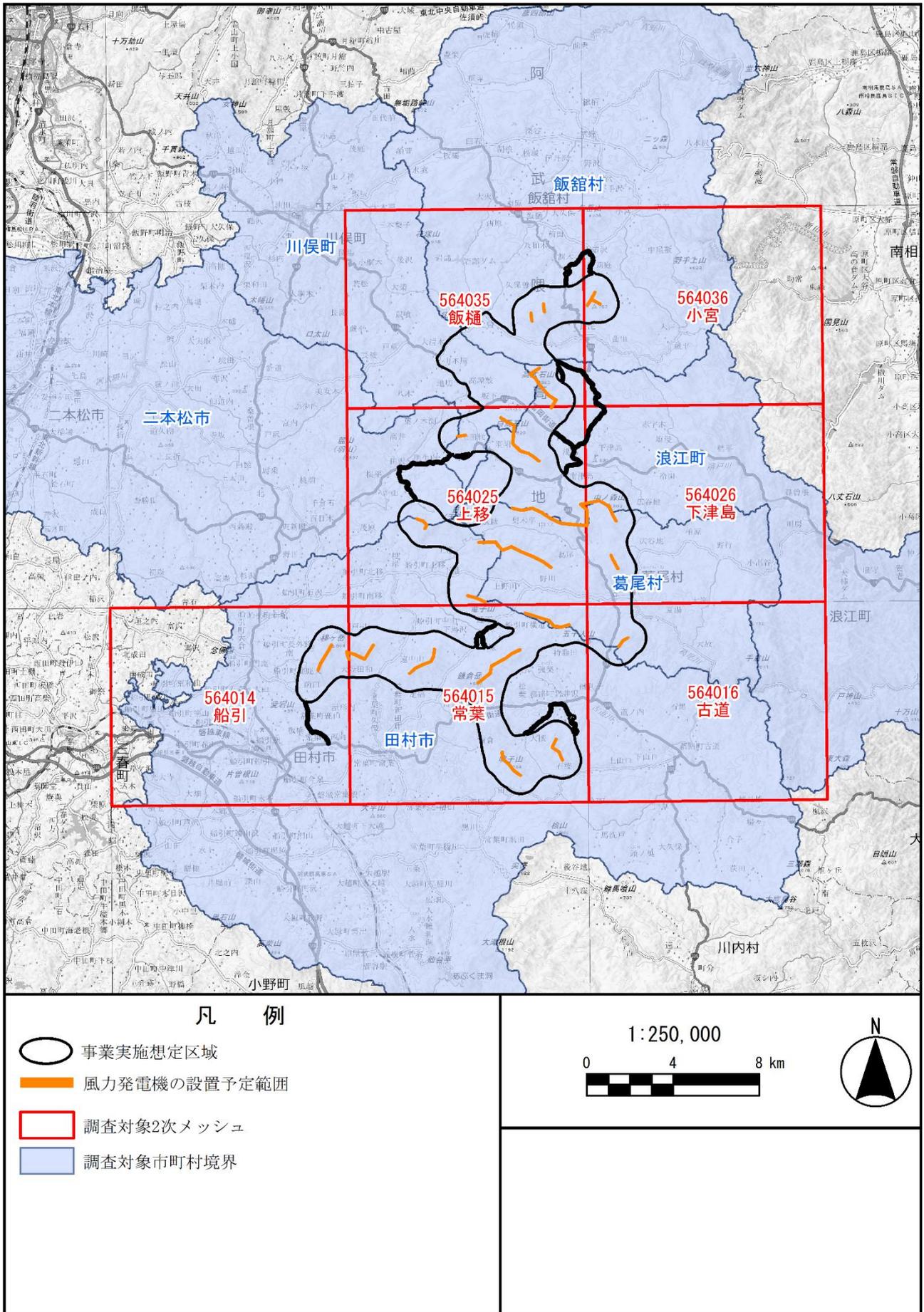


図 3.1-20 文献その他の資料調査の範囲

## (1) 動物相の概要

「レッドデータブックふくしまⅠー福島県の絶滅のおそれのある野生生物ー（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成 14 年）及び「レッドデータブックふくしまⅡー（淡水魚類／両生・爬虫類／哺乳類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成 15 年）によると、福島県で確認されているのは、哺乳類が 47 種、鳥類が 293 種、爬虫類が 15 種、両生類が 17 種、昆虫類が 2,851 種以上、淡水魚類が 76 種である。

事業実施想定区域及びその周囲の動物相の概要を表 3.1-25 のとおり整理した。哺乳類 37 種、鳥類 149 種、爬虫類 14 種、両生類 18 種、昆虫類 479 種、魚類 77 種及び底生動物 24 種の合計 798 種が確認されている。

表 3.1-25 動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	カワネズミ、ヒミズ、キクガシラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、イノシシ、カモシカ等 (37 種)
鳥類	キジ、カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ホトトギス、イカルチドリ、イソシギ、トビ、アカゲラ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、センダイムシクイ、オオルリ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149 種)
爬虫類	アカウミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等 (14 種)
両生類	トウホクサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、ウシガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル等 (18 種)
昆虫類	キイトトンボ、ハグロトンボ、ムカシヤンマ、ノシメトンボ、コカマキリ、ヒガシキリギリス、コバネイナゴ、アブラゼミ、クサギカメムシ、アメンボ、タガメ、イラガ、イチモンジセセリ、ルリシジミ、ジャノメチョウ、オオムラサキ、アゲハ、エゾスズメ、ナミハナアブ、マイマイカブリ東北地方南部亜種、カワラハンミョウ、コクワガタ、ゲンジボタル、イチモンジハムシ、オトシブミ、キムネクマバチ等 (479 種)
魚類	ニホンウナギ、ゼニタナゴ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ギバチ、ナマズ、キタノメダカ、オオクチバス、カジカ、ジュズカケハゼ、ヌマガレイ等 (77 種)
底生動物	マルタニシ、カワニナ、モノアラガイ、カワシンジュガイ、ドブシジミ、イトミミズ、シマイシビル、ヌマエビ、アメリカザリガニ、サワガニ等 (24 種)
合計	798 種

- 注：1. 種名及び配列については原則として、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和元年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和元年）、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（日本鳥学会、平成 24 年）に準拠した。
2. 確認種については、表 3.1-24 に示す文献その他の資料より抽出した。

「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）において、ガン・カモ・ハクチョウ類の冬季の生息状況及び渡来傾向が掲載されている。事業実施想定区域及びその周囲にある調査地点は、図 3.1-21 のとおり 3 地点である。平成 21 年度～平成 30 年度までの調査結果は表 3.1-26 のとおり、「岩部ダム」、「大滝根川（常葉西向）」及び「大滝根川（船引）」において全体でマガモ、カルガモ、コガモ、オナガガモ及びカワアイサが確認されている。

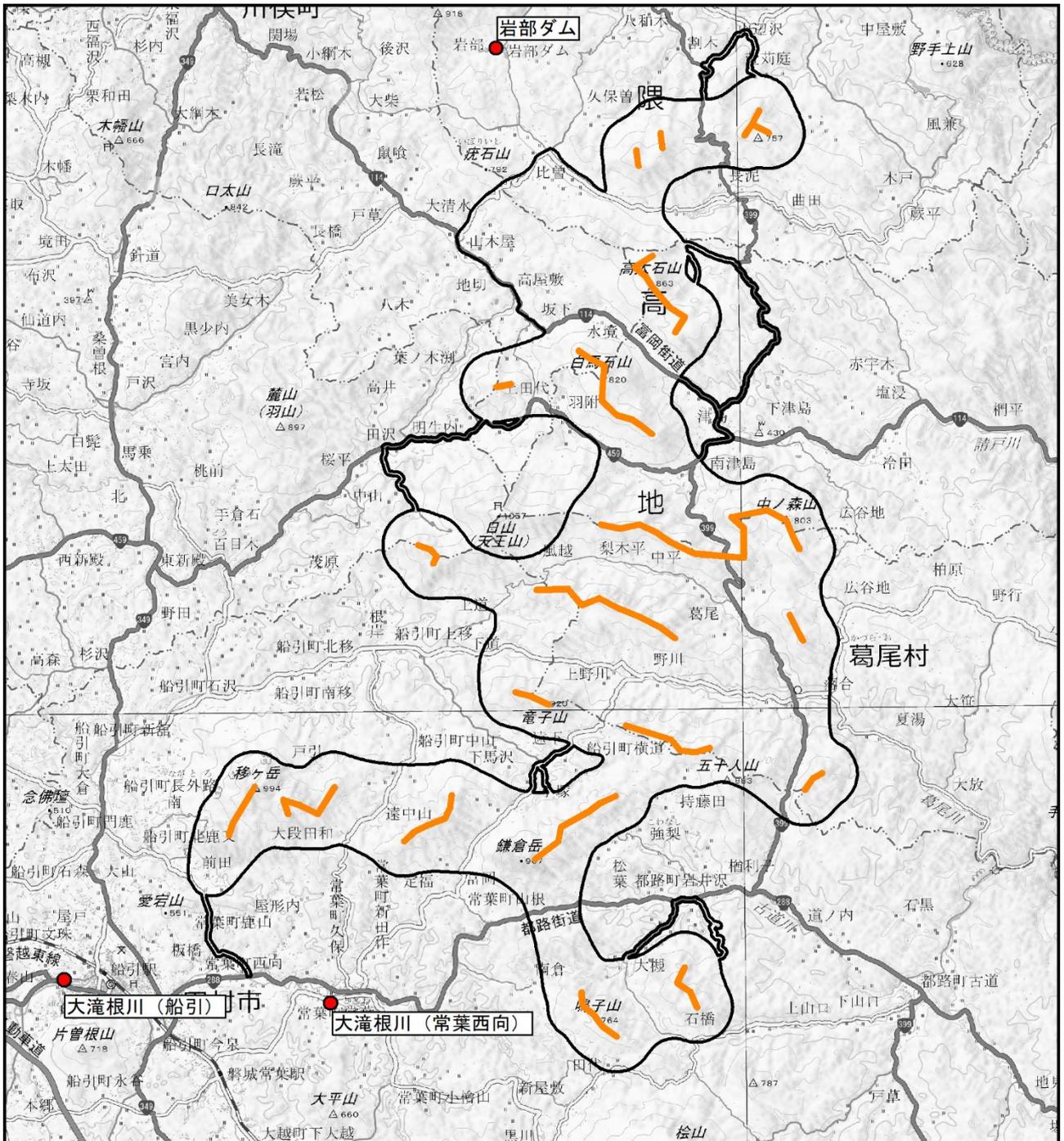
猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-22～図 3.1-24 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲において、ノスリ（春季）、サシバ（春季、秋季）の渡りが確認されている。

また、「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）によると、図 3.1-25 のとおり、事業実施想定区域及びその周辺では、ガン類・ハクチョウ類の渡り経路は確認されていない。「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）によると、図 3.1-26 のとおり、事業実施想定区域が含まれるメッシュの上空を通過する日中の渡りルートとして、サシバが確認されている。

「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-27 のとおり、事業実施想定区域が含まれるメッシュにおいて、イヌワシ及びクマタカの生息は確認されていない。

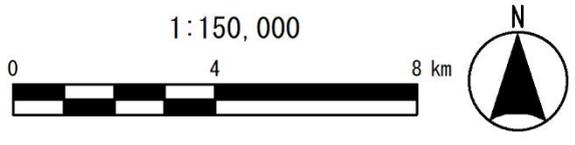
「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）による注意喚起レベルは図 3.1-28 のとおりであり、事業実施想定区域が含まれるメッシュについては、いずれも「情報なし」に該当する。なお、注意喚起メッシュの作成方法は、「参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティブティマップについて」のとおりである。

このほか、「コウモリ生息情報」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）及び「コウモリ分布情報」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）によると、図 3.1-30 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲においてヒナコウモリとキクガシラコウモリが確認されている。また、「コウモリ洞分布」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より、浪江町では細川鍾乳洞にてコキクガシラコウモリが確認されている。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  ガンカモ類の生息調査地点



「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧:令和 2年 8月)  
より作成

図 3.1-21 ガンカモ類の生息調査地点

表 3.1-26 ガンカモ類の渡来状況

(単位：個体)

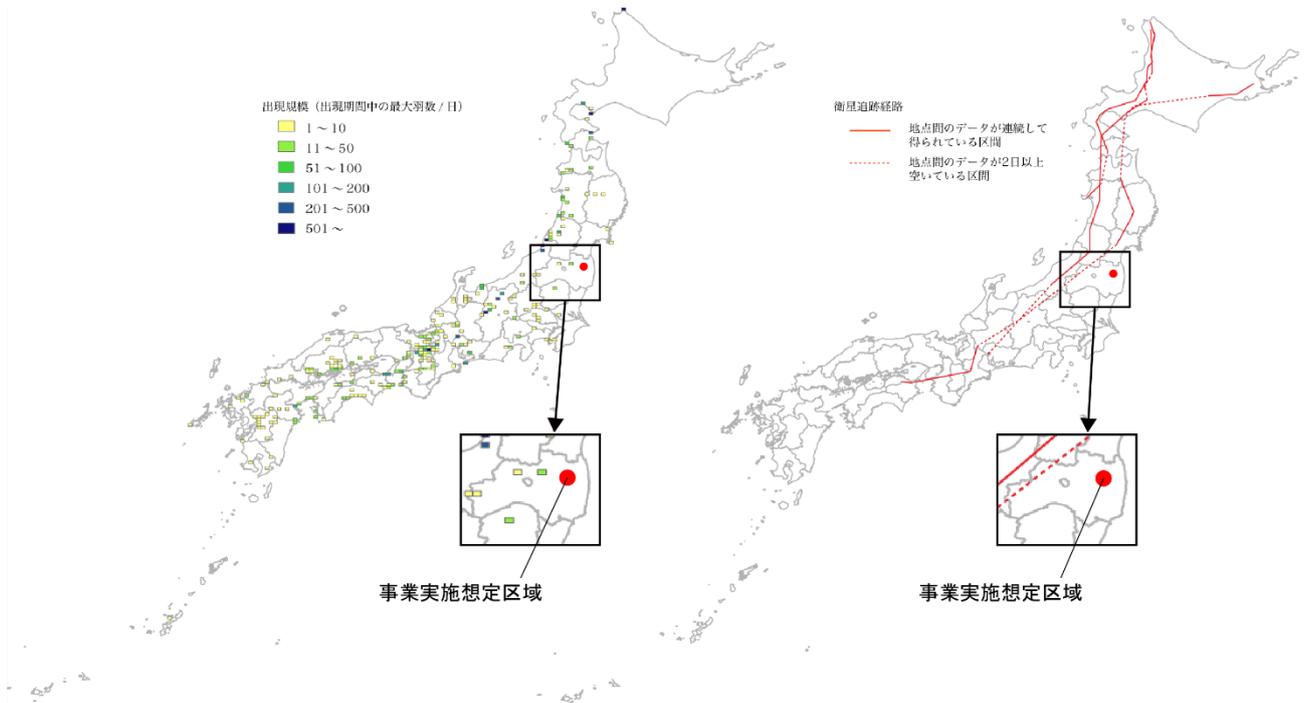
調査地点名	調査年度	マガモ	カルガモ	コガモ	オナガガモ	カワアイサ	カモ類不明
岩部ダム地点	平成 21 年度	0	0	0	0	0	60
	平成 22 年度	27	8	0	0	0	0
大滝根川 (常葉西向) 地点	平成 25 年度	0	26	0	0	0	0
	平成 26 年度	0	4	0	0	0	0
	平成 27 年度	3	4	0	0	0	0
	平成 29 年度	0	3	0	0	0	0
	平成 30 年度	0	0	12	0	0	0
大滝根川 (船引) 地点	平成 21 年度	10	342	48	0	0	0
	平成 22 年度	32	306	64	0	0	0
	平成 23 年度	86	319	56	0	2	0
	平成 24 年度	120	297	34	0	0	0
	平成 25 年度	27	254	36	0	0	0
	平成 26 年度	23	206	4	0	0	0
	平成 27 年度	9	130	10	1	1	0
	平成 28 年度	29	139	48	2	0	0
平成 29 年度	31	246	4	4	0	0	
平成 30 年度	4	212	87	0	0	0	

注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。

2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。

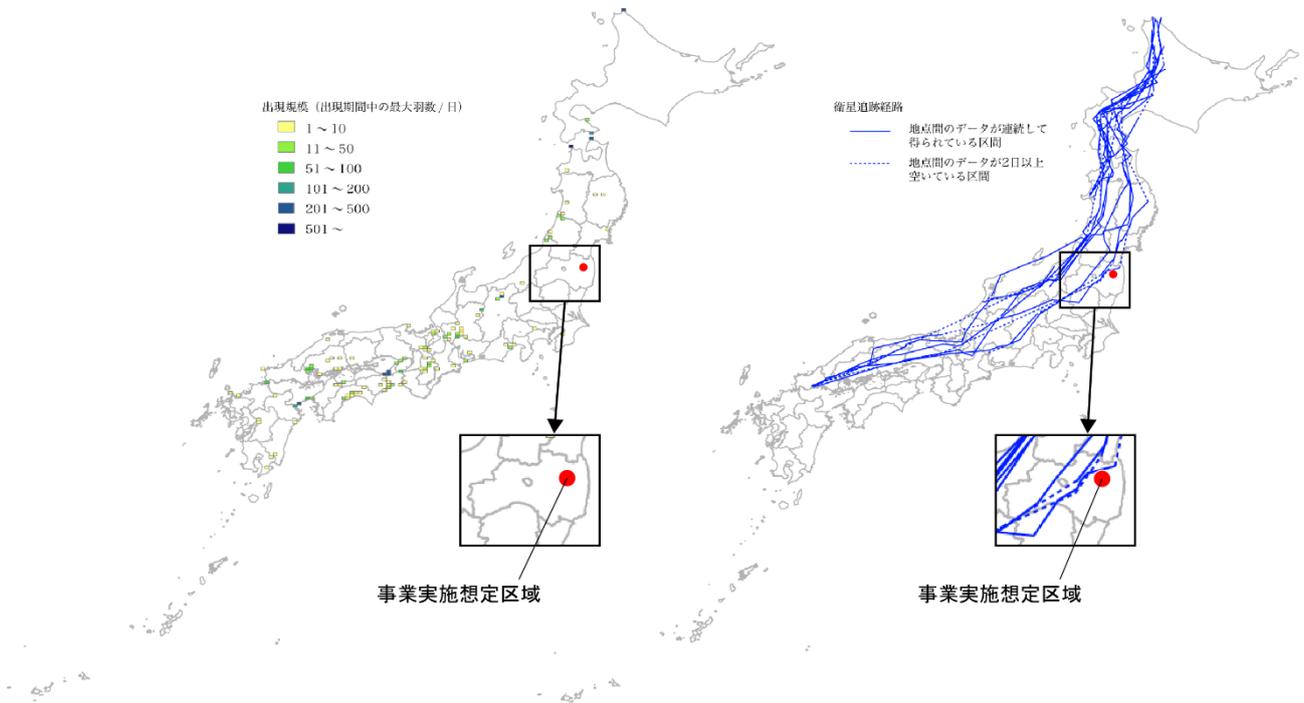
3. 調査年度のうち、ガン・カモ・ハクチョウ類が確認されていない年度については割愛した。

〔「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成〕



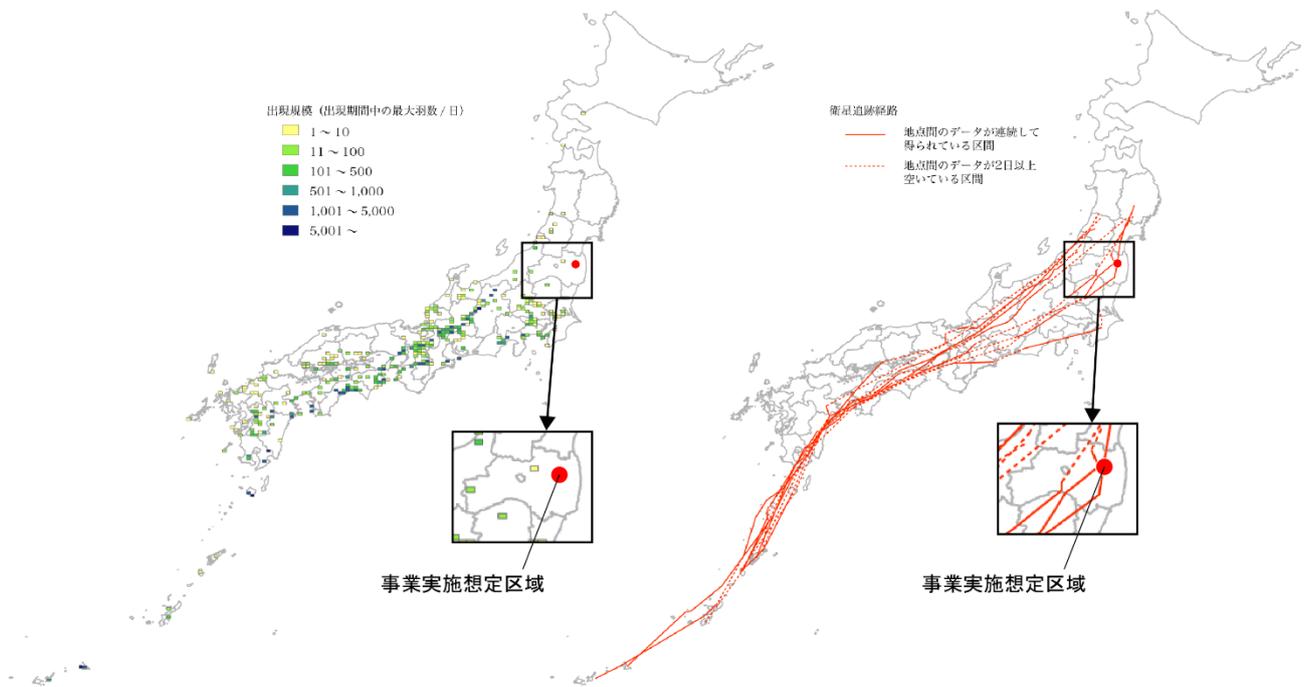
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-22 (1) ノスリの秋季の渡り経路



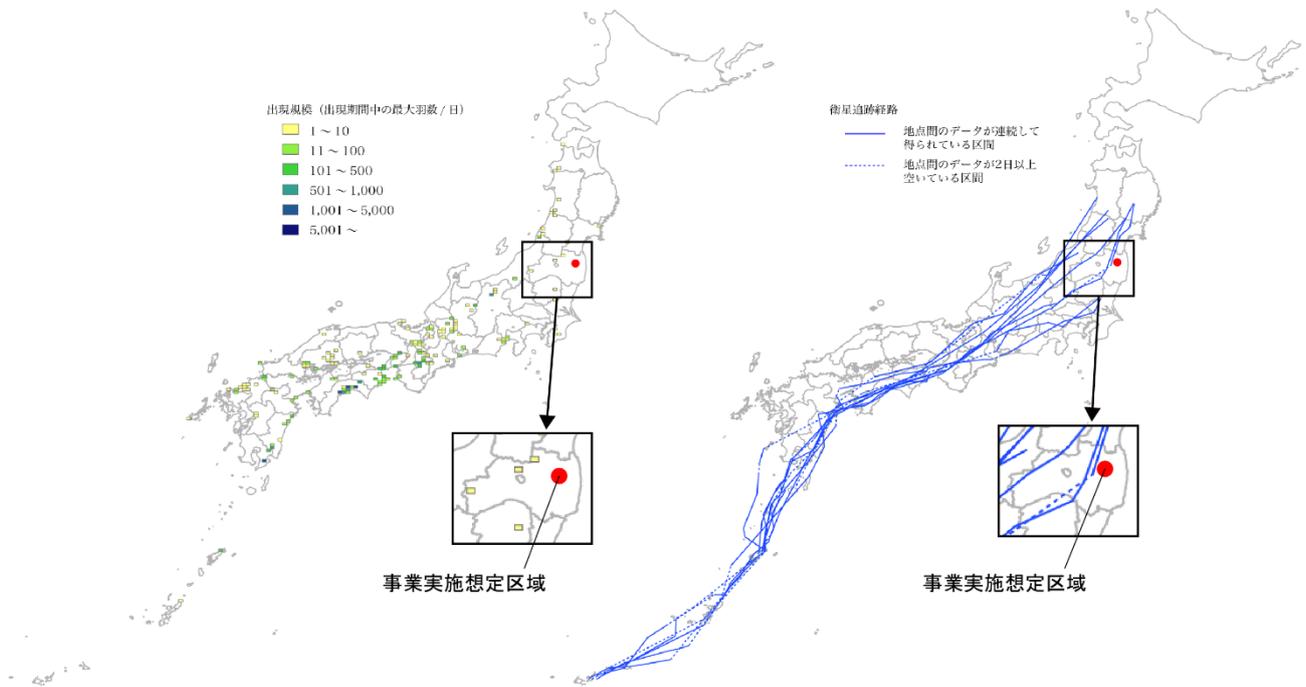
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成〕

図 3.1-22 (2) ノスリの春季の渡り経路



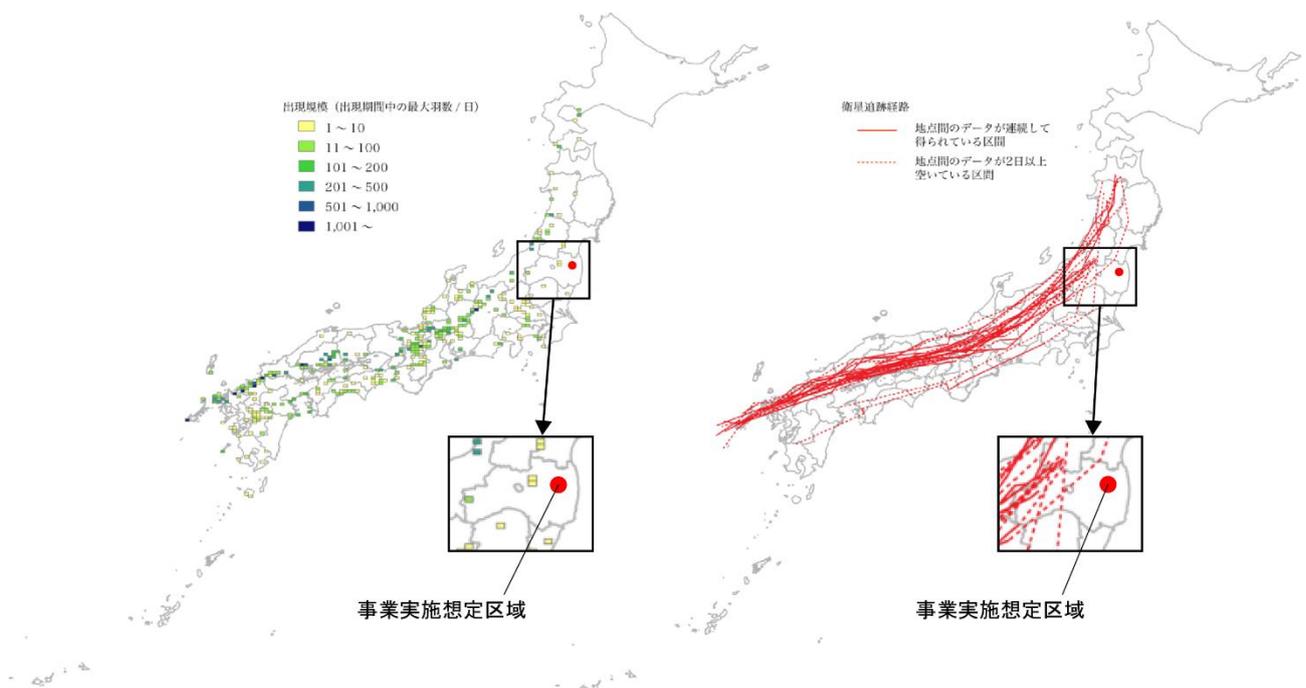
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-23(1) サシバの秋季の渡り経路



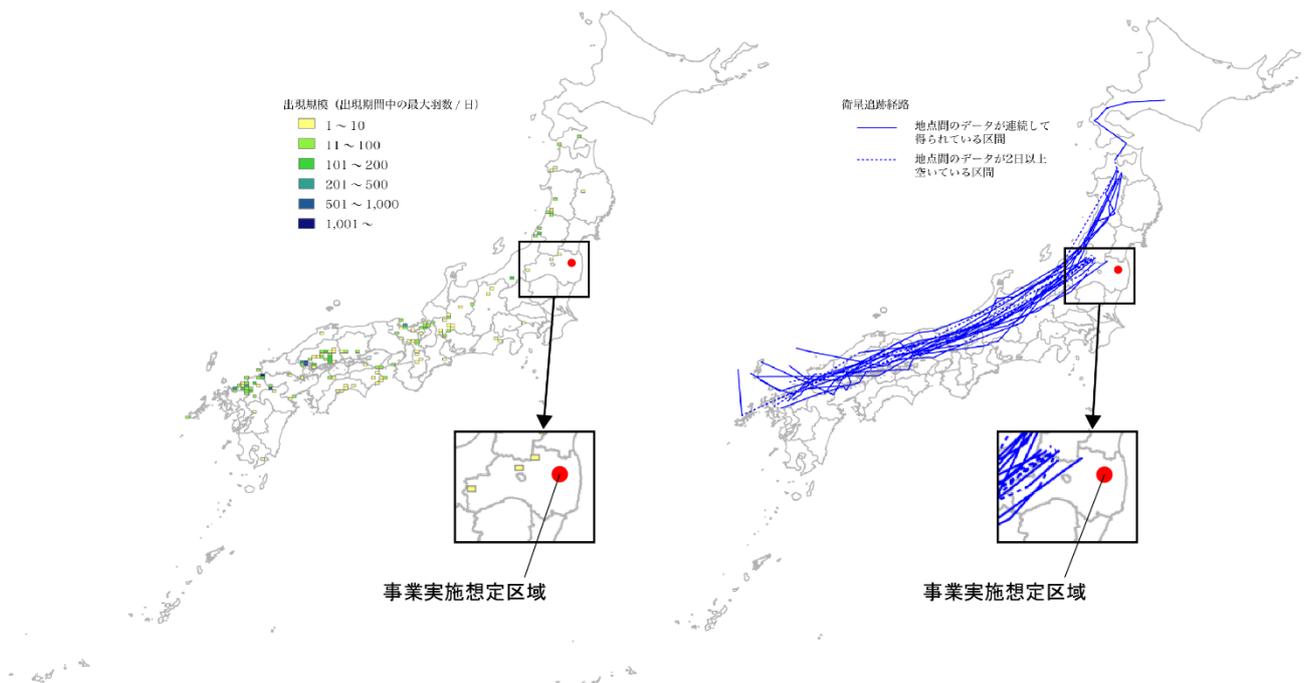
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-23(2) サシバの春季の渡り経路



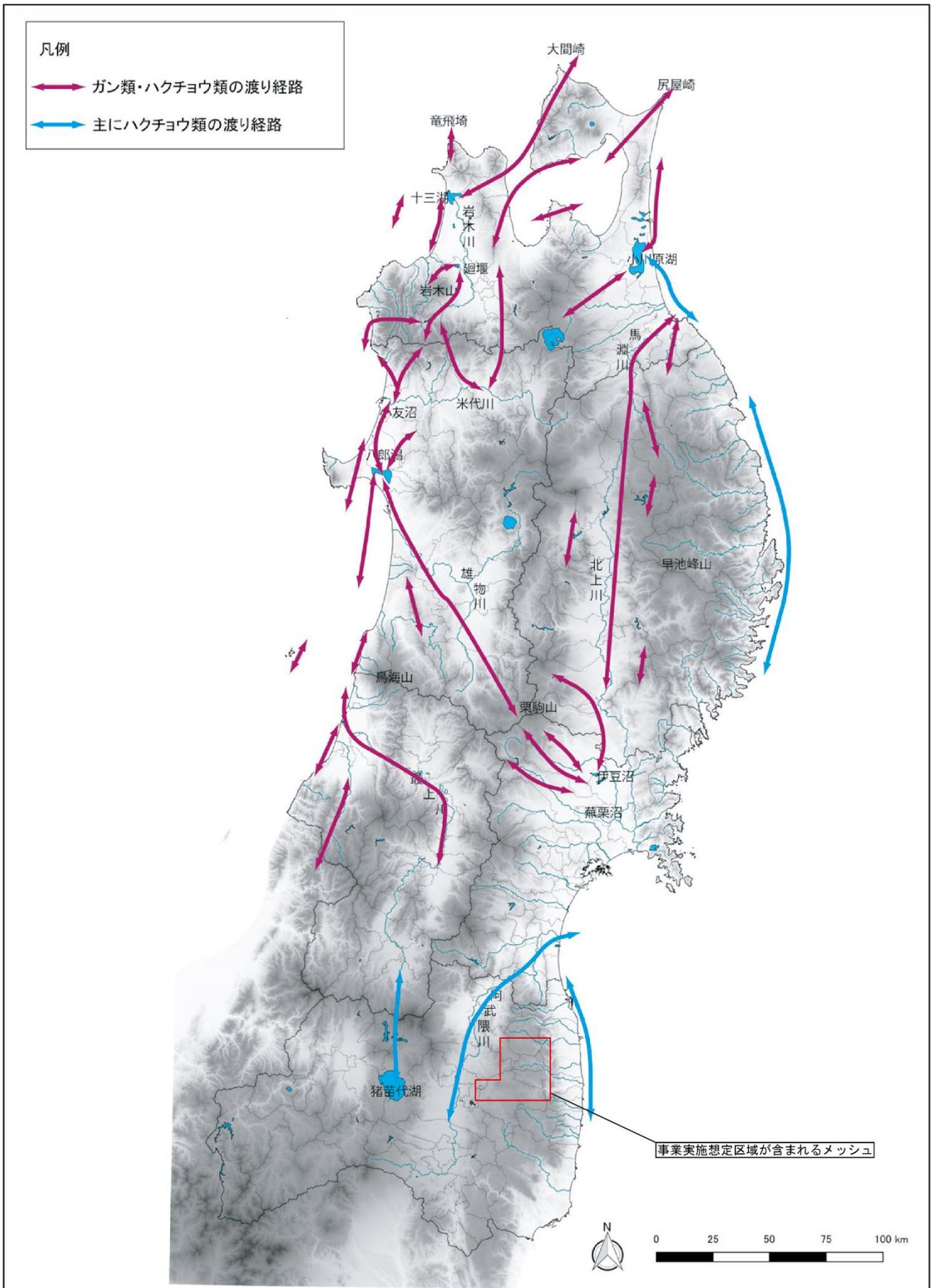
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-24(1) ハチクマの秋季の渡り経路



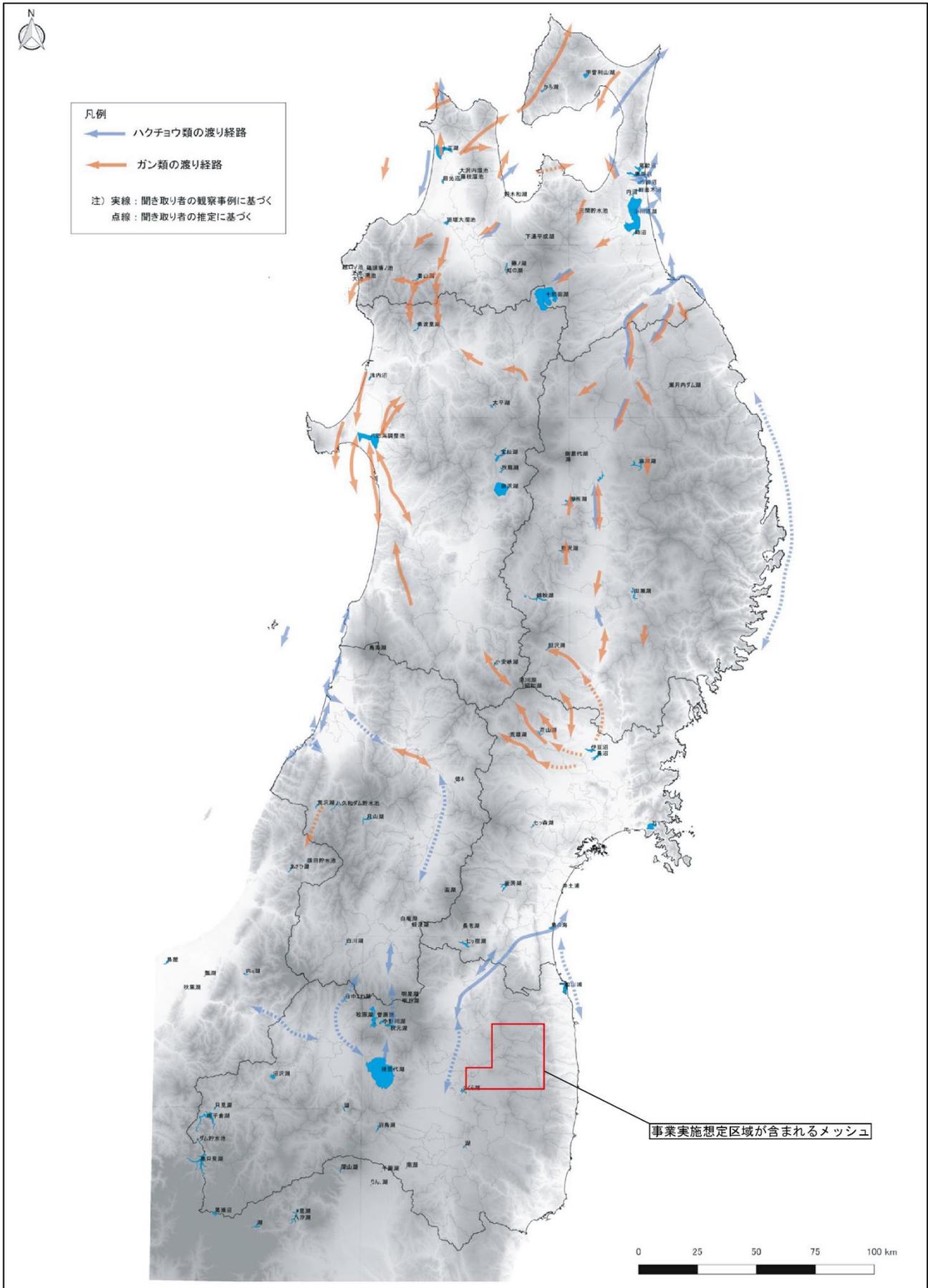
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-24(2) ハチクマの春季の渡り経路



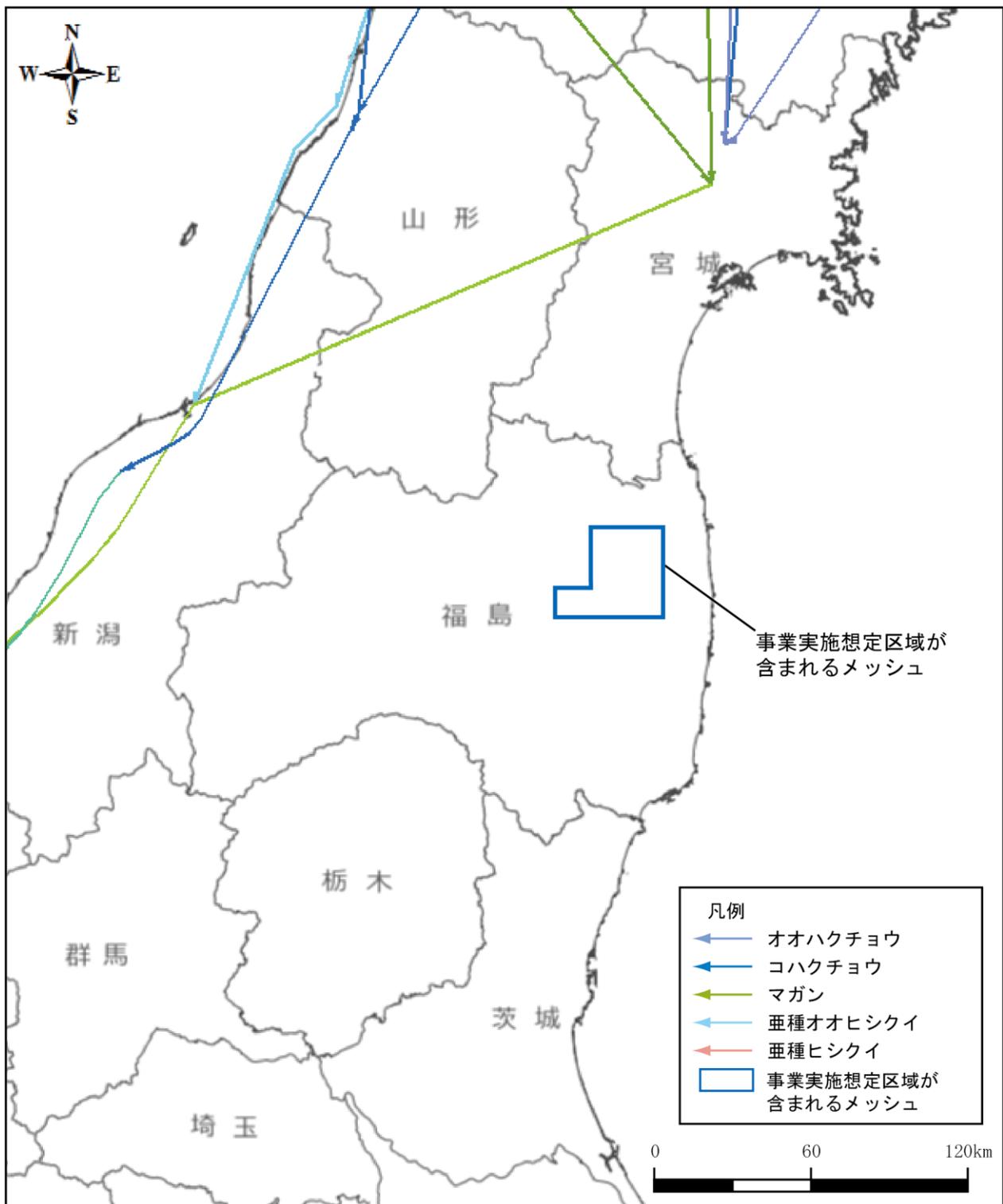
〔平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書〕（環境省、平成 27 年）より作成

図 3.1-25(1) 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り状況



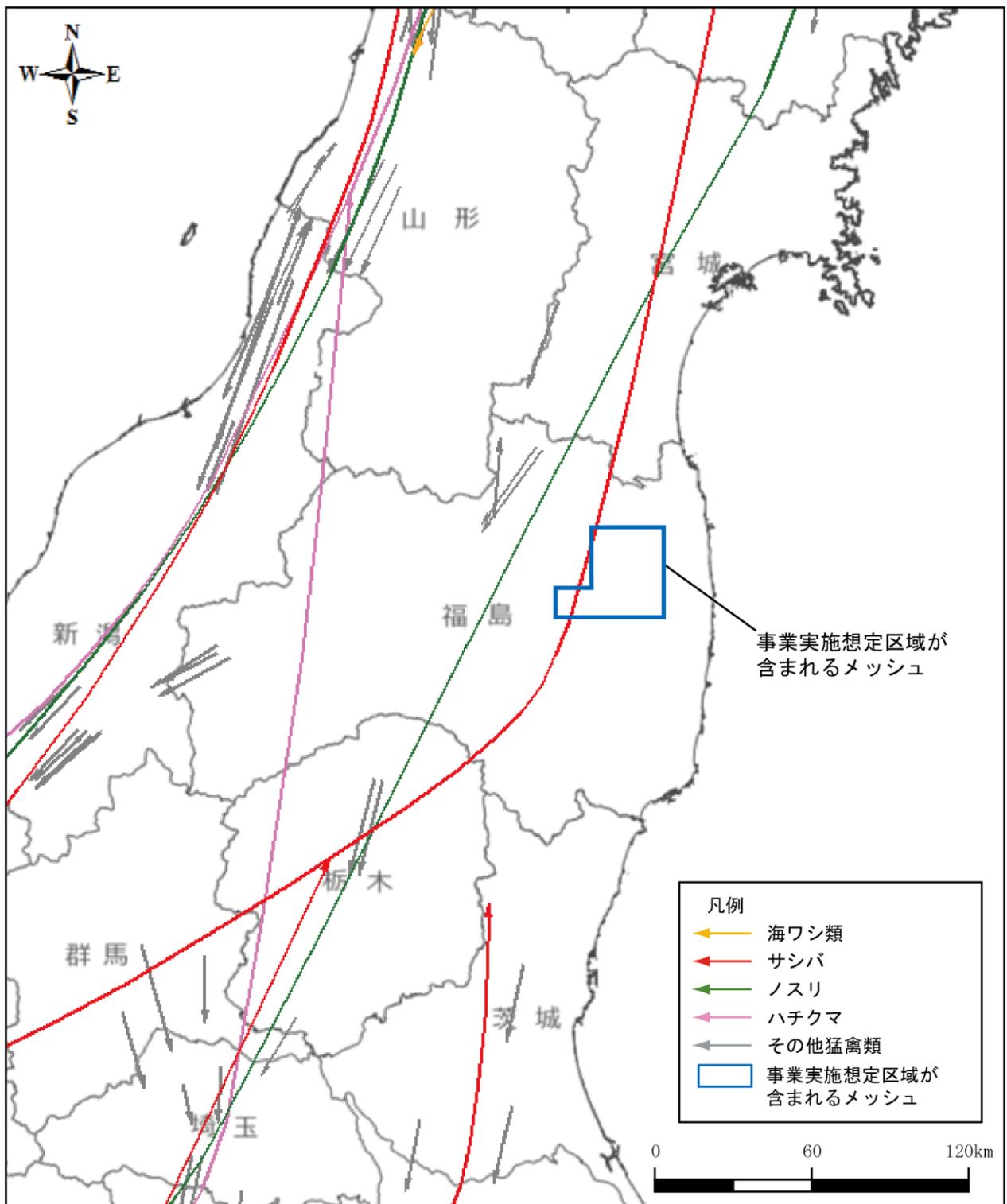
〔「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」(環境省、平成 27 年) より作成〕

図 3.1-25 (2) 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り状況 (ヒアリング)



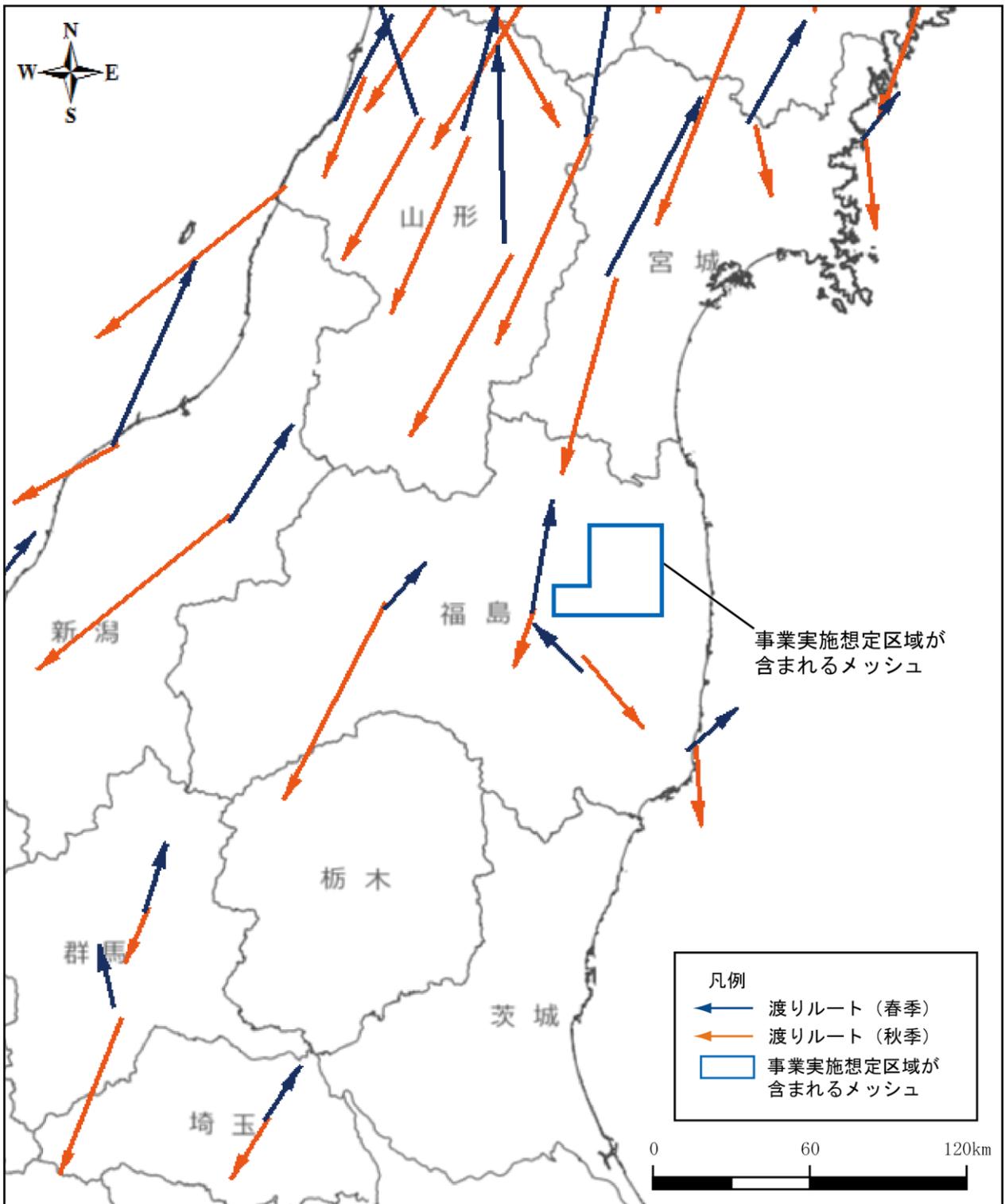
〔「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和2年8月)より作成〕

図 3.1-26(1) 日中の渡りルート(猛禽類を除く)



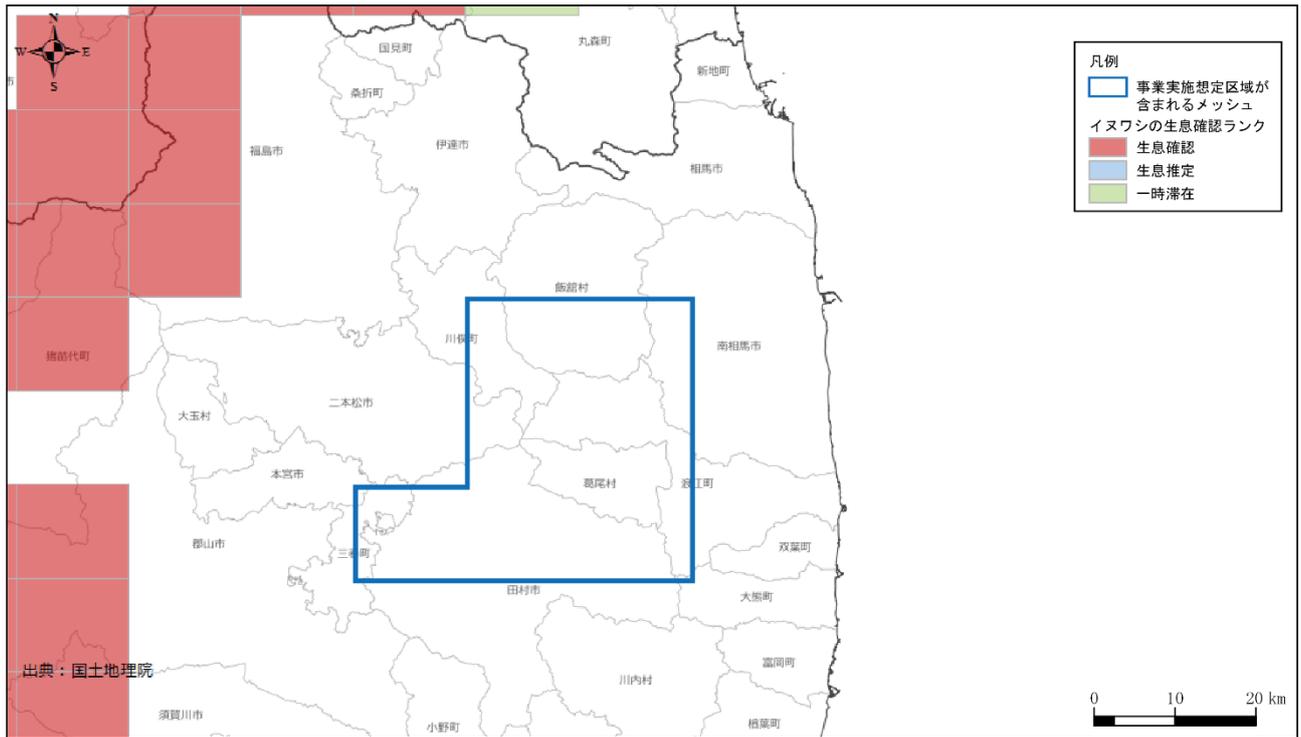
〔「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

図 3.1-26(2) 日中の渡りルート(猛禽類)



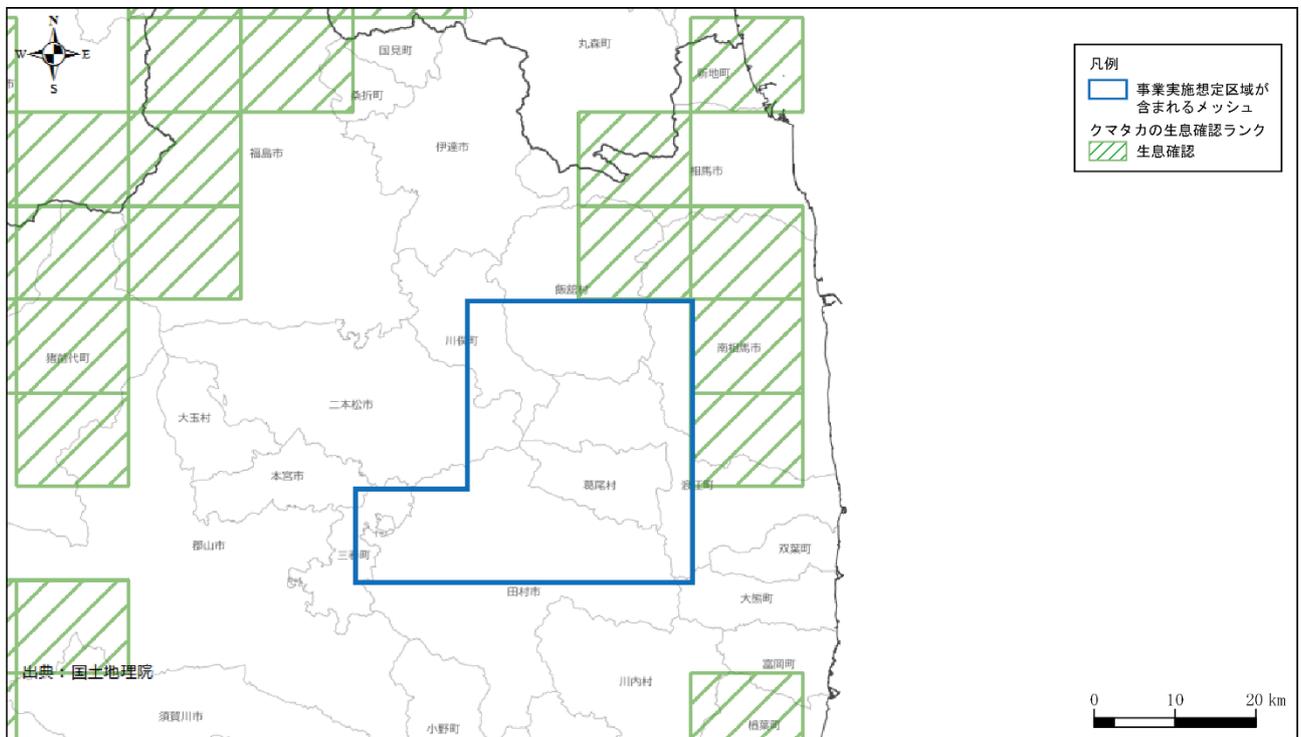
〔「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

図 3.1-26(3) 夜間の渡りルート (春季・秋季)



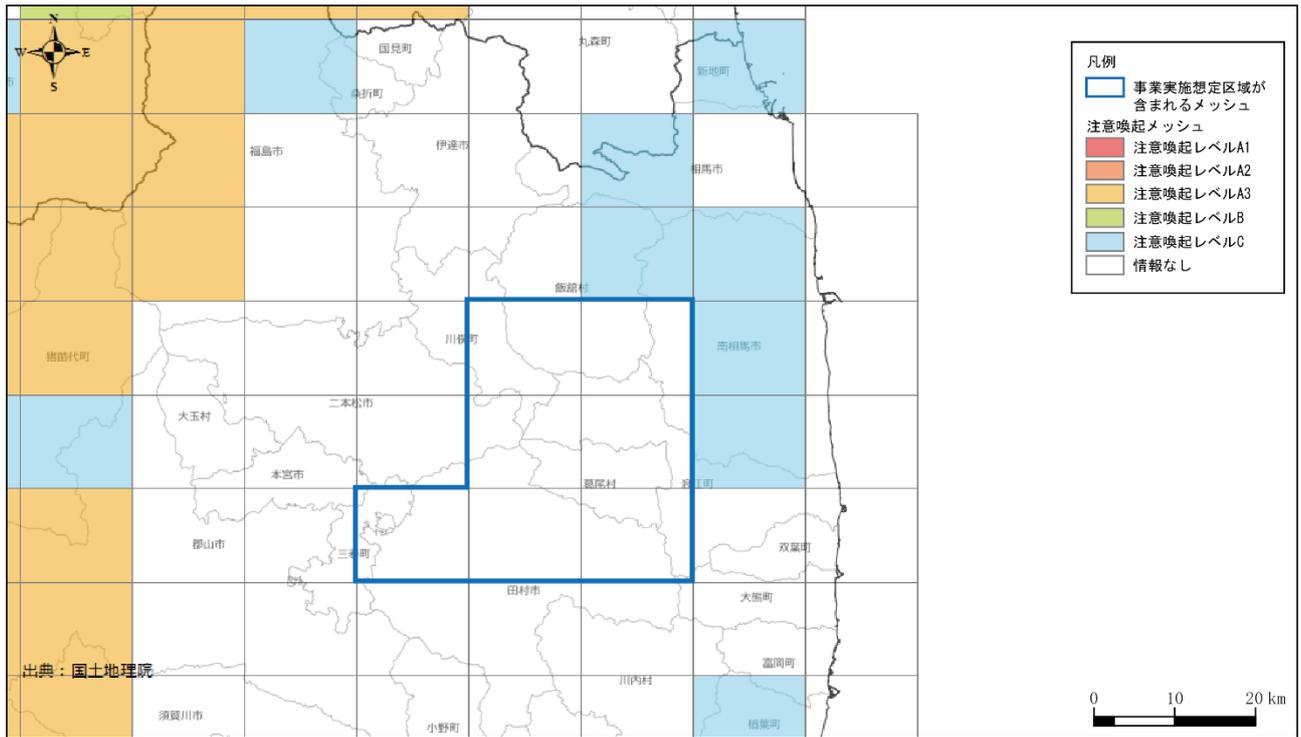
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成

図 3.1-27(1) イヌワシ分布メッシュ図



「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成

図 3.1-27(2) クマタカ分布メッシュ図



「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」(環境省HP、閲覧：令和2年8月)より作成)

図 3.1-28 センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性（McGuinness et al. 2015）等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました（個体数の多いものはランクが高くなります）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課, 2016）の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました（図 3.1-29）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました（表 3.1-27）。

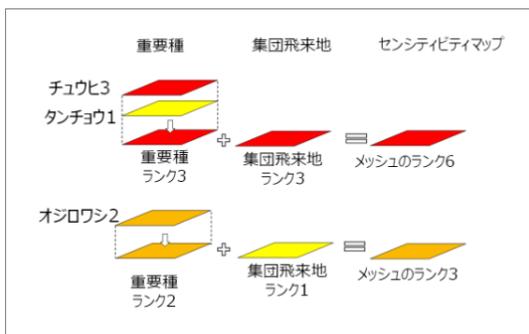


図 3.1-29 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

表 3.1-27 メッシュのランクと注意喚起レベル

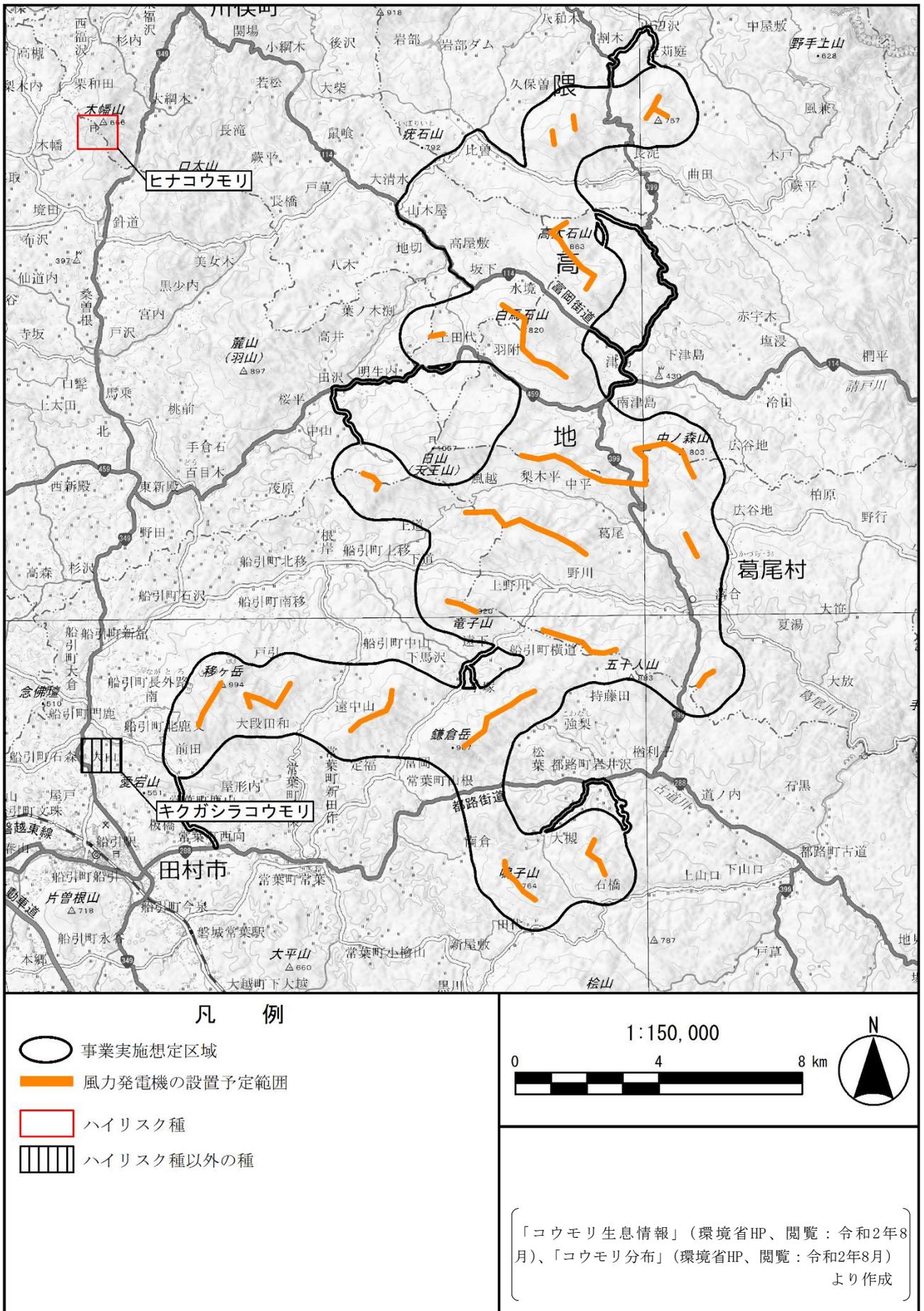


図 3.1-30 コウモリの生息状況

## (2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」で確認された種について、表 3.1-28 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種は表 3.1-29 のとおり、哺乳類 9 種、鳥類 45 種、爬虫類 8 種、両生類 11 種、昆虫類 41 種、魚類 23 種及び底生動物 7 種が確認された。

カワウソ、カモシカは特別天然記念物に、ヤマネは天然記念物に指定されている。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく国内希少野生動植物種には、クマタカ、ハヤブサ、トウキョウサンショウウオ、タガメ、ゴマシジミ本州中部亜種が指定されている。「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）に掲載されているのは、哺乳類は、オオカミ、オコジョ、カワウソの 3 種、鳥類は、ウズラ、オシドリ、チュウサギ、ヒクイナ、ハイタカ、サシバ、サンショウクイ等の 21 種、爬虫類はアカウミガメの 1 種、両生類は、トウホクサンショウウオ、バンダイハコネサンショウウオ、アカハライモリ、トウキョウダルマガエル等の 7 種、昆虫類は、アオハダトンボ、タガメ、ホシチャバネセセリ、ウラギンスジヒョウモン等の 29 種、魚類は、スナヤツメ北方種、ニホンウナギ、ホトケドジョウ、ギバチ、キタノメダカ等の 20 種、底生動物は、マルタニシ、カワシンジュガイ、カラスガイ等の 7 種となっている。

表 3.1-28 動物の重要な種の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正:令和 2 年 6 月 10 日)、「福島県文化財保護条例」(昭和 45 年福島県条例第 43 号)、「川俣町文化財保護条例」(昭和 51 年川俣町条例第 14 号)、「飯館村文化財保護条例」(昭和 39 年飯館村条例第 18 号)、「二本松市文化財保護条例」(平成 17 年二本松市条例第 199 号)、「浪江町文化財保護条例」(昭和 51 年浪江町条例第 8 号)、「葛尾村文化財保護条例」(昭和 46 年葛尾村条例第 20 号)、「田村市文化財保護条例」(平成 17 年田村市条例第 101 号)に基づく天然記念物	特天:特別天然記念物 天:天然記念物 県天:福島県天然記念物 川天:川俣町天然記念物 飯天:飯館村天然記念物 二天:二本松市天然記念物 浪天:浪江町天然記念物 葛天:葛尾村天然記念物 田天:田村市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)、「ふくしまの文化財情報」(福島県教育委員会 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)、「文化財」(川俣町 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)、「指定文化財」(二本松市 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)、「浪江町のみどりの文化財」(浪江町 HP、閲覧:平成 29 年 4 月)、「市の文化財一覧」(田村市 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正:令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正:令和 2 年 1 月 22 日)に基づく国内希少野生動植物等	国内:国内希少野生動植物種 特定:特定国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正:令和 2 年 1 月 22 日)
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX:絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅…飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN:絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種 CR:絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN:絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU:絶滅危惧 I 類…絶滅の危険が増大している種 NT:準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD:情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP:絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)
④	「ふくしまレッドリスト 2019 年版」(福島県、令和 2 年)の掲載種	EX:絶滅…福島県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN:絶滅危機 I 類…絶滅の危機に瀕している種 CR:絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN:絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU:絶滅危惧 II 類…絶滅の危機が増大している種 NT:準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種 DD:情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP:絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「ふくしまレッドリスト (2019 年版)について」(福島県 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)
⑤	「福島県野生動植物の保護に関する条例」(平成 16 年福島県条例第 23 号)に基づく特定希少野生動植物	特定:特定希少野生動植物	「特定希少野生動植物について」(福島県 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)

表 3.1-29(1) 文献その他の資料による動物の重要な種

No.	分類	目名	科名	種名	市町村						選定基準					
					川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤	
1	哺乳類	モグラ(食虫)	トガリネズミ	カワネズミ		○	○	○					DD			
2		コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ	○		○			○			DD			
3		ネズミ(齧歯)	リス	ホンドモモンガ		○	○	○	○				DD**1			
4			ヤマネ	ヤマネ		○	○	○	○	○	天		DD			
5			ネズミ	カヤネズミ	○	○	○	○	○	○			DD			
6		ネコ(食肉)	イヌ	オオカミ			○						EX**2	EX		
7			イタチ	オコジョ			○						NT**3	DD		
8				カワウソ							特天		EX**4	EX		
9			ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	○	○	○	○		○	特天				
小計		5目	8科	9種	4種	5種	8種	5種	3種	4種	3種	0種	3種	8種	0種	
10	鳥類	キジ	キジ	ウズラ			○		○				VU	CR		
11		カモ	カモ	オシドリ	○	○	○	○	○	○			DD	NT		
12		ハト	ハト	アオバト	○		○	○		○				NT		
13		ペリカン	サギ	ミゾゴイ										VU	EN	
14				ササゴイ		○		○	○	○					NT	
15				チュウサギ				○							NT	
16				コサギ			○	○			○				NT	
17		ツル	クイナ	クイナ					○	○					NT	
18				ヒクイナ						○				NT	EN	
19				バン	○		○	○	○	○					NT	
20		カッコウ	カッコウ	カッコウ	○	○	○	○	○	○				NT		
21		ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○			○	○	○				NT	NT	
22		チドリ	チドリ	タゲリ	○		○	○	○	○					NT	
23				ケリ						○				DD	EN	
24				シロチドリ				○						VU	NT	
25			シギ	ヤマシギ						○				DD		
26				キョウジョシギ		○		○	○						NT	
27			カモメ	オオセグロカモメ				○						NT		
28				コアジサシ			○							VU	EN	特定
29			タカ	ミサゴ	ミサゴ		○		○	○					NT	NT
30		タカ		ハチクマ										NT	NT	
31				ハイタカ		○					○			NT	NT	
32				オオタカ	○	○	○	○	○	○				NT	VU	
33				サシバ	○	○	○	○	○	○					VU	NT
34				クマタカ		○	○	○			○			国内	EN	EN
35		フクロウ	フクロウ	オオコノハズク			○							DD		
36				フクロウ	○		○		○	○					NT	
37				アオバズク							○				VU	
38		ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○		○			○				NT		
39				ヤマセミ	○	○	○	○	○	○					NT	
40			ブッポウソウ	ブッポウソウ					○				EN	EN		
41	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				○		○				NT			
42			ハヤブサ		○		○	○				国内	VU	VU		
43	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			○	○	○	○				VU	NT		
44		カササギヒタキ	サンコウチョウ	○	○	○	○	○	○					NT		
45		ヒバリ	ヒバリ	○	○	○	○	○	○					NT		
46		ヨシキリ	オオヨシキリ	○		○	○	○	○					NT		
47		セッカ	セッカ				○							NT		
48		ヒタキ	トラツグミ							○					NT	
49			クロツグミ	○	○	○	○	○	○						NT	
50	アカハラ					○	○	○						NT		
51		コサメビタキ			○									NT		

表 3.1-29(2) 文献その他の資料による動物の重要な種

No.	分類	目名	科名	種名	市町村						選定基準						
					川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤		
52	鳥類	スズメ	ホオジロ	ホオアカ	○	○	○	○	○	○				VU			
53				ノジコ	○	○	○	○	○	○			NT	NT			
54				コジュリン				○						VU	NT		
小計		13目	23科	45種	17種	16種	23種	29種	24種	30種	0種	2種	21種	44種	1種		
55	爬虫類	カメ	ウミガメ	アカウミガメ		○							EN	NT			
56		有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	○	○		○	○	○					NT		
57			タカチホヘビ	タカチホヘビ	○	○	○	○	○	○					DD		
58			ナミヘビ	ジムグリ	ジムグリ		○		○	○	○					DD	
59				シロマダラ	シロマダラ	○	○	○	○	○	○					NT	
60				ヒバカリ	ヒバカリ	○	○	○	○	○	○					NT	
61				ヤマカガシ	ヤマカガシ	○	○		○	○	○					NT	
62			クサリヘビ	ニホンマムシ	ニホンマムシ	○	○	○	○	○	○					NT	
小計		2目	5科	8種	6種	8種	4種	7種	7種	7種	0種	0種	1種	8種	0種		
63	両生類	有尾	サンショウウオ	トウキョウサンショウウオ		○						国内	VU	CR+EN			
64				トウホクサンショウウオ	○	○	○	○	○	○				NT	NT		
65				クロサンショウウオ		○		○	○					NT	NT/LP**5		
66				バンダイハコネサンショウウオ	○	○	○	○	○	○				NT	NT		
67				イモリ	アカハライモリ	○	○	○	○	○	○				NT	NT	
68		無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル		○			○						NT		
69			アカガエル	ニホンアカガエル	○			○		○					NT		
70			トノサマガエル	トノサマガエル	○		○		○	○				NT	NT		
71			トウキョウダルマガエル	トウキョウダルマガエル	○	○	○	○	○	○				NT	NT		
72			アオガエル	モリアオガエル	○	○	○	○	○	○					LP**6		
73			カジカガエル	カジカガエル	○	○	○	○	○	○					NT		
小計		2目	5科	11種	8種	9種	7種	8種	9種	8種	0種	1種	7種	11種	0種		
74	昆虫類	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	ヒヌマイトトンボ		○		○	○				EN	CR+EN	特定		
75			カワトンボ	アオハダトンボ				○						NT			
76			ヤンマ	ネアカヨシヤンマ		○		○	○					NT	NT		
77				カトリヤンマ	カトリヤンマ	○									VU		
78			サナエトンボ	ナゴヤサナエ			○							VU	CR+EN		
79		バッタ(直翅)	クツワムシ	クツワムシ					○						DD		
80			マツムシ	マツムシ					○						DD		
81			バッタ	カワラバッタ						○					NT		
82			クルマバッタ						○					DD			
83		カメムシ(半翅)	コオイムシ	コオイムシ				○		○				NT			
84	タガメ			○	○	○	○	○	○		国内	VU	NT				
85	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	○	○	○	○	○	○				EN	NT			
86			ギンイチモンジセセリ	○	○	○	○	○	○					NT			
87			チャマダラセセリ	○	○	○	○	○	○					EN	CR+EN		
88			スジグロチャバネセセリ 北海道・本州・九州亜種	○	○	○	○	○	○					NT**7			
89		シジミチョウ	クロミドリシジミ	○	○	○	○	○	○					NT			
90			カラスシジミ	○		○	○	○	○						NT		
91	クロシジミ								○				EN	CR+EN			
92	オオゴマシジミ		○		○								NT	CR+EN			
93	ゴマシジミ本州中部亜種			○		○	○				国内**8	CR**8					
94	ヒメシジミ本州・九州亜種	○	○	○	○	○	○						NT				
95	ミヤマシジミ	○		○									EN	CR+EN			

表 3.1-29(3) 文献その他の資料による動物の重要な種

No.	分類	目名	科名	種名	市町村						選定基準							
					川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤			
96	昆虫類	チョウ (鱗翅)	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	○	○	○	○	○	○			VU					
97				ヒョウモンチョウ本州中部亜種	○		○							VU	VU			
98				キマダラモドキ	○		○	○	○	○				NT	VU			
99				ツマジロウラジャノメ本州亜種	○		○								NT <sup>**9</sup>			
100				ウラジャノメ本州亜種	○		○	○	○	○					NT <sup>**10</sup>			
101				オオムラサキ	○	○	○	○	○	○					NT			
102				ギンボシヒョウモン本州亜種	○		○					○				NT <sup>**11</sup>		
103				アゲハチョウ	ヒメギフチョウ本州亜種	○	○	○	○	○	○	○				NT	CR+EN	
104			シロチョウ	ツماغロキチョウ	○	○	○	○	○	○	○				EN	NT		
105				ヒメシロチョウ北海道・本州亜種	○		○	○			○				EN <sup>**12</sup>	VU <sup>**12</sup>		
106			ヤマムユガ	オナガミズアオ本土亜種							○				NT <sup>**13</sup>			
107			コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	ヒトツメアオゴミムシ		○								NT	DD		
108					アブクマナガチビゴミムシ							○				EN	CR+EN	
109				ハンミョウ	カワラハンミョウ		○								EN	VU		
110	ゲンゴロウ	オオイチモンジシマゲンゴロウ			○		○	○					EN	CR+EN				
111		トウホクナガケシゲンゴロウ		○		○				○				NT				
112	クワガタムシ	オオクワガタ		○		○	○	○	○	○				VU	NT			
113	ヒメドロムシ	ケスジドロムシ						○						VU	NT			
114	ハムシ	クロガネネクイハムシ			○		○								NT			
小計		5目	20科	43種	23種	18種	23種	24種	21種	24種	0種	2種	29種	32種	1種			
115	魚類	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種				○						VU	EN			
-				スナヤツメ類	○	○	○	○	○	○	○				VU <sup>**14</sup>	EN・DD <sup>**15</sup>		
116				カワヤツメ				○							VU	DD		
117		ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○			○	○	○				EN	VU			
118		コイ	コイ	キンブナ		○	○	○	○	○				VU	EN			
119				タナゴ		○		○	○	○					EN	EN		
120				ゼニタナゴ					○	○					CR	CR	特定	
121				エゾウグイ				○		○	○	○				LP <sup>**16</sup>	LP <sup>**17</sup>	
122				シナイモツゴ	○		○					○				CR	CR	
123				ドジョウ	ドジョウ	○	○			○	○	○				NT	DD	
124					ヒガシシマドジョウ					○	○	○					NT	
125		フクドジョウ	ホトケドジョウ	○	○	○	○	○	○	○				EN	VU			
126		ナマズ	ギギ	ギバチ		○	○	○	○	○				VU	EN			
127			アカザ	アカザ					○					VU	CR			
128		サケ	サケ	アメマス(エゾイワナ)		○					○				LP <sup>**18</sup>			
129				ニッコウイワナ					○	○	○				DD	LP <sup>**18</sup>		
-				アメマス類							○	○				LP <sup>**18</sup>		
130				サクラマス(ヤマメ)	○	○	○	○	○	○	○					NT		
131		トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ				○	○					LP <sup>**19</sup>	DD			
132		ダツ	メダカ	キタノメダカ				○							VU	EN		
-	メダカ類							○	○	○					VU <sup>**20</sup>	EN <sup>**20</sup>		
133	スズキ	カジカ	カジカ	○	○	○	○	○	○	○				NT <sup>**21</sup>	VU・LP <sup>**22</sup>			
134			ウツセミカジカ(回遊型)					○							EN <sup>**23</sup>	VU <sup>**24</sup>		

表 3.1-29(4) 文献その他の資料による動物の重要な種

No.	分類	目名	科名	種名	市町村						選定基準					
					川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤	
135	魚類	スズキ	ハゼ	シロウオ				○	○				VU	VU		
136				オオヨシノボリ				○	○						NT	
137				ジュズカケハゼ				○							NT	EN
小計		8 目	12 科	23 種	7 種	10 種	7 種	23 種	18 種	16 種	0 種	0 種	20 種	22 種	1 種	
138	底生動物	新生腹足	タニシ	マルタニシ	○					○			VU			
139			カワザンショウガイ	マツカワウラカワザンショウ		○								VU		
140		汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ						○				NT		
141		イシガイ	カワシンジュガイ	カワシンジュガイ		○		○	○					EN		
142			イシガイ	カラスガイ						○				EN		
143				マツカサガイ		○		○						NT		
144		マルスダレガイ	シジミ	マシジミ				○		○				VU		
小計		4 目	6 科	7 種	1 種	3 種	0 種	3 種	1 種	4 種	0 種	0 種	7 種	0 種	0 種	
合計		39 目	79 科	144 種	66 種	69 種	72 種	99 種	83 種	93 種	3 種	5 種	88 種	125 種	3 種	

注：1. 種名及び配列については原則として、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和元年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和元年）、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-28 のとおりである。  
 3. 表中の※については、以下のとおり。

- ※1：ニホンモモンガで掲載 ※2：ニホンオオカミで掲載 ※3：ホンドオコジョで掲載
- ※4：ニホンカワウソ（本州以南亜種）で掲載 ※5：「阿武隈高地のクロサンショウウオ」が該当
- ※6：「阿武隈高地のモリアオガエル」が該当 ※7：スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種で掲載
- ※8：ゴマンジミ関東・中部亜種で掲載 ※9：ツマジロウラジャノメで掲載 ※10：ウラジャノメで掲載
- ※11：ギンボシヒョウモンで掲載 ※12：ヒメシロチョウで掲載 ※13：オナガミズアオで掲載
- ※14：スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種で掲載
- ※15：スナヤツメ北方種が EN、スナヤツメ南方種が DD に該当
- ※16：「東北地方のエゾウグイ」が該当 ※17：「阿武隈高地のエゾウグイ」が該当
- ※18：「阿武隈高地の在来イワナ」が該当 ※19：「本州のニホンイトヨ」が該当
- ※20：キタノメダカ、ミナメダカで掲載 ※21：カジカ大卵型で掲載
- ※22：カジカ（大卵型）が VU、「阿武隈高地のカジカ大卵型」が LP に該当
- ※23：カジカ小卵型で掲載 ※24：ウツセミカジカ（カジカ小卵型）で掲載

4. スリカミメクラチビゴミムシについては、事業実施想定区域内における分布の可能性が低いため重要な種として選定しなかった。

### (3) 注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-30 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。事業実施想定区域及びその周囲における注目すべき生息地を図 3.1-31 に示す。

表 3.1-31 のとおり、事業実施想定区域及びその周囲には鳥獣保護区が 6 件存在し、「葛尾森林公園鳥獣保護区」及び「殿上鳥獣保護区」が事業実施想定区域の一部に含まれている。

表 3.1-30(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	選定基準	文献その他資料
<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)、「福島県文化財保護条例」(昭和 45 年福島県条例第 43 号)、「川俣町文化財保護条例」(昭和 51 年川俣町条例第 14 号)、「飯館村文化財保護条例」(昭和 39 年飯館村条例第 18 号)、「二本松市文化財保護条例」(平成 17 年二本松市条例第 199 号)、「浪江町文化財保護条例」(昭和 51 年浪江町条例第 8 号)、「葛尾村文化財保護条例」(昭和 46 年葛尾村条例第 20 号)、「田村市文化財保護条例」(平成 17 年田村市条例第 101 号)に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物                      天：天然記念物                      県天：福島県天然記念物                      川天：川俣町天然記念物                      飯天：飯館村天然記念物                      二天：二本松市天然記念物                      浪天：浪江町天然記念物                      葛天：葛尾村天然記念物                      田天：田村市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「ふくしまの文化財情報」(福島県教育委員会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「文化財」(川俣町 HP、閲覧令和 2 年 8 月)、「指定文化財」(二本松市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「浪江町のみどりの文化財」(浪江町 HP、閲覧：平成 29 年 4 月)、「市の文化財一覧」(田村市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)</p>
<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 2 年 2 月 29 日)に基づく生息地等保護区</p>	<p>生息：生息地等保護区</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 2 年 2 月 29 日)</p>
<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)に基づく条約湿地</p>	<p>基準 1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地                      基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地                      基準 3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地                      基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地                      基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地                      基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地                      基準 7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地                      基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地                      基準 9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の 1% を定期的に支えている湿地</p>	<p>「日本のラムサール条約湿地—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—」(環境省、平成 27 年)</p>
<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日)に基づく鳥獣保護区</p>	<p>国指定鳥獣保護区                      特：特別保護地区                      特指：特別保護指定区域                      都道府県指定鳥獣保護区</p>	<p>「令和元年度鳥獣保護区等位置図」(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)</p>

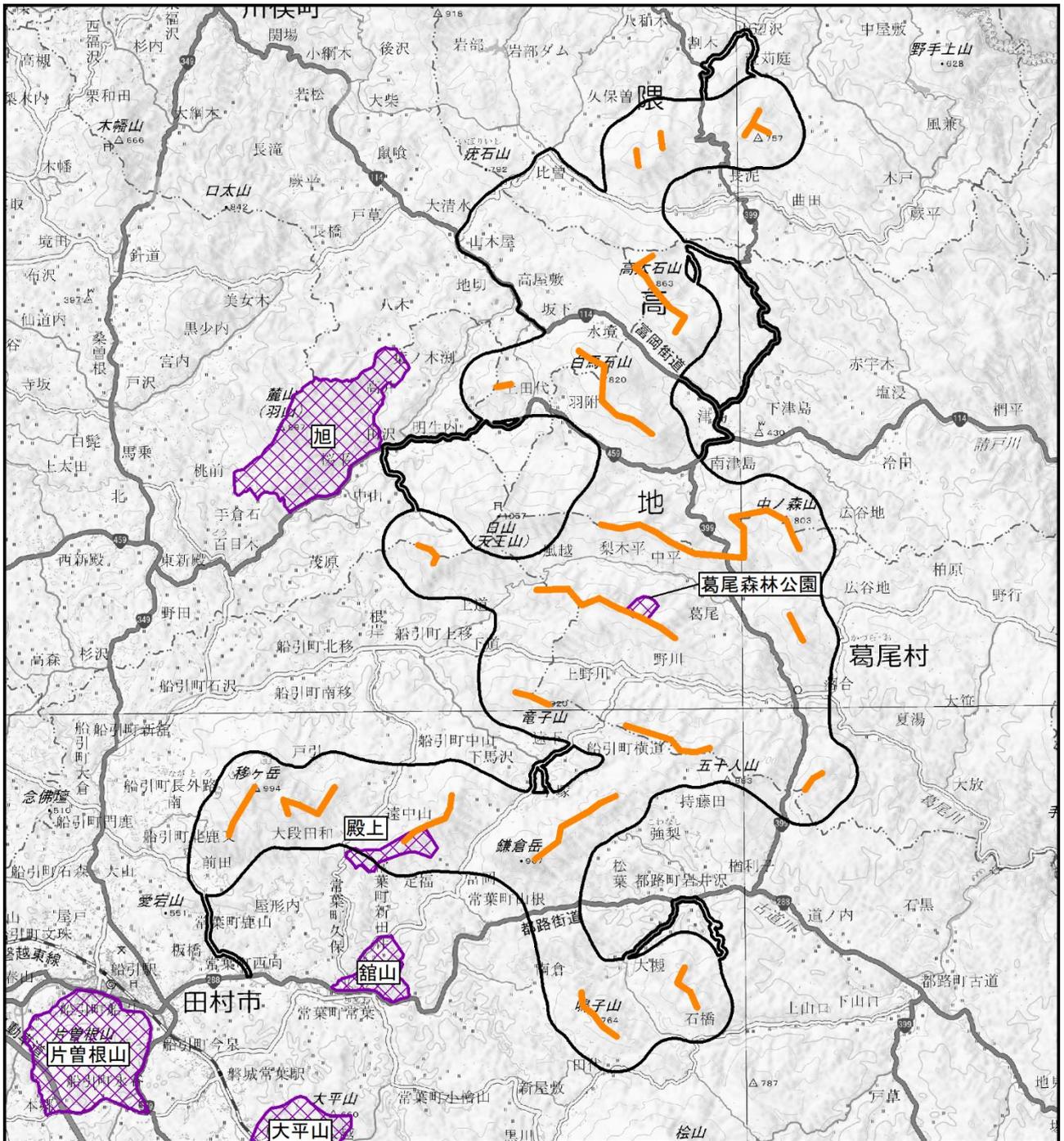
表 3.1-30(2) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他資料
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) の重要湿地	<p>基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）</p> <p>基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合</p> <p>基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合</p>	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) の重要湿地
「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) の掲載地	<p>A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2：生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) の掲載地
「生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 2 年 8 月) の掲載地	<p>危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息／生育する</p> <p>非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息／生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する</p>	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 2 年 8 月) の掲載地

表 3.1-31 注目すべき生息地

名称	選定基準	区分
旭鳥獣保護区 葛尾森林公園鳥獣保護区 殿上鳥獣保護区 舘山鳥獣保護区 片曾根山鳥獣保護区 大平山鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日) に基づく鳥獣保護区	鳥獣保護区

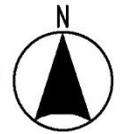
〔令和元年度鳥獣保護区等位置図〕(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  鳥獣保護区

1:150,000



「令和元年度鳥獣保護区等位置図」(福島県 HP、  
閲覧：令和2年8月)  
より作成

図 3.1-31 動物の注目すべき生息地

## 2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、事業実施想定区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成14年）等）により整理した。

事業実施想定区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表3.1-32のとおりである。

表3.1-32 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料名	調査範囲
「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成14年）	事業実施想定区域が含まれるメッシュ
「阿武隈高地の生き物たち」（南相馬市博物館、平成24年）	阿武隈高地
「福島に生きる」（南相馬市博物館、平成25年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「ふくしまに生きる 爬虫・両生類」（南相馬市博物館、平成27年）	川俣町、飯舘村、二本松市、葛尾村、浪江町、葛尾村、田村市
「被災地の原野に生きる」（南相馬市博物館、平成28年）	飯舘村
「福島県植物誌」（福島県植物誌編さん委員会、昭和62年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「いわき植物誌 Flora of Iwaki」（歴史春秋出版、平成26年）	飯舘村
「福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、および旧緊急時避難準備区域を含む市町村（福島県川俣町、飯舘村、南相馬市、浪江町、葛尾村、田村市、川内村、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町）の文献に基づく野生維管束植物の情報」（福島大学地域創造支援センター、平成26年）	川俣町、飯舘村、二本松市、浪江町、葛尾村、田村市
「川俣町史（第1巻 通史編）」（川俣町、昭和57年）	川俣町
「飯舘村史 第1巻」（飯舘村史編纂委員会・飯舘村、昭和54年）	飯舘村
「岩代町史（通史1）」（岩代町、平成元年）	岩代町（二本松市）
「浪江町史 別巻1 浪江町の自然」（浪江町編纂委員会、平成15年）	浪江町
「葛尾村史 第1巻」（葛尾村、平成3年）	葛尾村
「船引町史（通史編Ⅰ）」（船引町、昭和61年）	船引町（田村市）
「都路村史」（都路村史編纂委員会、昭和60年）	都路村（田村市）

## (1) 植物相の概要

事業実施想定区域及びその周囲の植物相の概要を表 3.1-33 のとおり整理した。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,733種（亜種、変種、品種及び雑種を含む。）が確認されている。

表 3.1-33 植物相の概要

分類	主な確認種
シダ植物	マンネンスギ、クラマゴケ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、ワラビ、コタニワタリ、ミゾシダ、イワデンダ、クサソテツ、シシガシラ、サトメシダ、ヘビノネゴザ、リョウメンシダ、クマワラビ、イノデ、ノキシノブ等 (142種)
裸子植物	モミ、アカマツ、クロマツ、ネズミサシ、ハイイヌガヤ、カヤ等 (21種)
被子植物	ヒツジグサ、フタリシズカ、ドクダミ、ウスバサイシン、コブシ、ホオノキ、オオバクロモジ、シロダモ等 (25種)
単子葉植物	ショウブ、コウライテンナンショウ、ヘラオモダカ、ヒルムシロ、ノギラン、チゴユリ、サルトリイバラ、ウバユリ、エビネ、ニワゼキショウ、マイヅルソウ、ツユクサ、ヒメガマ、イグサ、ヒカゲスゲ、カヤツリグサ、ヤマカモジグサ、オオウシノケグサ、ツルヨシ、アズマザサ、オオアブラススキ等 (447種)
真正双子葉植物	クサノオウ、アケビ、イカリソウ、ニリンソウ、キツネノボタン、アワブキ、ユズリハ、ユキノシタ、タコノアシ、ヤブカラシ、イタチハギ、スズメノエンドウ、アキグミ、ハルニレ、エゾエノキ、ヒメコウゾ、カラムシ、ヤマブキ、カマツカ、コナラ、オニグルミ、ハンノキ、コマユミ、カタバミ、バッコヤナギ、スマレ、ゲンノショウコ、ヌルデ、ウリカエデ、サンショウ、イノコヅチ、スベリヒユ、ノリウツギ、ヤブツバキ、リョウブ、アオダモ、クサギ、ウメモドキ、ヨメナ、シラネセンキュウ、ガマズミ、スイカズラ等 (1,098種)
合計	1,733種

注：1. 種名及び配列については、原則以下の資料に準拠した。

「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和元年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和元年）

2. 確認種については、表 3.1-32 に示す文献その他の資料より抽出した。

## (2) 植生の概要

事業実施想定区域及びその周囲の現存植生図は図 3.1-32、凡例は表 3.1-35 のとおりである。

植生の分布状況として比較的面積の広い群落は、「ブナクラス域代償植生」のカスミザクラーコナラ群落、アカマツ群落、伐跡群落、「植林地・耕作地植生」の常緑針葉樹植林、落葉針葉樹植林等である。川沿いには「植林地・耕作地植生」の畑地雑草群落や水田雑草群落が分布し、桑園等もみられる。

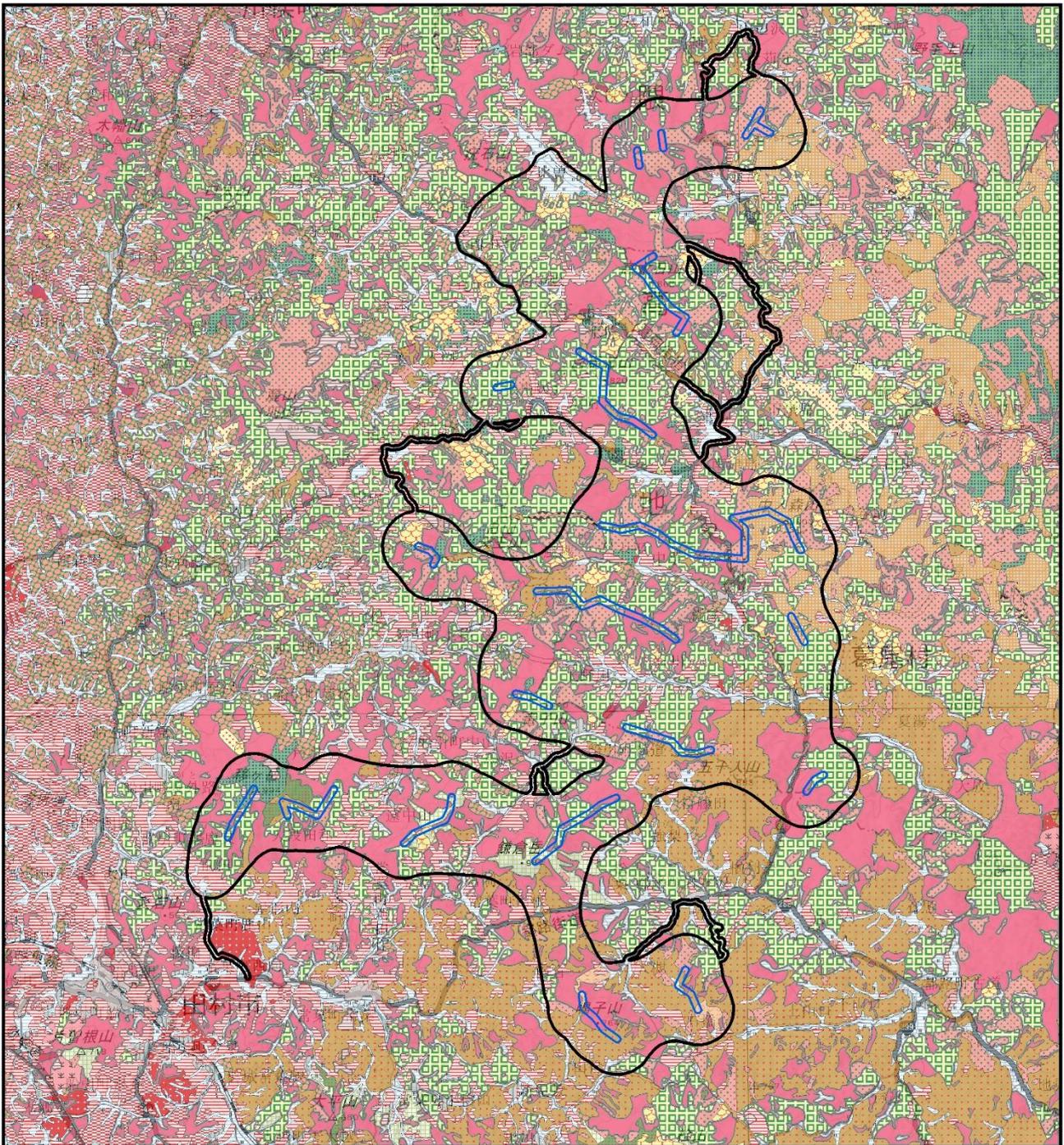
事業実施想定区域内では、「ブナクラス域自然植生」のスズタケブナ群団、アカマツ群落、「ブナクラス域代償植生」のブナーミズナラ群落、カシワミズナラ群落、カスミザクラーコナラ群落、アカマツ群落、ニシキウツギーノリウツギ群落、ススキ群団、伐跡群落、「ヤブツバキクラス域代償植生」の伐跡群落、アカマツ群落、「植林地・耕作地植生」の常緑針葉樹植林、落葉針葉樹植林、桑園、畑地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田雑草群落、休耕田雑草群落、「その他」の市街地、緑の多い住宅地、造成地、開放水域が分布している。

事業実施想定区域及びその周囲の植生自然度は表 3.1-34 及び図 3.1-33 のとおりであり、植生自然度 4、6、7、8 が広がっている。事業実施想定区域内では、植生自然度 1、2、3、4、5、6、7、8、9 が確認された。

表 3.1-34 植生自然度の概要

植生自然度	植生区分
10	—
9	スズタケ-ブナ群団、アスナロ群落、アカマツ群落（ブナクラス域自然植生）、アカマツ群落（ヤブツバキクラス域自然植生）
8	カシワ-ミズナラ群落
7	ブナ-ミズナラ群落、カスミザクラ-コナラ群落、アカマツ群落（ブナクラス域代償植生）、ニシキウツギ-ノリウツギ群落、コナラ群落、アカマツ群落（ヤブツバキクラス域代償植生）
6	常緑針葉樹植林、落葉針葉樹植林
5	ススキ群団
4	伐跡群落（ブナクラス域代償植生）、伐跡群落（ヤブツバキクラス域代償植生）、休耕田雑草群落
3	落葉果樹園、桑園
2	畑地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、工場地帯、造成地
—	開放水域

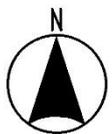
注：植生自然度の区分は、「1/2.5万植生図を基にした自然植生度について」（環境省、平成28年）に基づく。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲

1:150,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧:令和 2 年 8 月)

注: 植生図の凡例は表 3.1-35 のとおりである。

より作成

図 3.1-32(1) 文献その他の資料調査による現存植生図

表 3.1-35 文献その他の資料調査による現存植生図凡例

植生区分	図中No.	群落名	群落コード
ブナクラス域自然植生	 1	スズタケ-ブナ群団	40200A
	 2	アスナロ群落	40501B
	 3	アカマツ群落	40800
ブナクラス域代償植生	 4	ブナ-ミズナラ群落	50100A
	 5	カシワ-ミズナラ群落	50200A
	 6	カシミザクラ-コナラ群落	50302C
	 7	アカマツ群落	50600A
	 8	ニシキウツギ-ノリウツギ群落	50700A
	 9	ススキ群団	51000A
	 10	伐跡群落	51400A
ヤブツバキクラス域自然植生	 11	アカマツ群落	61800A
ヤブツバキクラス域代償植生	 12	コナラ群落	70100A
	 13	伐跡群落	70300A
	 14	アカマツ群落	71000A
植林地・耕作地植生	 15	常緑針葉樹植林	90100A
	 16	落葉針葉樹植林	90200A
	 17	落葉果樹園	90900A
	 18	桑園	91000
	 19	畑地雑草群落	91300A
	 20	牧草地、ゴルフ場	91500K
	 21	水田雑草群落	91600A
	 22	休耕田雑草群落	91700A
その他	 23	市街地	00100A
	 24	緑の多い住宅地	00200A
	 25	工場地帯	300
	 26	造成地	00400A
	 27	開放水域	00600A

注：1. 図中 No. は図 3.1-32(2)～(6)の現存植生図内の番号に対応する。

2. 群落コードとは、「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2～5 回」(環境省 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)の現存植生図に示される統一凡例番号である。

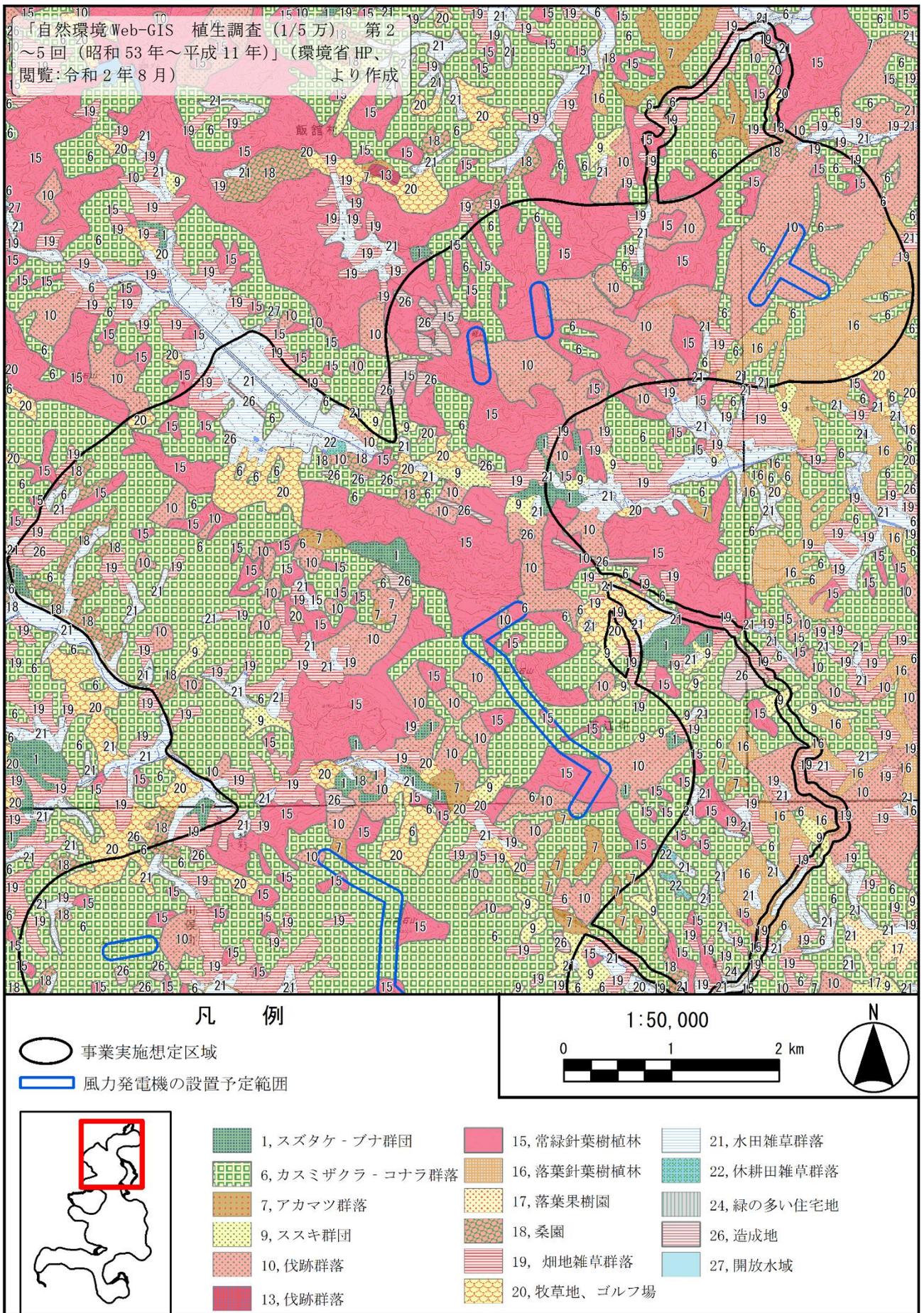
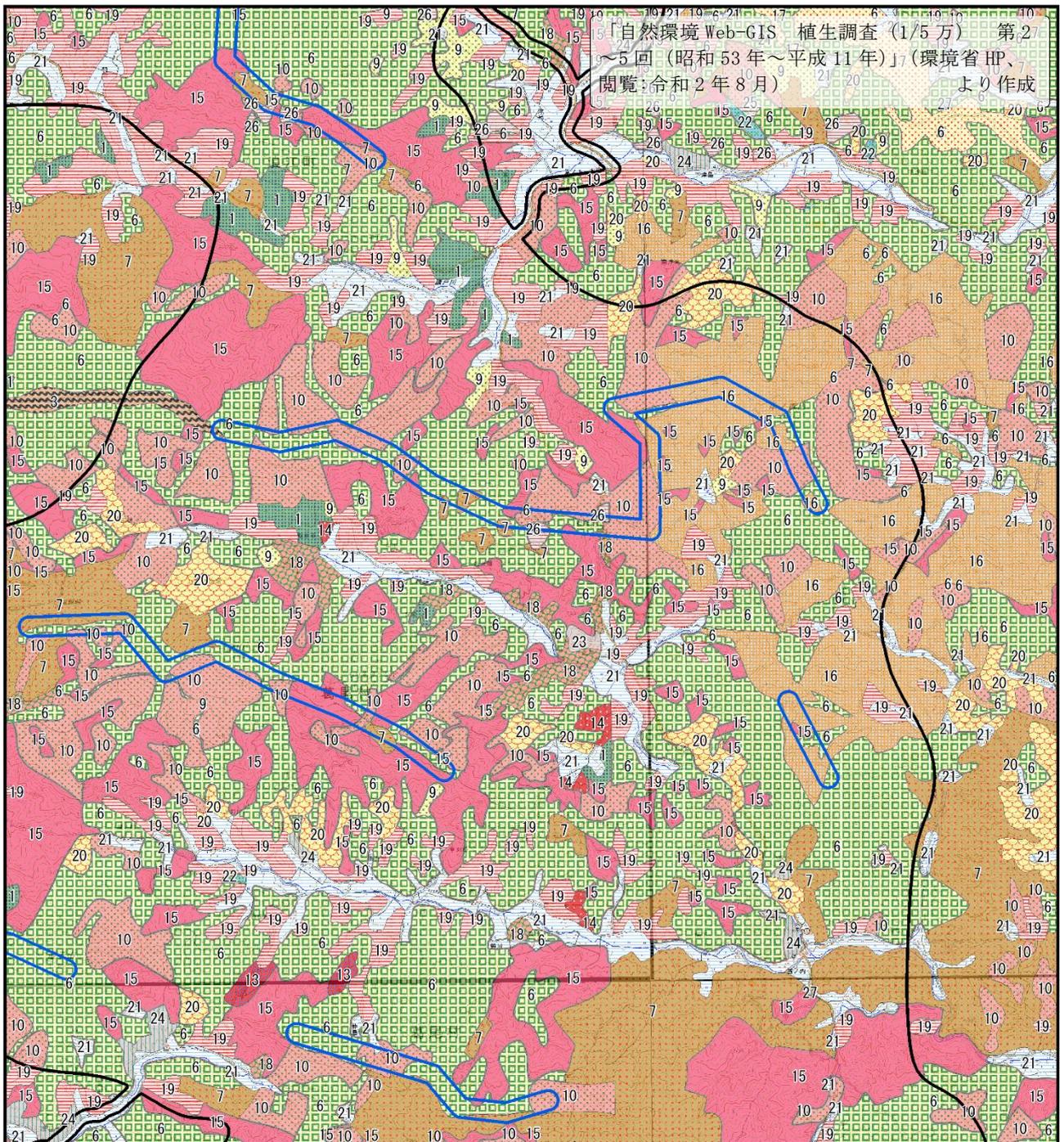


図 3.1-32(2) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大1)



「自然環境Web-GIS 植生調査(1/5万) 第2  
 ~5回(昭和53年~平成11年)」(環境省HP、  
 閲覧:令和2年8月)より作成



図 3.1-32(3) 文献その他の資料調査による現存植生図(拡大2)

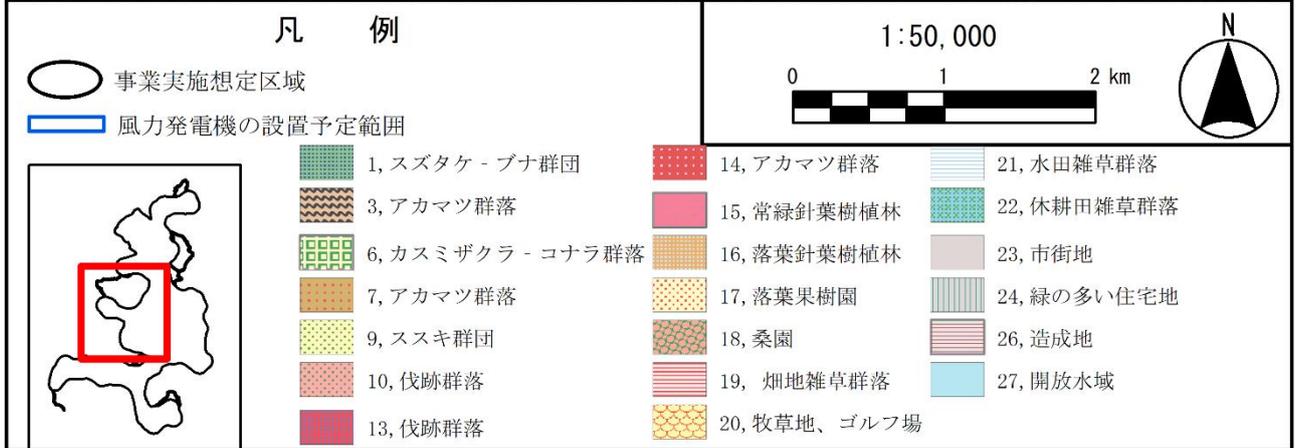
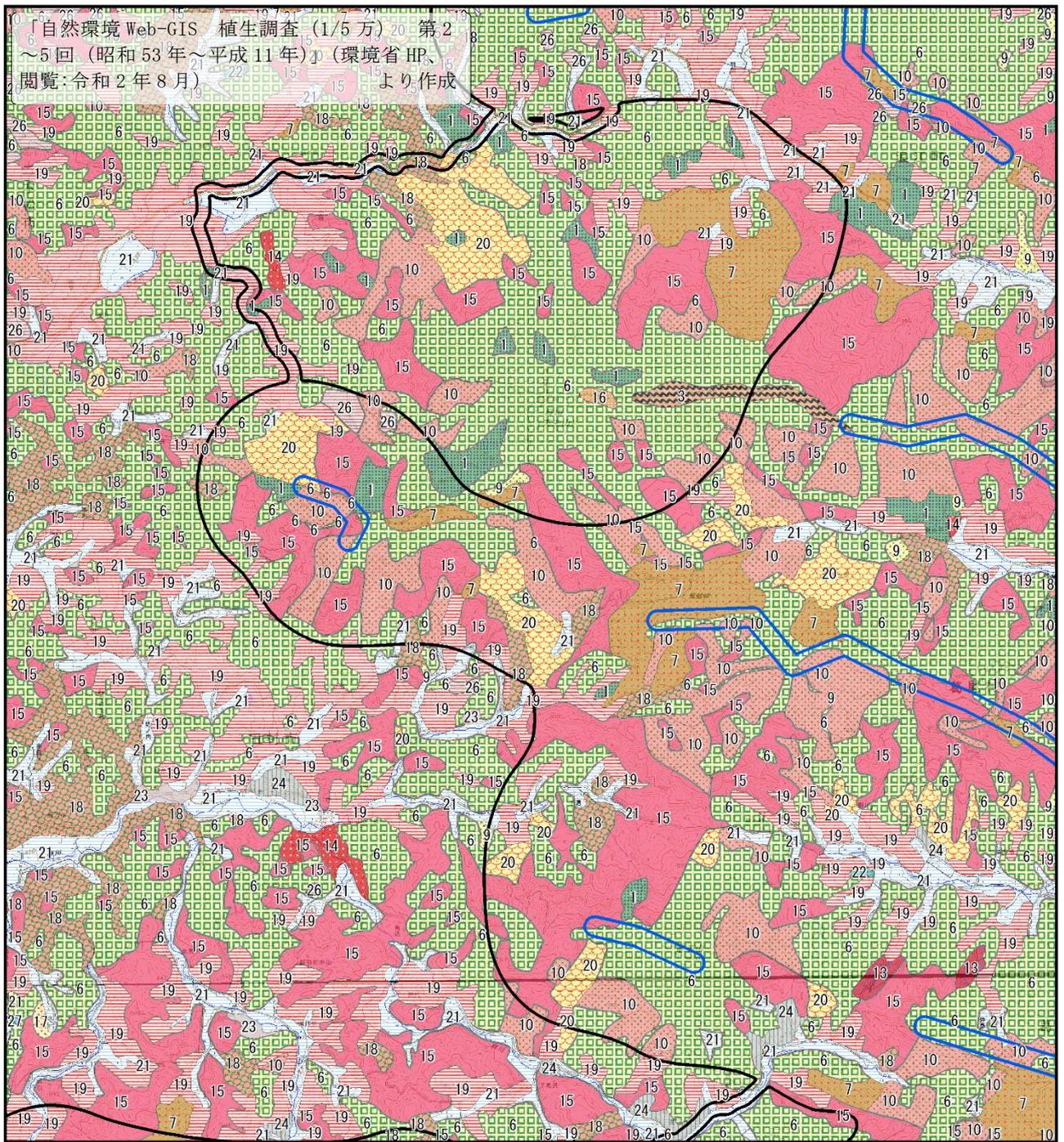
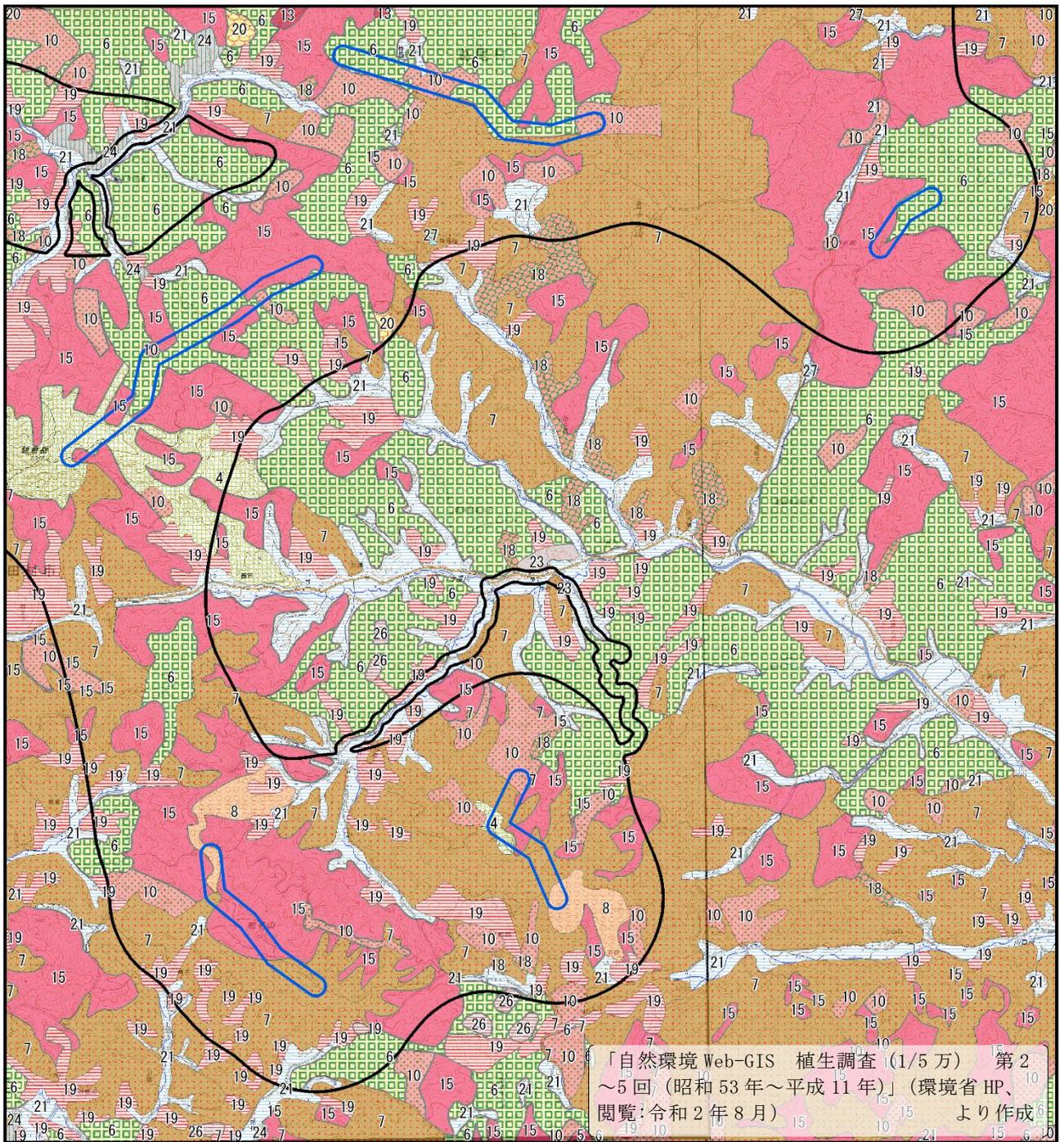


図 3.1-32(4) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大 3)



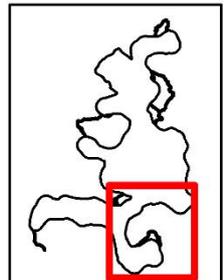
「自然環境Web-GIS 植生調査 (1/5万) 第2  
 ~5回 (昭和53年~平成11年)」 (環境省HP、  
 閲覧:令和2年8月) より作成

凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲

1:50,000





- |   |  |   |
|---|--|---|
|  4, ブナ - ミズナラ群落      |  13, 伐跡群落     |  21, 水田雑草群落  |
|  5, カシワ - ミズナラ群落     |  15, 常緑針葉樹植林  |  23, 市街地     |
|  6, カスミザクラ - コナラ群落   |  18, 桑園       |  24, 緑の多い住宅地 |
|  7, アカマツ群落           |  19, 畑地雑草群落   |  26, 造成地     |
|  8, ニシキウツギ - ノリウツギ群落 |  20, 牧草地、ゴルフ場 |  27, 開放水域    |
|  10, 伐跡群落            |  |   |

図 3.1-32(5) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大4)

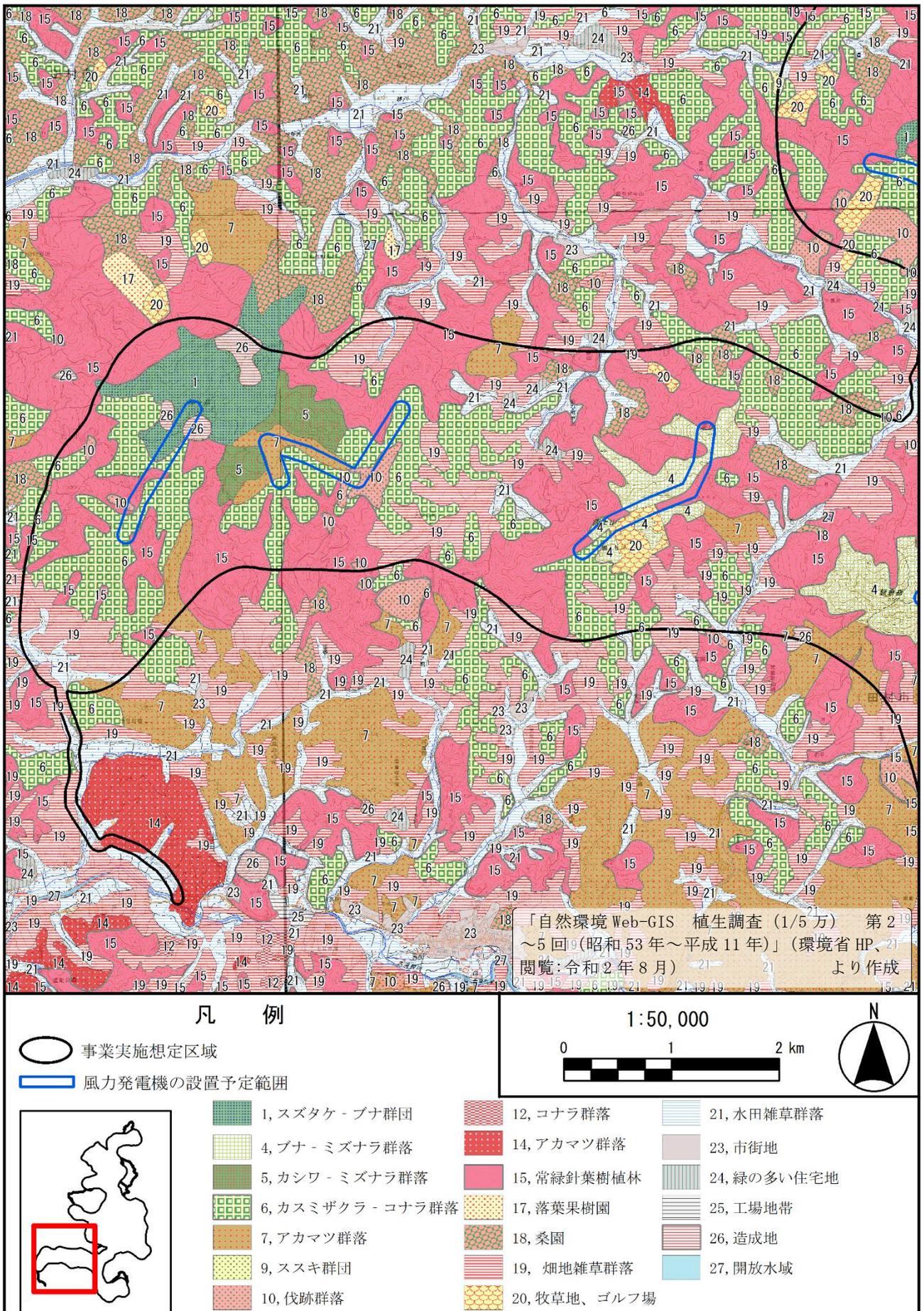
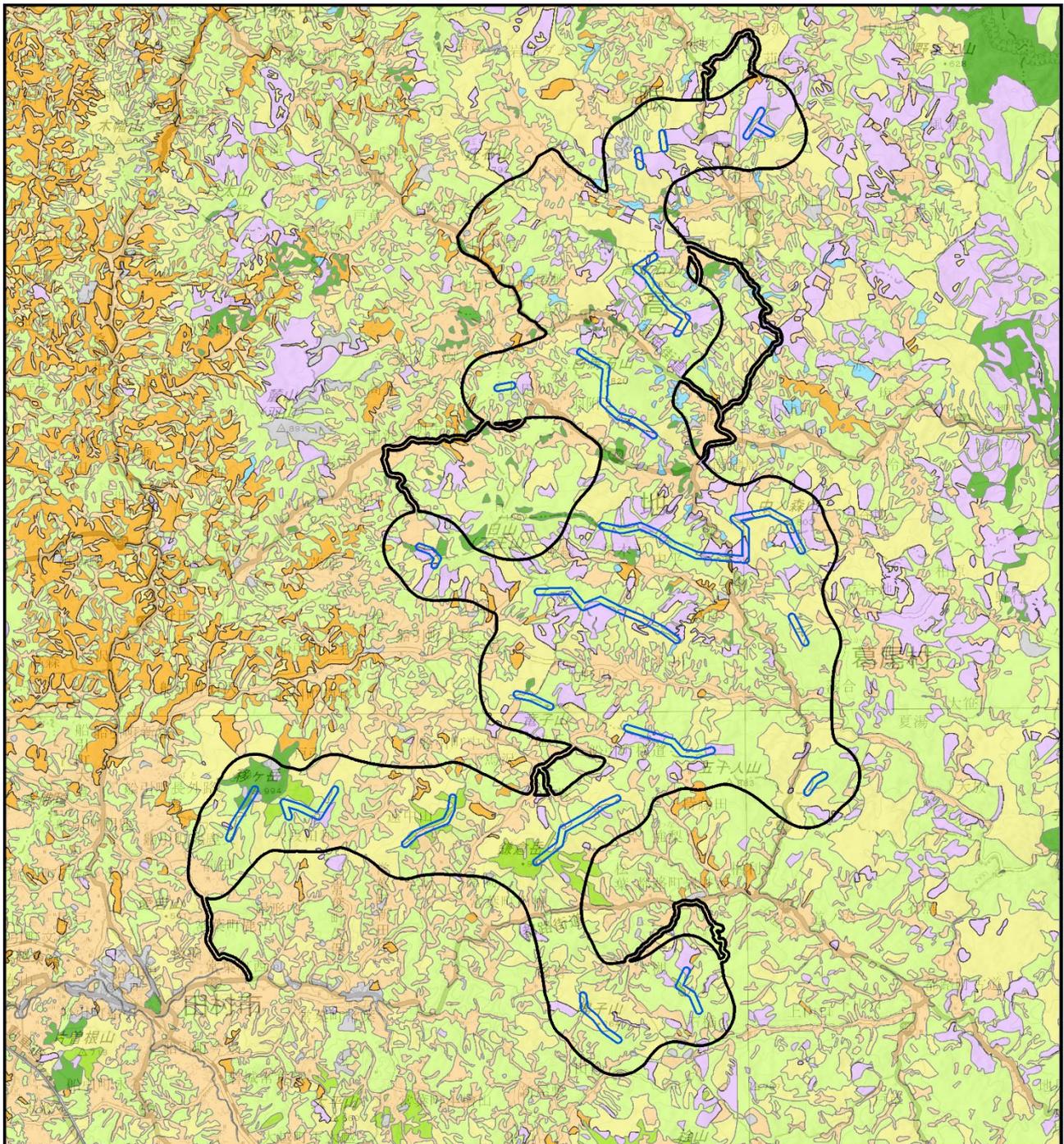


図 3.1-32(6) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大5)



凡 例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機の設置予定範囲
- 植生自然度1      植生自然度6
- 植生自然度2      植生自然度7
- 植生自然度3      植生自然度8
- 植生自然度4      植生自然度9
- 植生自然度5

1:150,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回」(環境省 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)  
 より作成

図 3.1-33(1) 文献その他の資料調査による現存植生図 (自然度)

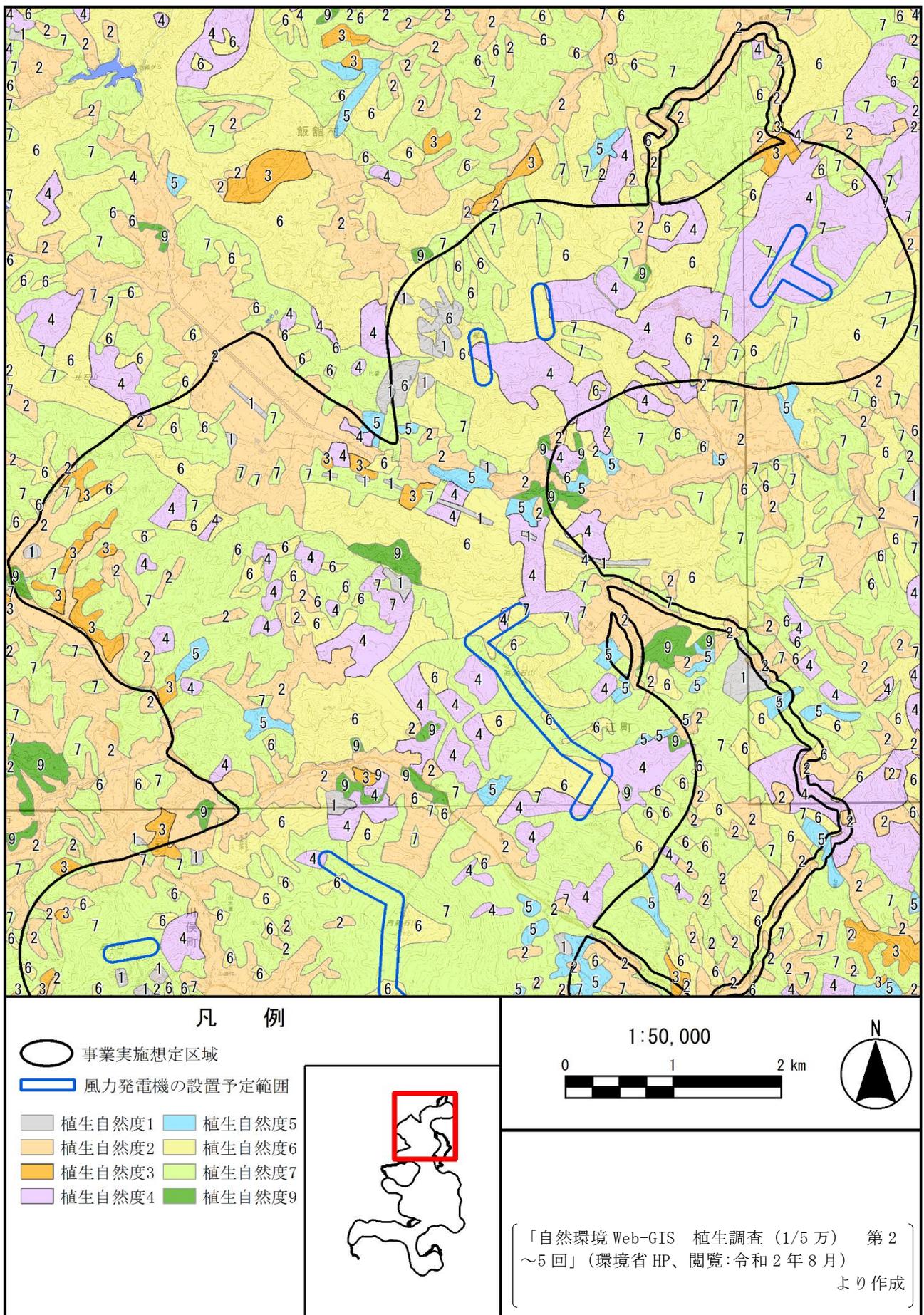
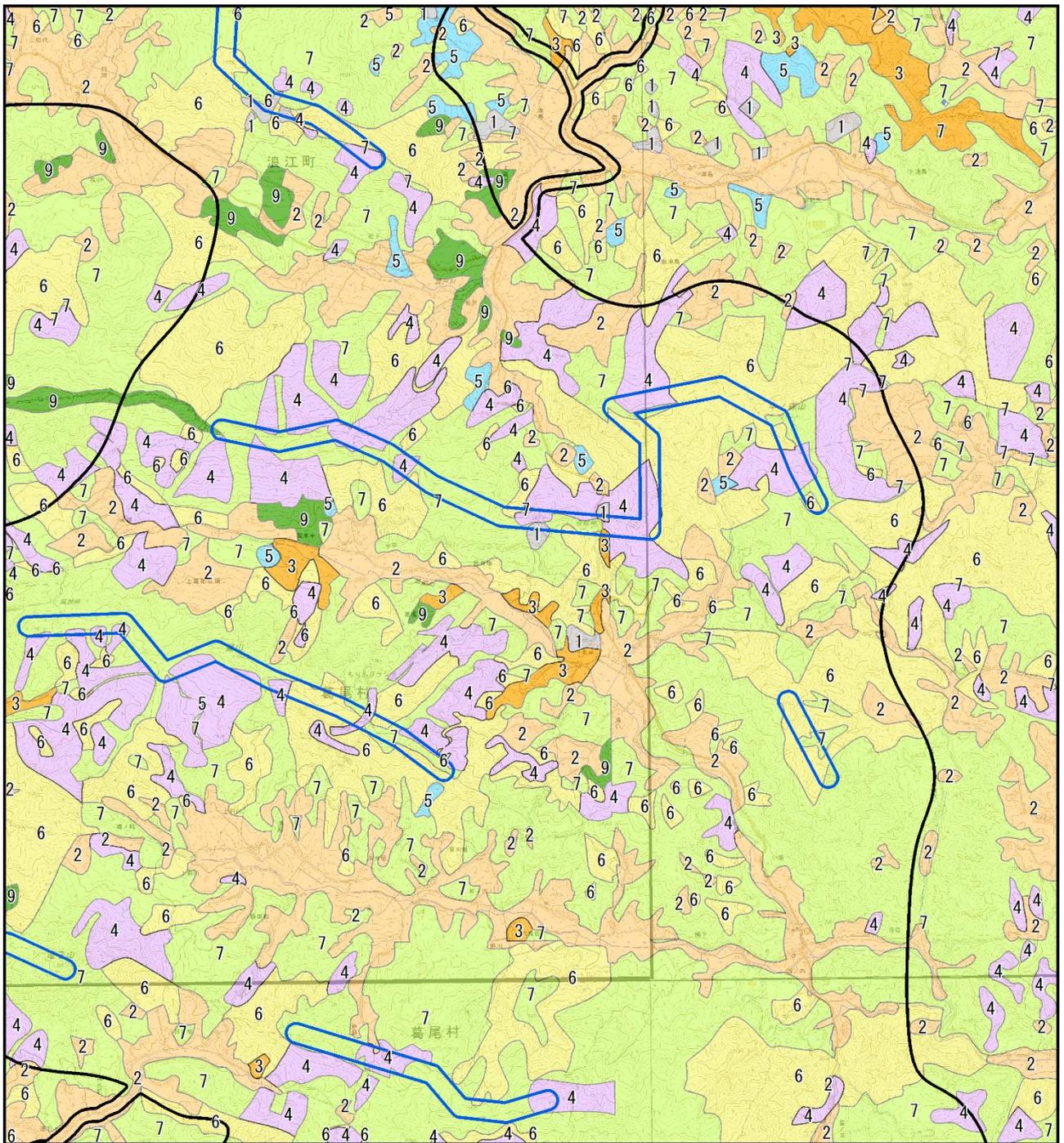
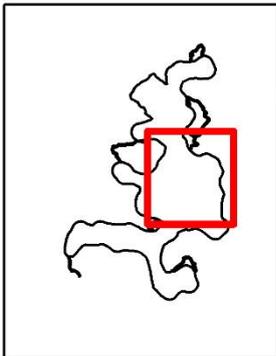


図 3.1-33(2) 文献その他の資料調査による現存植生図 (自然度: 拡大 1)

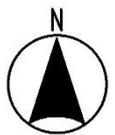


凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  植生自然度1
-  植生自然度5
-  植生自然度2
-  植生自然度6
-  植生自然度3
-  植生自然度7
-  植生自然度4
-  植生自然度9



1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回」(環境省 HP、閲覧:令和 2 年 8 月)  
 より作成

図 3.1-33(3) 文献その他の資料調査による現存植生図 (自然度: 拡大 2)

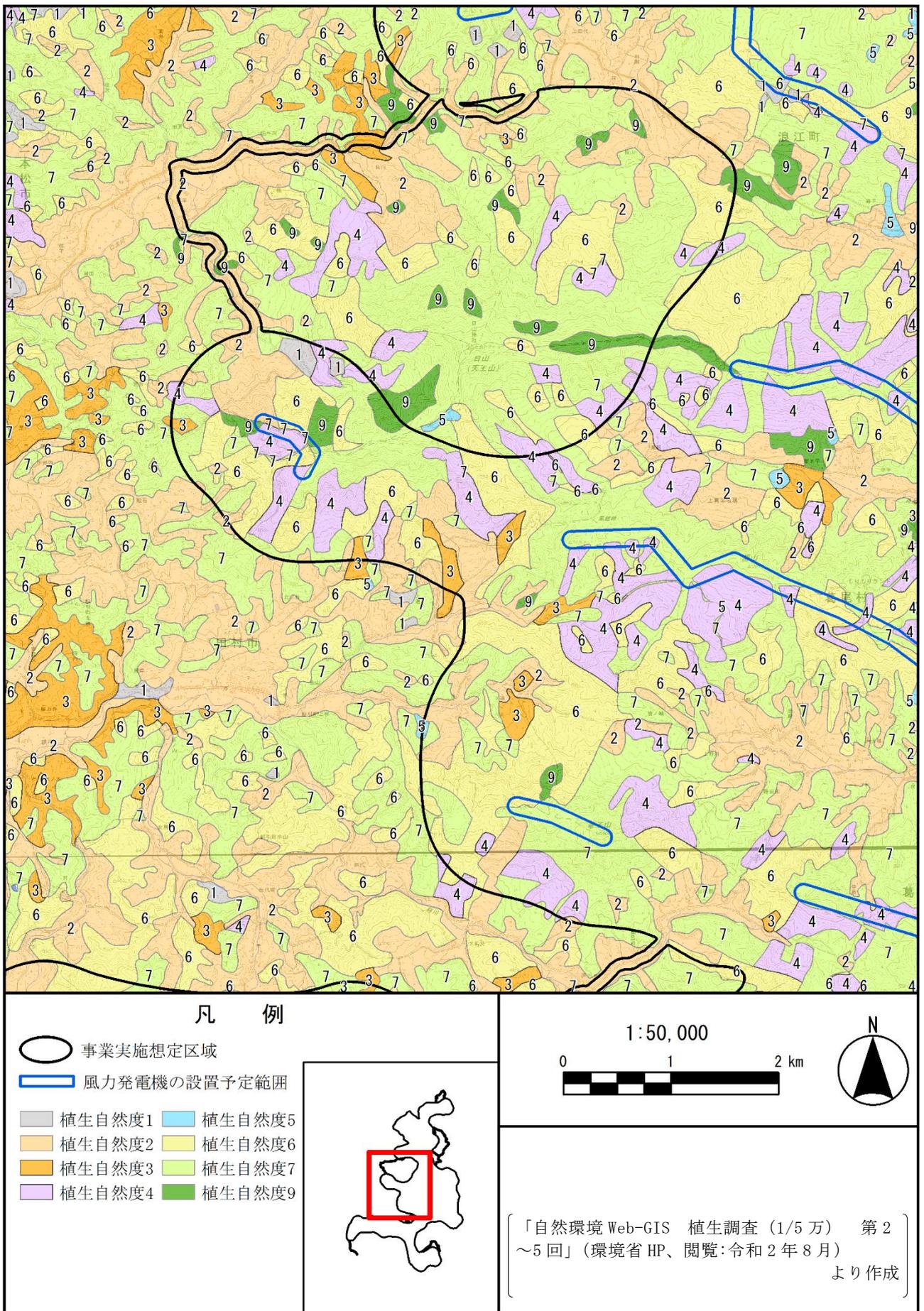


図 3.1-33(4) 文献その他の資料調査による現存植生図 (自然度: 拡大3)

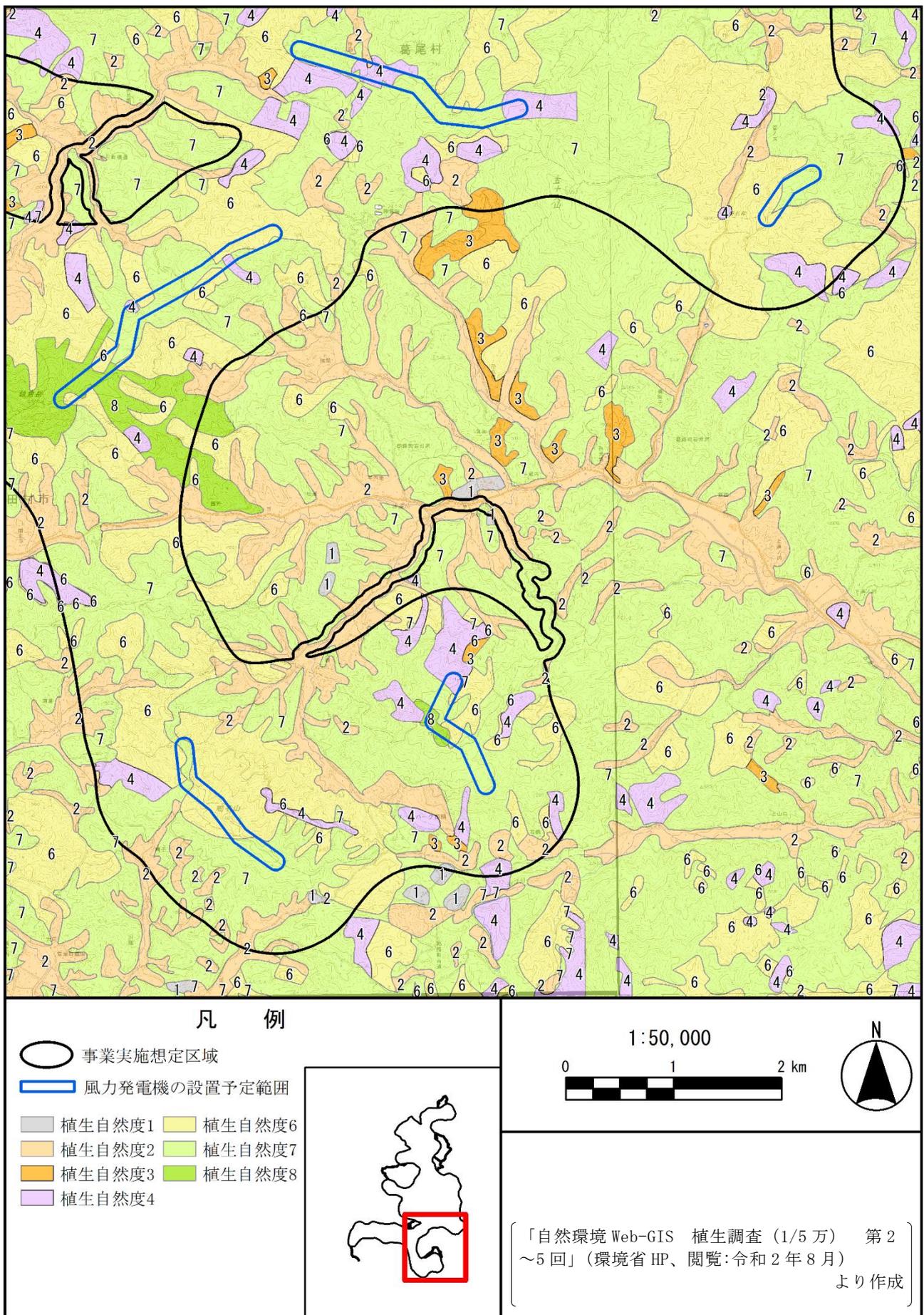


図 3.1-33(5) 文献その他の資料調査による現存植生図 (自然度: 拡大 4)

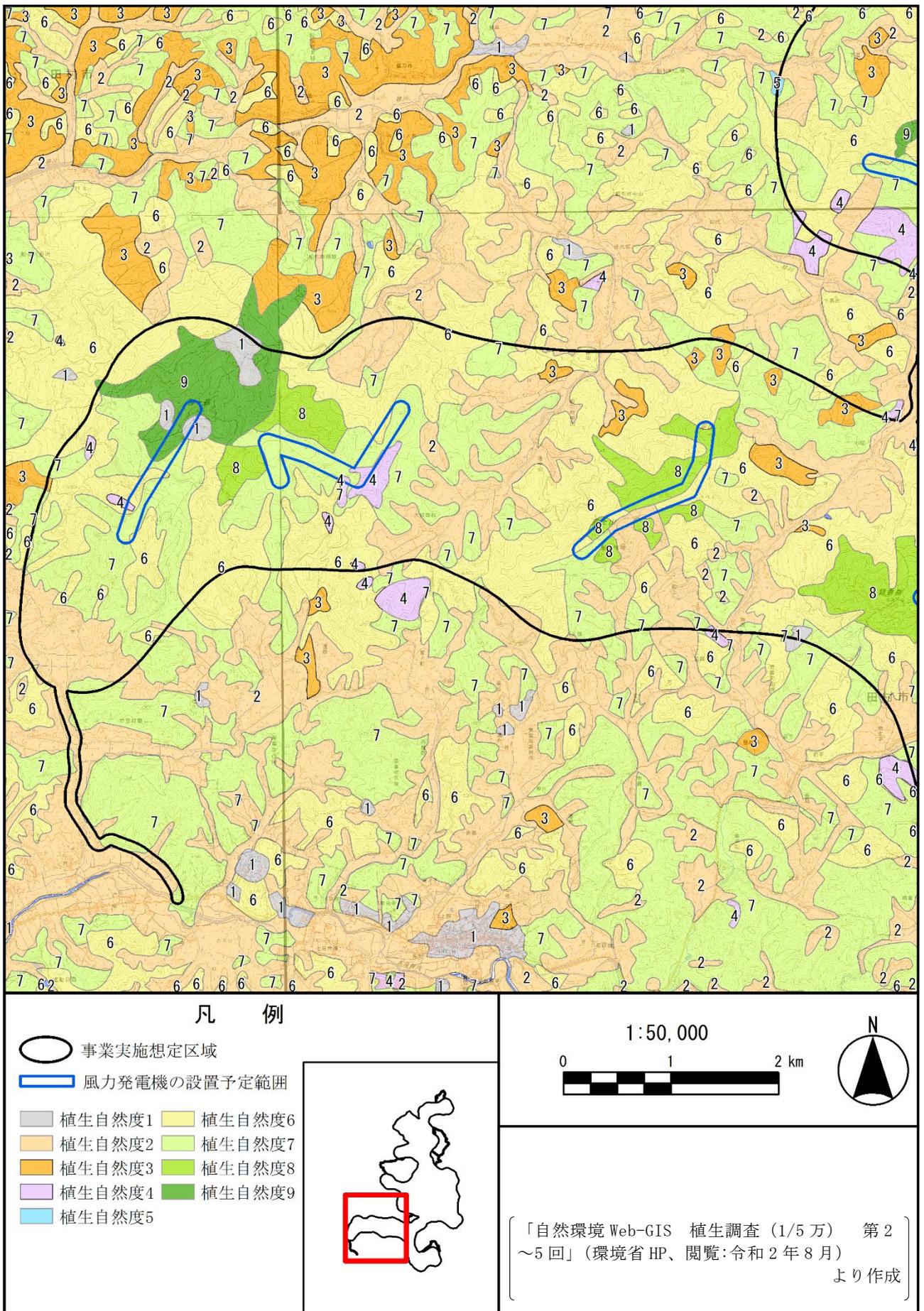


図 3.1-33(6) 文献その他の資料調査による現存植生図 (自然度: 拡大 5)

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.1-36 のとおりである。

表 3.1-36(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)、「福島県文化財保護条例」(昭和 45 年福島県条例第 43 号)、「川俣町文化財保護条例」(昭和 51 年川俣町条例第 14 号)、「飯館村文化財保護条例」(昭和 39 年飯館村条例第 18 号)、「二本松市文化財保護条例」(平成 17 年二本松市条例第 199 号)、「浪江町文化財保護条例」(昭和 51 年浪江町条例第 8 号)、「葛尾村文化財保護条例」(昭和 46 年葛尾村条例第 20 号)、「田村市文化財保護条例」(平成 17 年田村市条例第 101 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：福島県天然記念物 川天：川俣町天然記念物 飯天：飯館村天然記念物 二天：二本松市天然記念物 浪天：浪江町天然記念物 葛天：葛尾村天然記念物 田天：田村市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「ふくしまの文化財情報」(福島県教育委員会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「文化財」(川俣町 HP、閲覧令和 2 年 8 月)、「指定文化財」(二本松市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「浪江町のみどりの文化財」(浪江町 HP、閲覧：平成 29 年 4 月)、「市の文化財一覧」(田村市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)	○	
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 1 月 22 日)に基づく国内希少野生動植物等	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号最終改正：令和 2 年 1 月 22 日)	○	
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危機 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危機 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危機 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危機 I 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)	○	
④	「ふくしまレッドリスト 2019 年版」(福島県、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・福島県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危機 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「ふくしまレッドリスト (2019 年版) について」(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)	○	

表 3.1-36(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落
⑤	「福島県野生動植物の保護に関する条例」(平成16年福島県条例第23号)に基づく特定希少野生動植物	特定：特定希少野生動植物	「特定希少野生動植物について」(福島県HP、閲覧：令和2年8月)	○
⑥	「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(環境庁、昭和56年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(環境庁、昭和56年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)	○
⑦	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)	○
⑧	「第5回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書」(環境庁、平成11年)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度10：自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9：自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「第5回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書」(環境庁、平成11年)	○

① 重要な種

植物の重要な種は、「(1) 植物相の概要」で確認された種について、選定基準に基づき学術上または希少性の観点から選定した。その結果、重要な種は表 3.1-37 のとおり 74 科 228 種であったが、事業実施想定区域における確認位置情報は得られなかった。

表 3.1-37(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	市町村						選定基準				
			川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤
1	ヒカゲノカズラ	スギラン	○		○	○	○	○			VU	CR	
2	ミズニラ	ミズニラ		○		○	○				NT	NT	
3	コケシノブ	ヒメハイホラゴケ							○			CR	
4	ウラジロ	コシダ	○		○	○	○	○				NT	
5	サンショウモ	サンショウモ				○		○			VU	CR	
6	イノモトソウ	オオバノハチジョウシダ	○		○	○	○	○				VU	
7	チャセンシダ	イチョウシダ	○	○	○	○	○	○			NT	CR	
8	ヒメシダ	タチヒメワラビ	○		○	○	○	○				NT	
9		ハシゴシダ	○		○	○	○	○				NT	
10	イワデンダ	コガネシダ		○								NT	
11	メシダ	ハコネシケチシダ							○			EN	
12		シケチシダ				○						VU	
13		ホソバイヌワラビ		○								NT	
14		ヒロハイヌワラビ				○						NT	
15		セイタカシケシダ				○						EN	
16	オシダ	オオカナワラビ				○						NT	
17		メヤブソテツ				○						CR	
18		ナンタイシダ				○		○				NT	
19		オオキヨズミシダ				○						NT	
20	ウラボシ	イワオモダカ		○								VU	
21	ヒノキ	ヒノキ				○		○				NT	
22		ハイネズ				○						VU	
23	イチイ	イチイ						○	○			NT	
24	マツブサ	サネカズラ				○						NT	
25		チョウセンゴミシ	○		○	○	○	○				VU	
26	クスノキ	クスノキ				○						DD	
27		ヤブニッケイ	○		○	○	○	○				NT	
28		ヤマコウバシ	○									NT	
29		ダンコウバイ	○		○	○	○	○				NT	
30		カゴノキ	○		○	○	○	○				CR	
31	オモダカ	サジオモダカ		○								VU	
32		トウゴクヘラオモダカ	○		○			○			VU	CR	
33		アギナシ		○		○					NT	VU	
34		ウリカワ	○		○	○	○	○				EN	
35	トチカガミ	スブタ	○		○	○	○	○			VU	CR	
36		トチカガミ	○		○	○	○	○			NT	EX	
37		ヒロハトリゲモ						○			VU**1	EN**1	
38		イトトリゲモ						○			NT	EN	
39		イトイバラモ	○		○	○	○	○			VU	VU	
40		ミズオオバコ		○							VU	VU	
41		セキショウモ	○		○	○	○	○				VU	
42	ヒルムシロ	イトモ	○		○	○	○	○			NT	NT	
43		コバノヒルムシロ	○		○	○	○	○			VU	CR	
44		エゾノヒルムシロ	○		○	○	○	○				VU	
45		ササバモ	○		○	○	○	○				VU	
46	シュロソウ	クルマバツクバネソウ		○	○			○	○			NT	
47	サルトリイバラ	マルバサンキライ							○			VU	
48	ユリ	ミヤマスカシユリ				○	○				EN	EN	
49	ラン	シラン						○			NT	EN	
50		マメヅタラン				○	○				NT	EN	
51		エビネ				○					NT	VU	
52		ギンラン	○		○	○	○	○				NT	

表 3.1-37(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	市町村						選定基準						
			川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤		
53	ラン	キンラン				○	○				VU	VU			
54		ユウシュンラン		○							VU	VU			
55		クマガイソウ	○		○	○		○			VU	EN	特定		
56		アツモリソウ						○		国内	VU	CR			
57		セッコク				○	○						VU		
58		サワラン		○		○							NT		
59		ハマカキラン				○					VU	EN			
60		シロテンマ	○		○			○			CR	EN			
61		ベニシュスラン		○									EN		
62		オオミズトンボ				○					EN	CR			
63		ミズトンボ				○					VU	EN			
64		タンザワサカネラン	○		○			○			EN	CR			
65		サカネラン	○		○	○		○			VU	CR			
66		コケイラン				○		○					VU		
67		サギソウ		○		○	○				NT	EN			
68		トキソウ		○		○					NT	NT			
69		ヤマトキソウ		○		○						VU			
70		ウチョウラン						○			VU	EN			
71		カヤラン		○		○							NT		
72		ヒトツボクロ				○							NT		
73		アヤメ	ヒメシャガ		○							NT	NT		
74			カキツバタ					○	○			NT	VU		
75	クサスギカズラ	スズラン	○	○	○	○	○	○				VU			
76	ガマ	ミクリ				○					NT	NT			
77		ヤマトミクリ	○		○	○	○	○			NT	VU			
78		ヒメミクリ		○							VU	EN			
79	ホシクサ	イヌノヒゲ						○				NT			
80	カヤツリグサ	コウキヤガラ	○		○	○	○	○				VU			
81		チュウゼンジスゲ						○					NT		
82		ヒメガヤツリ				○		○					EN		
83		シズイ						○					VU		
84		ビャッコイ	○		○			○		国内	CR	CR	CR	特定	
85	イネ	ヒロハノハネガヤ						○					NT		
86		ヒナザサ		○							NT	NT			
87		ヒメウキガヤ		○				○					NT		
88		ウキガヤ		○				○					VU		
89		ササクサ	○		○	○	○	○					NT		
90		アイアシ	○		○	○	○	○					NT		
91		メダケ				○							NT		
92		ウキシバ				○							NT		
93	ケシ	ジロボウエンゴサク						○					DD		
94		ツルケマン				○		○			EN <sup>※2</sup>	EN			
95		ナガミノツルケマン	○		○	○	○	○			NT <sup>※3</sup>				
96	アケビ	ムベ				○							DD		
97	キンポウゲ	フクジュソウ	○			○							VU		
98		イチリンソウ	○		○	○	○	○					VU		
99		レンゲショウマ	○		○	○	○	○					NT		
100		カザグルマ			○	○		○			NT	EN			
101			オキナグサ					○	○			VU	EN		
102			ヒメバイカモ	○		○	○	○	○			EN	EX		
103			バイカモ	○		○	○	○	○				VU		
104			タガラシ				○							NT	

表 3.1-37(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	市町村					選定基準					
			川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤
105	キンポウゲ	オトコゼリ				○						EN	
106		シキンカラマツ						○				EN	
107	ボタン	ヤマシャクヤク				○		○			NT	VU	
108		ベニバナヤマシャクヤク				○					VU	CR	
109	スグリ	ヤシャビシャク				○					NT	NT	
110	ユキノシタ	イワネコノメソウ	○		○	○	○	○				VU	
111		ムカゴネコノメソウ	○		○	○	○	○			NT <sup>※4</sup>		
112		タチネコノメソウ				○						DD	
113	ベンケイソウ	オオチチッパベンケイ	○		○				○			EN	EN
114	タコノアシ	タコノアシ				○						NT	NT
115	アリノトウグサ	ホザキノフサモ				○							EN
116	マメ	モメンヅル							○				VU
117		ジャケツイバラ	○		○	○	○	○					NT
118		フジキ				○							VU
119		ノアズキ					○						EN
120		マルバヌスビトハギ				○							NT
121		シベリアメドハギ				○							DD
122		イヌハギ							○			VU	CR
123		オオバクサフジ				○							CR
124	ヒメハギ	ヒナノキンチャク							○			EN	CR
125	グミ	ツクバグミ						○	○				VU
126	イラクサ	トキホコリ						○				VU	VU
127		イラクサ						○	○				NT
128	バラ	リンボク	○		○	○	○	○					EN
129		ヒロハノカワラサイコ				○		○				VU	VU
130		シャリンバイ				○							EN
131		ハマナス				○							EN
132		ミヤマフユイチゴ	○		○	○	○	○					NT
133		サナギイチゴ							○			VU	VU
134	ニシキギ	ヒロハノツリバナ							○				NT
135	トウダイグサ	ノウルシ				○						NT	VU
136		マルミノウルシ	○	○								NT	NT
137	スマレ	シロスミレ	○		○	○	○	○					CR
138	アマ	マツバニンジン							○			CR	CR
139	フウロソウ	タチフウロ		○		○							EN
140		コフウロ							○				NT
141	ミソハギ	ヒメミソハギ			○								EN
142		ミズマツバ	○		○	○	○	○				VU	CR
143		ヒメビシ				○						VU	EX
144	ムクロジ	ホソエカエデ	○		○	○							DD
145		オオイタヤメイゲツ	○	○	○	○	○	○					NT
146		ヒナウチワカエデ				○							NT
147	アブラナ	エゾハタザオ			○				○				EN
148		ミギワガラシ				○						VU	
149		ハタザオ	○										CR
150	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ				○						VU	VU
151	タデ	ハルトラノオ				○		○					NT
152		サデクサ						○					CR
153		ネバリタデ							○				CR
154		ノダイオウ							○			VU	EN
155	ナデシコ	ハマナデシコ				○							NT
156		ハマハコベ				○							CR

表 3.1-37(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	市町村					選定基準					
			川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤
157	ナデシコ	ナンブワチガイソウ	○		○	○	○	○			VU	VU	
158		ウシオツメクサ				○						EN	
159	ヒユ	ミドリアカザ				○		○			CR	CR	
160	サカキ	サカキ	○		○	○	○	○					NT
161	サクラソウ	マンリョウ				○							DD
162		カラタチバナ				○							NT
163		サクラソウ						○			NT	EN	
164	ツツジ	コアブラツツジ						○					CR
165		イソツツジ			○								NT
166		サツキ				○	○						VU
167	アカネ	ハナムグラ						○			VU	CR	
168	リンドウ	オヤマリンドウ			○								NT
169		イヌセンブリ				○					VU	VU	
170	キョウチクトウ	キジョラン	○		○	○	○	○					NT
171		フナバラソウ				○		○			VU	CR	
172		スズサイコ						○			NT	VU	
173	ナス	ヤマホロシ				○		○					NT
174	ムラサキ	ムラサキ		○				○			EN	CR	
175	モクセイ	ヤマトアオダモ				○		○					EN
176		ヒイラギ		○		○	○						NT
177	オオバコ	マルバノサワトウガラシ	○		○	○	○	○			VU	CR	
178		オオアブノメ	○		○	○	○	○			VU	CR	
179		イヌノフグリ		○	○			○			VU	EN	
180	シソ	ムシャリンドウ						○			VU	CR	
181		タカクマヒキオコシ		○		○							NT
182		キセワタ						○			VU	CR	
183		ヒメハッカ				○	○				NT	VU	
184		ヤマジソ				○		○			NT	NT	
185		ミゾコウジュ				○	○				NT	DD	
186		エゾタツナミソウ	○	○				○					NT
187	ハマウツボ	ナンバンギセル		○		○	○						VU
188		エゾコゴメグサ			○								DD
189		キヨスミウツボ				○							VU
190		ヒキヨモギ				○		○					VU
191	タヌキモ	ミミカキグサ				○							VU
192		ホザキノミミカキグサ				○							VU
193		タヌキモ		○		○					NT	EN	
194		ヒメタヌキモ		○							NT	VU	
195		ムラサキミミカキグサ		○		○					NT	VU	
196	モチノキ	フウリンウメモドキ						○					EN
197	キキョウ	キキョウ		○	○	○	○	○			VU	VU	
198	キク	シロヨモギ				○							NT
199		シュウブソウ				○							NT
200		オオガクビソウ						○					VU
201		コハマギク				○							VU
202		モリアザミ						○					CR
203		シドキヤマアザミ						○					DD
204		タカサブロウ				○		○					EN
205		フジバカマ						○			NT	EN	
206		ヤナギタンポポ						○					VU
207		タカサゴソウ						○	○		VU	EN	
208		コオニタビラコ				○		○					VU

表 3.1-37(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	市町村						選定基準				
			川俣町	飯館村	二本松市	浪江町	葛尾村	田村市	①	②	③	④	⑤
209	キク	オオモミジガサ					○					NT	
210		オオニガナ		○		○		○				NT	
211		ヒメヒゴタイ						○			VU	CR	
212		キクアザミ		○				○				CR	
213		ハバヤマボクチ						○				EN	
214		コウリンカ					○	○			VU	EN	
215		オカオグルマ						○				CR	
216		オナモミ				○		○			VU	CR	
217	セリ	ハナビゼリ						○				EN	
218		ミシマサイコ						○			VU	CR	
219		ホタルサイコ				○		○				VU	
220		ツボクサ	○		○	○	○	○				VU	
221		ハマボウフウ				○						NT	
222		マルバトウキ				○						NT	
223		ヒカゲミツバ				○						NT	
224	ガマズミ	コバノガマズミ				○		○				NT	
225	スイカズラ	ハヤザキヒョウタンボク						○				CR	
226		マツムシソウ				○		○				EN	
227		キバナウツギ	○		○	○	○	○				NT	
228		イワツクバネウツギ						○			VU	DD	
計	74 科	228 種	58 種	37 種	62 種	144 種	74 種	128 種	0 種	2 種	89 種	225 種	2 種

- 注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和元年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和元年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-36 のとおりである。
3. 確認種には、亜種、変種、品種及び雑種を含んでいる。
4. 表中の※については、以下のとおり。  
 ※1：サガミトリゲモで掲載 ※2：ツルキケマンで掲載 ※3：ナガミノツルキケマンで掲載  
 ※4：ムカゴネコノメで掲載
5. オオイノデ、カノコユリ、ヤマホオズキ、ツルギキョウ、シオンについては、福島県において自然分布をしていないため重要な種として選定しなかった。

## ② 重要な群落

事業実施想定区域及びその周囲の重要な群落として、表 3.1-38 及び図 3.1-34 のとおり、「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）によると、特定植物群落の「塩浸のアカマツ林」が指定されている。また、「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）において、浪江町で 3 件、滝根町（田村市）で 2 件の植物群落が指定されているが、詳細な位置情報は公表されていない。

重要な群落として植生自然度 10 及び植生自然度 9 に該当する植生についても抽出した。1/5 万植生図の凡例に対応する植生自然度は表 3.1-39 のとおりであり、事業実施想定区域内においては、植生自然度 9 のスズタケブナ群団等が存在する。

表 3.1-38 重要な植物群落

対象範囲	名称	選定基準	
		⑥	⑦
浪江町	塩浸のアカマツ林	E	1
	一の宮のヒメコマツ林		2
	焼築のケヤキ林		2
滝根町（田村市）	仙台平カルストのケヤキ林		2
	福原のシラカンバ		2

注：1. 選定基準は表 3.1-36 のとおりである。

2. 「滝根町」は、平成 17 年 3 月、滝根町を含む 5 町村の合併により田村市となった。

「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）

「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）

より作成

表 3.1-39 重要な植物群落（植生自然度）

選定基準	植生区分	1/5 万植生図凡例
⑧		
9 自然林	ブナクラス域自然植生	スズタケ-ブナ群団、アスナロ群落、アカマツ群落 (ブナクラス域自然植生)
	ヤブツバキクラス域自然植生	アカマツ群落 (ヤブツバキクラス域自然植生)

注：選定基準は表 3.1-36 のとおりである。

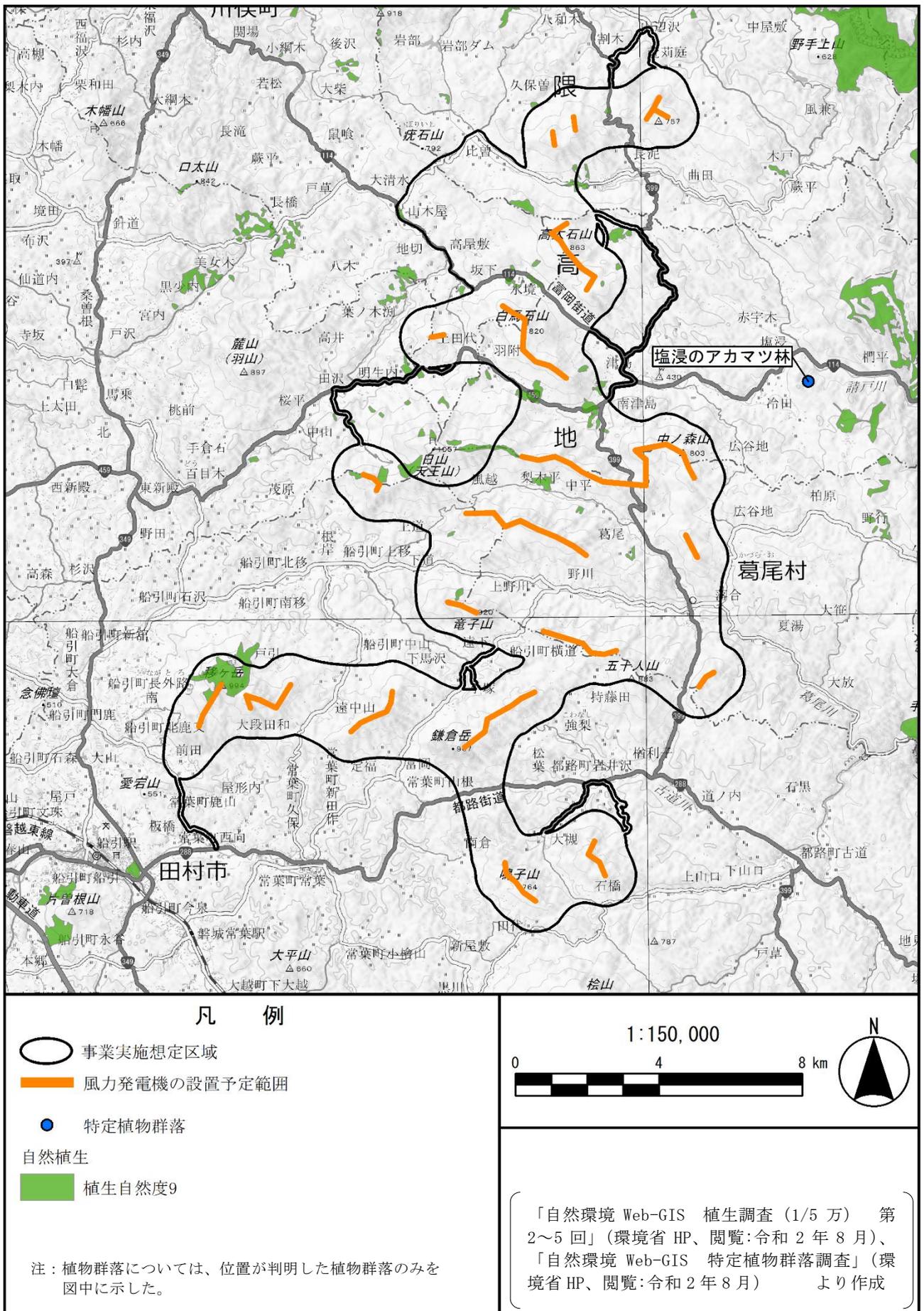


図 3.1-34 重要な植物群落の分布位置図

#### (4) 巨樹・巨木林・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における巨樹・巨木林の位置は表 3.1-40 及び図 3.1-35、天然記念物の位置は表 3.1-41 及び図 3.1-35 のとおりである。

「巨樹・巨木林調査データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）によると、事業実施想定区域及びその周囲において巨樹・巨木林が 48 件分布している。また、事業実施想定区域及びその周囲において、二本松市の天然記念物が 16 件、葛尾村の天然記念物が 4 件、田村市の天然記念物が 17 件分布している。

なお、事業実施想定区域には、巨樹・巨木林が 2 件、葛尾村指定の天然記念物 4 件が存在する。

表 3.1-40 事業実施想定区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	番号	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	スギ	933	27	25	カヤ	740	18
2	エドヒガン	305	26	26	ヒイラギ	770	6.5
3	エドヒガン	235	26	27	ブナ	310	16
4	ケヤキ	530	27	28	イチイ	380	11.5
5	エドヒガン	660	21	29	スギ	450	35
6	スギ	610	25	30	スギ	300	20
7	イタヤカエデ	330	15	31	イチョウ	492	38
8	カキ	270	13	32	モミ	489	22
9	ヤマフジ	115	0	33	エドヒガン	556	15
10	エドヒガン	310	21	34	イチョウ	410	18
11	シダレザクラ	330	18	35	イチョウ	433	20
12	シダレザクラ	280	18	36	エドヒガン	505	19
13	キャラボク	210	4	37	スギ	610	31
14	シダレザクラ	500	20	38	モミ	300	18
15	エドヒガン	420	13	39	カヤ	430	23
16	コブシ	216	23	40	エノキ	350	25
17	スギ	284	32	41	スギ	480	18
18	エドヒガン	530	23	42	スギ	460	25
19	アカマツ	360	25	43	ヒメコマツ	310	29.5
20	コウヤマキ	200	20	44	アカマツ	300	15
21	ケヤキ	487	22	45	スギ	600	28
22	エドヒガン	520	13	46	イチョウ	630	38
23	スギ	1,280	45	47	スギ	430	30
24	アスナロ	340	28	48	スギ	610	31.5

〔「巨樹・巨木林調査データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

表 3.1-41 天然記念物（植物関係）

市町村	指定	名称	所在地	指定年月日
二本松市	国	杉沢の大スギ	杉沢字平 97	昭和 18 年 8 月 14 日
		木幡の大スギ	木幡字治家 49-2	昭和 16 年 3 月 27 日
	市	富沢のケヤキ	針道字富沢 56	昭和 51 年 12 月 1 日
		祭田のサクラ	太田字祭田 62	昭和 51 年 12 月 1 日
		宮田のイチョウ	戸沢字浜井場 1	昭和 51 年 12 月 1 日
		最勝寺のコウヤマキ	戸沢字月夜畑 90	昭和 55 年 8 月 29 日
		愛蔵寺の護摩ザクラ	戸沢字細田 10	昭和 55 年 8 月 29 日
		香野姫神社の夫婦ザクラ	戸沢字伏返 120	昭和 55 年 8 月 29 日
		安達家大伽羅	木幡字梨木内 10	昭和 59 年 6 月 26 日
		合戦場のしだれ桜	東新殿字大林 142	昭和 62 年 5 月 1 日
		北向のツツジ	戸沢字北向 7	平成 3 年 6 月 28 日
		八幡神社のモミジ	戸沢字立石 3	平成 3 年 6 月 28 日
		菅田の糸ヒバ	太田字菅田 8	平成 3 年 6 月 28 日
		住吉神社の夫婦スギ	太田字本城山 1-1	平成 5 年 2 月 26 日
		桃前のサクラ	戸沢字桃前 67	平成 14 年 5 月 1 日
長沢のサクラ	太田字長沢 224	平成 17 年 2 月 1 日		
葛尾村	村	宇佐の杉	葛尾村大字野川	-
		イチイ	葛尾村大字葛尾 143	昭和 50 年 6 月 5 日
		高御座の夫婦大杉	葛尾村大字葛尾 1-2	-
		大尽屋敷跡のしだれ桜	葛尾字敷井畑	-
田村市	市	長源寺のいちよう	大越町下大越字中ノ目	平成 17 年 4 月 18 日
		大亀神社のアスナロ	都路町古道字館腰	平成 17 年 4 月 18 日
		西戸観音堂の杉	都路町岩井沢字西戸	平成 17 年 4 月 18 日
		西戸の森（エノキ、カヤ、モミ）	都路町岩井沢字西戸	平成 17 年 4 月 18 日
		天日鷲神社の五葉松	都路町岩井沢字平内地	平成 17 年 4 月 18 日
		旧古道小学校の笠松	都路町古道字北町	平成 17 年 4 月 18 日
		馬酔木沢の桜	都路町岩井沢字馬酔木沢	平成 17 年 4 月 18 日
		中作の種蒔き桜	都路町岩井沢字中作	平成 17 年 4 月 18 日
		鹿山神社の大イチョウ	常葉町鹿山字早稲田	平成 17 年 4 月 18 日
		大黒天の大ザクラ	常葉町久保字栃久保	平成 17 年 4 月 18 日
		日鷲神社の男スギ	常葉町堀田字新屋敷	平成 17 年 4 月 18 日
		早稲川館ザクラ	常葉町常葉字早稲川館	平成 17 年 4 月 18 日
		長法寺のかや	船引町上移字町	平成 17 年 4 月 18 日
		熊野大権現堂の杉と藤	船引町芦沢字館	平成 17 年 4 月 18 日
		是哉寺の地蔵ザクラ	船引町芦沢字是哉寺前	平成 25 年 2 月 13 日
常光寺の大イチョウ	常葉町常葉字西田	平成 25 年 4 月 4 日		
松岳寺のシダレザクラ	船引町南移字町	平成 26 年 6 月 3 日		

「指定文化財」（二本松市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）

「うつくしま電子辞典（葛尾村）」（福島県教育委員会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）

「広報かつらお 2009 年 4 月」（葛尾村 HP、閲覧令和 2 年 8 月）

「市の文化財一覧」（田村市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）

より作成

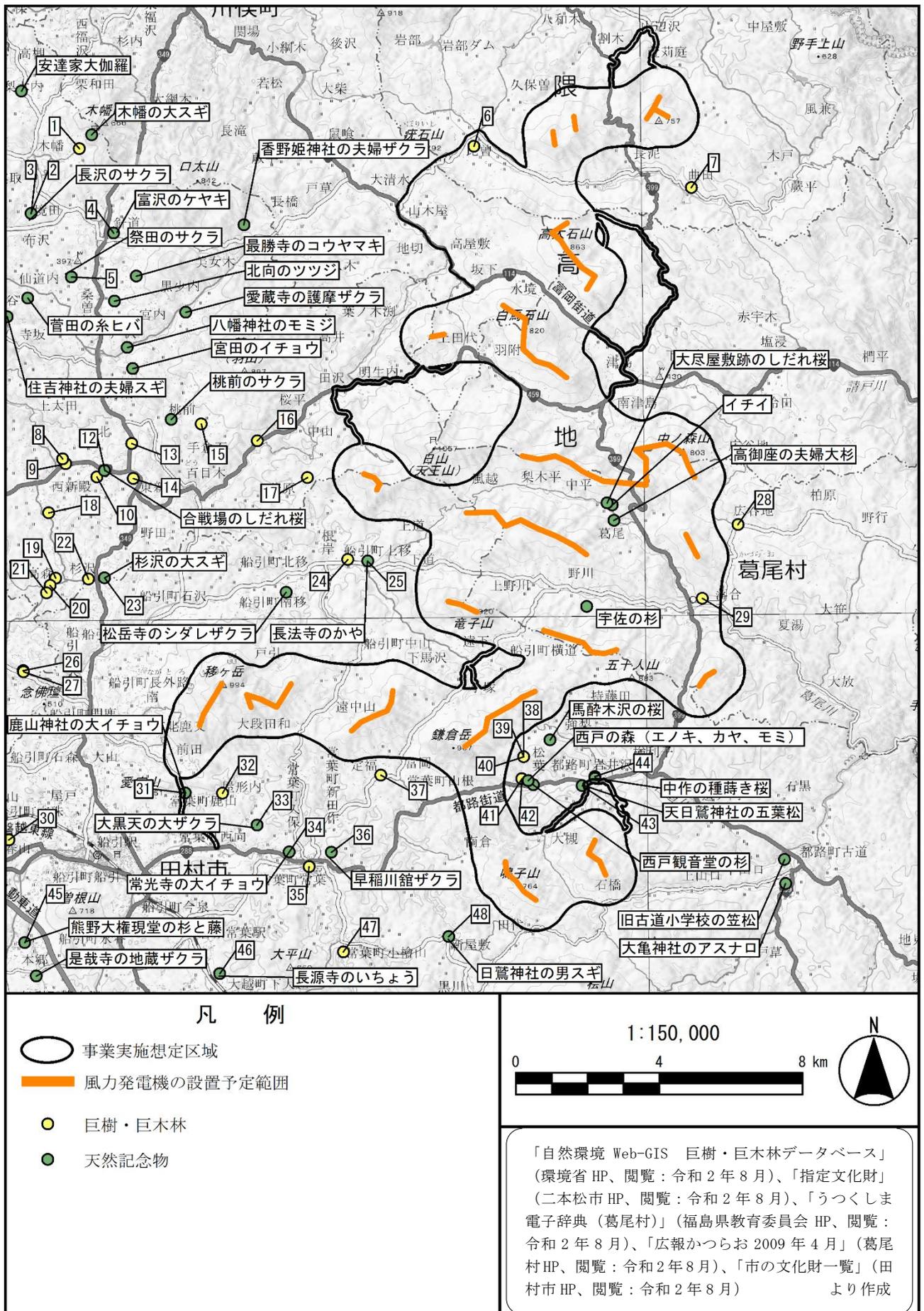


図 3.1-35 巨樹・巨木林及び天然記念物の分布位置図

### 3. 生態系の状況

#### (1) 環境類型区分

事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分の概要は表 3.1-42、その分布状況は図 3.1-36 のとおりである。

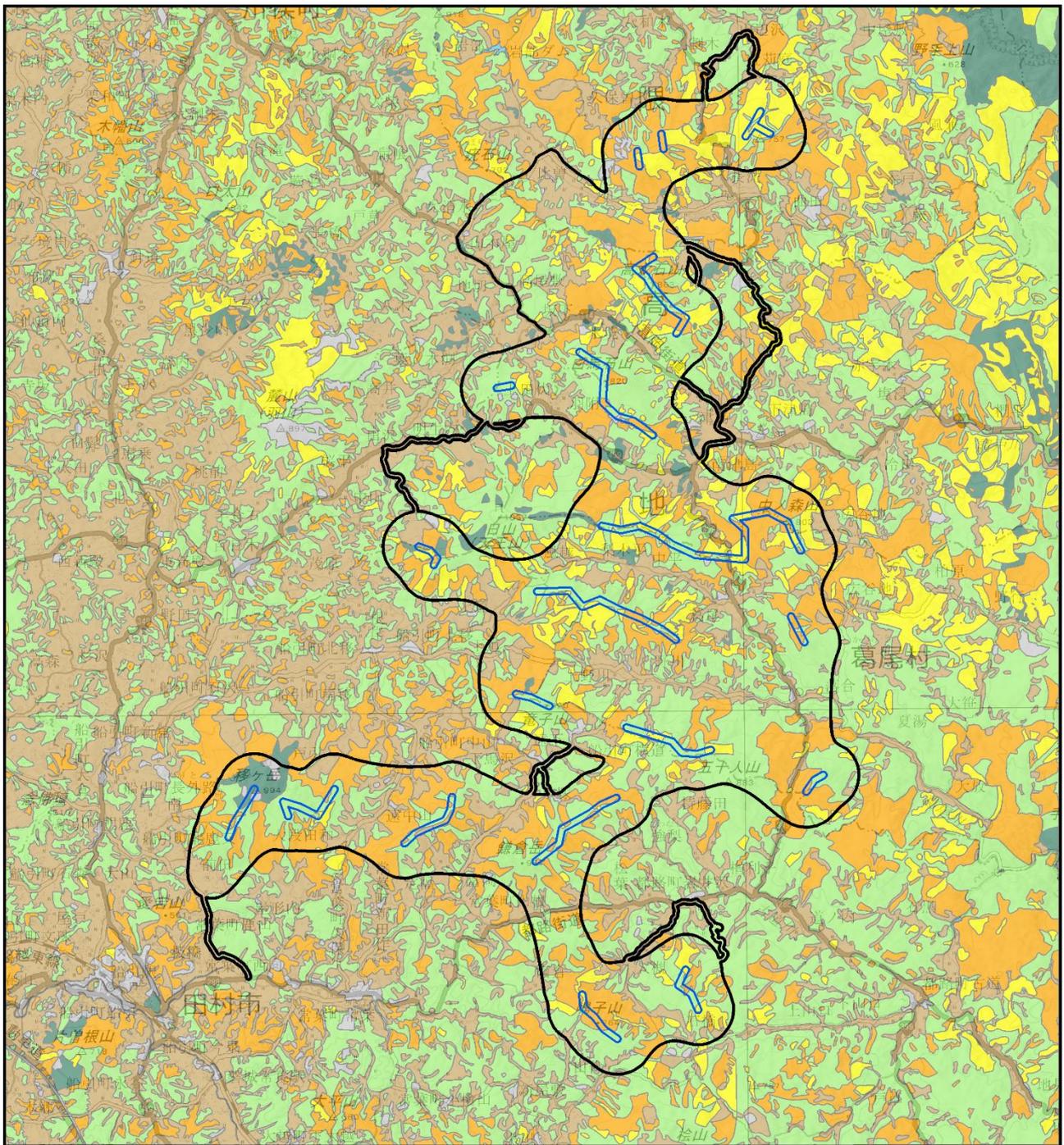
事業実施想定区域及びその周囲の地形は、山地及び丘陵地が広がり、河川沿いに低地が分布している。環境類型区分は植生区分との対応関係により、自然林、二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、市街地等、河川等の7つの環境類型区分に分類される。

事業実施想定区域の環境類型区分は、主に二次林、植林地の樹林環境のほか、自然林、草原・低木林、耕作地等が分布している。

表 3.1-42 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	植生区分
1	自然林	スズタケブナ群団、アスナロ群落、アカマツ群落（ブナクラス域自然植生）、アカマツ群落（ヤブツバキクラス域自然植生）
2	二次林	ブナーミズナラ群落、カシワミズナラ群落、カスミザクラコナラ群落、アカマツ群落（ブナクラス域代償植生）、コナラ群落、アカマツ群落（ヤブツバキクラス域代償植生）
3	植林地	常緑針葉広葉樹植林、落葉針葉樹植林
4	草原・低木林	ニシキウツギーノリウツギ群落、ススキ群団、伐跡群落（ブナクラス域代償植生）、伐跡群落（ヤブツバキクラス域代償植生）
5	耕作地等	落葉果樹園、桑園、畑地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田雑草群落、休耕田雑草群落
6	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
7	河川等	開放水域

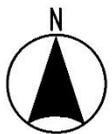
注：植生区分は現存植生図凡例（表 3.1-35 参照）による。



凡 例

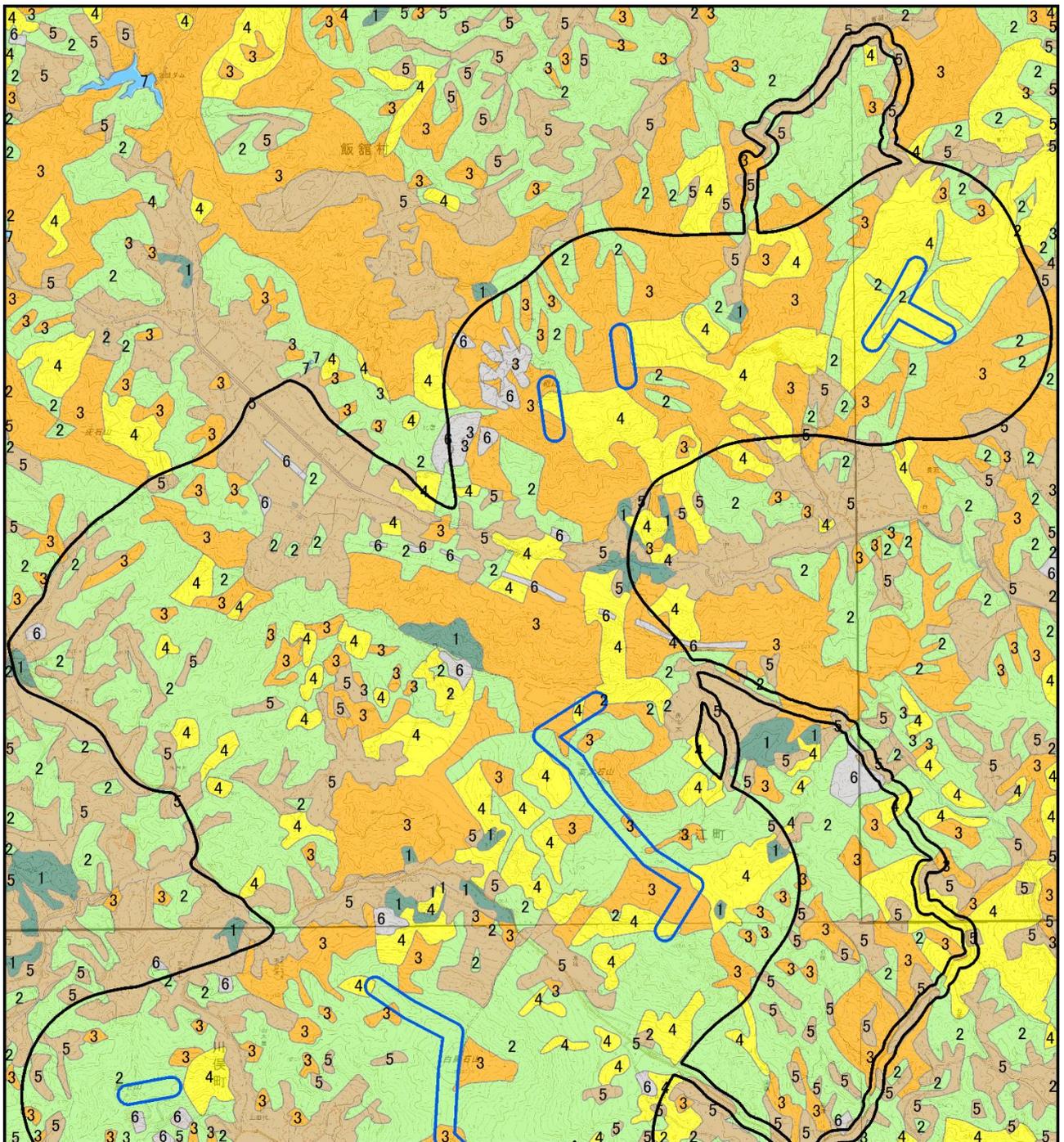
- 事業実施想定区域
- 風力発電機の設置予定範囲
- 1, 自然林
- 2, 二次林
- 3, 植林地
- 4, 草原・低木林
- 5, 耕作地等
- 6, 市街地等
- 7, 河川等

1:150,000



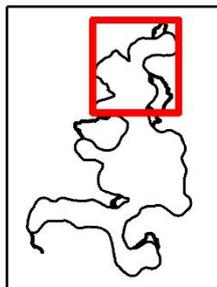
「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧: 令和 2 年 8 月) より作成

図 3.1-36(1) 環境類型区分



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲



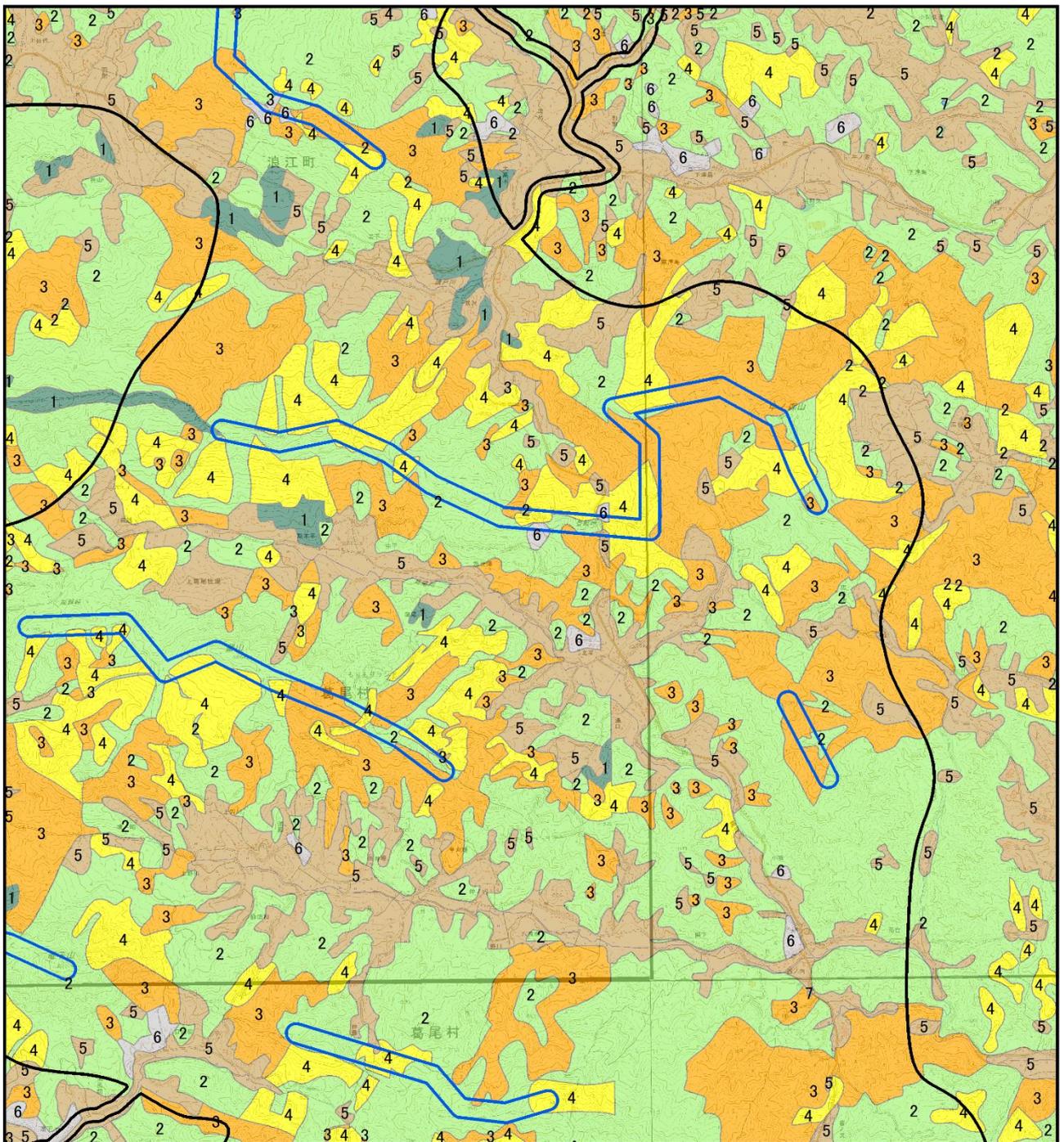
-  1, 自然林
-  2, 二次林
-  3, 植林地
-  4, 草原・低木林
-  5, 耕作地等
-  6, 市街地等
-  7, 河川等

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧: 令和 2 年 8 月) より作成

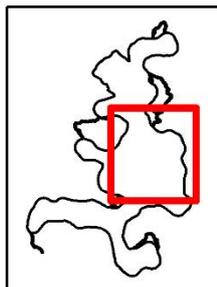
図 3.1-36(2) 環境類型区分(拡大図 1)



凡 例

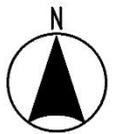
○ 事業実施想定区域

■ 風力発電機の設置予定範囲



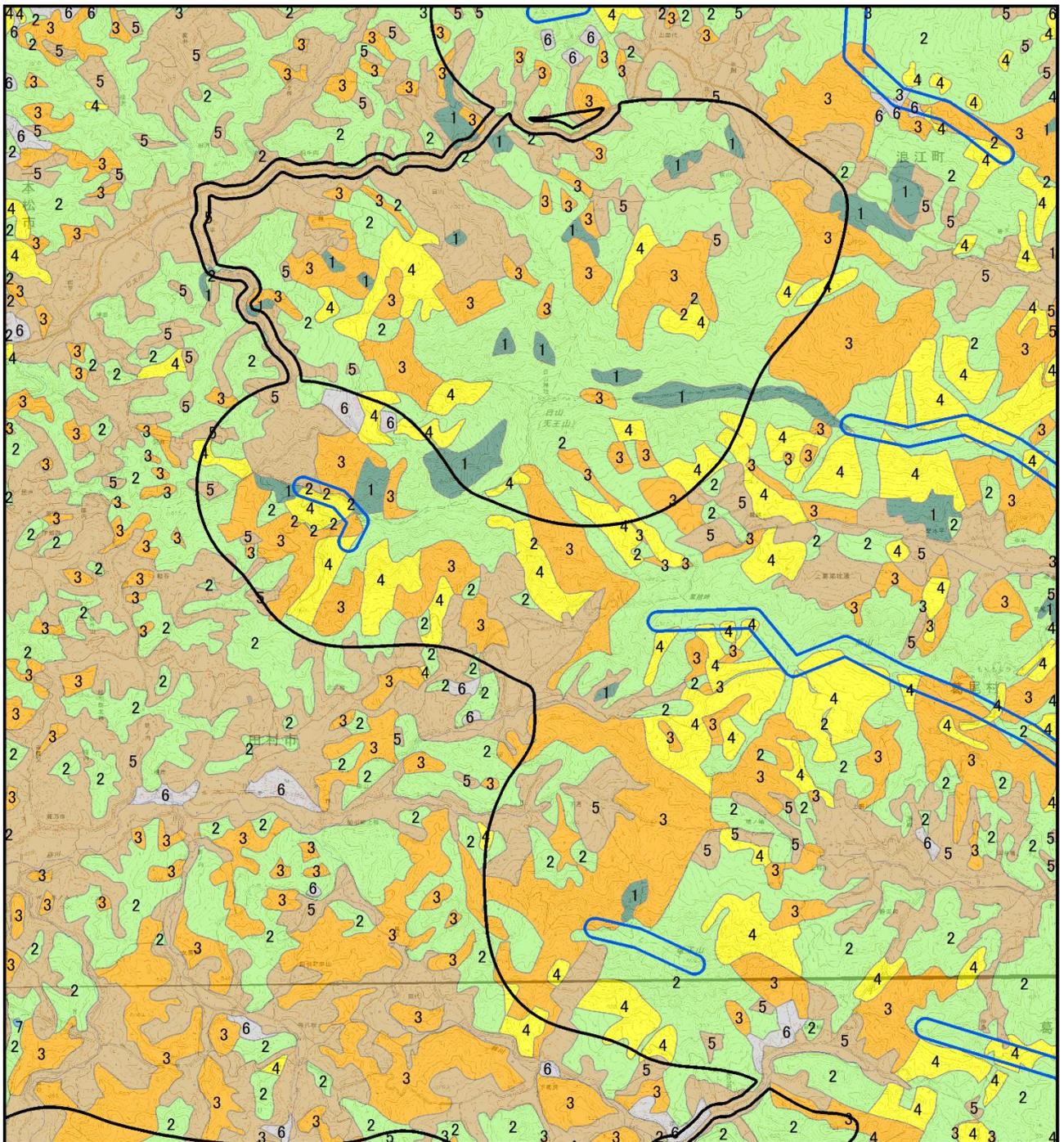
- 1, 自然林
- 2, 二次林
- 3, 植林地
- 4, 草原・低木林
- 5, 耕作地等
- 6, 市街地等
- 7, 河川等

1:50,000



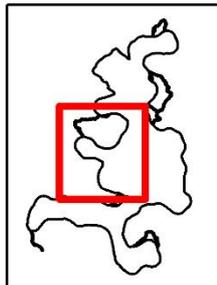
「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧: 令和 2 年 8 月) より作成

図 3.1-36(3) 環境類型区分(拡大図 2)



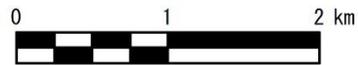
凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲



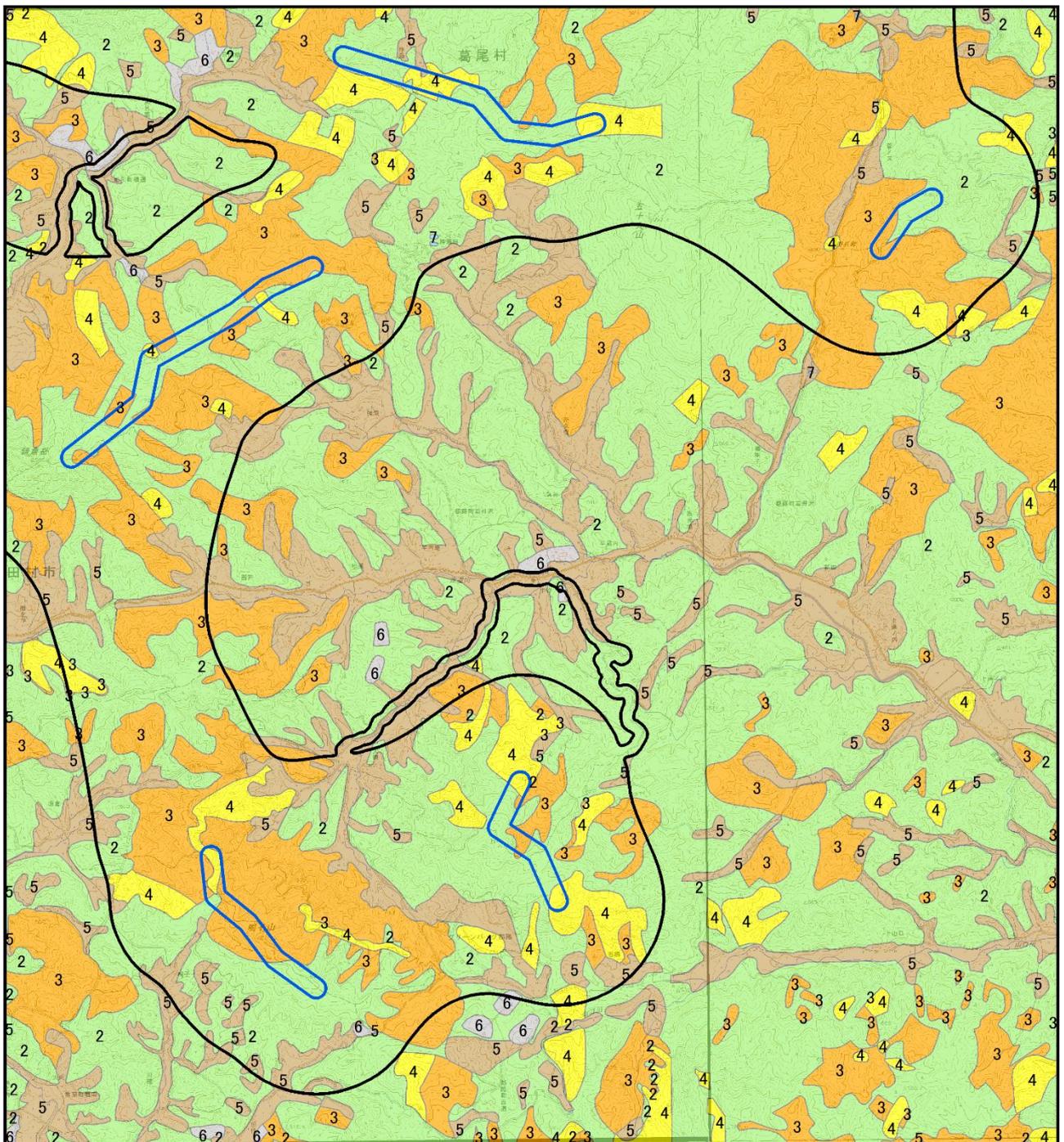
-  1, 自然林
-  2, 二次林
-  3, 植林地
-  4, 草原・低木林
-  5, 耕作地等
-  6, 市街地等
-  7, 河川等

1:50,000



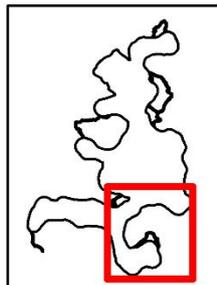
「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧: 令和 2 年 8 月) より作成

図 3.1-36(4) 環境類型区分(拡大図 3)



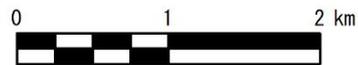
凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲



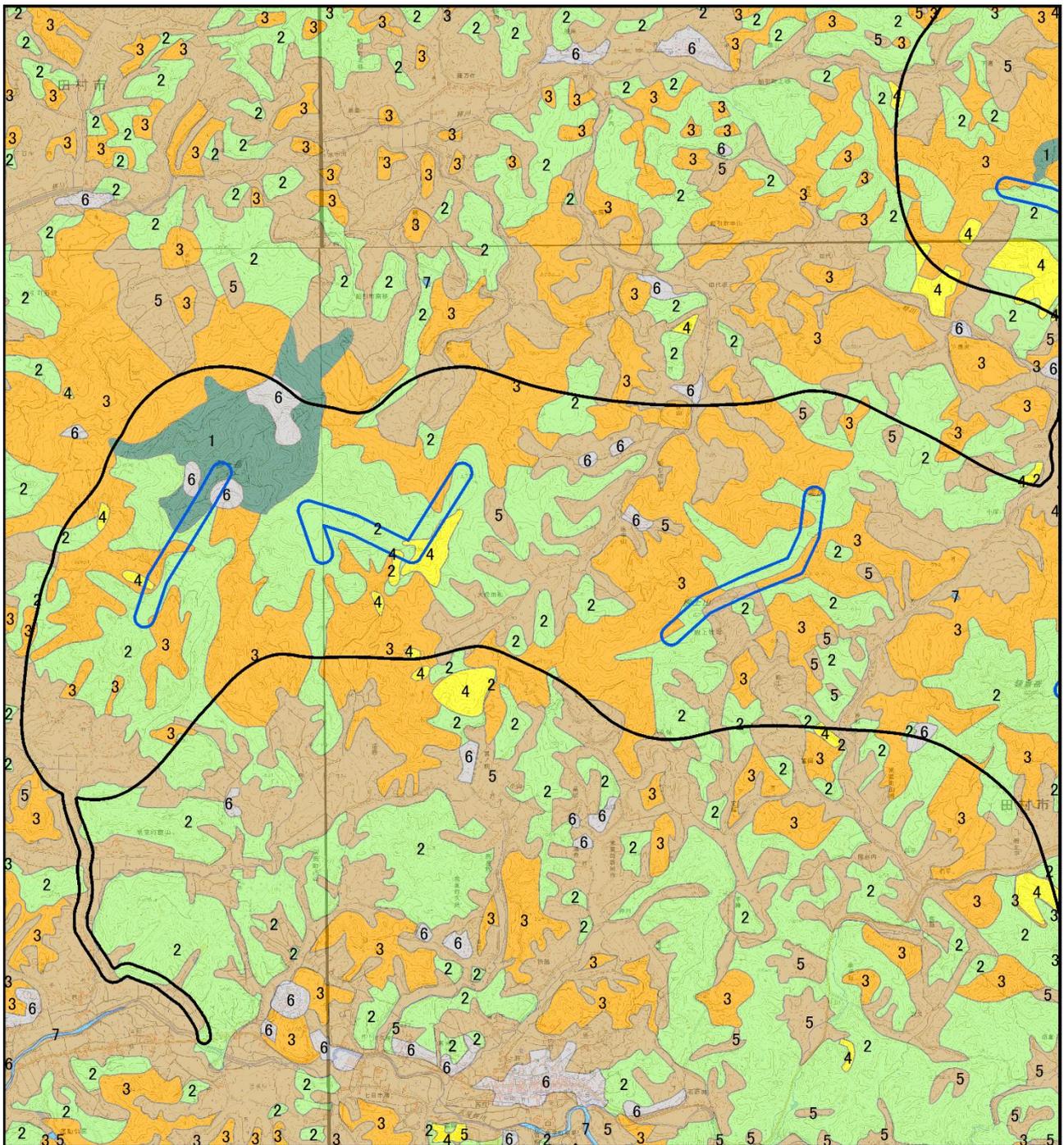
-  2, 二次林
-  3, 植林地
-  4, 草原・低木林
-  5, 耕作地等
-  6, 市街地等
-  7, 河川等

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧: 令和 2 年 8 月) より作成

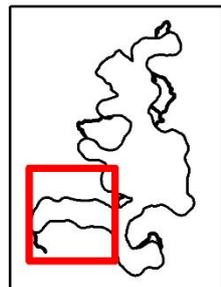
図 3.1-36(5) 環境類型区分(拡大図 4)



凡 例

○ 事業実施想定区域

■ 風力発電機の設置予定範囲



- 1, 自然林
- 2, 二次林
- 3, 植林地
- 4, 草原・低木林
- 5, 耕作地等
- 6, 市街地等
- 7, 河川等

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2  
 ~5 回 (昭和 53 年~平成 11 年)」(環境省 HP、  
 閲覧: 令和 2 年 8 月) より作成

図 3.1-36(6) 環境類型区分(拡大図 5)

## (2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3.1-37 に概要を整理した。

事業実施想定区域及びその周囲には、カスミザクラ-コナラ群落、常緑針葉樹植林等の樹林地が広く分布しており、陸域である樹林環境を主として、その他に伐跡群落等の草原・低木林、畑地雑草群落や水田雑草群落等の耕作地等を基盤とした環境が成立しているものと考えられる。カスミザクラ-コナラ群落、常緑針葉樹植林、伐跡群落、畑地雑草群落、水田雑草群落に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはセミ類やバッタ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ、ニホンリス等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、オサムシ類の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはキビタキといった鳥類、ニホンアカガエル等の両生類が、第四次消費者としてはイタチ等の哺乳類、モズ等の鳥類が存在すると考えられる。さらに、低次消費者を餌とする消費者として、キツネ等の中型哺乳類やクマタカ等の猛禽類が存在すると考えられる。

河川等の水域の生態系では、付着藻類を生産者として、第一次消費者であるモノアラガイ等の底生動物が、カジカガエル等のカエル類やウグイ等の魚類に捕食される。さらに、これらを餌とするアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

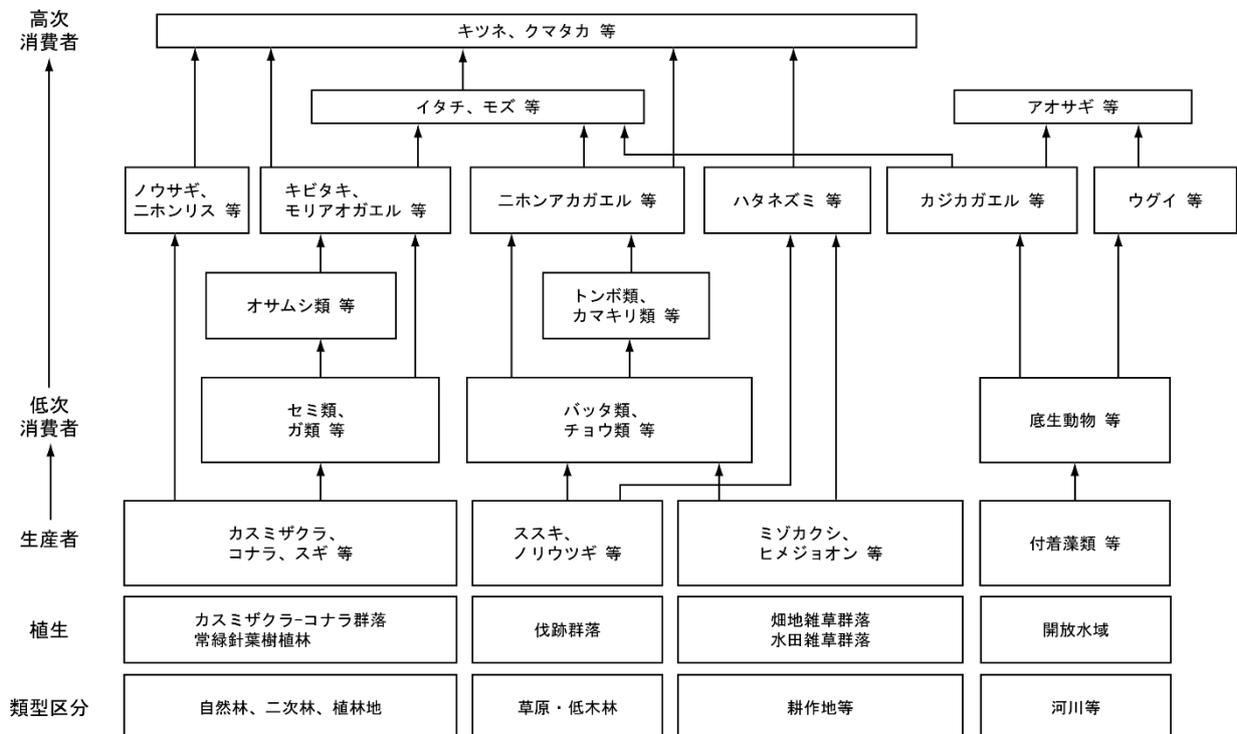


図 3.1-37 食物連鎖模式図

### (3) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は、表 3.1-43 及び図 3.1-38 のとおりである。

表 3.1-43 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 9	環境省植生図におけるスズタケブナ群団、アスナロ群落、アカマツ群落等に該当する植生である。
自然公園	阿武隈高原中部県立自然公園	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	旭鳥獣保護区 葛尾森林公園鳥獣保護区 殿上鳥獣保護区 館山鳥獣保護区 片曾根山鳥獣保護区 大平山鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。
特定植物群落	(選定基準：E) 塩浸のアカマツ林	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの」に該当する植物群落である。
巨樹・巨木林		自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが 3m 以上の巨木及び巨木群である。

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/5 万) 第 2-5 回」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「国土数値情報」(国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「令和元年度鳥獣保護区等位置図」(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)、「巨樹・巨木林調査データベース」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成

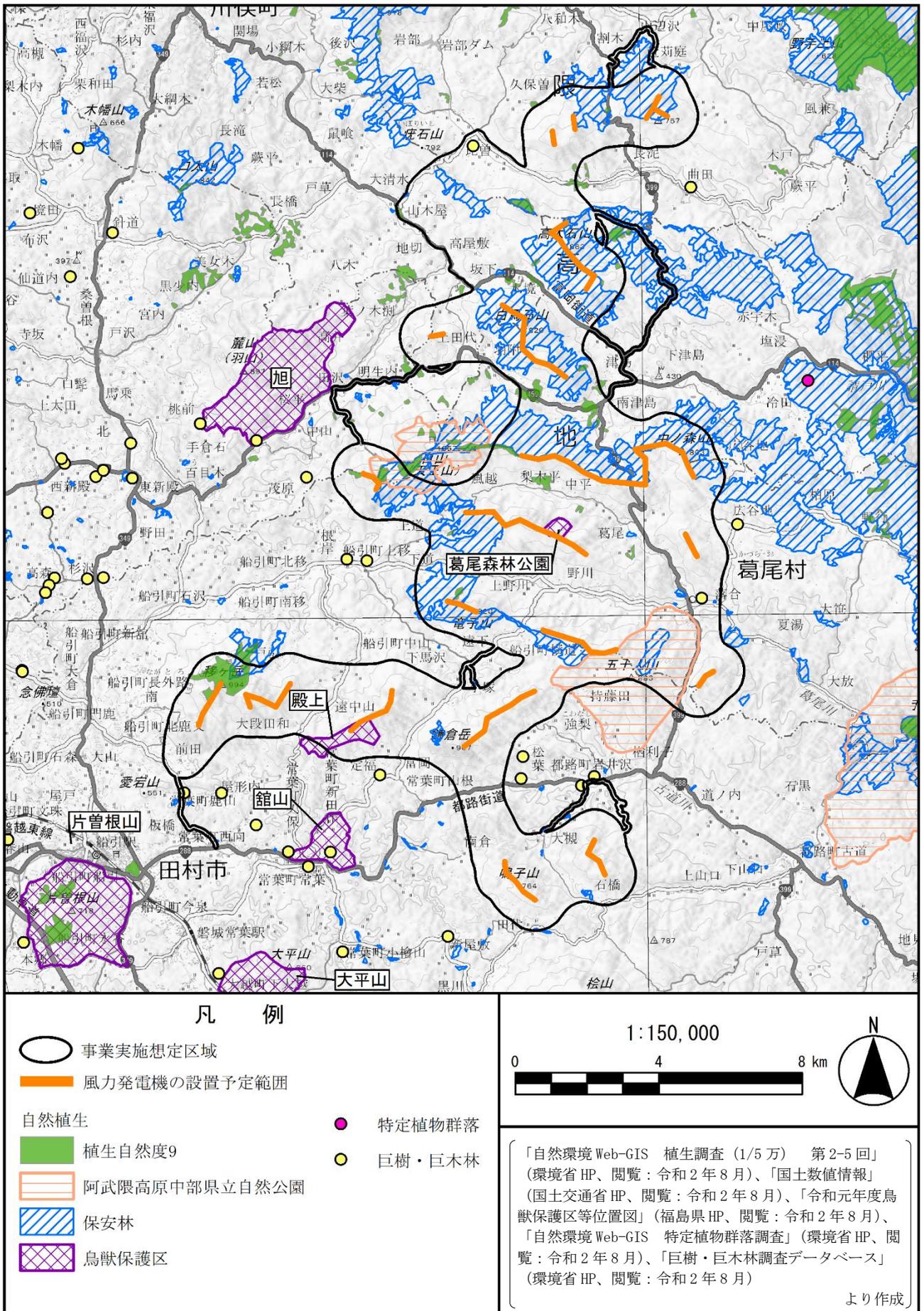


図 3.1-38 重要な自然環境のまとまりの場

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

##### (1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的な HP や観光パンフレット等に眺望に関する情報が掲載されていること。
- ・ 不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

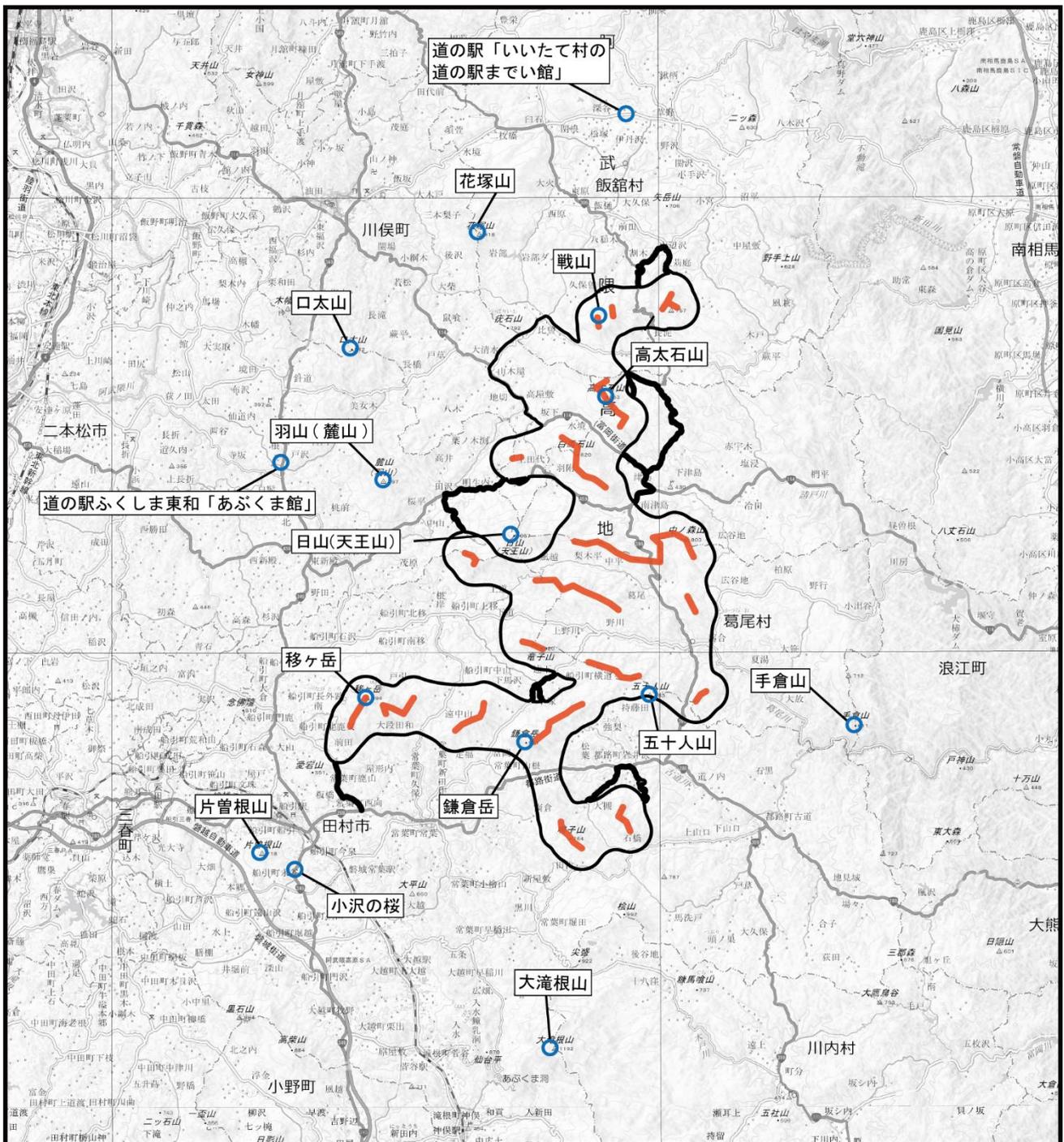
事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-44 及び図 3.1-39 のとおりである。

表 3.1-44 主要な眺望点

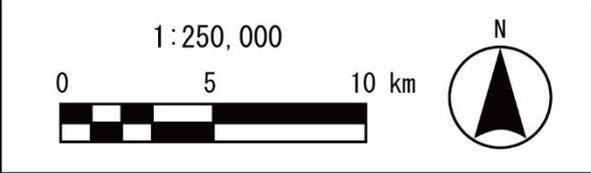
名称	眺望点の概要
道の駅「いいたて村の道の駅までい館」	避難指示解除後の帰村に即応するための生活必需品販売施設を備え、帰村をサポートする復興拠点で、重点「道の駅」に認定されている。
花塚山	「うつくしま百名山」に選ばれている、川俣町と飯館村にまたがる両町村の最高峰。山頂は 918.5m あり、標高 890m の花塚台からは太平洋、川俣盆地や吾妻安達太良連峰が一望できる。
戦山	飯館村飯桶と比曾・長泥とを隔てる標高 863m の山。大火山・花塚山に連なる、飯桶盆地を取り巻く山嶺の一つ。山頂からは、東は太平洋、宮城県金華山、北は霊山、蔵王連峰、西は吾妻・安達太良連山、南は阿武隈の山々が一望できる。
高太石山	川俣町と浪江町にまたがる標高 863.7m の御影石が採れる山。山頂付近にはつつじや樹齢 400 年以上の大ブナ、展望岩がある。
口太山	「うつくしま百名山」に選ばれており、川俣町と東和町にまたがる標高 842.6m の山。登山道や山頂が整備されており四季を通して多くの登山客に親しまれている。山頂は山芝が生え広場になっており、吾妻・安達太良・那須連峰が見渡せる。
道の駅ふくしま東和「あぶくま館」	福島県中通り北部の阿武隈山系西斜面に位置する東和町の中心部を縦断する一般国道 349 号沿いに位置する道の駅。
羽山（麓山）	「うつくしま百名山」に選ばれている山。東和地域の最高峰の山で昔から信仰の山として地元から親しまれている標高 897.1m の山。山頂からの眺望が良く、富士山が撮影できる北限の山として知られている。麓には果樹園が広がり、果物狩りなどで賑わう。
日山（天王山）	「うつくしま百名山」に選ばれている山。二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村の二市二町一村にまたがる、標高 1,057m のなだらかな山。阿武隈山系第二の高峰として知られ、山頂からは東に太平洋、西は安達太良山から磐梯山、那須の山々が一望でき、秋から冬にかけては遠く富士山も見える。阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている。
手倉山	「うつくしま百名山」に選ばれた標高 631m の山で、阿武隈山系では古くから登られている山の一つ。山頂からは太平洋を望むことができる。阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている。
五十人山	「うつくしま百名山」に選ばれている、葛尾村と田村市都路町にまたがる標高 883m の山。山頂は約 1ha の芝地になっており、山ツツジやスズランが群生している。吾妻連峰から太平洋が見渡せ、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている。
鎌倉岳	鋭い岩峰が特徴的な常葉を象徴する山で、「東北百名山」、「日本花の百名山」、「日本百低山」の一つに選ばれている標高 967m の山。遊歩道の周辺にはカツラやケヤキの古木の森があり、山頂からは那須連峰や阿武隈山系、吾妻の山々など 360 度見渡せる。
移ヶ岳	標高 994m、狭い岩場の山頂は 360 度のパノラマが広がり、阿武隈の山々や太平洋が見渡せる。
片曾根山	標高 719m、別名「田村富士」とも呼ばれ、田村市船引町のシンボルとなっている。車で山頂近くまで行くことができ、吾妻連峰から那須連山までが見渡せる。
小沢の桜	田畑の中に 1 本だけある桜。移ヶ岳を望むことができる。
大滝根山	阿武隈山系の最高峰で標高 1192.5m の山。山頂からは太平洋を一望でき、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている。

「村政情報」（葛尾村 HP）  
「町政情報」（浪江町 HP）  
「観光情報」（田村市 HP）  
「観光・イベント」（川俣町 HP）  
「にはんまつ観光処」（二本松市 HP）  
「阿武隈高原中部県立自然公園」（福島県 HP）  
「うつくしま電子辞典」（福島県教育委員会 HP）  
「ふくしまの旅 観光スポット」（福島県観光物産交流協会 HP）  
「飯館村観光情報サイト ままでいライフいいたて」（飯館村 HP）  
「道の駅ふくしま東和「あぶくま館」（国土交通省 東北地方整備局 HP）  
「ふくしまの旅 観光スポット」（公益財団法人 福島県観光物産交流協会 HP）  
（各 HP 閲覧：令和 2 年 8 月）

より作成



- 凡 例
- 事業実施想定区域
  - 風力発電機の設置予定範囲
  - 主要な眺望点



注：図に示す情報の出典は表 3.1-44 と同様である。

図 3.1-39 主要な眺望点

## (2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 福島県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表3.1-45及び図3.1-40のとおりである。

表 3.1-45 景観資源

区 分	名 称	区 分	名 称
非火山性高原	高塚高原	鍾乳洞	立石の鍾乳洞群
大断層崖	双葉断層		阿武隈洞
非火山性孤峰	八丈石山		入水鍾乳洞
	五十人山		鬼穴・風穴
	手倉山	岩脈	鹿島神社のペグマタイ岩脈
	三群森	主な溶岩流	双葉断層の断層線谷
	大倉山	峡谷・溪谷	真野川溪谷
	花塚山		檜原溪谷
	天王山(白山)		横川溪谷
	蟹山		室原川溪谷
	龍子山(葛尾小富士)		高瀬川溪谷
	白馬石山		野上川溪谷
	移ヶ岳		葉芦川溪谷
	鎌倉岳		阿武隈溪谷
	片曾根山		島山の阿武隈溪谷
	高柴山		蓬莱溪(阿武隈溪谷)
	桧山	西方の溪谷	
	大滝根山	断崖・岩壁	大日岩・蓬莱岩
カルスト地形	仙台平	甌穴群	阿武隈峡のポットホール
カッレンフェルト・ドリーネ群	駒ヶ鼻周辺のカッレン	滝	行司ヶ滝
	仙台平ドリーネ	節理	阿武隈峡島山の節理

注：名称は出典のとおりとした。

〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成〕

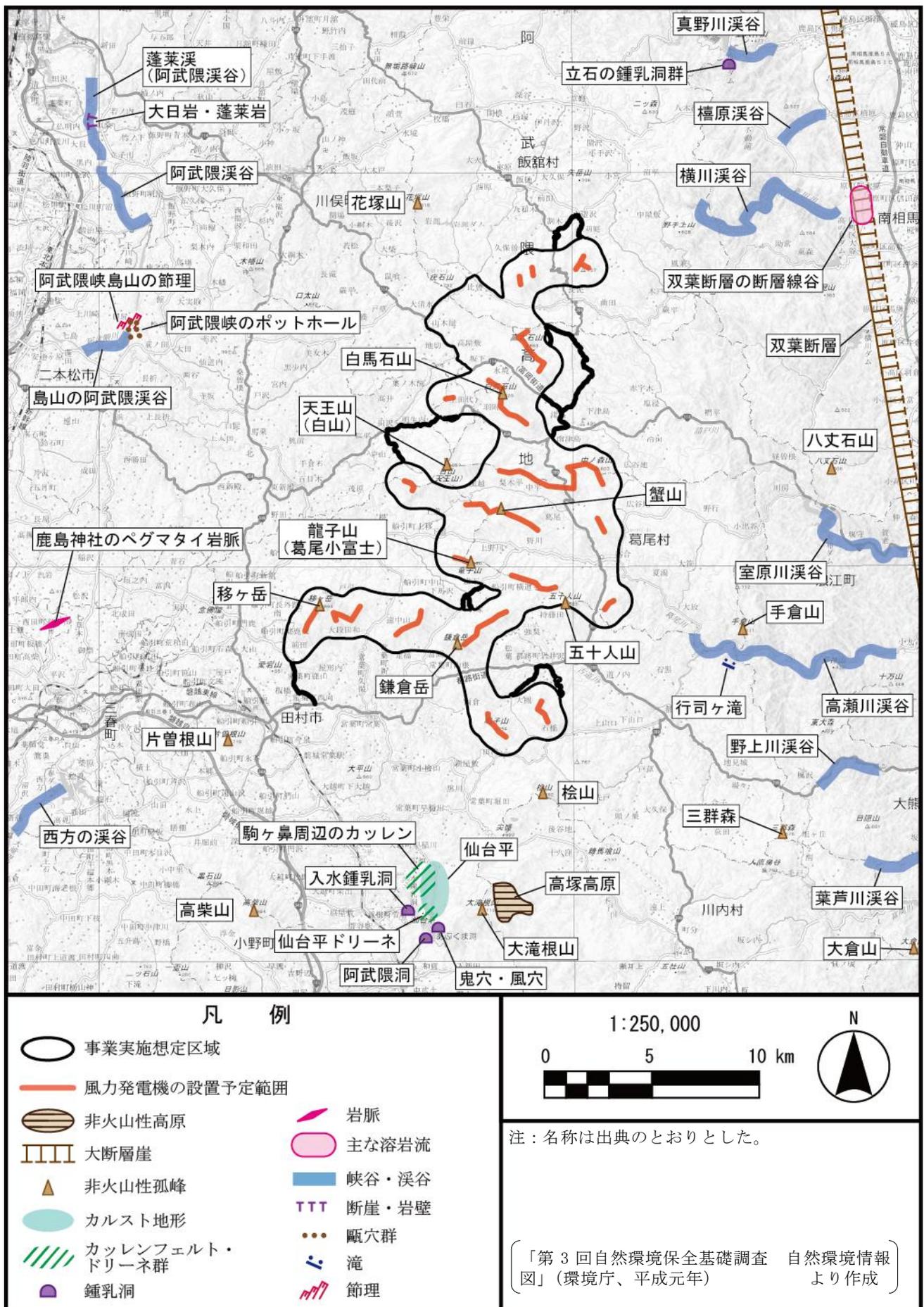


図 3.1-40 景観資源の状況

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-46 及び図 3.1-41 のとおりである。

表 3.1-46(1) 人と自然との触れ合いの活動の場

名 称	想定する 主な活動	概 要
戦山	登山 自然観賞	飯舘村飯樋と比曾・長泥とを隔てる標高 863m の山。飯樋盆地を取り巻く山嶺の一つで、山頂に近い北斜面には、採石現場が目立つ。山頂までの登山道がある。
高太石山	登山 自然観賞	名前のおとり御影石の採れる山で、採石場の姿が目につく標高 863.7m の山。近年では採石場としての利用が多いが、山頂まで約 1 時間程度で登ることができ、ツツジやブナを観賞することができる。
羽山（麓山）	登山 自然観賞	「うつくしま百名山」に選ばれている標高 897.1m の円錐形の山。春、参道から頂上にかけては山ツツジ、レンゲツツジ、スズランが咲き、麓では羽山りんごの白い花が一斉に咲く。登山口は北口・南口の 2 か所ある。
日山（天王山）	登山 自然観賞	阿武隈高原中部県立自然公園内に位置し、「うつくしま百名山」に選ばれている標高 1,057m の山。山頂付近には三つの社が祭られ、山頂へ至る登山ルートは全部で 6 コース整備されている。
日山キャンプ場	キャンプ 自然観賞	日山（天王山）への登山口の一つ、茂原登山口近くに位置するキャンプ場。バンガローやバーベキューハウス等が整備されており、日山パークゴルフ場も近接している。
かつらお大尽屋敷跡公園	自然観賞	江戸時代から明治にかけて栄えた松本一族の邸宅跡に整備された公園。「葛尾村公共施設等総合管理計画」において復旧工事が実施され、令和元年には能の上演が行われた。
葛尾村森林公園 もりもりランド・かつらお	キャンプ 散策	キャンプ場やアスレチック、マウンテンバイクコースが整備されている施設。「葛尾村公共施設等総合管理計画」において復旧工事が予定されている。
高瀬川溪谷	釣り 自然観賞	釣り利用がみられる川で、4月から9月はヤマメ、ハヤは 1 年を通して楽しまれている。また、奇岩、怪岩が多く、アユ釣りにも適している。現在は一部エリアに立入制限がある。
五十人山	登山 自然観賞	阿武隈高原中部県立自然公園内に位置し、「うつくしま百名山」に選ばれている標高 883m の山。山頂は約 1ha にわたる広大な芝地で、山ツツジやスズランの群生がみられる。登山口は 2 か所ある。
移ヶ岳	登山 自然観賞	標高 994m の山。狭い岩場の山頂は 360 度見渡すことができる。冬登山の利用もあり、冬の晴れた朝には、山頂付近で樹氷をみることもできる。
鎌倉岳	登山 自然観賞	「東北百名山」、「日本花の百名山」、「日本百低山」に選ばれている標高 967m の山。山頂に荒々しい花こう岩が露出し、春にはツツジ、秋には紅葉をたのしむことができる。

表 3.1-46(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

名 称	想定する 主な活動	概 要
ムシムシランド	自然観賞	殿上山の斜面を利用した遊具施設等が整備されている他、日本初のカブトムシドーム「カブトムシ自然観察園」や宿泊施設「スカイパレスときわ」が整備されている（遊具施設、バーベキューハウス、バンガローは休止中）。
菊の里ときわ	自然観賞	国道 288 号線沿いに位置。国道を通る被災者の方々に見てもらおうと 2013 年に菊を植えたのが始まりで、現在では約 50a の園内に黄・赤・ピンク・白等 10 種類、約 2,300 株のザル菊が咲く。

「にほんまつ観光処」（二本松市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「田村市」（田村市役所 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「田村市観光ガイド」（田村市観光協会広域連携協議会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「観光・イベント」（川俣町 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「浪江町」（浪江町役場 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「なみえまるみえ」（浪江町役場産業振興課商工労働係 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「かつらお村」（葛尾村 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「飯舘村観光情報サイト まいでいライフいいたて」（飯舘村 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「ふくしまの旅 福島県観光情報サイト」（福島県観光物産交流協会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「相双ビューロー」（福島県相双地方復興局 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「福島県」（福島県庁 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「旅東北」（東北観光推進機構 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）

より作成

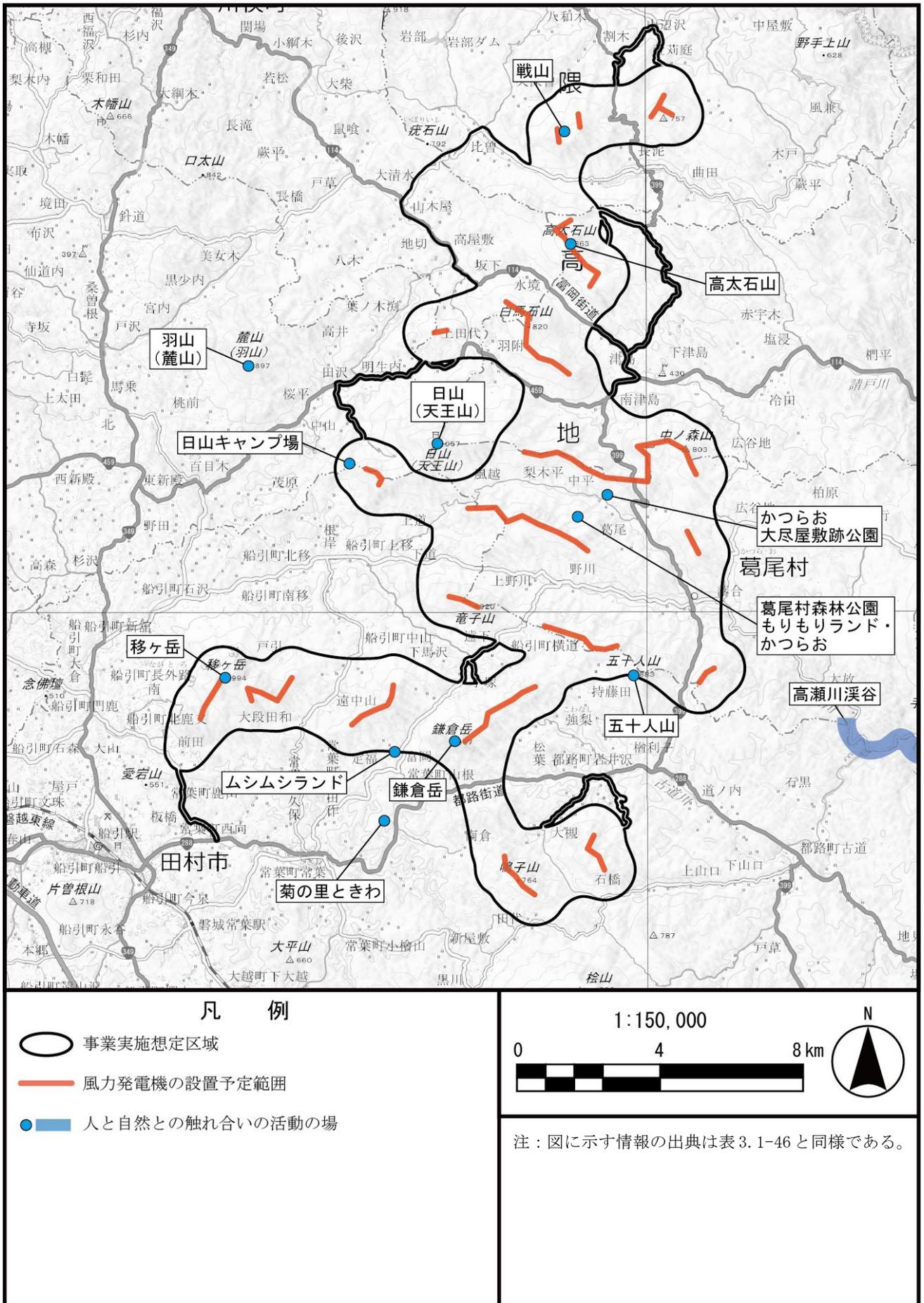


図 3.1-41 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

事業実施想定区域及びその周囲における放射線量測定結果は、表 3.1-47、位置は図 3.1-42 のとおりである。放射線量は年々減少傾向にある。

公共用水域の放射性物質濃度測定結果は表 3.1-48、位置は図 3.1-43 のとおりである。

「降下物モニタリング結果情報」（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）によると、毎月、降下物の測定が行われており、その結果は表 3.1-49、位置は図 3.1-43 のとおりである。

住民が飲用する沢水等の放射性物質濃度を確認するため、モニタリングが実施されており、その結果は表 3.1-50、位置は図 3.1-43 のとおりである。

なお、放射線量は各地点の各年度平均値、公共用水域の放射性物質濃度測定結果及び沢水モニタリングの測定結果は最新の測定日の結果、降下物モニタリング結果は月間値の年間合計値である。

また、航空機モニタリングによる放射線量測定結果は図 3.1-44 のとおりである。

表 3.1-47(1) 放射線量測定結果（二本松市）

(単位：μSv/h)

市	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
二本松市	Ni-1	空間線量	曲山集会所	0.132	0.122	0.114
	Ni-2	可搬	田沢集会所	0.082	0.079	0.072
	Ni-3	可搬	日山パークゴルフ場	0.157	0.149	0.139
	Ni-4	空間線量	二本松市立旭小学校	0.094	0.091	0.088
	Ni-5	空間線量	名目津温泉	0.217	0.198	0.180
	Ni-6	可搬	旭住民センター	0.104	0.098	0.088
	Ni-7	空間線量	さくらの郷	0.164	0.151	0.141

表 3.1-47(2) 放射線量測定結果（田村市 1）

(単位：μSv/h)

市	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
田村市	T-1	可搬	上道公民館	0.118	0.114	0.105
	T-2	空間線量	曲山公民館	0.110	0.110	0.107
	T-3	可搬	移出張所	0.070	0.061	0.061
	T-4	空間線量	田村市立移中学校	0.131	0.122	0.113
	T-5	空間線量	田村市立緑小学校	0.106	0.107	0.106
	T-6	空間線量	北移南移コミュニティプラザ	0.110	0.108	0.105
	T-7	空間線量	石沢地域多目的集会所	0.106	0.105	0.099
	T-8	空間線量	瀬川出張所	0.129	0.123	0.116
	T-9	空間線量	戸引地域公民館	0.122	0.119	0.116
	T-10	空間線量	下馬沢そ菜集荷所	0.154	0.147	0.141
	T-11	空間線量	中山地区集会所	0.120	0.112	0.110
	T-12	空間線量	横道集会所	0.129	0.127	0.121
	T-13	空間線量	五十人山キャンプ場	0.237	0.231	0.220
	T-14	空間線量	持籐田蘆集出荷所	0.162	0.157	0.146

表 3.1-47(3) 放射線量測定結果 (田村市 2)

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

市	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
田村市	T-15	空間線量	殿上観光牧場スカイパレスときわ	0.105	0.101	0.100
	T-16	可搬	カプトムシ自然の森	0.121	0.116	0.110
	T-17	空間線量	移ヶ岳瑞峰平	0.139	0.137	0.132
	T-18	空間線量	田村市立美山小学校	0.082	0.080	0.077
	T-19	可搬	美山出張所	0.082	0.076	0.073
	T-20	空間線量	田村市美山運動場	0.096	0.094	0.091
	T-21	空間線量	田村市船引保健センター	0.127	0.122	0.115
	T-22	空間線量	アミーゴ保育会	0.101	0.099	0.094
	T-23	空間線量	大鎗矢ふれあい公園	0.090	0.087	0.083
	T-24	固定	田村市船引公民館	0.065	0.063	0.059
	T-25	空間線量	東部第 3 号公園 (なら街区公園)	0.115	0.112	0.107
	T-26	空間線量	田村広域一般廃棄物最終処分場	0.120	0.114	0.102
	T-27	空間線量	田村市立西向小学校	0.086	0.085	0.082
	T-28	空間線量	田村市立常葉幼稚園	0.081	0.080	0.076
	T-29	空間線量	田村市総合運動公園	0.111	0.108	0.105
	T-30	可搬	久保上地区集会所	0.089	0.085	0.081
	T-31	空間線量	田村市立常葉中学校	0.075	0.075	0.073
	T-32	空間線量	常葉児童生活センター	0.118	0.115	0.113
	T-33	空間線量	常葉保育所	0.094	0.091	0.085
	T-34	可搬	田村市常葉行政局	0.083	0.082	0.080
	T-35	空間線量	常葉公民館山根分館	0.104	0.101	0.098
	T-36	可搬	南倉集会所	0.071	0.068	0.066
	T-37	空間線量	強梨公民館登口前クリーンハウス脇	0.228	0.209	0.188
	T-38	空間線量	上岩井沢生活改善センター	0.158	0.148	0.141
	T-39	可搬	岩井沢プール駐車場	0.121	0.112	0.101
	T-40	空間線量	田村市立岩井沢小学校	0.100	0.098	0.095
	T-41	空間線量	岩井沢児童館	0.102	0.102	0.098
	T-42	空間線量	道ノ内繭集出荷所	0.223	0.209	0.190
	T-43	空間線量	下道之内集落センター	0.151	0.144	0.138
	T-44	空間線量	田村市立都路こども園	0.125	0.121	0.117
	T-45	空間線量	田村市立古道小学校	0.105	0.103	0.099
T-46	空間線量	田村市立都路中学校	0.149	0.143	0.135	
T-47	可搬	都路行政局	0.095	0.092	0.089	
T-48	空間線量	都路診療所	0.113	0.108	0.104	
T-49	空間線量	南多目的研修センター	0.170	0.157	0.145	
T-50	可搬	上山口集会所 (屯所)	0.122	0.119	0.112	
T-51	空間線量	グリーンパーク都路草原の家やすらぎ	0.149	0.142	0.133	

表 3.1-47(4) 放射線量測定結果 (田村市 3)

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

市	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
田村市	T-52	空間線量	石橋転作促進技術研修センター	0.136	0.133	0.128
	T-53	固定	都路馬洗戸局	0.091	0.087	0.081
	T-54	空間線量	川越婦人ホーム	0.078	0.078	0.075
	T-55	空間線量	堀田児童館	0.071	0.069	0.068
	T-56	空間線量	田村市立関本小学校	0.079	0.079	0.078
	T-57	可搬	黒川改善センター	0.049	0.050	0.049
	T-58	可搬	大槻生活改善センター	0.079	0.076	0.068

表 3.1-47(5) 放射線量測定結果 (川俣町)

(単位:  $\mu\text{Sv/h}$ )

町	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
川俣町	Kw-1	空間線量	山木屋田代・羽附境(浪江町境界)	0.180	0.169	0.161
	Kw-2	可搬	山木屋「田代集会所」	0.119	0.111	0.103
	Kw-3	空間線量	山木屋下田代(二本松市境界)	0.152	0.144	0.140
	Kw-4	可搬	山木屋乙八区コミュニティー消防センター	0.395	0.364	0.336
	Kw-5	空間線量	山木屋甲 8 区集会所	0.175	0.168	0.159
	Kw-6	空間線量	山木屋木ノ間山	0.784	0.733	0.686
	Kw-7	空間線量	山木屋大沢山(国道 114 号沿い)	0.249	0.235	0.219
	Kw-8	空間線量	山木屋 7 区多目的集会所	0.189	0.159	0.132
	Kw-9	空間線量	JA 新ふくしま山木屋支店	0.209	0.126	0.121
	Kw-10	空間線量	山木屋 5 区集会所	0.224	0.229	0.208
	Kw-11	空間線量	山木屋 4 区コミュニティーセンター	0.151	0.144	0.138
	Kw-12	空間線量	山木屋中学校	0.156	0.146	0.136
	Kw-13	可搬	山木屋駐在所	0.130	0.119	0.106
	Kw-14	空間線量	山木屋比曾境(飯舘村境界)	0.557	0.528	0.489
	Kw-15	空間線量	山木屋乙 2 区集会所	0.264	0.276	0.244
	Kw-16	空間線量	山木屋甲 2 区集会所	0.291	0.276	0.180
	Kw-17	空間線量	山木屋笹世戸山(国道 114 号沿)	0.298	0.276	0.222
	Kw-18	空間線量	小綱木字上菅立目	0.345	0.310	0.286
	Kw-19	可搬	戸草集会所	0.090	0.087	0.080
	Kw-20	空間線量	山木屋長橋	0.187	0.179	0.166
	Kw-21	空間線量	小綱木東大柴	0.367	0.312	0.309
	Kw-22	空間線量	小綱木消防コミュニティーセンター	0.145	0.142	0.134
	Kw-23	空間線量	小綱木後沢	0.188	0.178	0.165

表 3.1-47(6) 放射線量測定結果（浪江町）

(単位：μSv/h)

町	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
浪江町	Na-1	可搬	手七郎集会所	3.086	2.943	2.539
	Na-2	空間線量	赤字木字白石森地内（環境省設置）	3.423	3.171	2.869
	Na-3	空間線量	赤字木字白追地内（環境省設置）	1.720	1.558	1.385
	Na-4	可搬	葛久保集会所	3.013	2.863	2.532
	Na-5	空間線量	大字下津島字大和久地内	3.726	3.531	3.139
	Na-6	空間線量	福島県立浪江高等学校津島校	3.780	3.489	2.342
	Na-7	空間線量	浪江町立津島中学校	0.784	0.738	0.651
	Na-8	空間線量	浪江町立津島小学校	1.595	1.459	0.738
	Na-9	可搬	津島活性化センター	0.416	0.376	0.327
	Na-10	空間線量	下津島集会所	1.750	1.604	1.473
	Na-11	空間線量	南津島上集会所	1.925	1.823	1.631
	Na-12	可搬	大字津島集会所	0.931	0.865	0.718
	Na-13	可搬	羽附集会所	0.269	0.266	0.245
	Na-14	可搬	南下コミュニティセンター	2.171	2.061	1.873
	Na-15	可搬	南津島広谷地	1.324	1.221	1.095

表 3.1-47(7) 放射線量測定結果（葛尾村 1）

(単位：μSv/h)

村	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
葛尾村	Kt-1	空間線量	日山登山道入り口	0.226	0.198	0.182
	Kt-2	可搬	上葛尾集会所	0.100	0.097	0.087
	Kt-3	空間線量	もりもりランド管理棟前	0.217	0.203	0.187
	Kt-4	可搬	下葛尾集会所	0.100	0.096	0.090
	Kt-5	空間線量	国道 399 号東平交差点	0.321	0.298	0.276
	Kt-6	空間線量	百石前バス停	0.202	0.187	0.174
	Kt-7	空間線量	林道広谷地線 東屋付近	0.261	0.248	0.228
	Kt-8	空間線量	葛尾村 K6 地点	0.891	0.805	0.709
	Kt-9	空間線量	かげ広谷地バス停付近	0.856	0.761	0.681
	Kt-10	可搬	広谷地集会所	0.162	0.156	0.145
	Kt-11	可搬	上野川字境ノくき付近	0.128	0.123	0.118
	Kt-12	空間線量	県道 50 号線もりもりランド入り口付近	0.199	0.188	0.174
	Kt-13	可搬	上野川多目的集会所	0.103	0.087	0.080
	Kt-14	空間線量	浜井場北平線入り口	0.137	0.129	0.122
	Kt-15	空間線量	野川集会所敷地内	0.153	0.144	0.138
	Kt-16	空間線量	県道 50 号線関下	0.317	0.290	0.266
	Kt-17	空間線量	葛尾小学校前	0.124	0.122	0.116
	Kt-18	空間線量	葛尾幼稚園前	0.114	0.113	0.107

表 3.1-47(8) 放射線量測定結果（葛尾村 2）

(単位：μSv/h)

村	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
葛尾村	Kt-19	空間線量	旧葛尾郵便局前	0.146	0.139	0.131
	Kt-20	可搬	葛尾村役場	0.138	0.129	0.117
	Kt-21	空間線量	診療所前	0.215	0.195	0.179
	Kt-22	可搬	せせらぎ荘	0.265	0.238	0.226
	Kt-23	空間線量	葛尾村立葛尾中学校	0.096	0.092	0.089
	Kt-24	空間線量	大笹行政区掲示板付近	0.152	0.136	0.127
	Kt-25	可搬	大笹集会所	0.116	0.108	0.102
	Kt-26	固定	夏湯局	0.154	0.143	0.131
	Kt-27	空間線量	国道 399 号線沿い待避所 観光案内板隣	0.290	0.277	0.260

表 3.1-47(9) 放射線量測定結果（飯館村）

(単位：μSv/h)

村	番号	測定機器	調査地点	平均値		
				平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
飯館村	I-1	空間線量	小宮字夏井地内	0.659	0.628	0.564
	I-2	空間線量	小宮字萱刈庭地内	0.782	0.700	0.562
	I-3	空間線量	前田上組集会所	0.908	0.820	0.713
	I-4	可搬	前田中組集会所	0.321	0.296	0.266
	I-5	空間線量	岩部ダム付近	0.580	0.532	0.485
	I-6	空間線量	村道長泥曲田線	2.014	1.779	1.519
	I-7	空間線量	長泥字曲田地内	2.083	1.877	1.647
	I-8	可搬	長泥コミュニティセンター	0.372	0.349	0.303
	I-9	空間線量	比曾字下比曾地内	1.702	1.515	1.355
	I-10	可搬	比曾公民館	0.229	0.219	0.199

注：1. 番号は図 3.1-42 に対応している。

2. 固定型や可搬型モニタリングポストは、空気吸収線量率マイクログレイ毎時で測定しており、出典元では、環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）に基づき、1 マイクログレイ毎時=1 マイクロシーベルト毎時として換算し、実効線量を表示している。

3.  は、帰還困難区域であることを示す。

〔放射線モニタリング情報〕（原子力規制委員会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成

表 3.1-48(1) 公共用水域における放射性物質濃度測定結果（河川）

町村	採取地点名		試料採取日時	水質		底質		
				放射性物質濃度 (Bq/L)		放射性物質濃度 (Bq/kg(乾泥))		
				Cs-134	Cs-137	Cs-134	Cs-137	合計
田村市	古道川	高瀬川合流前(都路町古道下平)	平成 30 年 12 月 15 日	<0.76	<0.48	<7.8	59	59
田村市	大滝根川	船引橋	平成 30 年 12 月 4 日	<0.80	<0.85	<6.4	32	32
二本松市	口太川	口太川橋	平成 30 年 12 月 14 日	<0.80	<0.80	11	130	141

注：「<」は検出下限値未満を示す。

〔「公共用水域放射性物質モニタリング調査結果」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

表 3.1-48(2) 公共用水域における放射性物質濃度測定結果（湖沼・水源地）

村	採取地点名	試料採取日時	水質		底質			
			放射性物質濃度 (Bq/L)		放射性物質濃度 (Bq/kg(乾泥))			
			Cs-134	Cs-137	Cs-134	Cs-137	合計	
飯館村	岩部ダム貯水池		平成 30 年 12 月 13 日	<0.49	<0.75	1,500	17,000	18,500
	相双(農業用ため池)	風兼ダム	平成 30 年 12 月 7 日	<0.76	<0.63	330	3,600	3,930
		笹峠	平成 30 年 12 月 14 日	<0.71	0.93	280	2,900	3,180
川俣町	相双(農業用ため池)	上田代	平成 30 年 12 月 14 日	<0.91	<0.75	<8.4	9.8	9.8
浪江町		小阿久登	平成 30 年 12 月 15 日	<0.76	<0.74	1,900	21,000	22,900
葛尾村	相双(農業用ため池)	上野川	平成 30 年 12 月 18 日	<0.78	<0.75	<8.0	130	130
田村市		古道川ダム		平成 30 年 12 月 15 日	<0.89	<0.84	120	1,400

注：1. 「<」は検出下限値未満を示す。

2. は、帰還困難区域であることを示す。

〔「公共用水域放射性物質モニタリング調査結果」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

表 3.1-49 降下物モニタリング測定結果（平成 28 年度）

町	地点名	放射性物質濃度 (Bq/m <sup>2</sup> )	
		Cs-134 (セシウム 134)	Cs-137 (セシウム 137)
田村市	都路	3.9	24
川俣町	山木屋	8.4	52
浪江町	津島	228.6	1,289
葛尾村	柏原	7.5	48

注：は、帰還困難区域であることを示す。

〔「ふくしま復興ステーション」(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

表 3.1-50 沢水モニタリングの測定結果

町村	番号	地点名	採取日	放射性物質濃度 (Bq/L)	
				Cs-134	Cs-137
飯館村	1, 2	飯樋	平成 30 年 2 月 7 日	不検出	不検出
	3	飯樋	—	—	—
	4	比曾	—	—	—
	5	比曾	平成 30 年 2 月 7 日	不検出	不検出
	6, 7	長泥	平成 30 年 2 月 7 日	不検出	不検出
	8	蕨平	平成 30 年 2 月 7 日	不検出	不検出
葛尾村	9	葛尾	平成 30 年 2 月 7 日	不検出	不検出
浪江町	10	南津島	—	—	—
	11	赤宇木	平成 30 年 2 月 7 日	不検出	不検出

注：1. 地点番号 2、3、9 は渇水のため採取されていない。

2. は、帰還困難区域であることを示す。

〔「沢水モニタリングの測定結果」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

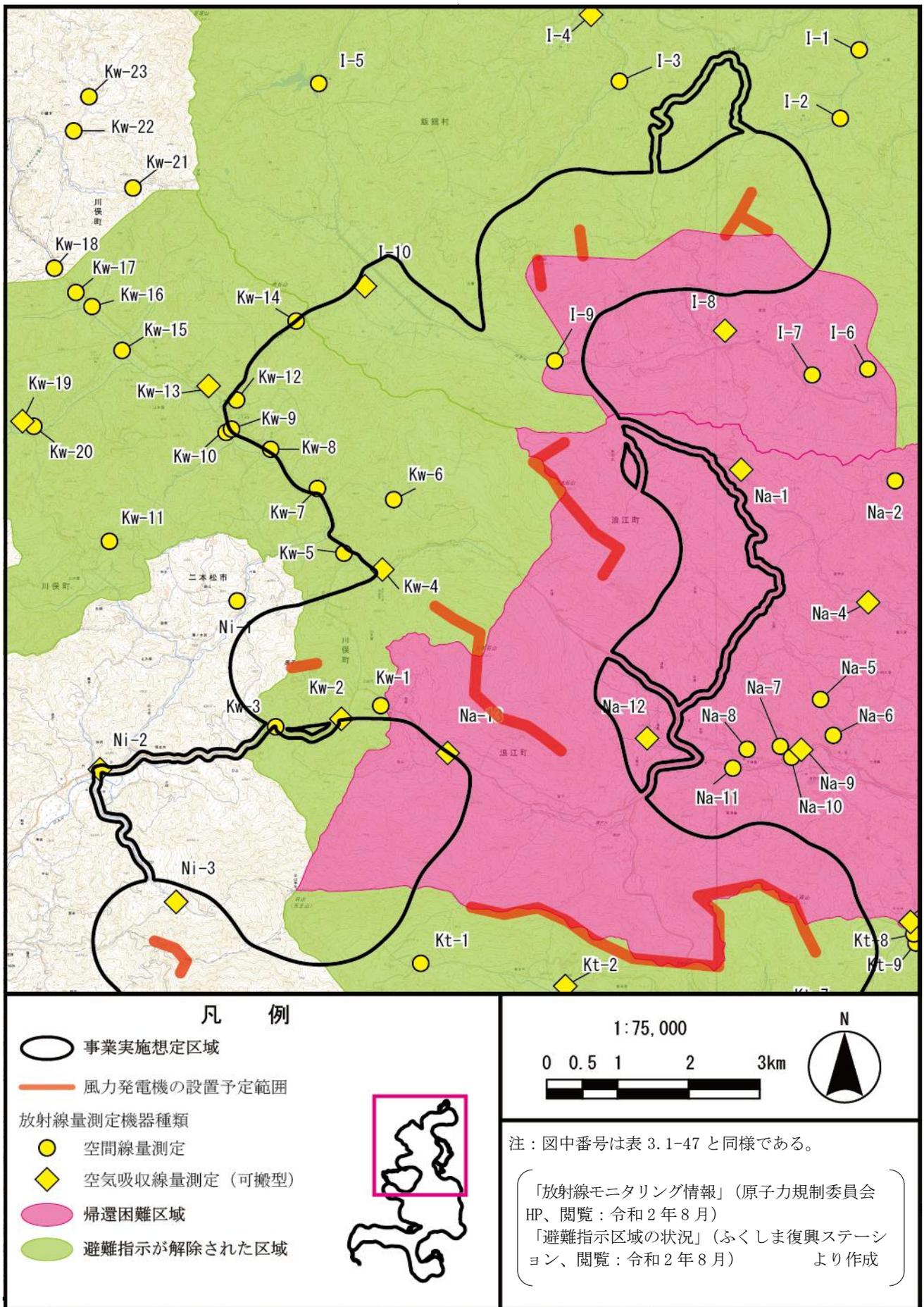


図 3.1-42(1) 放射線量測定地点

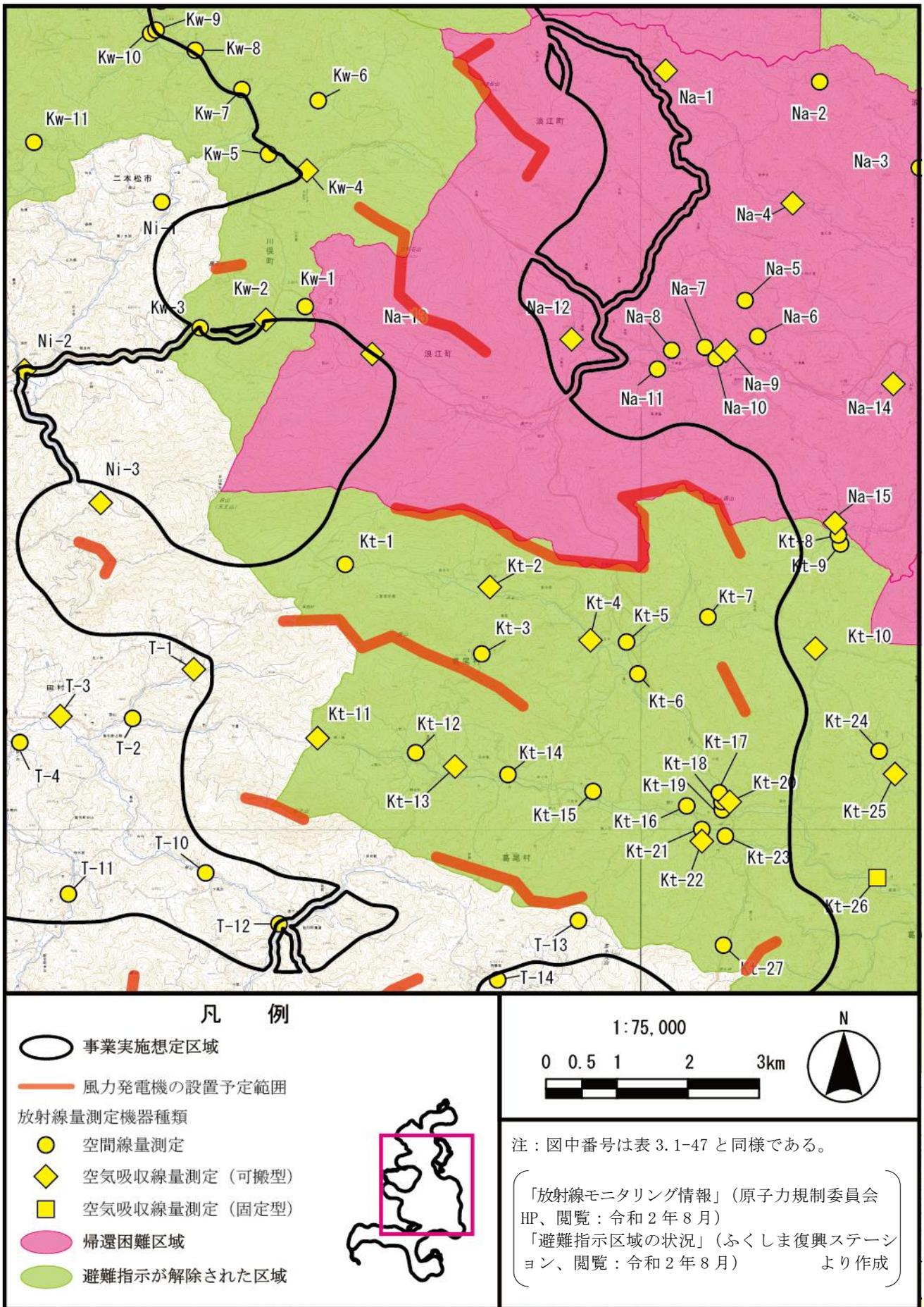


図 3.1-42 (2) 放射線量測定地点

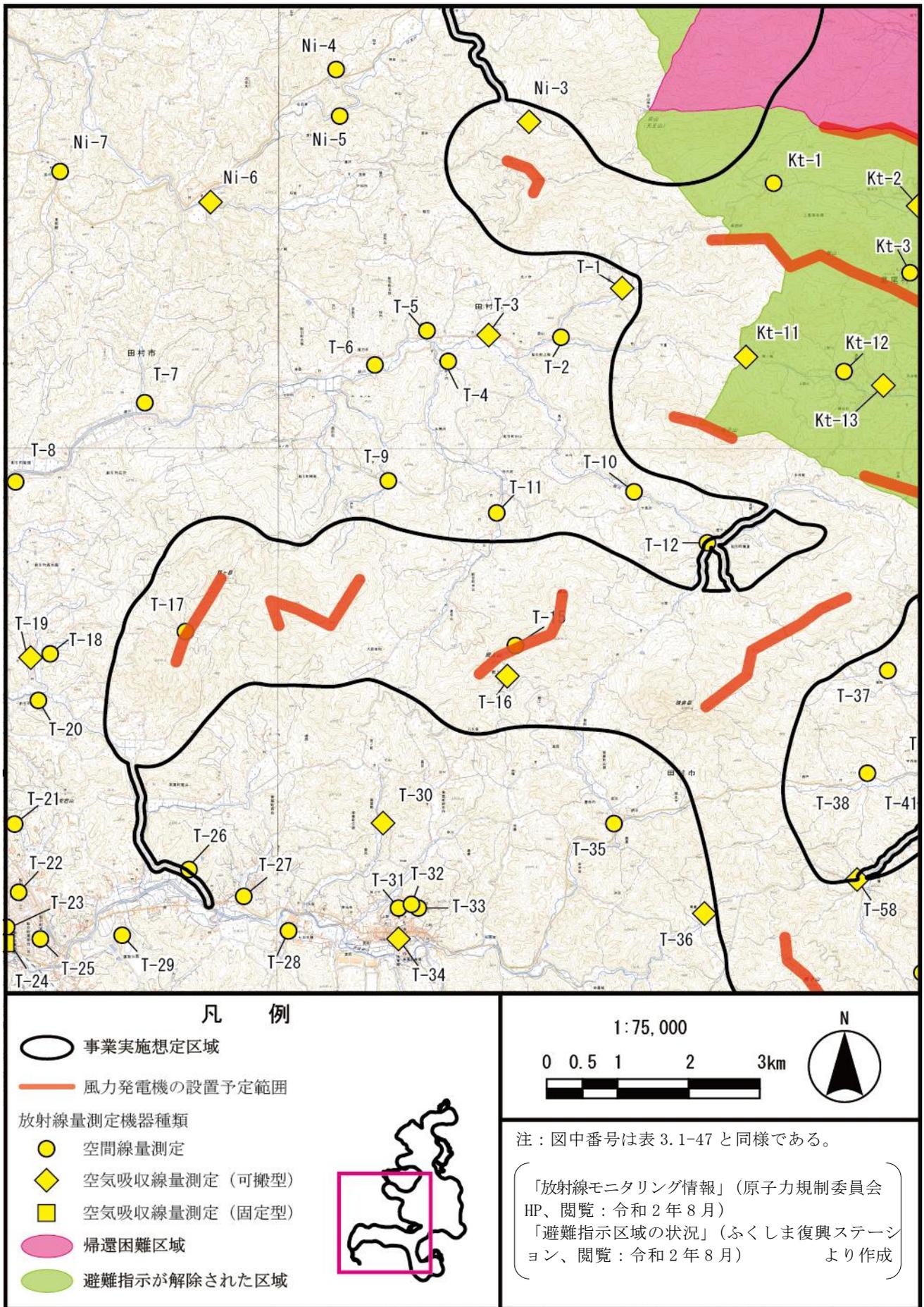
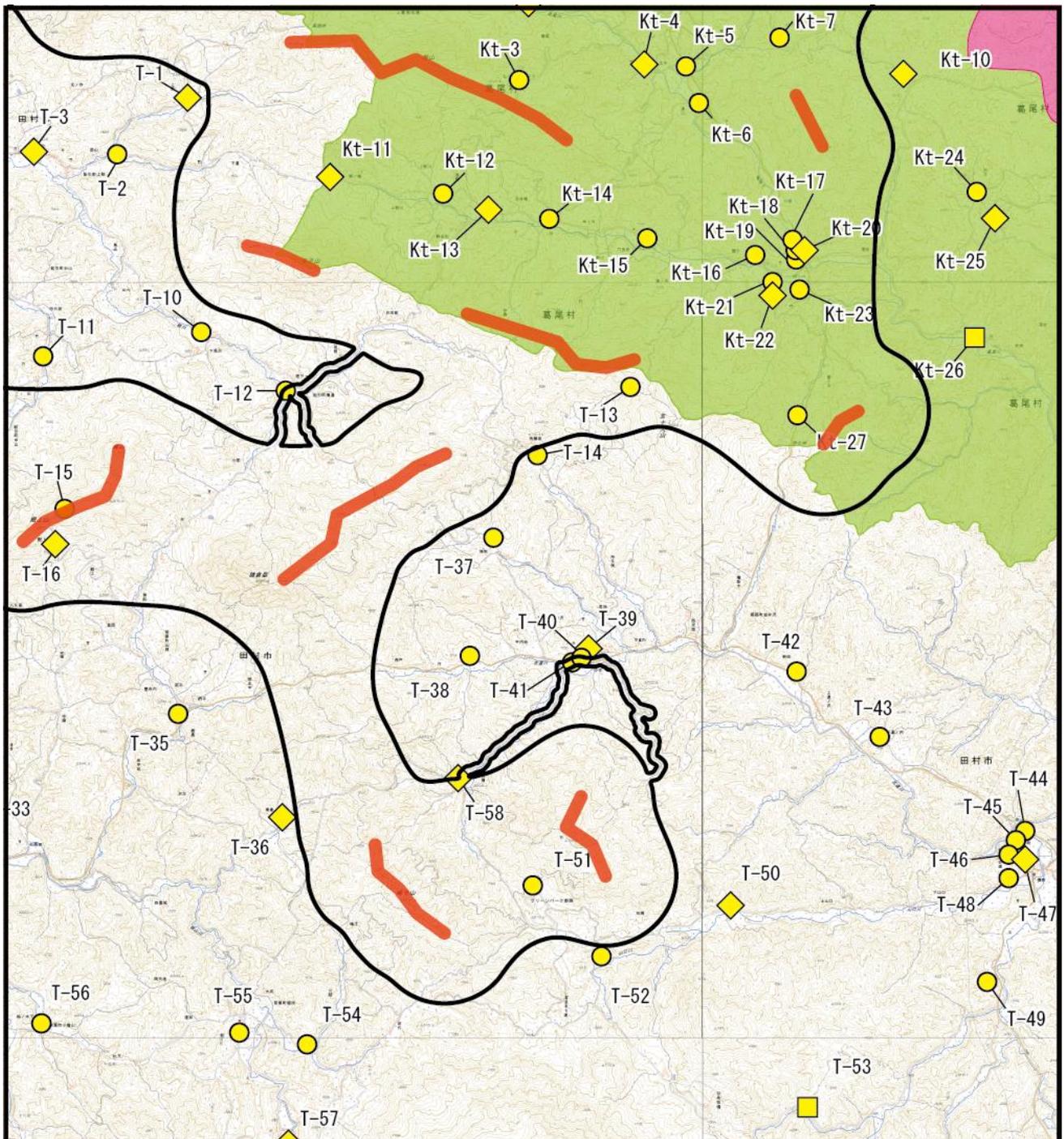


図 3.1-42(3) 放射線量測定地点



凡 例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機の設置予定範囲
- 放射線量測定機器種類
  - 空間線量測定
  - 空気吸収線量測定（可搬型）
  - 空気吸収線量測定（固定型）
- 帰還困難区域
- 避難指示が解除された区域

1:75,000



注：図中番号は表 3.1-47 と同様である。

「放射線モニタリング情報」（原子力規制委員会 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
 「避難指示区域の状況」（ふくしま復興ステーション、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成

図 3.1-42(4) 放射線量測定地点

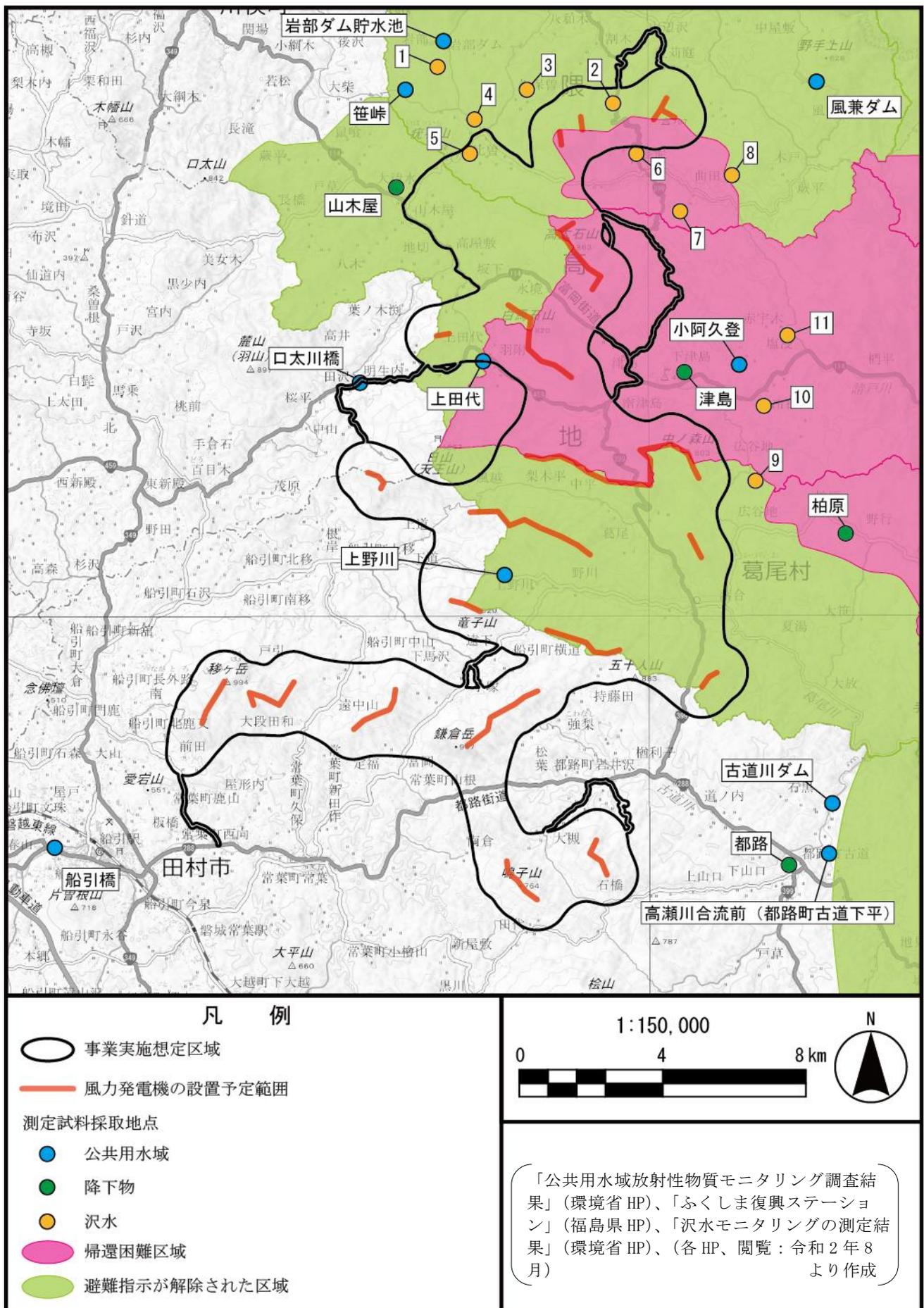


図 3.1-43 公共用水域、降水物及び沢水の放射性物質濃度測定地点

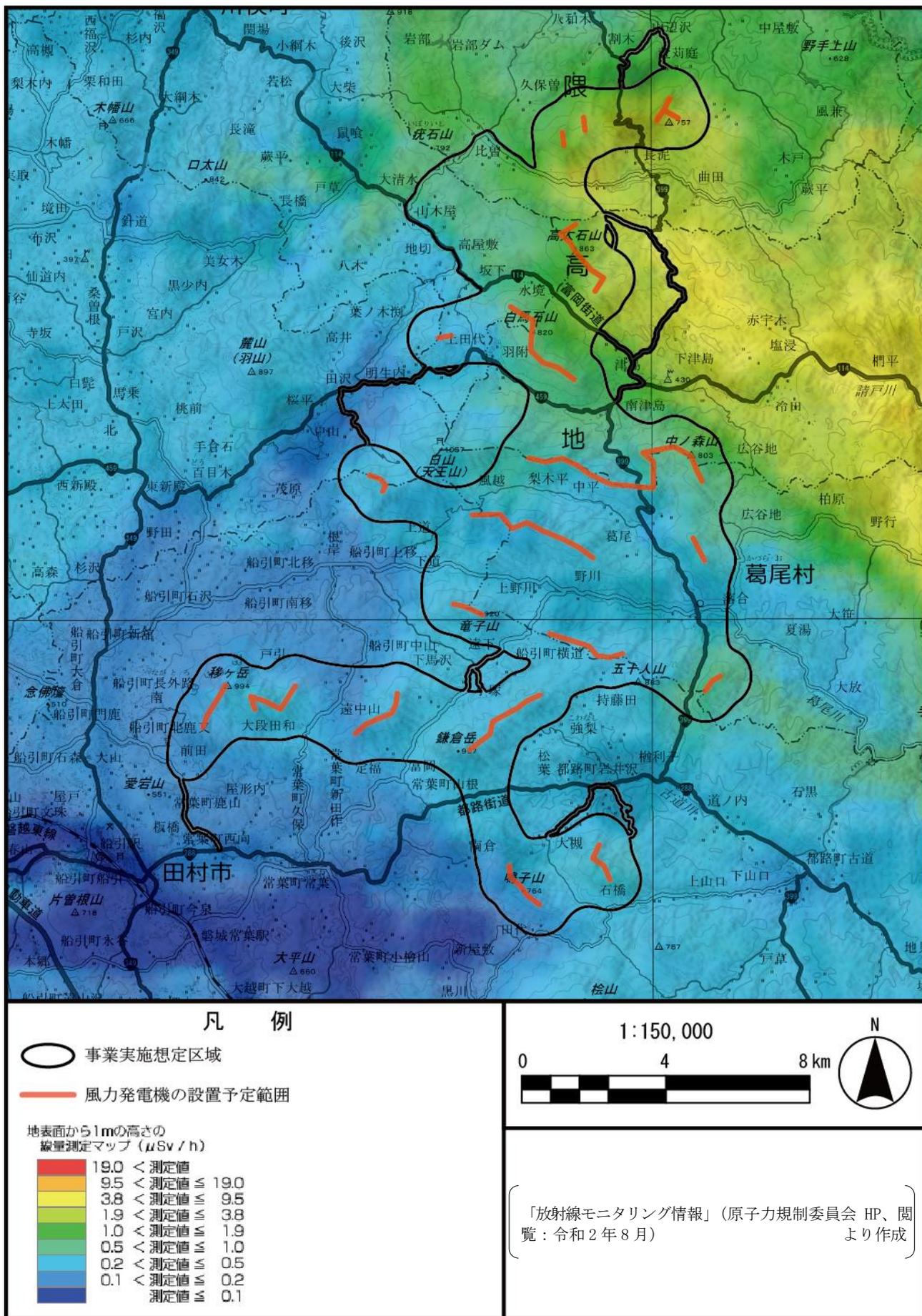


図 3.1-44 航空機モニタリングによる放射線量測定結果

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体（二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村）及び福島県における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

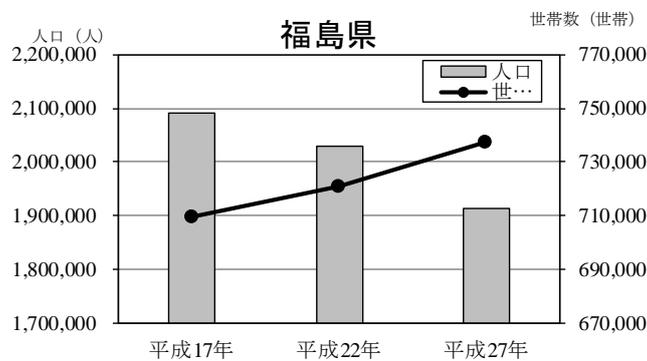
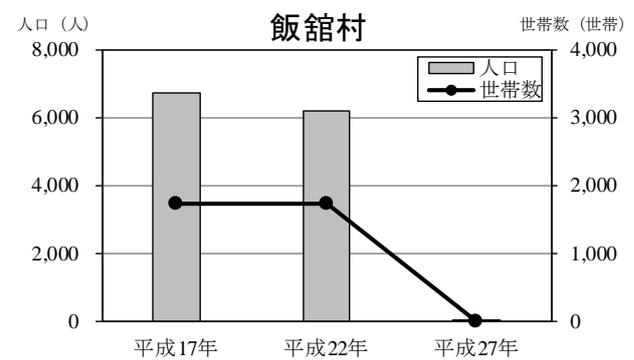
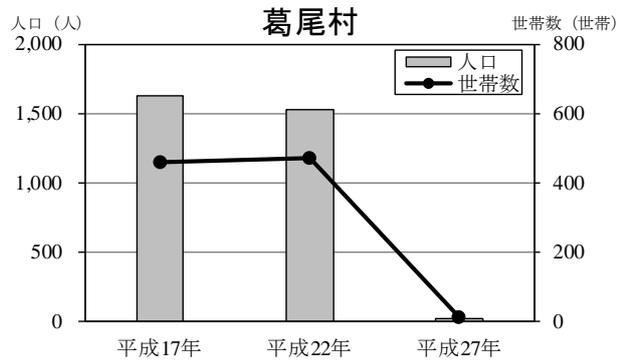
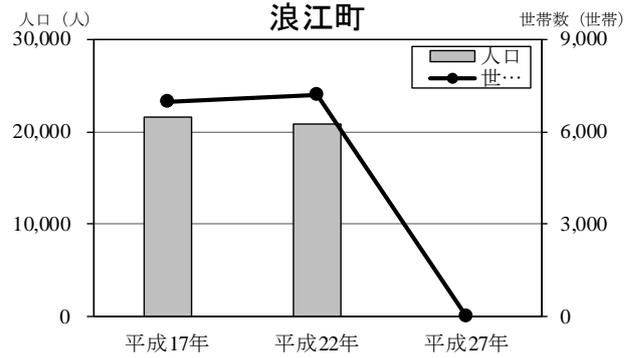
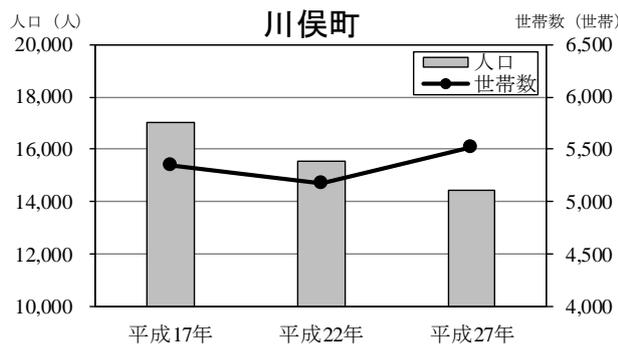
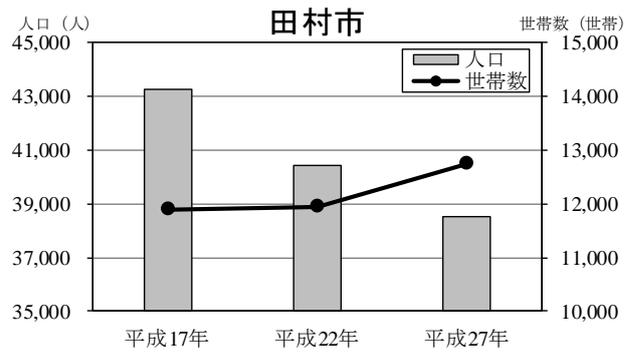
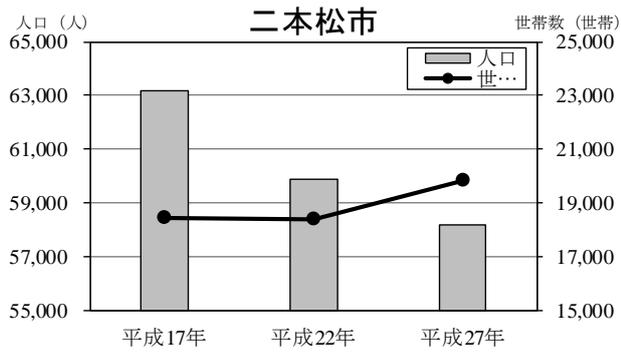
人口については、すべての市町村において減少傾向である。世帯数については、二本松市、田村市において増加傾向である。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 17、22、27 年）

区 分	年	人口（人）			総世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
二本松市	平成 17 年	63,178	30,670	32,508	18,431
	平成 22 年	59,871	29,012	30,859	18,364
	平成 27 年	58,162	28,716	29,446	19,810
田村市	平成 17 年	43,253	21,034	22,219	11,902
	平成 22 年	40,422	19,577	20,845	11,933
	平成 27 年	38,503	19,189	19,314	12,734
川俣町	平成 17 年	17,034	8,302	8,732	5,351
	平成 22 年	15,569	7,589	7,980	5,179
	平成 27 年	14,452	7,291	7,161	5,515
浪江町	平成 17 年	21,615	10,491	11,124	6,984
	平成 22 年	20,905	10,189	10,716	7,176
	平成 27 年	0	0	0	0
葛尾村	平成 17 年	1,625	848	777	459
	平成 22 年	1,531	808	723	470
	平成 27 年	18	12	6	9
飯館村	平成 17 年	6,722	3,350	3,372	1,740
	平成 22 年	6,209	3,098	3,111	1,734
	平成 27 年	41	7	34	1
福島県	平成 17 年	2,091,319	1,016,724	1,074,595	709,644
	平成 22 年	2,029,064	984,682	1,044,382	720,794
	平成 27 年	1,914,039	945,660	968,379	737,598

注：平成 17 年の二本松市の値は、合併前の二本松市、安達間 h 氏、岩代町、東和町の値を合計した値である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査結果〕（総務省統計局 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成]



〔平成17年、22年、27年 国勢調査結果〕(総務省統計局 HP、閲覧：令和2年8月) より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移 (平成17、22、27年)

## 2. 産業の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数は、二本松市、田村市、川俣町及び葛尾村では第三次産業の占める割合が最も高い。

表 3.2-2(1) 産業別就業者数及び割合（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字は％）

産 業	二本松市	田村市	川俣町	浪江町
第一次産業	2,462 (8.5)	2,616 (13.2)	349 (5.1)	0 (—)
農 業	2,414	2,513	331	—
林 業	44	102	18	—
漁 業	4	1	—	—
第二次産業	10,573 (36.6)	7,659 (38.5)	2,971 (43.3)	0 (—)
鉱業、採石業、砂利採取業	6	63	3	—
建設業	3,702	2,949	1,020	—
製造業	6,865	4,647	1,948	—
第三次産業	15,848 (54.9)	9,603 (48.3)	3,547 (51.7)	0 (—)
電気・ガス・熱供給・水道業	69	39	16	—
情報通信業	165	70	35	—
運輸業、郵便業	1,477	792	243	—
卸売業、小売業	3,826	2,342	899	—
金融業、保険業	399	165	80	—
不動産業、物品賃貸業	214	95	43	—
学術研究、専門・技術サービス業	458	260	92	—
宿泊業、飲食サービス業	1,281	641	203	—
生活関連サービス業、娯楽業	904	498	171	—
教育、学習支援業	1,089	578	160	—
医療、福祉	2,966	1,738	640	—
複合サービス事業	426	364	74	—
サービス業（他に分類されないもの）	1,671	1,408	649	—
公務（他に分類されるものを除く）	903	613	242	—
分類不能の産業	648 (2.2)	144 (0.7)	126 (1.8)	— (—)
総 数	29,531	20,022	6,993	—

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 「—」は該当数字がないものを示す。

3. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率、分類不能の産業の割合は総数に対する比率を示す。

4. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査結果〕（総務省統計局 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成

表 3.2-2(2) 産業別就業者数及び割合（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字は％）

産 業	葛尾村	飯舘村	福島県
第一次産業	0 (0.0)	0 (—)	59,780 (6.7)
農 業	—	—	56,690
林 業	—	—	2,183
漁 業	—	—	907
第二次産業	2 (20.0)	0 (—)	271,326 (30.6)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	501
建設業	2	—	100,019
製造業	—	—	170,806
第三次産業	8 (80.0)	0 (—)	555,204 (62.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	7,361
情報通信業	—	—	8,502
運輸業、郵便業	—	—	40,522
卸売業、小売業	5	—	128,493
金融業、保険業	—	—	16,644
不動産業、物品賃貸業	—	—	10,848
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	21,999
宿泊業、飲食サービス業	—	—	47,257
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	31,529
教育、学習支援業	—	—	37,384
医療、福祉	—	—	103,465
複合サービス事業	—	—	10,262
サービス業（他に分類されないもの）	1	—	57,237
公務（他に分類されるものを除く）	2	—	33,701
分類不能の産業	— (0.0)	— (—)	35,823 (3.9)
総 数	10	—	922,133

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 「—」は該当数字がないものを示す。

3. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率、分類不能の産業の割合は総数に対する比率を示す。

4. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「平成 27 年 国勢調査結果」（総務省統計局 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

## (1) 農 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、二本松市、田村市及び川俣町では稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種 類	二本松市	田村市	川俣町	浪江町	葛尾村	飯舘村	福島県
稲	2,136	1,940	266	—	—	—	43,929
麦 類	12	9	—	—	—	—	158
雑 穀	24	22	—	—	—	—	3,076
いも類	277	120	44	—	—	—	4,353
豆 類	229	64	32	—	—	—	3,092
工芸農作物	37	149	8	—	—	—	603
野菜類	915	530	101	—	—	—	14,038
花き類・花木	66	50	32	—	—	—	1,543
その他の作物	53	82	10	—	—	—	1,376

注：「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「農林業センサス 2015」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

## (2) 林 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の林野面積は、二本松市では 15,365ha、田村市では 30,326ha、川俣町では 9,018ha、浪江町では 16,064ha、葛尾村では 6,910ha、飯舘村では 17,323ha である。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
二本松市	15,365	2,091	2,091	—	13,274	3	999	12,272
田村市	30,326	9,646	9,646	—	20,680	15	1,057	19,608
川俣町	9,018	806	806	—	8,212	80	752	7,380
浪江町	16,064	11,587	11,584	3	4,477	—	246	4,231
葛尾村	6,910	4,905	4,905	—	2,005	—	436	1,569
飯舘村	17,323	9,969	9,968	1	7,354	32	1,022	6,300
福島県	943,762	373,963	371,759	2,204	569,799	13,004	95,386	461,409

注：「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「農林業センサス 2015」（農林水産省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

### (3) 商 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における、平成 28 年 6 月 1 日現在の事業所数及び従業者数、並びに平成 27 年の年間商品販売額の状況は表 3.2-5 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、二本松市では 94,567 百万円、田村市では 50,306 百万円、川俣町では 19,720 百万円となっている。

表 3.2-5 商業の状況

業 種	区 分	二本松市	田村市	川俣町	浪江町	葛尾村	飯舘村	福島県
卸売業	事業所数(事業所)	80	46	19	—	—	—	4,077
	従業者数(人)	481	315	149	—	—	—	32,365
	年間商品販売額(百万円)	41,623	16,143	5,895	—	—	—	2,522,021
小売業	事業所数(事業所)	470	362	129	1	—	—	14,551
	従業者数(人)	2,876	1,839	696	22	—	—	97,391
	年間商品販売額(百万円)	52,944	34,163	13,825	x	—	—	2,109,721
合 計	事業所数(事業所)	550	408	148	1	—	—	18,628
	従業者数(人)	3,357	2,154	845	22	—	—	129,756
	年間商品販売額(百万円)	94,567	50,306	19,720	x	—	—	4,631,742

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

2. 「—」は調査を行ったが事実のないものを示す。

3. 「x」は事業所数が 1 であり、申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。

〔平成 28 年経済センサスー活動調査〕(総務省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成

### (4) 工 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における、平成 30 年 6 月 1 日現在の事業所数及び従業者数、並びに平成 29 年の製造品出荷額等の状況は表 3.2-6 のとおりである。

平成 29 年の製造品出荷額等は、二本松市では 18,450,550 万円、田村市では 9,285,672 万円、川俣町では 3,074,001 万円、浪江町では 34,129 万円、飯舘村では 364,544 万円となっている。

表 3.2-6 工業の状況 (従業員 4 人以上)

区 分	二本松市	田村市	川俣町	浪江町	葛尾村	飯舘村	福島県
事業所数(事業所)	148	94	47	3	1	5	3,559
従業者数(人)	7,191	4,152	1,869	34	5	266	158,584
製造品出荷額等(万円)	18,450,550	9,285,672	3,074,001	34,129	x	364,544	512,037,545

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 29 年 1 年間の数値である。

2. 「x」は事業所数が 1 または 2 であり、申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。

3. 工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に掲げる「大分類 E—製造業」に属する事業所(調査困難地域(東日本大震災の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として経済産業大臣の定める地域)にある事業所、国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く)を調査の対象としている。

〔平成 30 年工業統計調査〕(経済産業省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における、地目別土地利用の現況は表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

その他を除くと、山林が二本松市で 45.7%、田村市で 66.9%、川俣町で 66.2%、浪江町で 64.8%、葛尾村で 22.7%、飯舘村で 75.4%とともに最も多くなっている。

表 3.2-7 地目別土地利用の現況（平成 31 年 1 月 1 日）

（単位：千 m<sup>2</sup>）

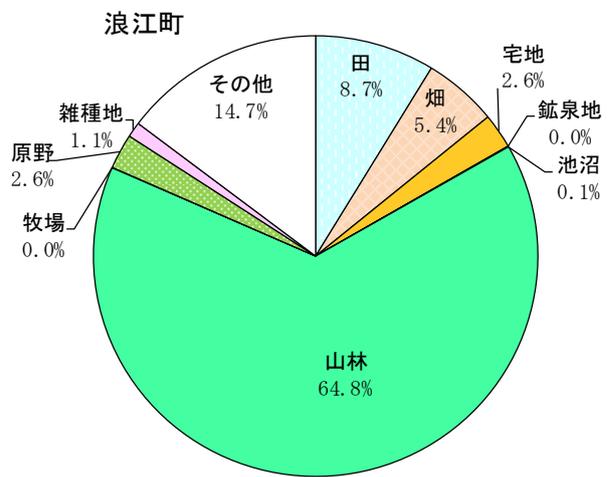
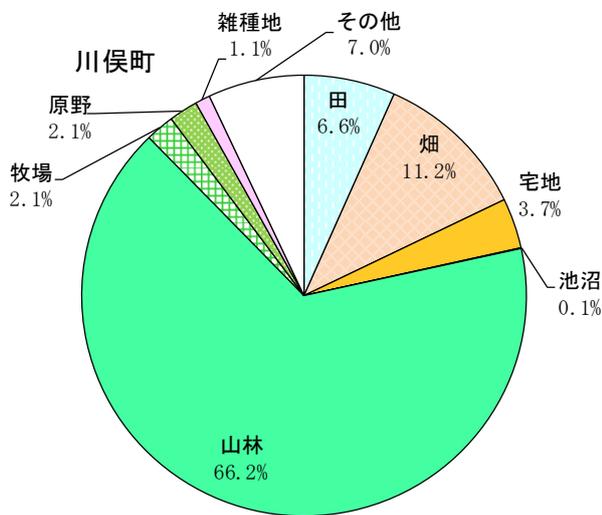
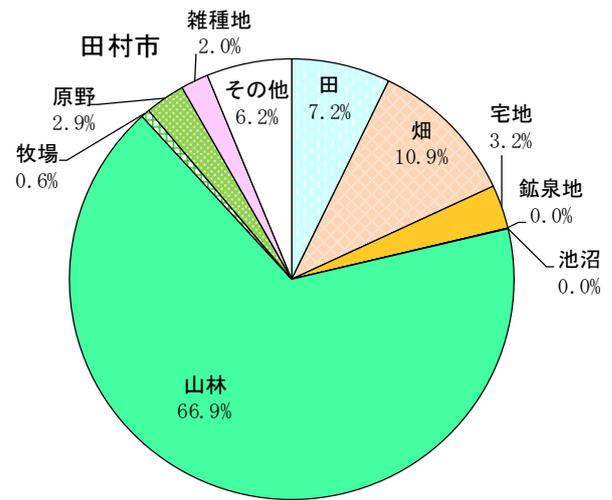
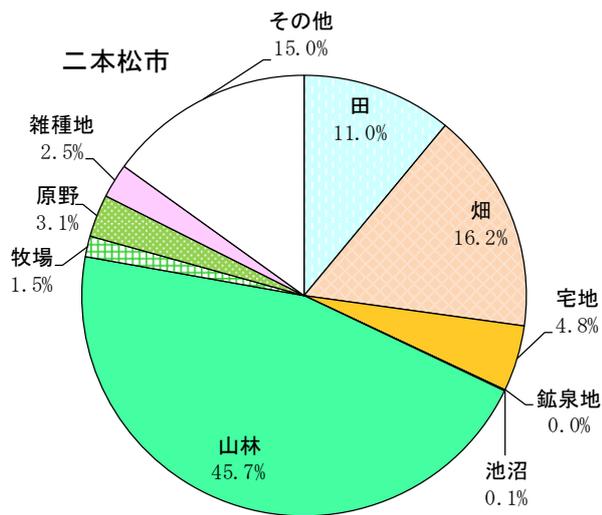
区分	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
二本松市	37,728 11.0%	55,965 16.2%	16,665 4.8%	0 0.0%	256 0.1%	157,461 45.7%	5,243 1.5%	10,722 3.1%	8,655 2.5%	51,724 15.0%	344,420 100.0%
田村市	32,916 7.2%	49,871 10.9%	14,714 3.2%	0 0.0%	221 0.0%	306,709 66.9%	2,908 0.6%	13,374 2.9%	9,221 2.0%	28,396 6.2%	458,330 100.0%
川俣町	8,481 6.6%	14,295 11.2%	4,699 3.7%	— —	71 0.1%	84,477 66.2%	2,667 2.1%	2,690 2.1%	1,381 1.1%	8,940 7.0%	127,700 100.0%
浪江町	19,469 8.7%	12,033 5.4%	5,716 2.6%	0 0.0%	125 0.1%	144,683 64.8%	49 0.0%	5,747 2.6%	2,482 1.1%	32,836 14.7%	223,140 100.0%
葛尾村	2,654 3.1%	2,852 3.4%	651 0.8%	— —	1 0.0%	19,123 22.7%	1,434 1.7%	2,455 2.9%	526 0.6%	54,675 64.8%	84,370 100.0%
飯舘村	13,825 6.0%	10,972 4.8%	2,051 0.9%	— —	413 0.2%	173,405 75.4%	1,688 0.7%	16,453 7.1%	3,316 1.4%	8,005 3.5%	230,130 100.0%
福島県	1,110,059 8.1%	763,271 5.5%	493,671 3.6%	6 0.0%	56,949 0.4%	6,561,993 47.7%	43,842 0.3%	392,208 2.8%	303,684 2.2%	4,041,789 29.4%	13,767,473 100.0%

注：1. 「—」は該当数値のないことを示す。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

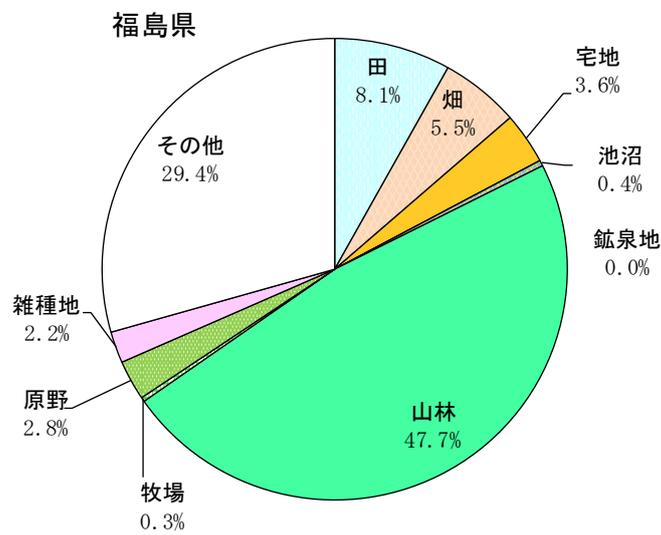
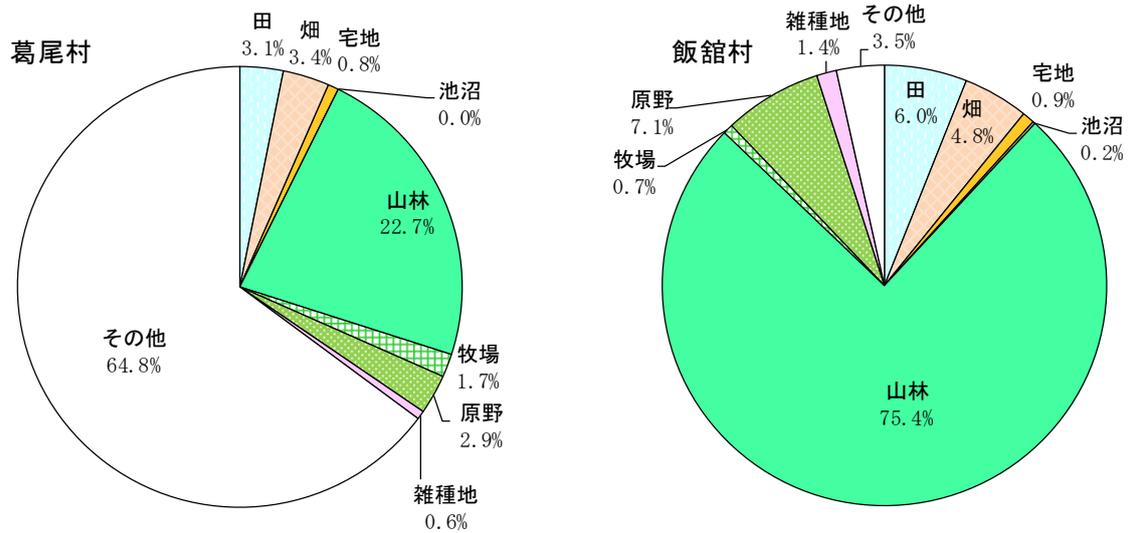
3. 資料：福島市町村財政課「国定資産概要調書（土地）」（平成 31 年 1 月 1 日現在）

〔第 134 回福島県統計年鑑 2020〕（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。  
 [「第134回福島県統計年鑑2020」(福島県HP、閲覧：令和2年8月)より作成]

図 3.2-2(1) 地目別土地利用の現況 (平成31年1月1日現在)



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。  
 [「第134回福島県統計年鑑2020」(福島県HP、閲覧：令和2年8月)より作成]

図 3.2-2(2) 地目別土地利用の現況 (平成31年1月1日現在)

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲には都市地域が分布している。

#### ② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲には農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲の森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲には森林地域及び国有林が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画用途地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく用途地域は、図 3.2-6 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に指定がある。

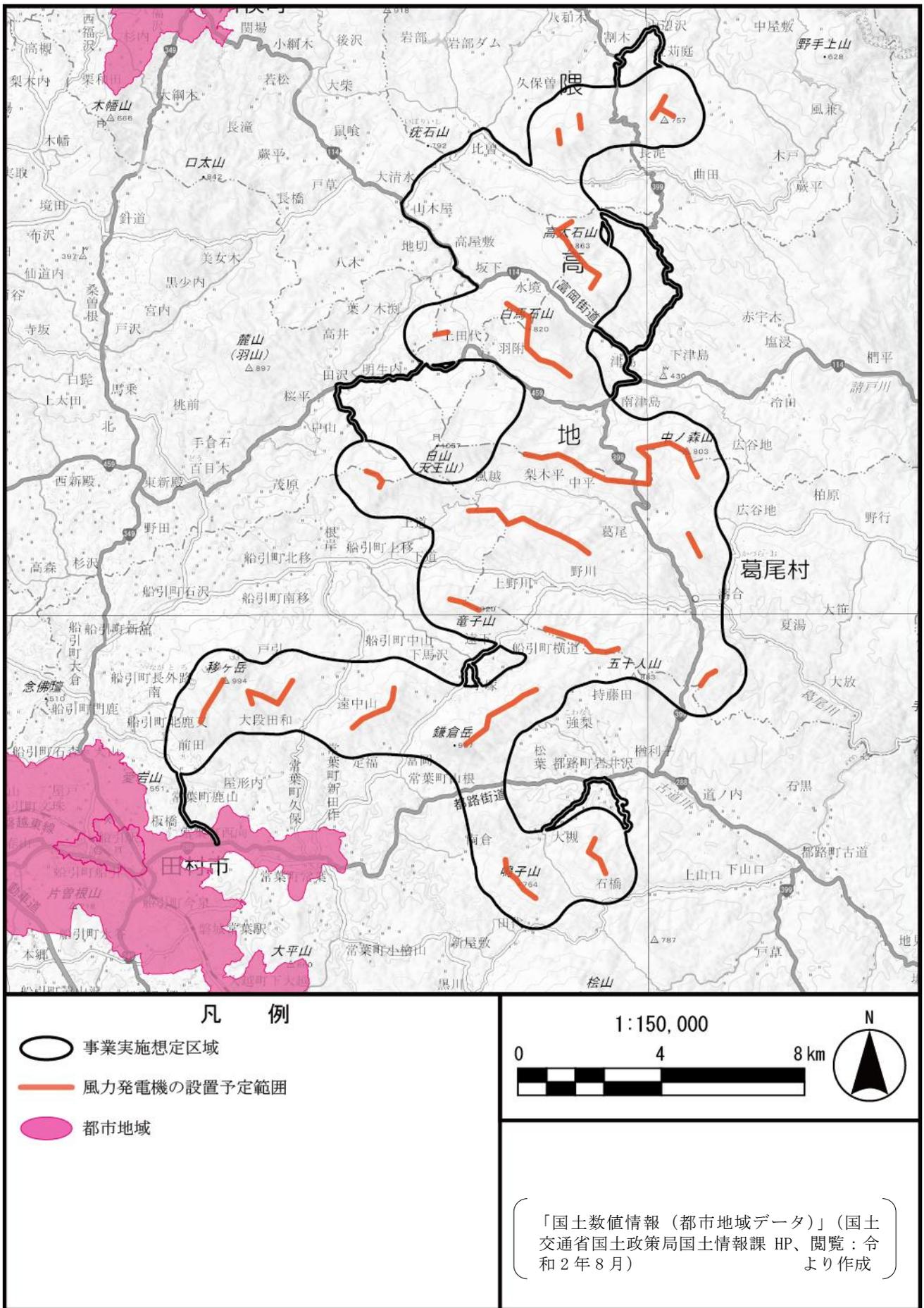


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

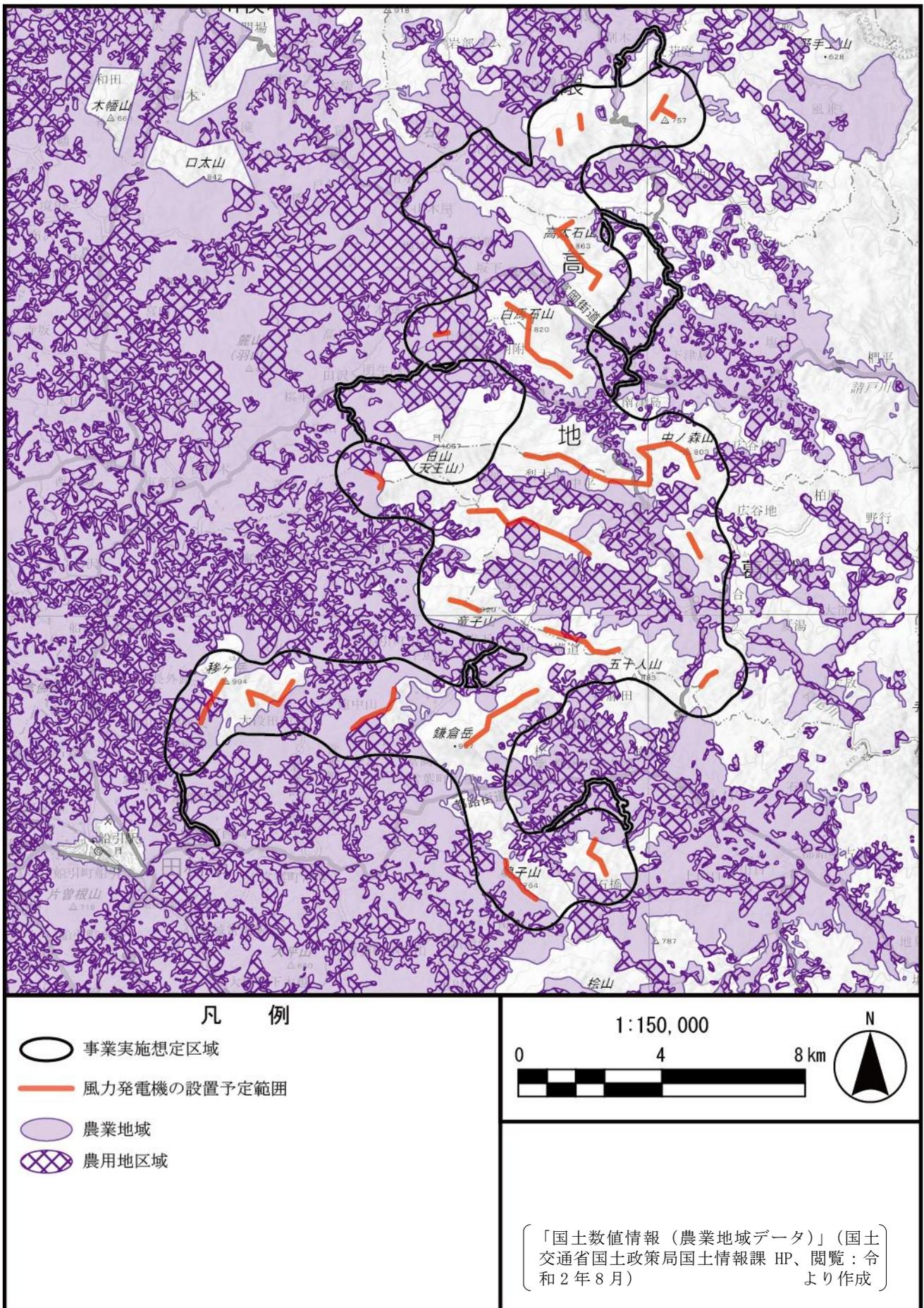


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

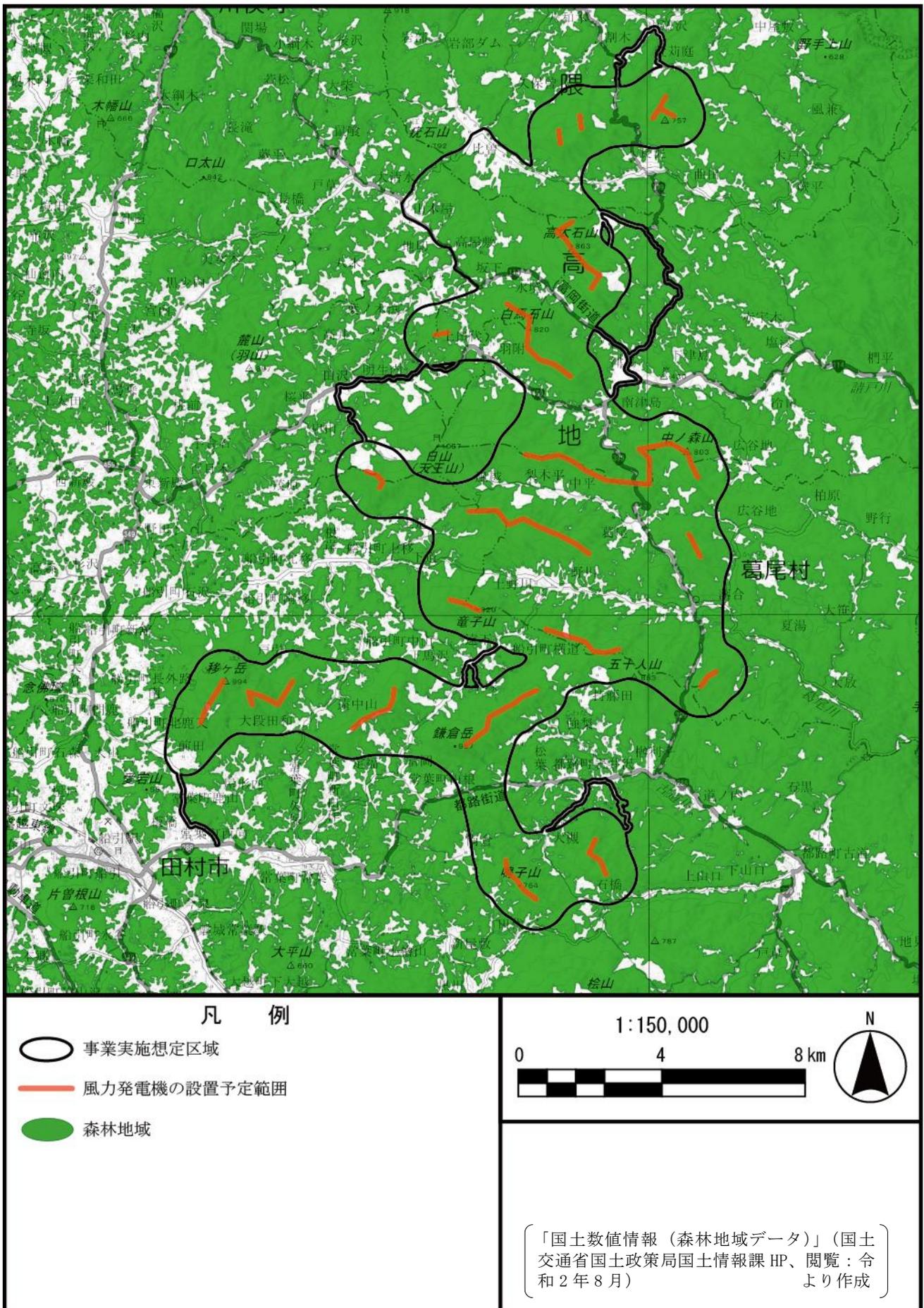


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

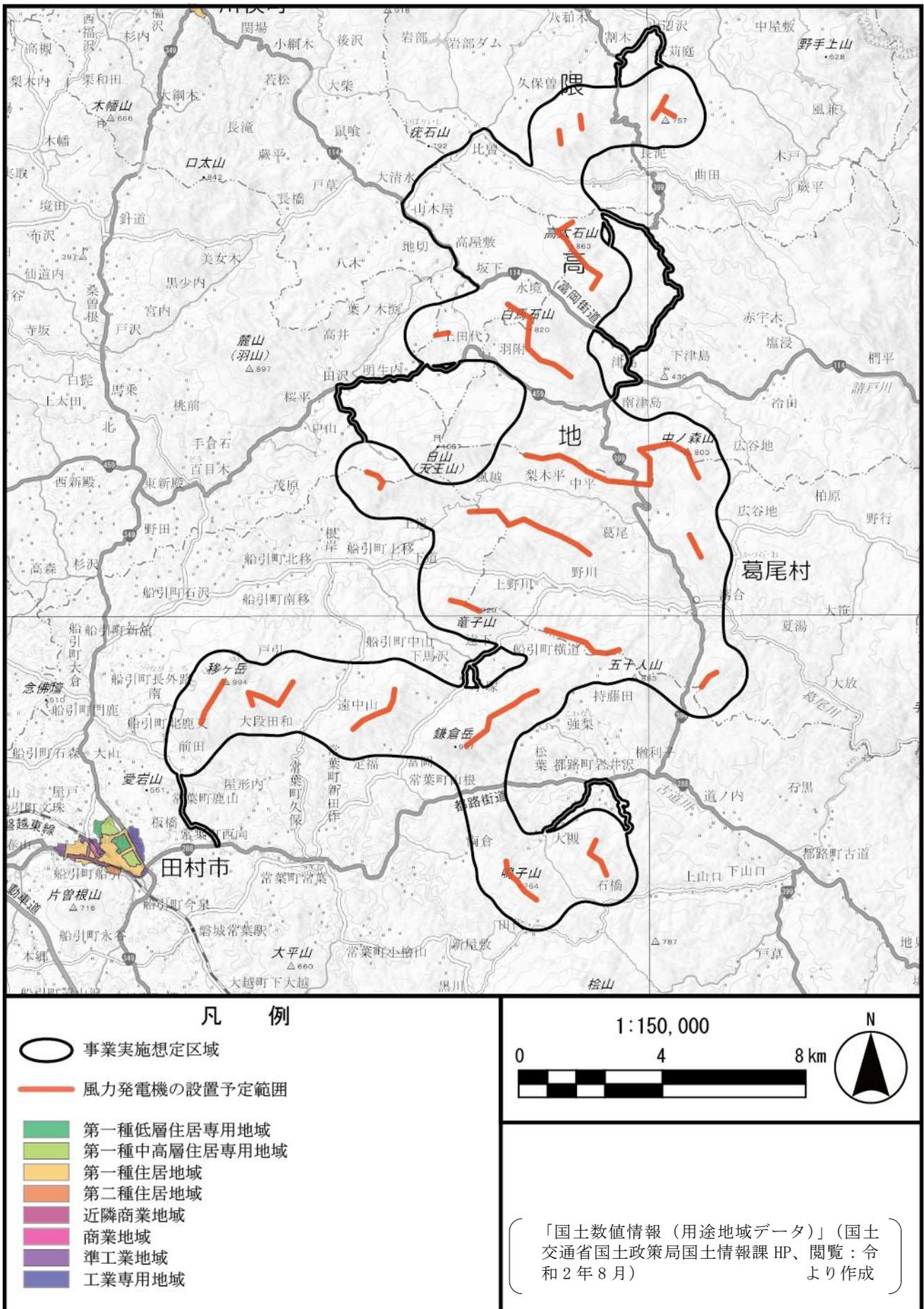


図 3.2-6 土地利用基本計画図（用途地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

##### (1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における水道の年間取水量は表 3.2-8～表 3.2-10 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-8 上水道事業の年間取水量（平成 30 年度）

事業 主体名	現在給 水人口 (人)	地表水 (千 m <sup>3</sup> )			地下水 (千 m <sup>3</sup> )			湧水 (千 m <sup>3</sup> )	浄水受水 (千 m <sup>3</sup> )	合計 (千 m <sup>3</sup> )
		ダム直接	湖水	表流水 (自流)	伏流水	浅井戸	深井戸			
二本松市	41,217	73	0	0	0	0	0	4,946	572	5,591
田村市	19,089	0	0	2,509	0	964	0	62	0	3,535
川俣町	10,270	0	0	869	0	0	0	0	290	1,159
浪江町	966	0	0	0	0	1,122	0	0	0	1,122

〔平成 30 年度 福島県の水道〕（福島県、令和 2 年）より作成

表 3.2-9 簡易水道事業の年間取水量（平成 30 年度）

施設名	現在給水人口 (人)	年間取水量 (m <sup>3</sup> )	原水の種別
二本松市 岩代 小浜	2,131	277,116	浅井戸
二本松市 岩代 西新殿	421	46,338	浅井戸、深井戸
田村市 都路町	561	64,974	深井戸
葛尾村 落合地区	0	33,603	浅井戸
飯舘村 飯舘	0	332,754	自流

注：葛尾村及び飯舘村の現在給水人口は、東日本大震災及び東京電力福島第一発電所事故の影響で、給水区域が避難指示区域であったため 0 人で計上している。

〔平成 30 年度 福島県の水道〕（福島県、令和 2 年）より作成

表 3.2-10 専用水道事業の年間取水量（平成 30 年度）

設置箇所	施設名	現在給水人口 (人)	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別
二本松市	安達地方における農林業系廃棄物処理業務専用水道	0	223	自己水源、深井戸
田村市	上移上町給水組合	80	26	自己水源、湧水
	中野区教育長中野区常葉少年自然の家	0	34	自己水源、湧水
	社会福祉法人田村福祉会都路まどか荘	142	35	自己水源、深井戸
	社会福祉法人福島県福祉事業協会あぶくま更生園	70	29	自己水源、深井戸

〔平成 30 年度 福島県の水道〕（福島県、令和 2 年）より作成

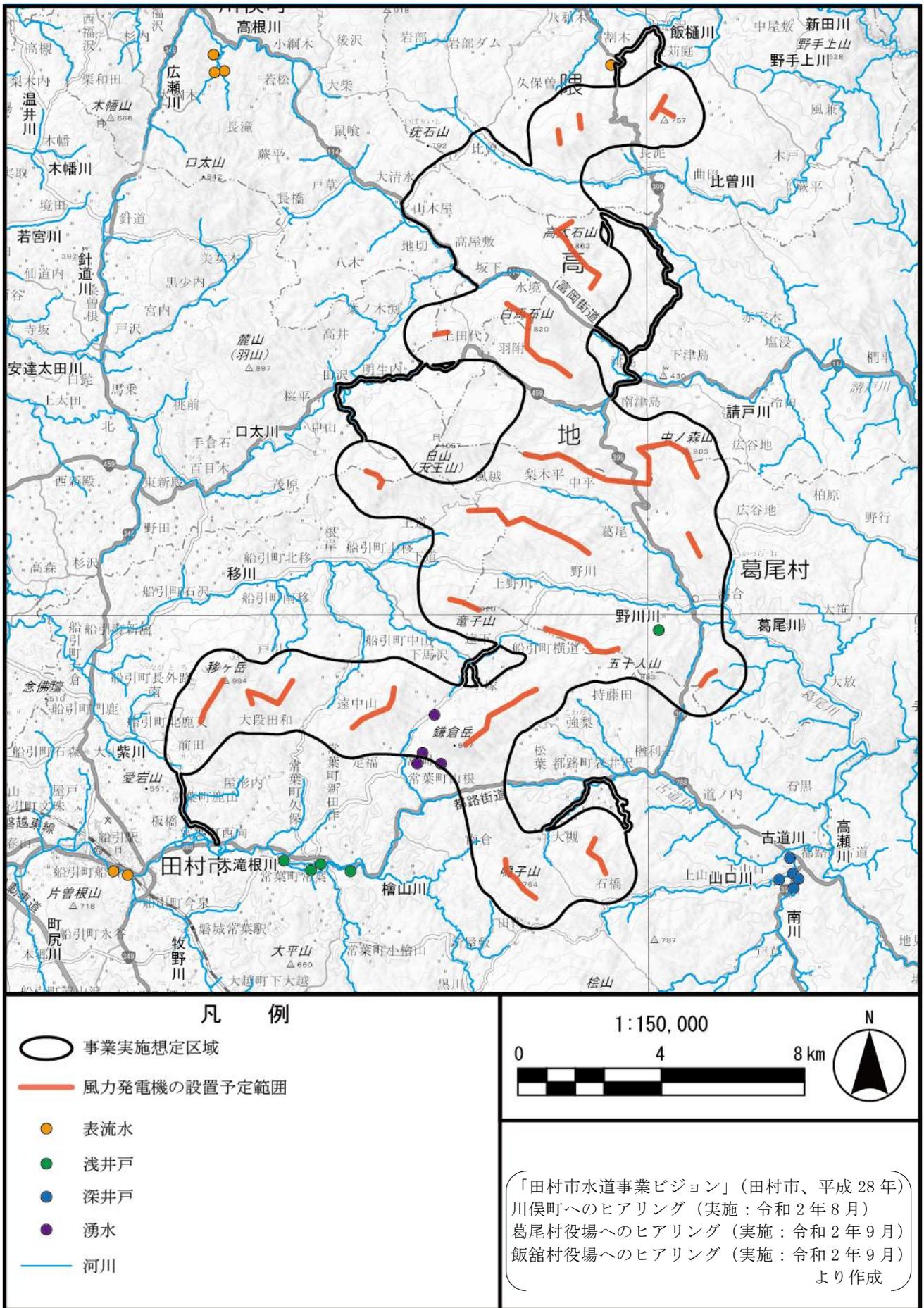


図 3.2-7 水道取水地点

(2) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲の河川について、表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-11 漁業権の内容（内水面漁業権）

免許番号	漁場の位置 及び漁場の区域	漁業名称	漁業の時期	漁業権者
内共第 2 号	新田川本流 及び支流の区域	こい、ふな、うぐい、うなぎ 漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	新田川・太田川 漁業協同組合
		いわな、やまめ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	
内共第 4 号	請戸川本流 及び支流の区域	こい、ふな、うぐい、うな ぎ、わかさぎ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	室原川・高瀬川 漁業協同組合 泉田川漁業協同組合
		いわな、やまめ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	
内共第 11 号	福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域（竜生貯水池、西郷貯水池、南湖、白坂ため池、山舟生川、大笹生ダム堰堤から上流の八反田川、松川、鍛冶屋川と須川との合流点から上流の須川、白津川、堀越川、多田野川及び黄金川を除く。）	こい、ふな、うぐい、うな ぎ、わかさぎ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	阿武隈川 漁業協同組合
		いわな、やまめ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	

注：漁業権の存続期間は平成 25 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日である。

〔「第五種共同漁業権免許（平成 25 年 9 月福島県報号外第六十一号別冊）」（福島県、平成 25 年）より作成〕

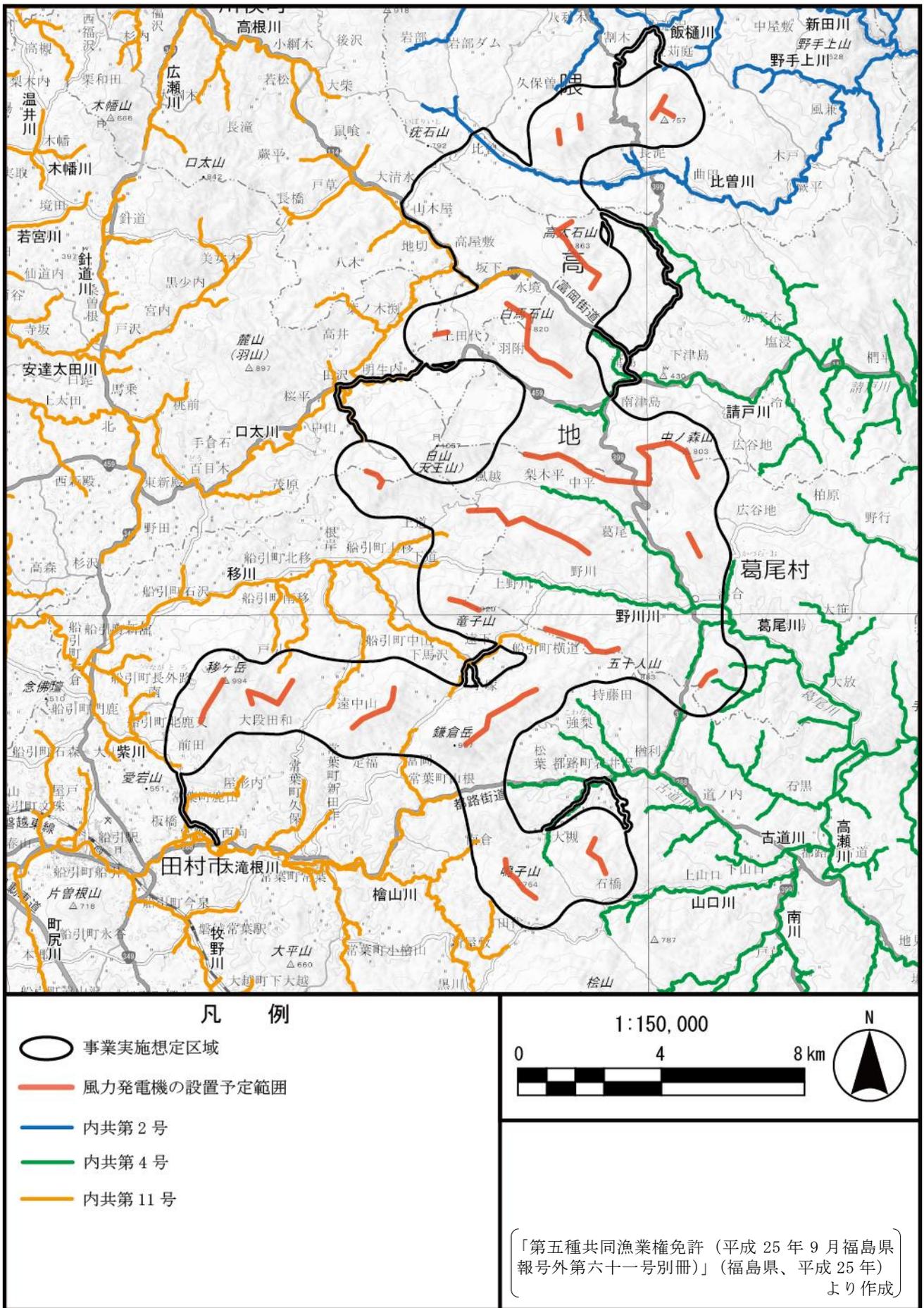


図 3.2-8 漁業権

## 2. 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における地下水の年間取水量は表 3.2-8～表 3.2-10 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における取水地点は図 3.2-7 のとおりである。

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-9 のとおりであり、一般国道 114 号、一般国道 399 号、一般国道 459 号及び主要地方道 50 号（浪江三春線）等があげられる。平成 27 年度の主要道路の交通状況は、表 3.2-12 のとおりである。

また、事業実施想定区域の周囲に JR 磐越東線が敷設されている。

表 3.2-12(1) 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測値地点		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点	終点		
磐越自動車道	①	小野町・田村市境	一般国道 288 号	9,901	12,770
一般国道 114 号	②	一般国道 349 号	原町二本松線	2,596	3,167
	③	原町二本松線	一般国道 399 号	2,361	2,560
	④	一般国道 399 号	原町浪江線	<u>2,020</u>	<u>2,464</u>
	⑤	磐越自動車道	—	11,835	14,912
一般国道 288 号	⑥	—	—	9,408	11,854
	⑦	—	常葉野川線	6,551	8,254
	⑧	常葉野川線	常葉芦沢線	<u>7,338</u>	<u>9,246</u>
	⑨	常葉芦沢線	一般国道 399 号	3,253	4,240
	⑩	一般国道 399 号	田村市・大熊町境	2,701	3,405
	⑪	郡山大越線	船引大越小野線	4,253	5,316
一般国道 349 号	⑫	船引大越小野線	船引大越小野線	5,135	6,419
	⑬	船引大越小野線	一般国道 459 号	3,055	3,700
	⑭	一般国道 459 号	一般国道 114 号	3,583	4,407
	⑮	川内村・田村市境	一般国道 288 号	854	1,085
一般国道 399 号	⑯	一般国道 288 号	浪江三春線	742	957
	⑰	浪江三春線	一般国道 114 号	<u>443</u>	<u>571</u>
	⑱	一般国道 114 号	浪江国見線	<u>686</u>	<u>885</u>
	⑲	—	一般国道 349 号	2,175	2,654
一般国道 459 号	⑳	一般国道 349 号	一般国道 399 号	731	877
	㉑	一般国道 349 号	一般国道 288 号	4,403	5,504
主要地方道 19 号 (船引大越小野線)	㉒	—	郡山大越線	4,755	5,944
主要地方道 31 号 (浪江国見線)	㉓	一般国道 399 号	原町川俣線	2,356	3,039
主要地方道 50 号 (浪江三春線)	㉔	浪江町・葛尾村境	一般国道 399 号	<u>1,295</u>	<u>1,567</u>
	㉕	一般国道 399 号	葛尾村・田村市境	<u>899</u>	<u>1,088</u>
	㉖	葛尾村・田村市境	一般国道 349 号	1,560	1,888
	㉗	一般国道 349 号	田村市・三春町境	3,582	4,370
主要地方道 62 号 (原町二本松線)	㉘	相馬浪江線	—	1,451	1,741
	㉙	—	一般国道 114 号	<u>271</u>	<u>336</u>
	㉚	一般国道 114 号	一般国道 349 号	396	491
	㉛	一般国道 349 号	飯野三春石川線	2,999	3,689
一般県道 113 号 (常葉芦沢線)	㉜	一般国道 288 号	郡山大越線	1,786	2,161
一般県道 117 号 (二本松川俣線)	㉝	飯野三春石川線	一般国道 114 号	2,681	3,244
一般県道 119 号 (本宮常葉線)	㉞	実沢要田線	一般国道 288 号	2,367	2,888
一般県道 154 号 (常葉野川線)	㉟	一般国道 288 号	浪江三春線	571	731

表 3.2-12(2) 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測値地点		交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)
		起点	終点		
一般県道 253 号 (落合浪江線)	⑳	浪江三春線	葛尾村・浪江町境	<u>605</u>	<u>780</u>
一般県道 302 号 (柳渡戸常葉線)	㉑	あぶくま洞都路線	一般国道 288 号	1,626	1,951
一般県道 303 号 (石沢荻田線)	㉒	浪江三春線	田村市・二本松市境	809	971
	㉓	田村市・二本松市境	飯野三春石川線	242	303
一般県道 305 号 (木幡飯野線)	㉔	原町二本松線	二本松市・福島市境	1,569	1,898
一般県道 364 号 (上移常葉線)	㉕	浪江三春線	一般国道 288 号	106	114
一般県道 381 号 (あぶくま洞都路線)	㉖	柳渡戸常葉線	一般国道 399 号	<u>114</u>	<u>123</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応している。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字下線は平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字下線は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」  
(国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成〕

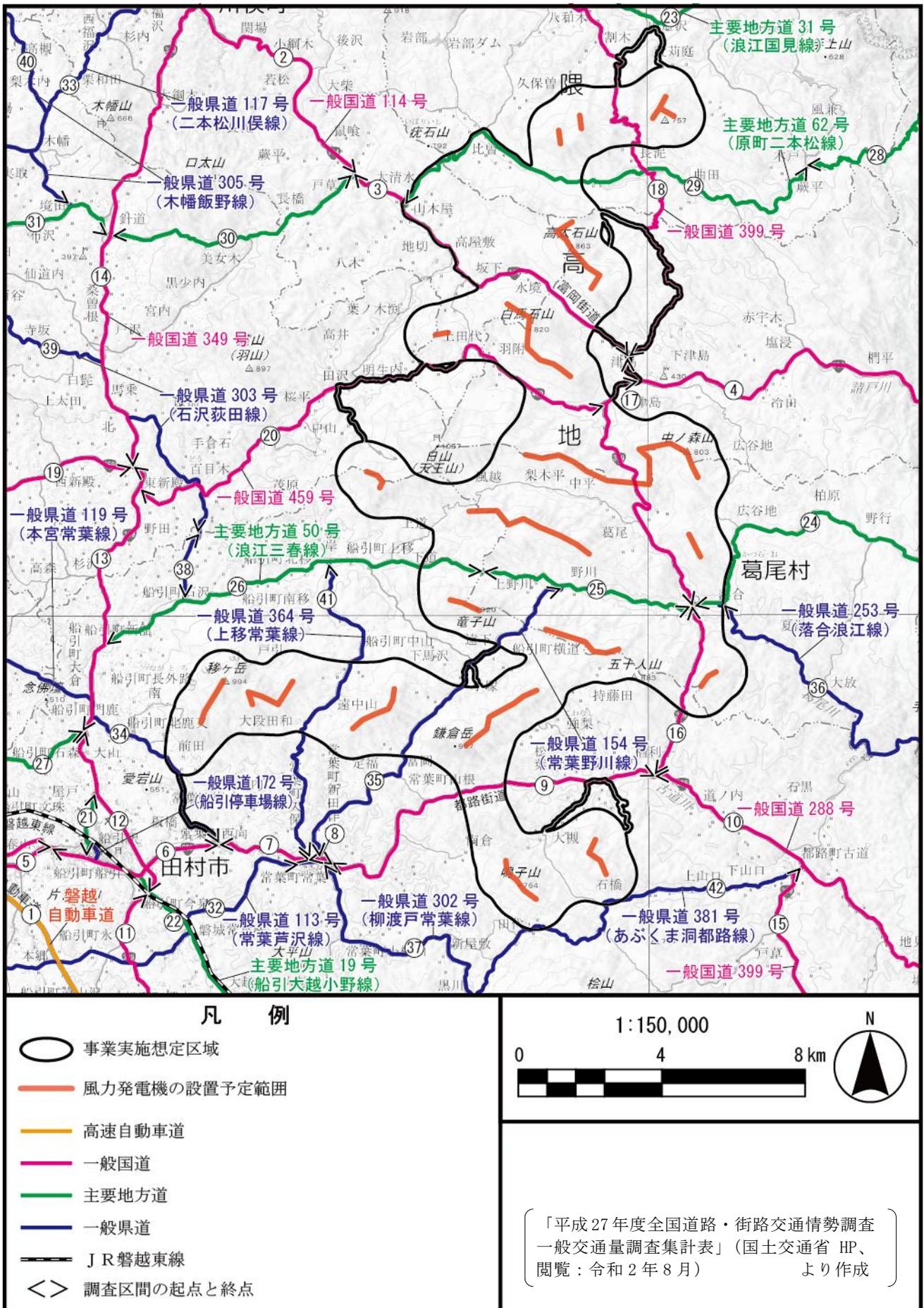


図 3.2-9 主要道路の交通状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲において、学校、病院、その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「配慮が特に必要な施設」という。）の分布状況は表 3.2-13 及び図 3.2-10 のとおりであり、最寄りの施設として、「葛尾幼稚園」、「葛尾小学校」、「葛尾中学校」が風力発電機の設置予定範囲から約 1.3km の距離にある。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-10 のとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲における国が設定する帰還困難区域、旧避難指示区域は図 3.2-10 のとおりであり、今後ヒアリング等により、居住状況を確認する予定である。

表 3.2-13 配慮が特に必要な施設

区分	番号	施設名	所在地
幼稚園・こども園	1	緑幼稚園	田村市船引町上移字根岸 10
	2	常葉幼稚園	田村市常葉町久保字樋ノ口 5-1
	3	都路こども園	田村市都路町古道字遠下前 80
	4	葛尾幼稚園	葛尾村落合西ノ内 50
学校	5	旭小学校	二本松市田沢字鳥上 44
	6	緑小学校	田村市船引町上移字根岸 10
	7	美山小学校	田村市船引町北鹿又字後和田 30
	8	常葉小学校	田村市常葉町常葉字上野 130
	9	葛尾小学校	葛尾村落合西ノ内 50
	10	常葉中学校	田村市常葉町常葉字上野 175
	11	葛尾中学校	葛尾村落合西ノ内 50
医療機関	12	二本松市岩代国民健康保険診療所	二本松市百目木字町 58
	13	白岩医院	田村市常葉町常葉字内町 48
	14	青山医院	田村市常葉町常葉字荒町 48
	15	まつえ整形外科	田村市船引町船引字源次郎 125-31
	16	東部台こどもクリニック	田村市船引町東部台 3-78
	17	中央通りクリニックやない	田村市船引町東部台 3-108
	18	かとうの内科クリニック	田村市船引町東部台 4-81
	19	まつざき内科胃腸科クリニック	田村市常葉町西向字米粉原 8
	20	田村市立都路診療所	田村市都路町古道字寺下 50
	21	山木屋診療所	川俣町山木屋字大清水 2
	22	葛尾診療所	葛尾村落合菅ノ又 6-1
福祉施設	23	常葉保育所	田村市常葉町常葉字館 1-9
	24	船引こぶし荘	田村市船引町船引字源次郎 131
	25	正寿苑	田村市船引町東部台 3-47
	26	は～とらいふ船引	田村市船引町東部台 6-46
	27	せせらぎ	田村市船引町船引字上江 148-2
	28	はこべ	田村市常葉町常葉字七日市場 99
	29	田村市常葉町老人福祉センター	田村市常葉町常葉字備前作 15
	30	ときわ荘	田村市常葉町常葉字長縄 5-1
	31	都路まどか荘	田村市都路町古道字寺下 60
	32	葛尾村サポートセンター みどり荘	葛尾村落合菅ノ又 6-1

注：表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応している。

「市内の小学校」（二本松市 HP）、「田村市教育ポータルサイト」（田村市教育委員会 HP）、「市内の医療機関一覧」（二本松市 HP）、「医療機関案内」（田村医師会 HP）、「町政・施設」（川俣町 HP）、「幼稚園・認定こども園情報」（福島県 HP）、「介護保険サービス事業所一覧」（田村市 HP）、葛尾村 HP（各 HP 閲覧：令和 2 年 8 月）より作成

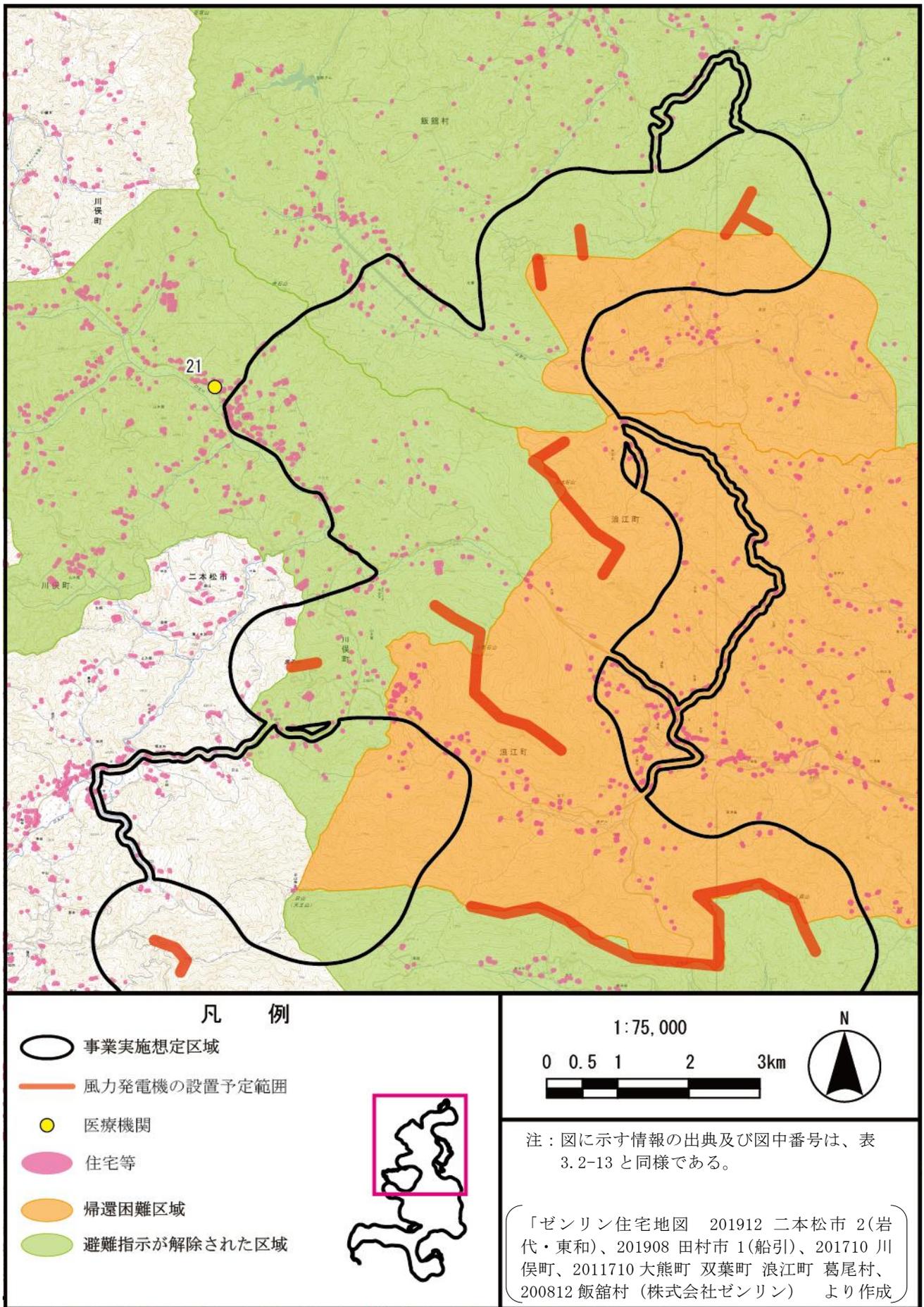


図 3.2-10(1) 配慮が特に必要な施設の配置の状況、住宅等の配置の概況及び帰還困難区域等の分布

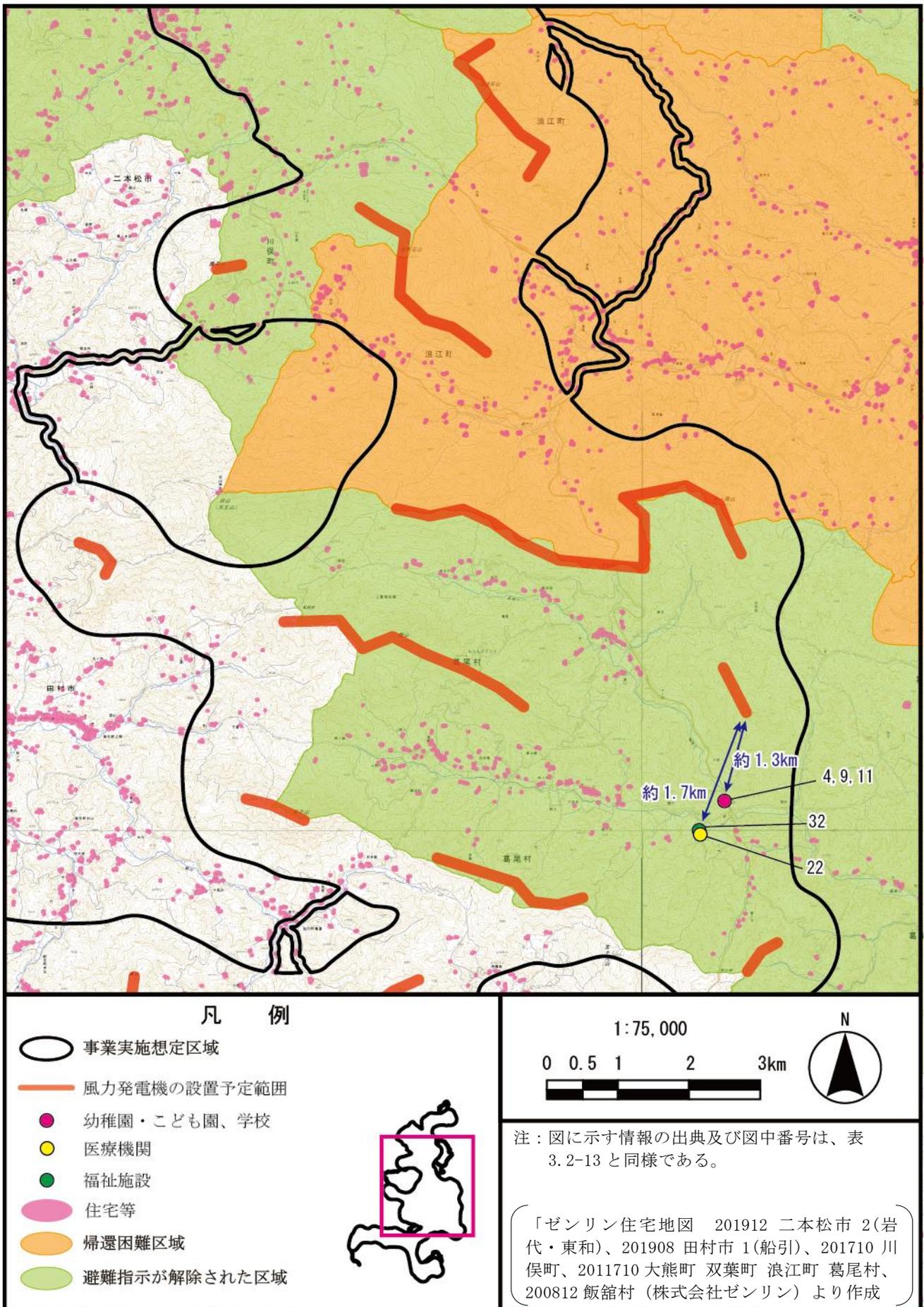


図 3.2-10(2) 配慮が特に必要な施設の配置の状況、住宅等の配置の概況及び帰還困難区域等の分布

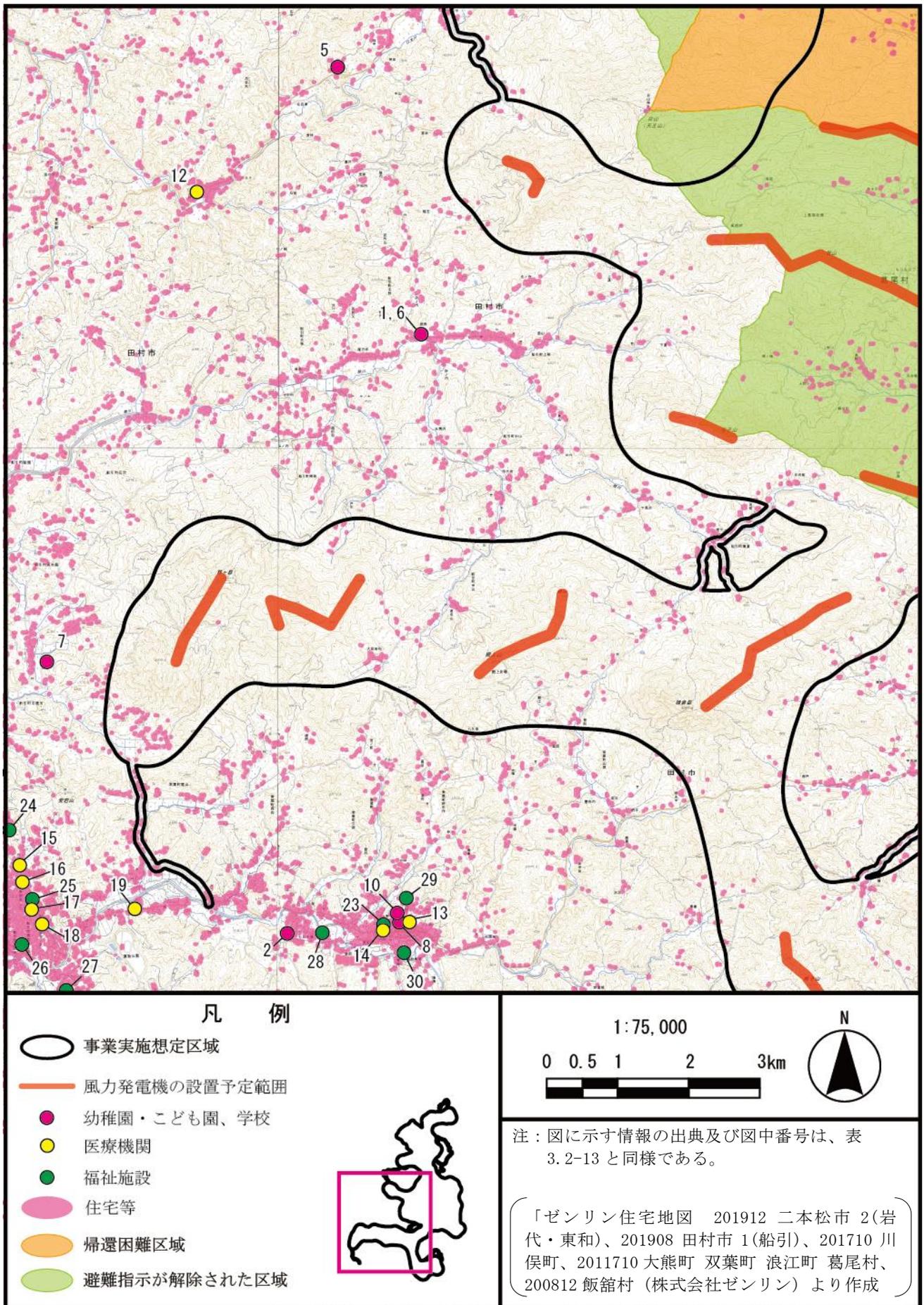
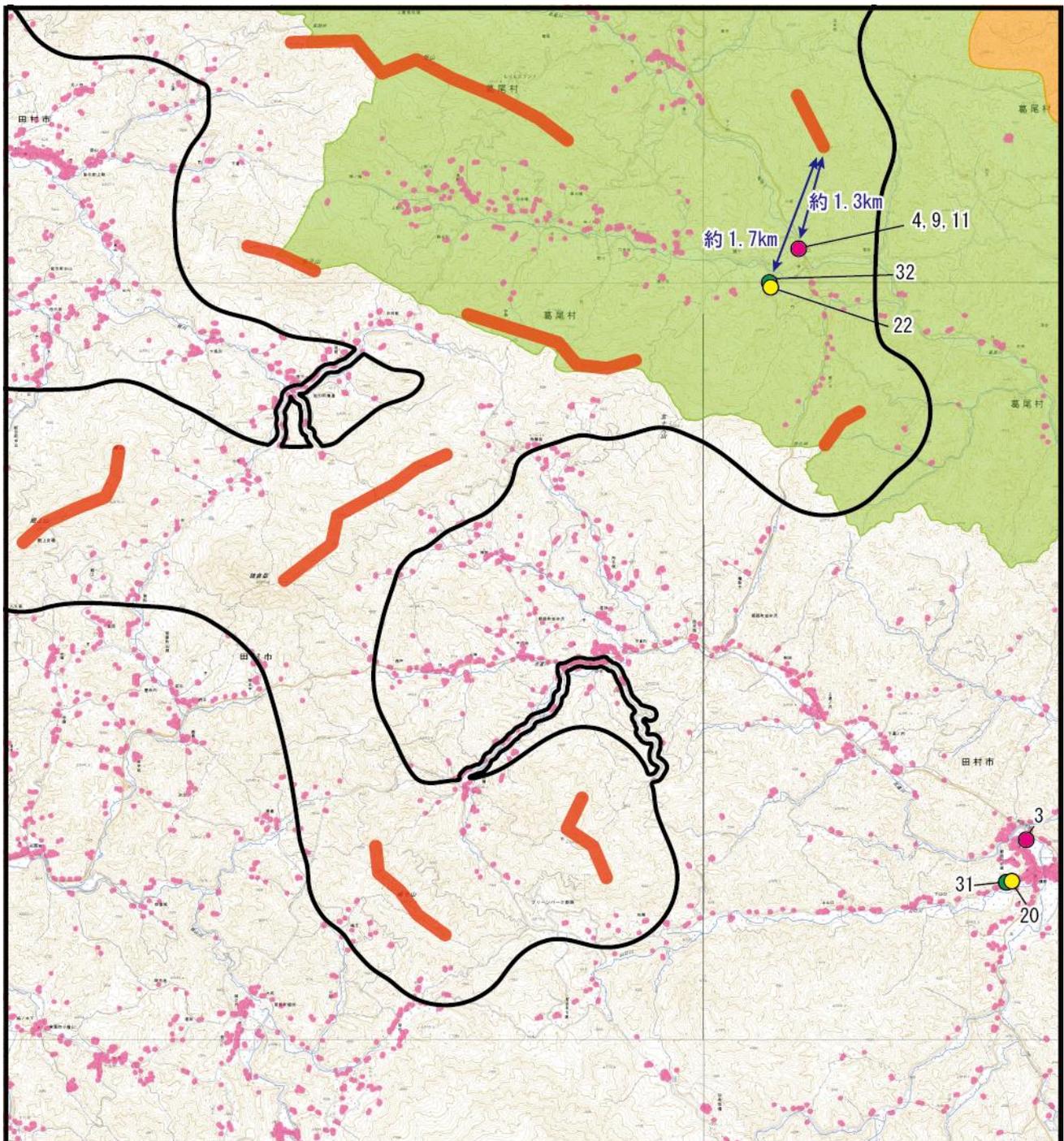
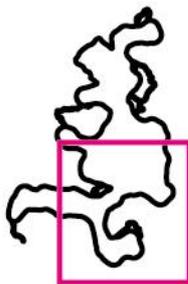


図 3.2-10(3) 配慮が特に必要な施設の配置の状況、住宅等の配置の概況及び帰還困難区域等の分布



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  幼稚園・こども園、学校
-  医療機関
-  福祉施設
-  住宅等
-  帰還困難区域
-  避難指示が解除された区域



1:75,000



注：図に示す情報の出典及び図中番号は、表 3.2-13 と同様である。

「ゼンリン住宅地図 201912 二本松市 2(岩代・東和)、201908 田村市 1(船引)、201710 川俣町、2011710 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村、200812 飯館村(株式会社ゼンリン)より作成

図 3.2-10(4) 配慮が特に必要な施設の配置の状況、住宅等の配置の概況及び帰還困難区域等の分布

### 3.2.6 下水道の整備の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における、下水道処理人口普及状況は表 3.2-14 のとおりである。

平成 30 年度の下水道処理人口普及率は、二本松市で 37.0%、田村市で 31.8%となっている。

表 3.2-14 下水道処理人口普及状況（平成 30 年度）

区分	行政人口（人）	下水道処理人口（人）	下水道処理人口普及率（%）
二本松市	54,707	20,221	37.0
田村市	36,792	11,700	31.8
川俣町	13,199	—	—
浪江町	—	—	—
葛尾村	—	—	—
飯舘村	—	—	—
福島県	1,828,772	985,152	53.9

注：1. 行政人口の値については、平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づいている。

2. 下水道処理人口普及率（%）＝処理人口／行政人口×100

3. 「—」は不明又は調査を欠く場合である。

〔「第 134 回福島県統計年鑑 2020」（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体及び福島県における一般廃棄物の状況は、表 3.2-15 のとおりである。

平成 30 年度における一般廃棄物の総排出量は、二本松市で 16,587t、田村市で 11,449t、川俣町で 5,955t、浪江町で 735t、葛尾村で 123t、飯舘村で 247t となっている。

表 3.2-15(1) 一般廃棄物の状況（平成 30 年度）

区分		二本松市	田村市	川俣町	浪江町
ごみ総排出量	計画収集量(t)	14,963	9,986	5,008	707
	直接搬入量(t)	1,624	1,126	947	28
	集団回収量(t)	0	337	0	0
	合計(t)	16,587	11,449	5,955	735
ごみ処理量	直接焼却量(t)	13,046	9,440	5,111	663
	直接最終処分量(t)	0	0	0	0
	焼却以外の中間処理量(t)	2,096	649	798	72
	直接資源化量(t)	1,445	992	45	0
	合計(t)	16,587	11,081	5,954	735
中間処理後再生利用量(t)		1,550	680	375	33
リサイクル率(%)		18.1	17.6	7.1	4.5
最終処分量(t)		2,172	806	747	131

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100

〔「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度末）」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

表 3.2-15(2) 一般廃棄物の状況（平成 30 年度）

区分		葛尾村	飯舘村	福島県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	120	247	621,367
	直接搬入量(t)	3	0	80,423
	集団回収量(t)	0	0	19,532
	合計(t)	123	247	721,322
ごみ処理量	直接焼却量(t)	111	191	609,372
	直接最終処分量(t)	0	13	2,811
	焼却以外の中間処理量(t)	12	0	62,702
	直接資源化量(t)	0	43	23,618
	合計(t)	123	247	698,503
中間処理後再生利用量(t)		1	0	49,511
リサイクル率(%)		0.8	17.4	12.9
最終処分量(t)		26	204	66,257

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) ×100  
 「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度末）」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成

## 2. 産業廃棄物の状況

福島県における平成 30 年度の産業廃棄物の状況は、表 3.2-16 のとおりである。

また、事業実施想定区域から半径約 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の市町村別の施設数は表 3.2-17、分布状況は図 3.2-11 のとおりである。平成 24 年度現在、中間処理施設 179 か所、最終処分場 28 か所が分布している。

表 3.2-16 産業廃棄物の状況（平成 30 年度）

(単位：千 t / 年)

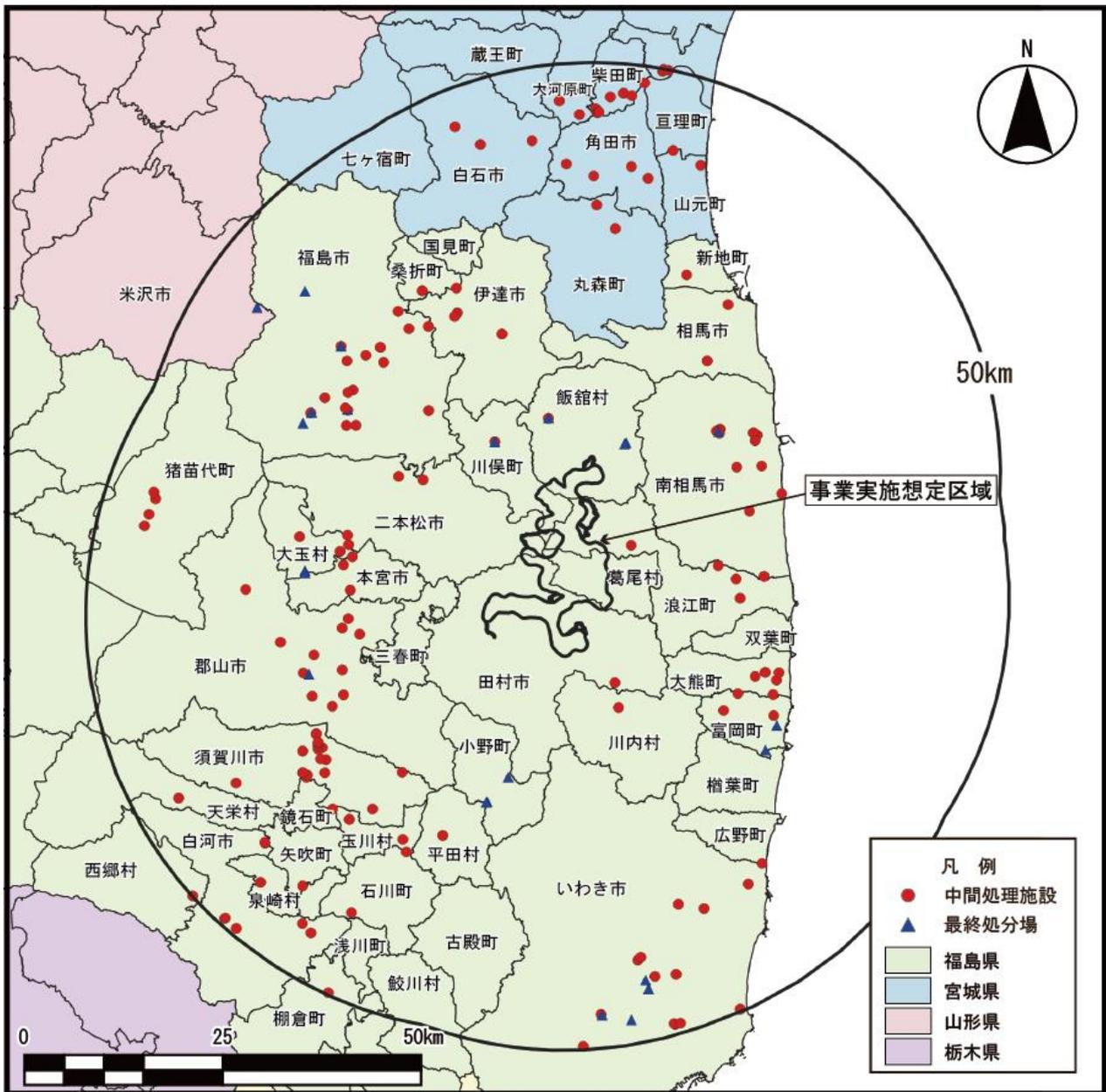
県	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
福島県	7,822	3,276	3,974	572

「令和元年度 福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書（平成 30 年度実績）」（福島県、令和 2 年）より作成

表 3.2-17 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
福島県	福島市	19	6
	郡山市	11	1
	いわき市	15	5
	白河市	7	0
	須賀川市	22	0
	相馬市	3	0
	二本松市	3	0
	田村市	1	0
	南相馬市	17	1
	伊達市	5	0
	本宮市	3	0
	桑折町	3	0
	川俣町	2	2
	大玉村	6	3
	鏡石町	1	0
	天栄村	2	0
	猪苗代町	4	0
	西郷村	1	0
	泉崎村	2	0
	矢吹町	1	0
	棚倉町	1	0
	石川町	1	0
	玉川村	4	0
	平田村	2	0
	小野町	0	4
	広野町	1	0
	富岡町	3	2
	川内村	1	0
	大熊町	6	0
	浪江町	4	0
新地町	1	0	
飯館村	1	3	
宮城県	白石市	3	0
	角田市	4	0
	岩沼市	3	0
	大河原町	3	0
	柴田町	8	0
	丸森町	2	0
	亶理町	1	0
山形県	山元町	2	0
	米沢市	0	1
合 計		179	28

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、  
 閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、  
 閲覧：令和2年8月）より作成

図 3.2-11 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準等

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-18のとおりである。

表 3.2-18(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る事とならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）	
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）	
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成	

表 3.2-18(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成	

## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき、表3.2-19のとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周囲における類型の指定の状況は図3.2-12のとおりである。

表 3.2-19(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA；住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（福島県内では指定地域なし）

類型 A；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域

類型 B；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域

類型 C；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

〔「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

表 3.2-19(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

〔「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

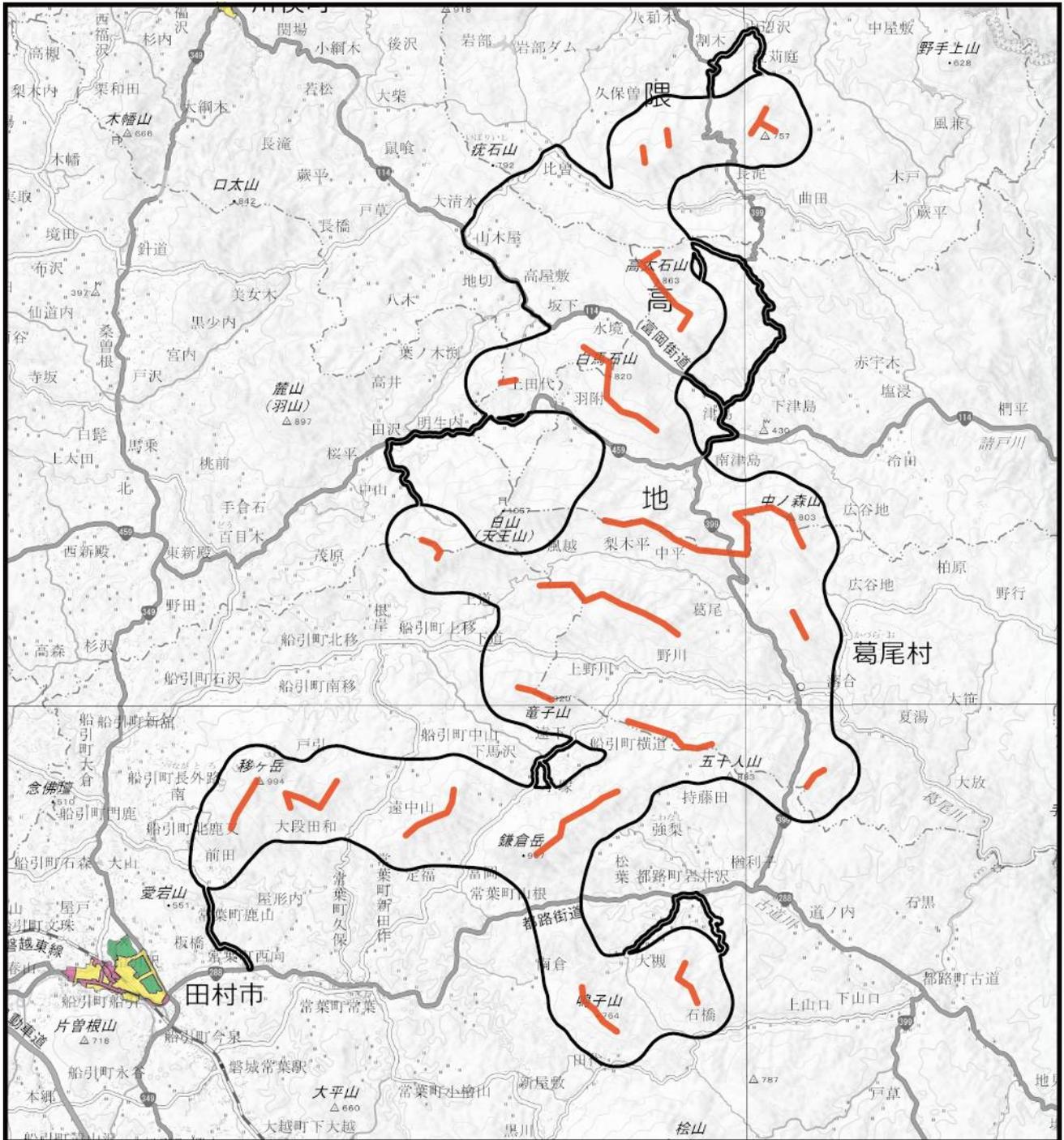
表 3.2-19(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

区分	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注：「幹線交通を担う道路に近接する空間」は次の車線数区分に応じ、道路端から距離よりその範囲が特定されている。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

〔「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕



<b>凡 例</b>		1:150,000		
	事業実施想定区域			
	風力発電機の設置予定範囲			
	A 類型			
	B 類型			
	C 類型			
<p>「騒音に係る環境基準について」(福島県 HP、閲覧：令和2年8月) より作成</p>				

図 3.2-12 騒音に係る環境基準の類型

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-20 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-21～表 3.2-23 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲においては図 3.2-13 のとおりであり、新田川、広瀬川、請戸川、高瀬川及び大滝根川が、河川 A 類型及び生物 A 類型に指定されている。

なお、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-20 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>
<p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成</p>	

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）

より作成

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考：基準値は、年平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）

より作成

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</li> <li>基準値は、日間平均値とする。</li> <li>農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</li> <li>水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</li> </ol>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

より作成〕

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-22(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

表 3.2-22(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

より作成

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分 等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考  
 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

より作成

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）

より作成

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）

より作成

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日）

より作成

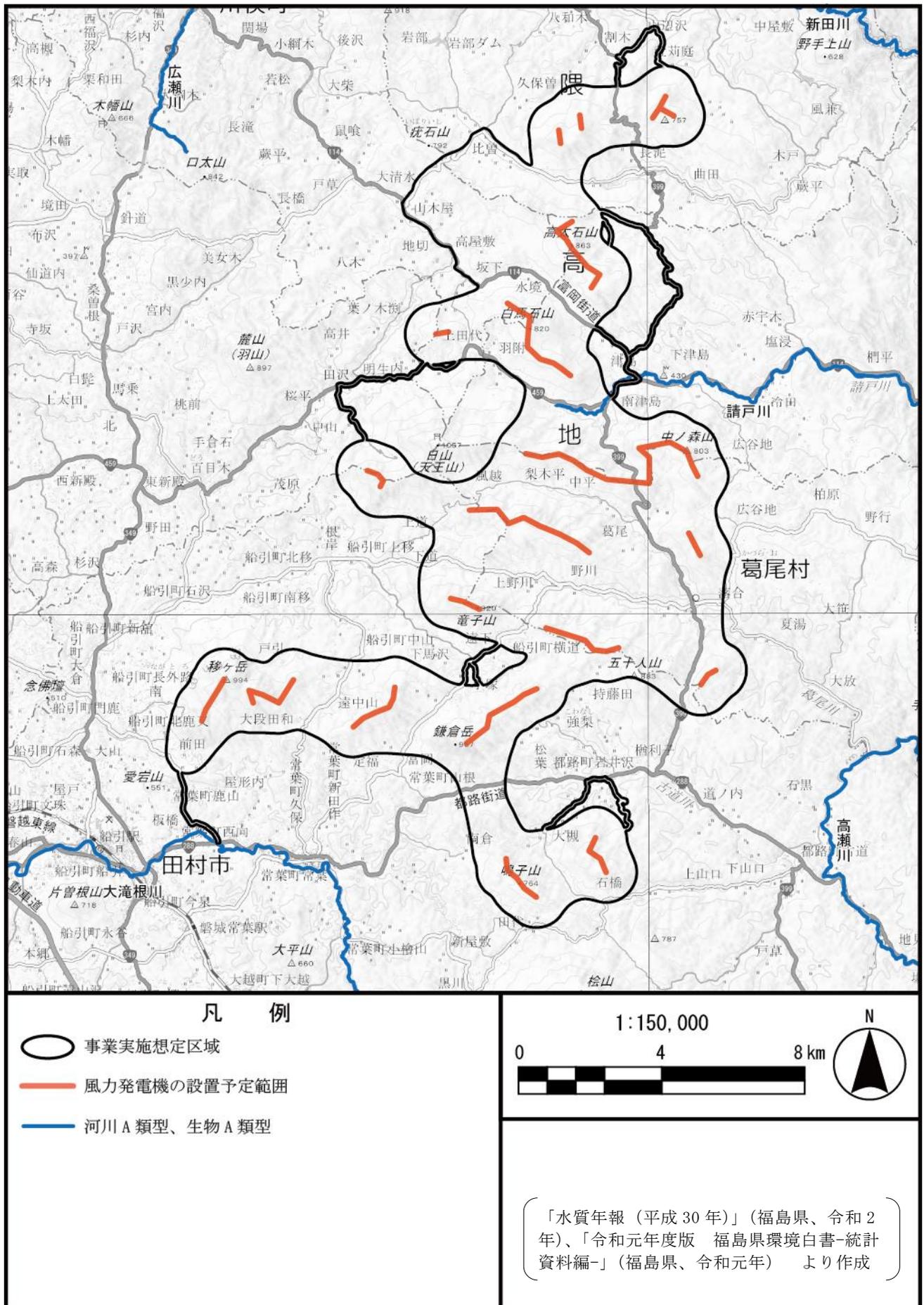


図 3.2-13 水域の環境基準類型指定状況

表 3.2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-25 のとおりであり、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められている。

表 3.2-25 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

#### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-26 のとおりである。

表 3.2-26 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下であること
備考	
<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（土壌の測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準が定められており、その基準は表 3.2-27(1)及び表 3.2-28(1)のとおりである。

また、田村市及び二本松市は「騒音規制法」に基づく規制地域を有する地域に該当し、規制地域は図 3.2-14 のとおりである。川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村は規制地域以外の地域であり、「騒音規制法」に基づき「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 32 号）によって、準拠すべき基準が定められており、その基準は表 3.2-27(2)及び表 3.2-28(2)のとおりである。

なお、自動車騒音の要請限度は表 3.2-29 のとおりである。

表 3.2-27(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～7:00)	昼間 (7:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値とする。（第 1 種区域を除く。）				

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及びこれに相当する地域

第 2 種区域；第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域

第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれに相当する地域

第 4 種区域；工業地域及びこれに相当する地域

〔「騒音防止対策（工場・事業場の騒音）」（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

表 3.2-27(2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準  
(準拠すべき基準：福島県生活環境の保全等に関する条例)

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～7:00)	昼間 (7:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第5種区域	70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5デシベルを減じた値とする。(第1種区域を除く。)

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第1種区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域

第2種区域；第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域

第4種区域；工業地域

第5種区域；工業専用地域

〔騒音防止対策（工場・事業場の騒音）〕（福島県HP、閲覧：令和2年8月）より作成]

表 3.2-28(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域の区分	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり 作業時間	連続作業 時間	作業禁止日
第1号区域	85デシベル 以下	19:00～7:00	10時間以内	6日以内	日曜日 休日
第2号区域	85デシベル 以下	22:00～6:00	14時間以内	6日以内	日曜日 休日

注：1. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第1号区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80m以内の区域

第2号区域；騒音規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域

2. 特定建設作業は次のとおりである。

- ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- ・びょう打機を使用する作業
- ・空気圧縮機を使用する作業
- ・コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ・バックホウを使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業
- ・トラクターショベルを使用する作業
- ・ブルドーザーを使用する作業

〔騒音防止対策（建設作業の騒音）〕（福島県HP、閲覧：令和2年8月）より作成]

表 3.2-28(2) 特定建設作業に伴って発生するの騒音の規制基準  
(準拠すべき基準：福島県生活環境の保全等に関する条例)

区域	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
福島県全域 (騒音規制法の対象となる工場または事業場を除く。)	85 デシベル以下	19:00~7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日

注：騒音指定建設作業は次のとおりである。

- ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- ・びょう打機を使用する作業 ・さく岩機を使用する作業
- ・空気圧縮機を使用する作業
- ・コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ・バックホウを使用する作業 ・トラクターショベルを使用する作業
- ・ブルドーザーを使用する作業

〔騒音防止対策（建設作業の騒音）〕（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成]

表 3.2-29 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~ 22:00)	夜間 (22:00~ 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表に係わず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

2. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

- a 区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域及びそれに相当する地域
- b 区域；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域
- c 区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

〔騒音防止対策（自動車騒音に係る規制）〕（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成]

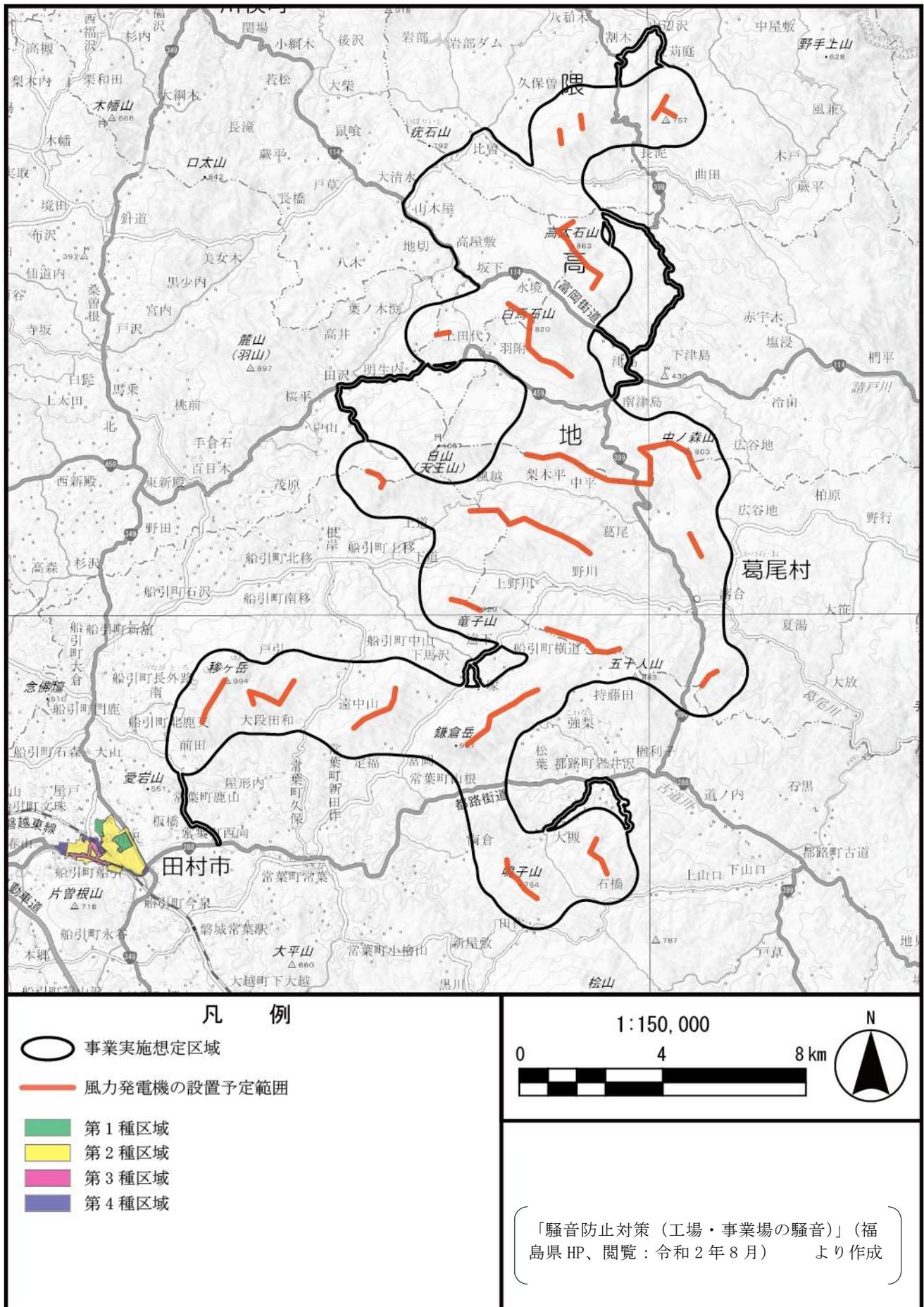


図 3.2-14 騒音規制法に基づく規制地域

### ③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

振動に関する規制基準は表 3.2-30～表 3.2-32 のとおりである。二本松市及び田村市は振動規制法に基づく規制地域を有する市町村に該当し、規制地域は図 3.2-15 のとおりである。川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村は規制地域以外の地域であり、「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成 8 年福島県条例第 32 号)の規定に基づき、「福島県振動防止対策指針」(平成 10 年福島県告示第 636 号)に準拠すべき基準が定められており、その基準は表 3.2-30(2)及び表 3.2-31(2)のとおりである。

表 3.2-30(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準

規制種別 区域	昼間 (7:00～ 19:00)	夜間 (19:00～ 7:00)	地域の範囲
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域

備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から更に 5 デシベルを減じた値とする。

〔「振動防止対策（工場・事業場の振動）」（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

表 3.2-30(2) 特定工場等において発生する振動の基準  
(準拠すべき基準・福島県生活環境の保全等に関する条例)

種別 区域	昼間 (7:00～ 19:00)	夜間 (19:00～ 7:00)	地域の範囲
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域

備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m の区域では、上表に掲げる数値から更に 5 デシベルを減じた値とする。

〔「福島県振動防止対策指針」(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月)より作成〕

表 3.2-31(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別 区域	基準値	作業禁止時間	1日当たり 作業時間	連続作業 時間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル以下	19:00～翌日 7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
第2号区域		22:00～翌日 6:00	14 時間以内		

- 注：1. 第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次に定める区域とする。
- ・第1号区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m の地域
  - ・第2号区域；第1号区域を除く区域
2. 振動規制法に基づく特定建設作業は次のとおりである。
- ・くい打機を使用する作業
  - ・くい抜機を使用する作業
  - ・くい打くい抜機を使用する作業
  - ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
  - ・舗装版破砕機を使用する作業
  - ・ブレーカーを使用する作業
- 〔「振動防止対策（建設作業の振動）」（福島県 HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

表 3.2-31(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の基準  
(準拠すべき基準・福島県生活環境の保全等に関する条例)

規制種別 区域	基準値	作業禁止時間	1日当たり 作業時間	連続作業 時間	作業禁止日
福島県全域 (振動規制法の 規制地域及び 中核市を除く。)	75 デシベル以下	19:00～7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日

- 注：特定建設作業は次のとおりである。
- ・くい打機使用する作業
  - ・くい抜機を使用する作業
  - ・くい打くい抜機を使用する作業
  - ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
  - ・舗装版破砕機を使用する作業
  - ・ブレーカーを使用する作業
- 〔「福島県振動防止対策指針」（福島県 HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

表 3.2-32 道路交通振動の要請限度

規制種別 区域	昼間 (7:00～ 19:00)	夜間 (19:00～ 7:00)	地域の範囲
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域

〔「振動防止対策（道路交通振動に係る規制）」（福島県 HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

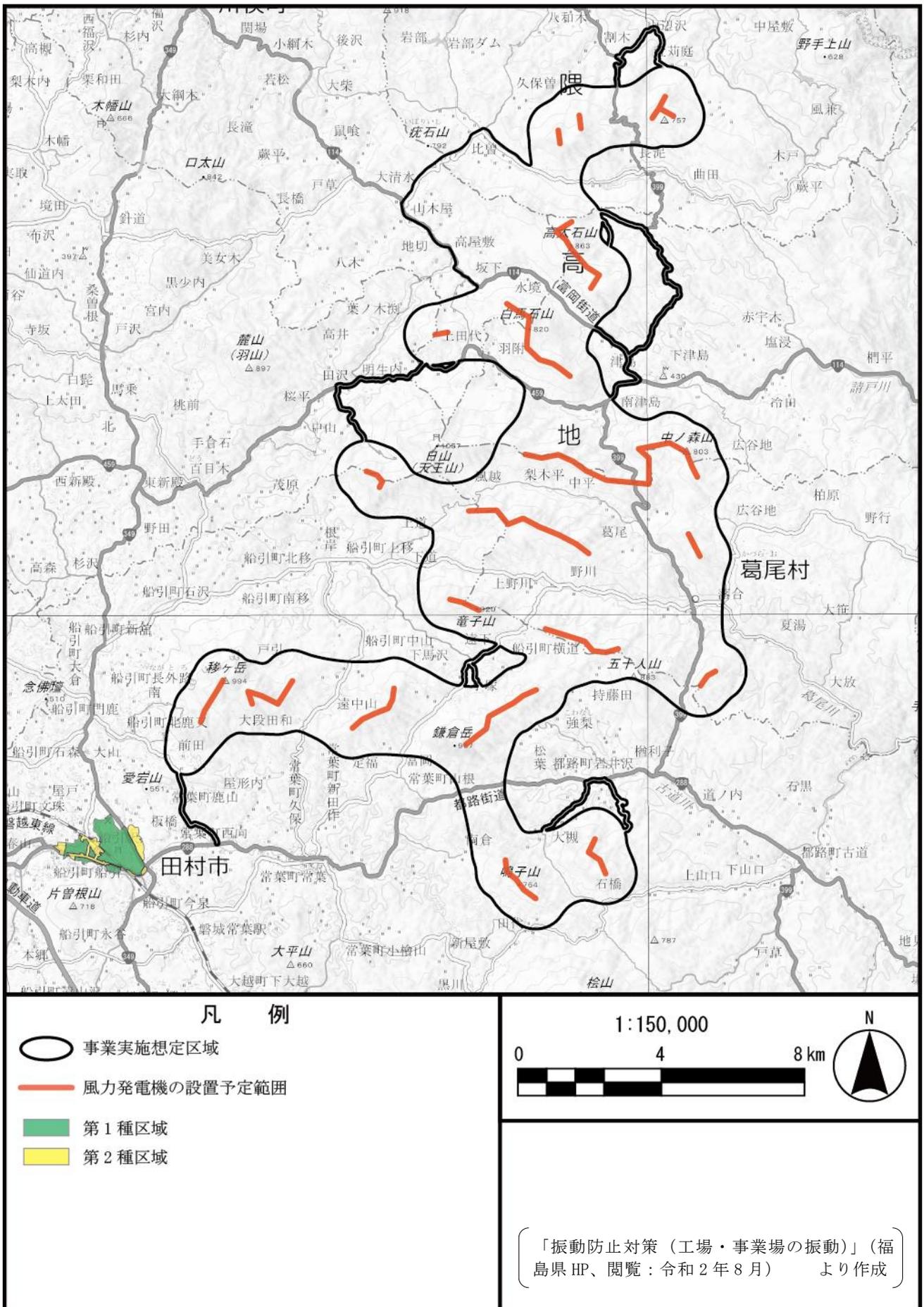


図 3.2-15 振動規制法に基づく規制地域

#### ④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が表 3.2-33 のとおり定められている。

福島県においては、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 50 年福島県条例第 18 号）により、上乘せ排水基準が定められている。事業実施想定区域及びその周囲では、表 3.2-34 のとおり、上乘せ基準が定められている。

なお、本事業は水質汚濁防止法における特定施設は設置しない。

表 3.2-33(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号、最終改正：平成23年8月30日）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

注：(※) は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔排水基準を定める省令〕（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日）より作成〕

表 3.2-33(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日)より作成〕

表 3.2-34 福島県における排水基準（上乘せ基準）

（単位：mg/L）

種類	施設の種類の種類		許容限度				
			A 水域		E 水域		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
シアン化合物	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設		/	0.5	/	0.5	
六価クロム化合物			/	0.2	/	0.2	
ふっ素及びその化合物	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	/	/	/	10	
生物化学的酸素要求量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	20	—	20	—
		上欄に掲げる以外の施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	20	25	20	25
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設	10m <sup>3</sup> 未満/日	—	—	—	—
		食料品製、造業、紡績業、繊維製品製、造業等に係る施設に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満/日	50	60	50	60
		水産食料品製造業に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満/日	30	40	30	40
			1,000m <sup>3</sup> 以上/日	20	25	20	25
		旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	—	—	—	—
		共同調理場、飲食業、病院等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	30	40	30	40
		と畜業等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	60	80	60	80
		し尿処理施設		30	—	30	—
し尿浄化槽	30m <sup>3</sup> 以上/日	30	—	30	—		
上欄に掲げる以外の施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	20	25	20	25		
浮遊物質量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	70	—	70	—
		上欄に掲げる以外の施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	70	90	50	70
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設	10m <sup>3</sup> 以上/日	—	—	—	—
		製造業等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満/日	60	70	60	70
			1,000m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	5	70
		水産食料品製造業に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	50	70
		旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	—	—	—	—
		共同調理場、飲食業、病院等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	50	70
		と畜業等に係る施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	—	—	—	—
		し尿処理施設		70	—	70	—
し尿浄化槽	30m <sup>3</sup> 以上/日	70	—	70	—		
上欄に掲げる以外の施設	30m <sup>3</sup> 以上/日	50	70	50	70		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	石油化学工業に係る施設、石油精製業に係る施設及び廃油処理施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	—	/	—
	水産食料品製造業に係る施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	10	/	10
	上欄に掲げる以外の施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	10	/	10
フェノール類含有量	すべての施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	1	/	1
銅含有量	非鉄金属製造業に係る施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	2	/	1
	上欄に掲げる以外の施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	2	/	1
亜鉛含有量	非鉄金属製造業に係る施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	—	/	—
	上欄に掲げる以外の施設		30m <sup>3</sup> 以上/日	/	—	/	—

備考

- 「—」は、省令第 1 条に規定する排水基準を適用することを示す。
- 斜線は、上乘せ排水基準の設定がないことを示す。
- A 水域：阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）  
E 水域：相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」  
（昭和 50 年福島県条例第 18 号）より作成

## ⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づき県知事（市の区域内については市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準は表 3.2-35 のとおりである。

「土地利用ハンドブック（令和 2 年 7 月）」（福島県、令和 2 年）によると、福島県においては 12 市 15 町 5 村で特定悪臭物質の濃度による規制、伊達市及び南相馬市においては臭気指数による規制が行われている。また、「福島県悪臭防止対策指針」（平成 10 年福島県告示第 636 号）によると、県内全域（「悪臭防止法」に基づく臭気指数の規制地域及び中核市を除く。）について、表 3.2-36 のとおり、臭気指数による準拠すべき基準が定められている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲においては、二本松市、川俣町、浪江町が特定悪臭物質の濃度による規制地域に指定されている。

表 3.2-35(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：敷地境界）

(単位：ppm)

特定悪臭物質	区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

注：区域の区分は以下のとおりである。

A 区域；第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域及び近隣商業地域

B 区域；商業地域及び準工業地域

C 区域；工業地域及び工業専用地域

〔「福島県における悪臭防止対策について」(福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月) より作成〕

表 3.2-35(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における許容限度	
1	<p>特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \times Cm$ <p>q：悪臭物質の流量（0℃、1気圧換算のm<sup>3</sup>/時）                      He：補正された排出口の高さ（m）                      Cm：敷地境界における規制基準（ppm）</p> <p>補正された排出口の高さ（He）が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。</p>
2	<p>排出口の高さの補正は、次の算式により行う。</p> $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795 \cdot \sqrt{(Q \cdot V)}) / (1+(2.58/V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \times \log J + (1/J) - 1\}$ $J=(1/\sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460-296 \times (V/(T-288))\} + 1$ <p>He：補正された排出口の高さ（m）                      Ho：排出口の実高さ（m）                      Q：温度15度における排出ガスの流量（m<sup>3</sup>/秒）                      V：排出ガスの排出速度（m/秒）                      T：排出ガスの温度（絶対温度）</p>

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表 3.2-35(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排水水）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	許容限度		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

注：区域は、表 3.2-35(1) の注のとおりである。

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和2年3月30日）  
 「令和元年版 「福島県環境」平成30年度事業報告」（福島県HP、閲覧：令和2年8月）より作成〕

表 3.2-36 福島県悪臭防止対策指針に基づく準拠すべき基準（臭気指数）

（単位：臭気指数）

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上 5m 以上 30m 未満の高さ	地上 30m から 50m 未満の高さ	地上 50m 以上の高さ
第 1 種区域	10	28	30	33
第 2 種区域	15	33	35	38
第 3 種区域	18	36	38	41

注：1. この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

2. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 種区域；規制地域の A 区域並びに規制地域以外の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び近隣商業地域

第 2 種区域；規制地域の B 区域並びに規制地域以外の商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域

第 3 種区域；規制地域の C 区域並びに規制地域以外の工業地域及び工業専用地域

〔「福島県における悪臭防止対策について」（福島県 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）より作成〕

## ⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は、表 3.2-37 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 2 年 7 月 31 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）によると、葛尾村落合に要措置区域が 1 件、形質変更時要届出区域が 1 件の指定がある。

表 3.2-37(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

表 3.2-37(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されているが、「平成 30 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 2 年）によると、事業実施想定区域及びその周囲で地盤沈下が認められた地域はない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

対象事業の実施にあたっては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成 29 年 3 月改定）が策定されており、削減目標として「2020 年度は基準年度（平成 32 年度）比で 25% の削減を図ること」及び「2030 年度は基準年度（平成 42 年度）比で 45% の削減を図ること」とそれぞれ定められている。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 福島県環境基本条例

福島県の環境行政の基本的方向については、「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例第11号）において定められている。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

なお、新たな環境施策を推進するために、表 3.2-38 のとおり、4 つの基本理念を定めている。

表 3.2-38 4 つの基本理念

基本理念	
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2	人と自然との共生の確保
3	持続的発展が可能な社会の構築
4	地球環境の保全の推進

〔「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例第11号）より作成〕

#### ② 福島県環境基本計画

福島県では、平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例第11号）第10条の規定に基づき、平成9年3月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村等の各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきた。環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ、平成14年3月に第2次計画、平成22年3月に第3次計画が策定され、平成25年3月には「福島県環境基本計画【第4次】」（以下「本計画」という。）が策定され、平成29年3月に改定されている。本計画において、福島県が目指す環境の将来像として「福島を想う全ての人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～」が掲げられており、環境の将来像の実現に向け、4 つの基本目標が表 3.2-39 のとおりに設定されている。計画期間は2013年度から2020年度の8年間である。

表 3.2-39 「福島県環境基本計画（第4次改定）」における4 つの基本目標

基本目標	
1	総力を結集した除染等の推進による、美しく豊かな県土の回復の進展
2	低炭素社会への転換及び循環型社会の形成による、持続可能な社会の実現
3	豊かで多様な自然と共生する社会の形成と良好な生活環境の確保
4	環境と調和のとれたゆとりある生活空間の形成

〔「福島県環境基本計画【第4次（改定）】」（福島県、平成29年）より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-16 のとおりであり、「阿武隈高原中部県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-40 自然公園の概要

(単位：ha)

名称 (指定年月日)	総面積	特別保護地区	特別地域	普通地域
阿武隈高原中部県立自然公園 (昭和 28 年 3 月 14 日)	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8

「福島県自然公園及び自然環境保全地域位置図」（福島県、平成 22 年）  
「土地利用ハンドブック」（福島県、平成 30 年）より作成

#### ② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）及び「福島県自然環境保全条例」（昭和 47 年福島県条例第 55 号）により指定された自然環境保全地域はない。

#### ③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

#### ④ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

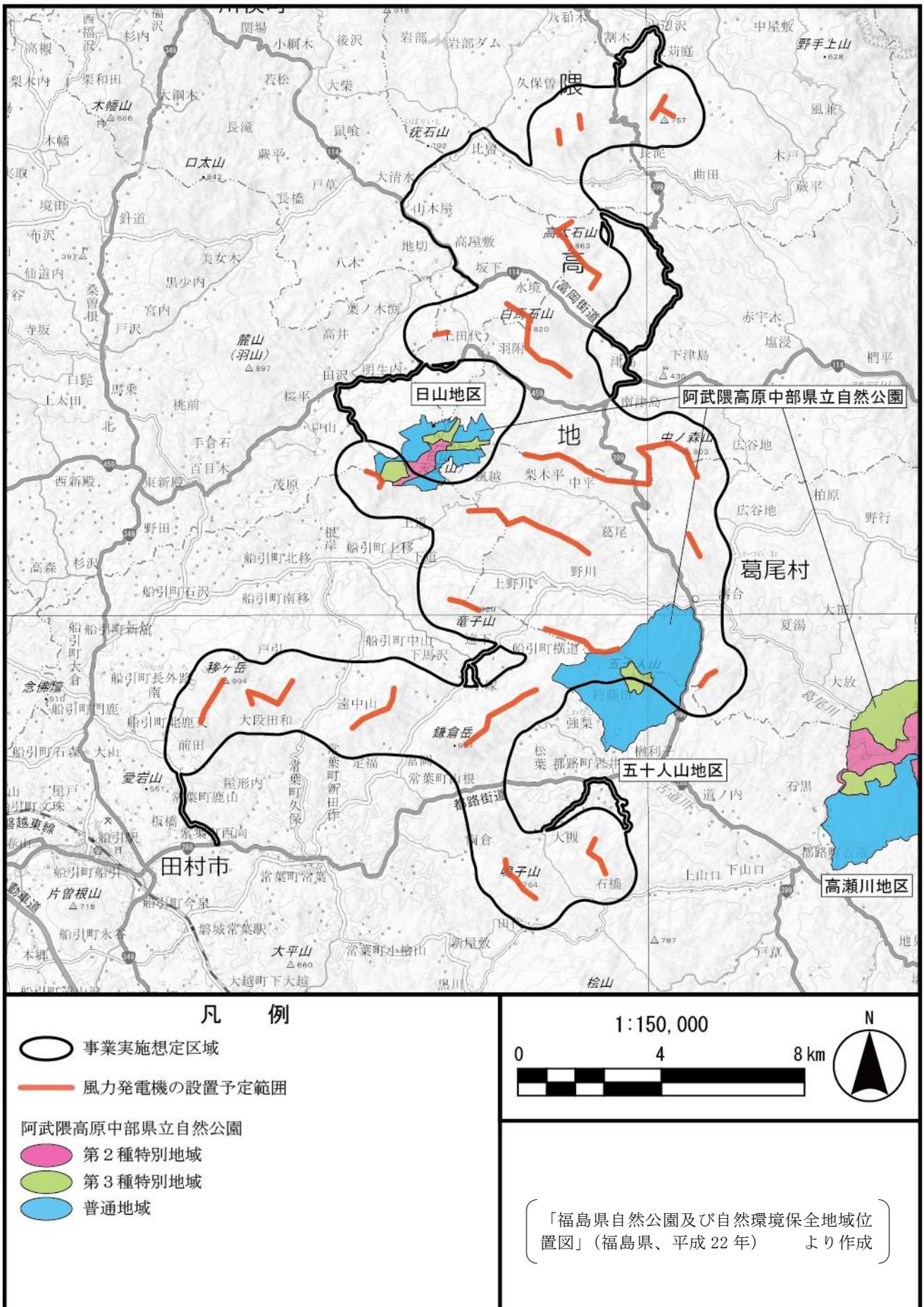


図 3.2-16 自然公園の状況

### ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-41 及び図 3.2-17 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に鳥獣保護区の指定がある。

表 3.2-41 鳥獣保護区の指定状況

名称	指定区分	面積 (ha)	所在地	期限
旭	森林鳥獣生息地	831	二本松市	令和 7 年 10 月 31 日
葛尾森林公園	身近な鳥獣生息地	19	葛尾村	令和 3 年 10 月 31 日
殿上	身近な鳥獣生息地	75	田村市	令和 15 年 10 月 31 日
館山	身近な鳥獣生息地	169	田村市	令和 2 年 10 月 31 日
片曾根山	森林鳥獣生息地	700	田村市	令和 10 年 10 月 31 日
大平山	身近な鳥獣生息地	262	田村市	令和 21 年 10 月 31 日

〔(令和元年度) 福島県鳥獣保護区等位置図〕(福島県、令和元年)より作成

### ⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）の規定により指定された生息地等保護区はない。

### ⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

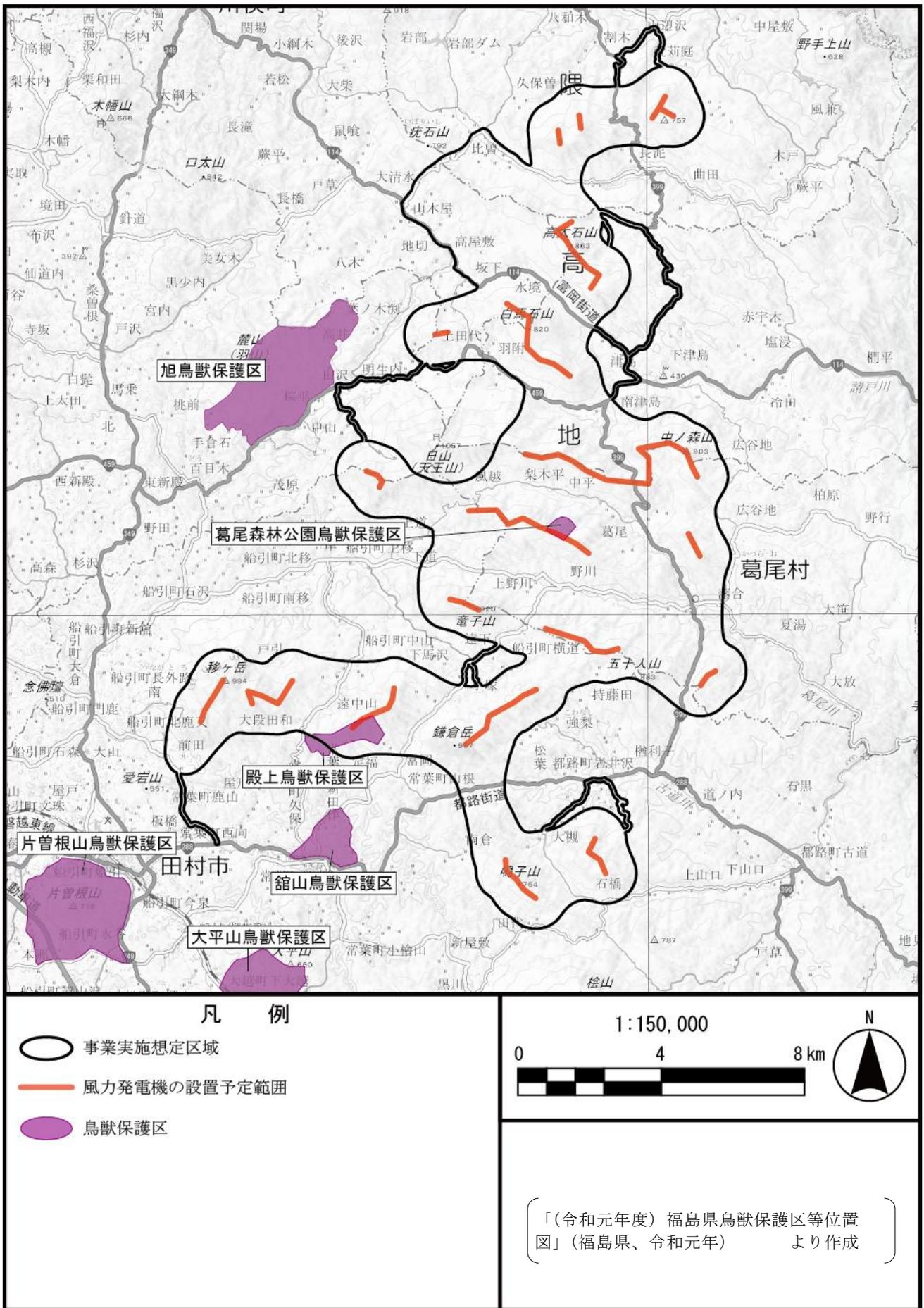


図 3.2-17 鳥獣保護区の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）、「福島県文化財保護条例」（昭和 45 年福島県条例第 43 号）、「二本松市文化財保護条例」（平成 17 年二本松市条例第 199 号）、「田村市文化保護条例」（平成 17 年田村市条例第 101 号）、「川俣町文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 14 号）、「浪江町文化財保護条例」（昭和 51 年浪江町条例第 8 号）、「葛尾村文化財保護条例」（昭和 46 年葛尾村条例第 20 号）及び「飯舘村文化財保護条例」（昭和 39 年飯舘村条例第 18 号）に基づく史跡・天然記念物は、表 3.2-42 及び図 3.2-18 のとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2-43 及び図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に分布している。なお、調査範囲は改変の可能性のある、事業実施想定区域から 1km の範囲とした。

表 3.2-42 史跡・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
福島県	史跡	前田遺跡	田村市船引町北鹿又字平畑
二本松市		橋供養塔	二本松市戸沢字不川田 24-2
田村市		常盤城跡	田村市常葉町常葉字館
		石橋遺跡	田村市都路町古道字山口 144-1
川俣町		庚申森住居跡	川俣町小綱木字糠塚 11
葛尾村		磨崖仏	葛尾村大字葛尾字敷井畑
		薬師観音大尽墓石群	葛尾村大字葛尾字関場 100
飯舘村		比曾の十三仏	飯舘村比曾字下比曾 319
二本松市		天然記念物	桃前のサクラ
田村市	鹿山神社の大イチョウ		田村市常葉町鹿山字早稲田 80
	大黒天の大ザクラ		田村市常葉町久保字栃久保 79-7
	常光寺の大イチョウ		田村市常葉町常葉字西田 153
	早稲川館ザクラ		田村市常葉町常葉字早稲川館 137
	長法寺のかや		田村市船引町上移字町
	西戸観音堂の杉		田村市都路町岩井沢字西戸 105-2
	西戸の森（エノキ、カヤ、モミ）		田村市都路町岩井沢字西戸
	馬酔木沢の桜		田村市都路町岩井沢字馬酔木沢 341
	中作の種蒔き桜		田村市都路町岩井沢字中作 172、169
	天日鷲神社の五葉松		田村市都路町岩井沢字平内地 167
葛尾村	陣場の松		田村市都路町岩井沢字下田 48-2
	古道小学校の笠松		田村市都路町古道字北町 14
	大亀神社のアスナロ		田村市都路町古道字館腰 91
	宇佐の杉		葛尾村大字野川字南仲ノ内 71
	高御座の夫婦大杉		葛尾村大字葛尾字関場 100
	イチイ		葛尾村大字葛尾字中清水
	種蒔桜		葛尾村大字野川字関場
	種蒔桜		葛尾村大字野川字湯殿
飯舘村	しだれ桜		葛尾村大字葛尾字関場
	大尽屋敷跡のしだれ桜	葛尾村大字葛尾字敷井畑	
	田神社の神杉	飯舘村比曾字中比曾 330	
	比曾の水ばしょう	飯舘村比曾字上比曾 110	
		比曾稲荷神社社叢	飯舘村比曾字比曾 454

「指定文化財」（二本松市 HP、閲覧：令和 2 年 8 月）  
「田村市遺跡地図」（田村市教育委員会、平成 26 年）  
川俣町、浪江町、葛尾村、飯舘村へのヒアリング（実施：令和 2 年 8 月）  
より作成

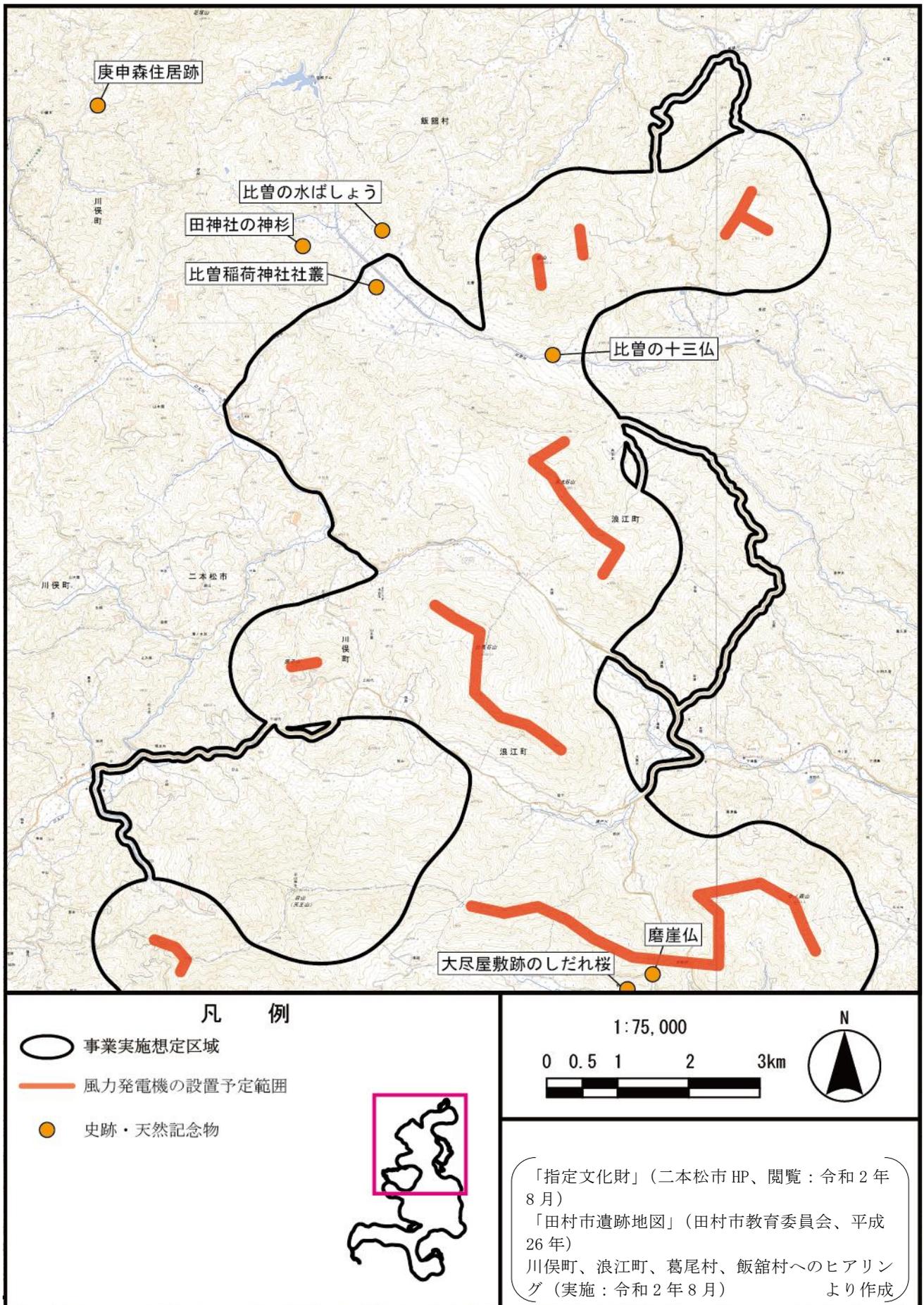


図 3.2-18(1) 史跡・天然記念物の状況

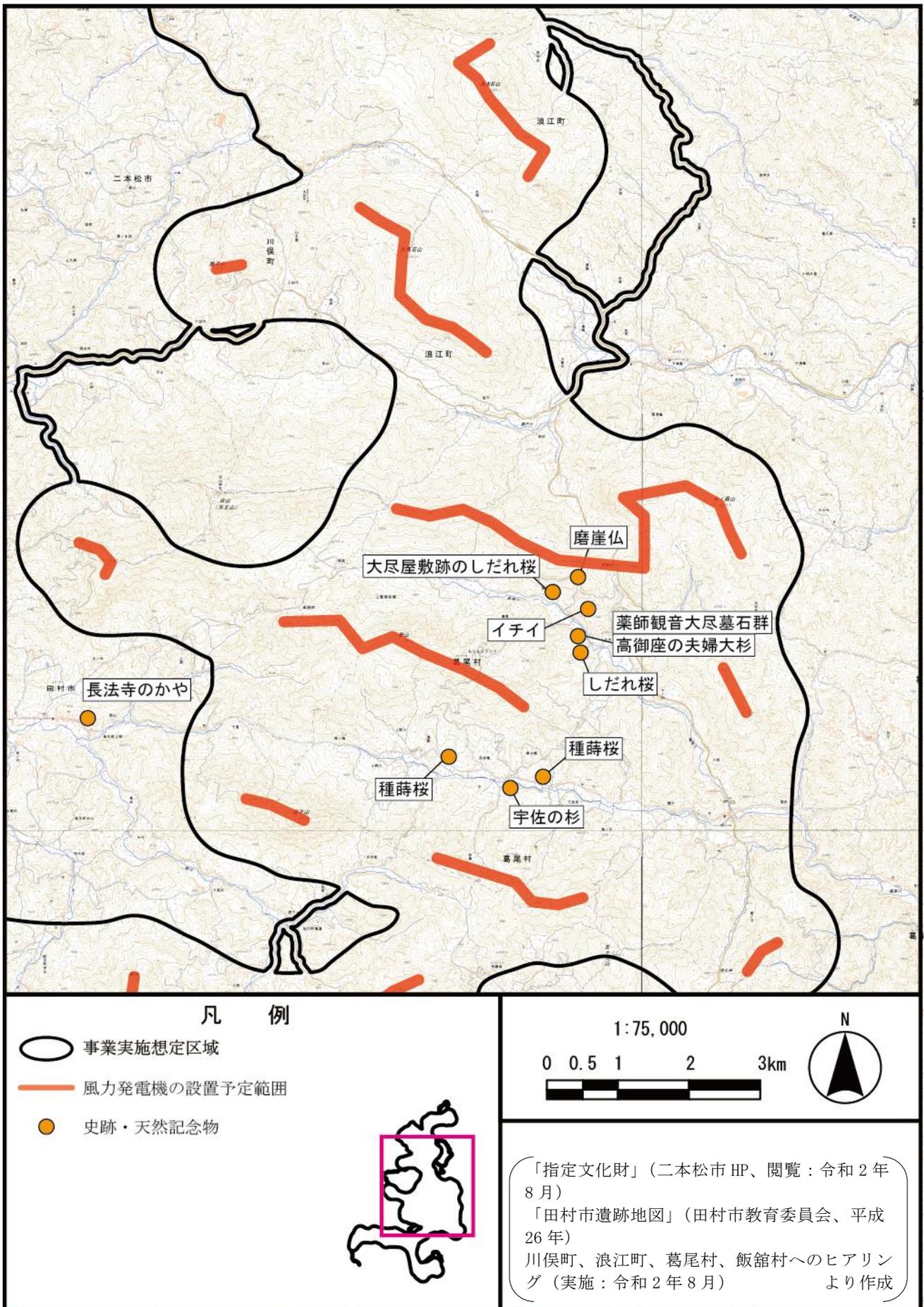


図 3.2-18(2) 史跡・天然記念物の状況

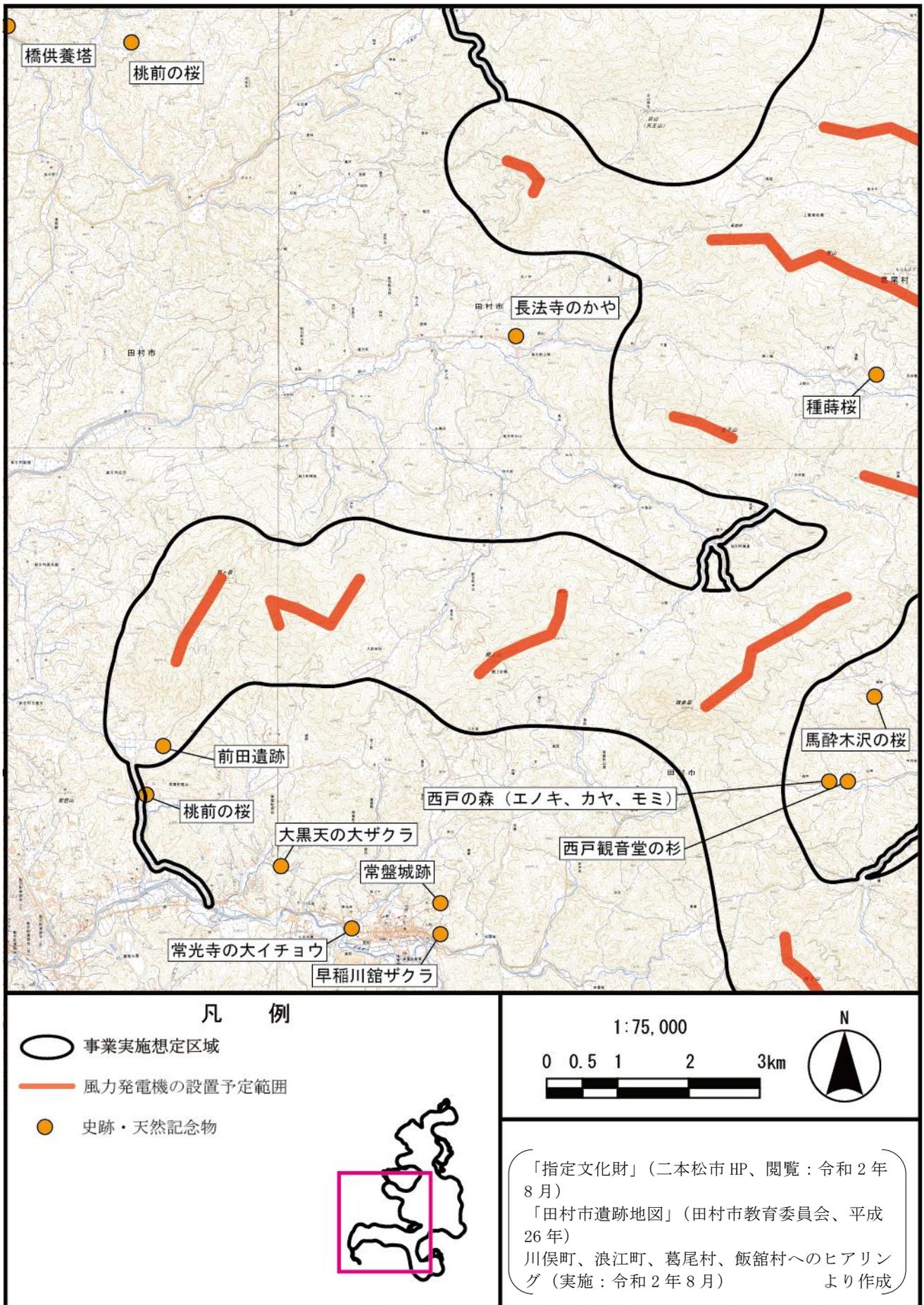


図 3.2-18(3) 史跡・天然記念物の状況

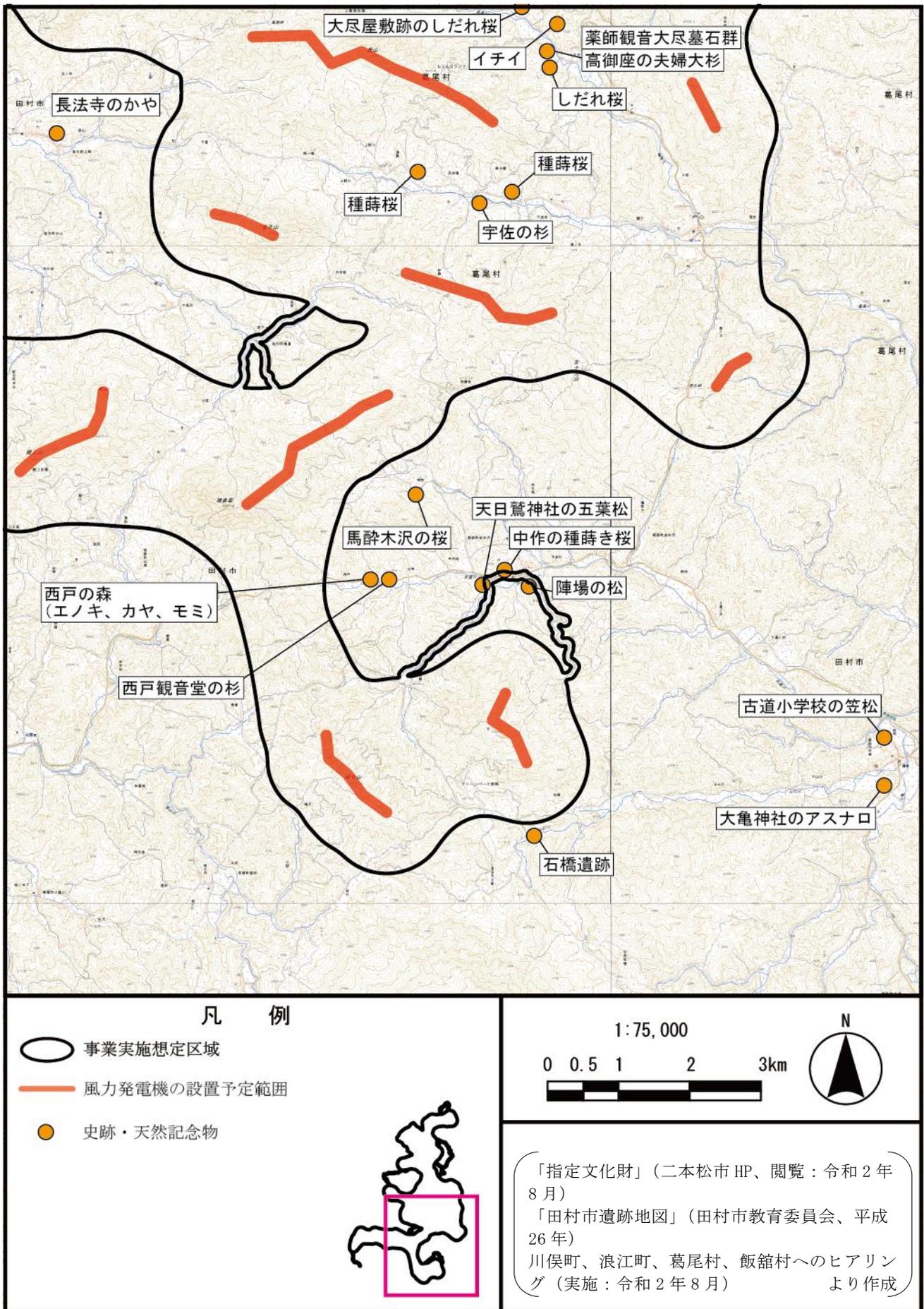


図 3.2-18(4) 史跡・天然記念物の状況

表 3. 2-43(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時 代
1	如来壇	二本松市田沢字柴原	塚	—
2	小野内遺跡	二本松市田沢字小野内	散布地	縄文
3	高井館跡	二本松市田沢字高井	城館跡	中世
4	海老内館跡	二本松市田沢字海老内	城館跡	中世
5	牛ヶ平遺跡	二本松市田沢字明内館	散布地	縄文
6	明内遺跡	二本松市田沢字明内	散布地	縄文
7	明内館跡	二本松市田沢字明内	城館跡	中世
8	原小館跡	二本松市田沢字原	城館跡	中世
9	和田館跡	二本松市田沢字和田	城館跡	中世
10	高畑遺跡	二本松市田沢字和田	散布地	縄文（後・晩）
11	中田遺跡	二本松市田沢字中田	散布地	縄文（晩）
12	谷地田遺跡	二本松市田沢字谷地田、字山口	散布地	縄文
13	萩平山遺跡	二本松市田沢字萩平	散布地	縄文
14	前山館跡	二本松市田沢字小屋内、字小屋館	城館跡	中世
15	中山館跡	二本松市田沢字中山	城館跡	中世
16	入山遺跡	二本松市茂原字川口	散布地	縄文
17	北ノ作遺跡	田村市船引町上移字北ノ作	散布地	縄文・弥生
18	上移館跡	田村市船引町上移字町・平畑前	城館跡	中世
19	上移曲山遺跡	田村市船引町上移字曲山	散布地	縄文
20	中山遺跡	田村市船引町中山字田代	城館跡	中世
21	下馬遺跡	田村市船引町横道字下馬沢	散布地	縄文
22	小塚遺跡	田村市船引町中山字小塚	散布地	縄文
23	戸引遺跡	田村市船引町南移字戸引、中田	散布地	縄文
24	大平遺跡	田村市船引町長外路字大平・鹿喰田	散布地	縄文
25	黄龍館跡	田村市船引町北鹿又字棒ノ下・館・阿後屋	城館跡	中世
26	石畑前遺跡	田村市船引町北鹿又字石畑前・阿後屋	散布地	縄文・奈良～平安
27	鹿又館跡	田村市船引町北鹿又字館・館ノ前	城館跡	中世
28	鹿又館遺跡	田村市船引町北鹿又字館	散布地	奈良～平安
29	日向柳作館跡	田村市船引町北鹿又字日向柳作	城館跡	中世
30	日向柳作遺跡	田村市船引町北鹿又字日向柳作	散布地	縄文・平安
31	日向高屋敷遺跡	田村市船引町北鹿又字日向高屋敷	散布地	縄文・中世
32	長久保遺跡	田村市船引町北鹿又字長久保	散布地（製鉄跡）	縄文・平安
33	下且ノ平館跡	田村市船引町北鹿又字下且ノ平	城館跡	中世
34	下且ノ平遺跡	田村市船引町北鹿又字下且ノ平	散布地	縄文・平安
35	梨子木平遺跡	田村市船引町北鹿又字梨子平・琵琶沢	散布地	縄文・奈良～平安
36	ツブラ坂遺跡	田村市船引町北鹿又字ツブラ坂	散布地	縄文・奈良～平安
37	三島前遺跡	田村市船引町北鹿又字三島前	散布地	奈良～平安
38	向平遺跡	田村市船引町北鹿又字向平	散布地	奈良～平安
39	下間館遺跡	田村市船引町北鹿又字下間館	散布地	奈良～平安
40	平前遺跡	田村市船引町北鹿又字平前	散布地	縄文・奈良～平安

表 3. 2-43 (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時 代
41	前田供養塔	田村市船引町北鹿又字平前田	石造物	中世
42	前田遺跡	田村市船引町北鹿又字平畑・三百成	散布地	縄文・弥生・平安
43	鹿山城跡	田村市常葉町鹿山字宮の脇・新屋敷・屋倉船引町北鹿又字前田	城館跡	中世
44	仲神前塚群	田村市常葉町鹿山字仲神前	塚	不明
45	西向城跡	田村市常葉町西向字米粉原	城館跡	中世
46	西美田遺跡	田村市常葉町西向字西美田	集落跡	縄文
47	近遠内遺跡	田村市常葉町西向字近遠内	散布地	縄文
48	川久保遺跡	田村市常葉町常葉字川久保	散布地	縄文
49	移ヶ岳遺跡	田村市船引町北鹿又字移ヶ岳	散布地	縄文
50	久保西ノ内遺跡	田村市常葉町久保字西ノ内	散布地	縄文
51	靱ノ倉 A 遺跡	田村市常葉町西向字靱ノ倉	散布地	縄文
52	靱ノ倉 B 遺跡	田村市常葉町西向字靱ノ倉	散布地	縄文・奈良～平安
53	宮ノ前遺跡	田村市常葉町久保字宮ノ前	散布地	縄文
54	北山館跡	田村市常葉町久保字宮ノ前	城館跡	中世
55	小山遺跡	田村市常葉町久保字小山	散布地	縄文
56	八久保遺跡	田村市常葉町山根字八久保	散布地	縄文
57	定福館跡	田村市常葉町山根字定福	城館跡	中世
58	定福入遺跡	田村市常葉町山根字定福	散布地	縄文
59	富岡遺跡	田村市常葉町山根字富岡・芦坂	集落跡	縄文
60	木藤寺跡	田村市常葉町山根字木藤寺	社寺跡	近世
61	九十内遺跡	田村市常葉町山根字九十内	散布地	縄文
62	萩平遺跡	田村市常葉町山根字萩平	集落跡	縄文
63	櫛平遺跡	田村市常葉町山根字櫛平	集落跡	縄文
64	雨乞平遺跡	田村市常葉町山根字雨乞平	散布地	縄文
65	遠下遺跡	田村市船引町横道字遠下	散布地	縄文
66	持藤田 B 遺跡	田村市都路町岩井沢字持藤田	散布地	縄文
67	狐石遺跡	田村市都路町岩井沢字持藤田	散布地	縄文
68	持藤田 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字持藤田・本沢	散布地	縄文・弥生・奈良～平安
69	掛札 B 遺跡	田村市都路町岩井沢字西光地	散布地	縄文
70	平蔵内 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字西光地	散布地	縄文
71	掛札 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字檜梨子	散布地	縄文
72	滝ノ元遺跡	田村市都路町岩井沢字持藤田	散布地	縄文
73	井戸神遺跡	田村市都路町岩井沢字松ノ口・強梨	散布地	縄文
74	強梨遺跡	田村市都路町岩井沢字強梨	散布地	縄文
75	松ノ口遺跡	田村市都路町岩井沢字松ノ口	散布地	縄文
76	十万館跡	田村市都路町岩井沢国有林	城館跡	中世
77	谷地平遺跡	田村市都路町岩井沢字馬酔木沢	散布地	縄文
78	北作 B 遺跡	田村市都路町岩井沢字北作	散布地	縄文
79	北作 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字北作	散布地	縄文

表 3. 2-43 (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時 代
80	言神 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字言神・平内地	散布地	縄文
81	言神 B 遺跡	田村市都路町岩井沢字言神	散布地	奈良～平安・中世
82	下田遺跡	田村市都路町岩井沢字下田	散布地	縄文
83	岩井沢城跡	田村市都路町岩井沢字下田・五反田	城館跡	中世
84	小与内遺跡	田村市都路町岩井沢字小与内	散布地	縄文
85	小保内 B 遺跡	田村市都路町岩井沢字小保内	散布地	縄文
86	小保内 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字小保内	散布地	奈良～平安
87	五反田遺跡	田村市都路町岩井沢字五反田	散布地	縄文
88	大ノ久保遺跡	田村市都路町岩井沢字五反田	散布地	縄文
89	狩万遺跡	田村市都路町岩井沢字中小屋	散布地	縄文・奈良～平安
90	中小屋遺跡	田村市都路町岩井沢字下田	散布地	縄文
91	浜井場遺跡	田村市都路町岩井沢字浜井場	散布地	縄文
92	刈敷遺跡	田村市都路町岩井沢字北向	散布地	縄文
93	馬蘭木遺跡	田村市都路町岩井沢字大槻	散布地	縄文・奈良～平安
94	岩井沢立石遺跡	田村市都路町岩井沢字大槻	散布地	縄文
95	大槻 A 遺跡	田村市都路町岩井沢字大槻	散布地	縄文
96	梨ノ木平遺跡	田村市都路町岩井沢字北向	散布地	縄文
97	南倉 A 遺跡	田村市常葉町山根字南倉	散布地	縄文
98	南倉 C 遺跡	田村市常葉町山根字南倉	散布地	縄文
99	南倉 B 遺跡	田村市常葉町山根字南倉	散布地	縄文
100	中谷地北 A 遺跡	田村市常葉町山根字中谷地	散布地	縄文
101	中谷地北 B 遺跡	田村市常葉町山根字中谷地	散布地	縄文
102	坂ノ陰遺跡	田村市都路町岩井沢字中小屋	散布地	縄文
103	仁蔵屋敷遺跡	田村市都路町岩井沢字中小屋	散布地	縄文
104	窯場平上遺跡	田村市都路町古道字山口	散布地	縄文
105	窯場平下遺跡	田村市都路町古道字山口	散布地	縄文
106	石橋東遺跡	田村市都路町古道字山口	散布地	縄文
107	石橋遺跡	田村市都路町古道字山口	集落跡	縄文
108	山口上 B 遺跡	田村市都路町古道字山口	散布地	縄文・奈良～平安
109	山口上 A 遺跡	田村市都路町古道字山口	散布地	縄文
110	古道山口 D 遺跡	田村市都路町古道字山口	散布地	縄文
111	平久郎遺跡	田村市常葉町堀田字平久郎	散布地	縄文
112	久平沢遺跡	田村市常葉町堀田字久平沢	散布地	縄文
113	鳴子 C 遺跡	田村市常葉町堀田字鳴子	散布地	縄文
114	熊取遺跡	川俣町山木屋字熊取	散布地	縄文
115	大清水遺跡	川俣町山木屋字大清水・日向	散布地	平安
116	小塚遺跡	川俣町山木屋字問屋	散布地	縄文
117	山木屋館跡	川俣町山木屋字神武山	城館跡	中世
118	問屋塚	川俣町山木屋字問屋	塚	近世
119	高屋敷 A 遺跡	川俣町山木屋字大沢山	散布地	縄文

表 3. 2-43 (4) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時 代
120	境大沢山遺跡	川俣町山木屋字境大沢山	散布地	縄文
121	高屋敷 B 遺跡	川俣町山木屋字高屋敷入山	散布地	縄文
122	御取壇塚	川俣町山木屋字御取段山	塚	近世
123	木ノ間遺跡	川俣町山木屋字木ノ間山	散布地	縄文
124	世戸八山遺跡	川俣町山木屋字戸八山	散布地	縄文
125	佐藤家屋敷跡	川俣町山木屋字菅ノ又	城館跡	中世
126	沢目木遺跡	川俣町山木屋字沢目木	散布地	縄文
127	坂下 B 遺跡	川俣町山木屋字坂下向山	散布地	縄文
128	坂下 A 遺跡	川俣町山木屋字坂下向山	散布地	縄文
129	三道平遺跡	川俣町山木屋字三道平	散布地	縄文
130	三道平山遺跡	川俣町山木屋字三道平山	散布地	平安
131	茶釜石遺跡	川俣町山木屋字茶釜石山	散布地	縄文・弥生
132	上辰子山遺跡	川俣町山木屋字辰子山	散布地	縄文
133	田代遺跡	川俣町山木屋字田代	散布地	縄文
134	浜井場遺跡	川俣町山木屋字浜井場	散布地	縄文
135	日山遺跡	川俣町山木屋字林山	散布地	縄文
136	原遺跡	浪江町下津島字原	散布地	縄文
137	大高木遺跡	浪江町南津島字大高木	散布地	縄文
138	鳥見遺跡	浪江町南津島字鳥見	散布地	縄文
139	広谷地 B 遺跡	葛尾村葛尾字広谷地	散布地	縄文
140	広谷地 A 遺跡	葛尾村葛尾字広谷地	散布地	縄文
141	板木遺跡	葛尾村葛尾字板木	製鉄跡	近世
142	葛尾大尽の磨崖仏	葛尾村葛尾字敷井畑	石造物	近世
143	敷井畑 A 遺跡	葛尾村葛尾字敷井畑	製鉄跡	近世
144	銅谷平遺跡	葛尾村葛尾字銅谷平	散布地	縄文
145	葛尾大尽屋敷跡	葛尾村葛尾字敷井畑	その他	近世・近代
146	葛尾大尽墓碑	葛尾村葛尾字敷井畑	石造物	近世
147	北平 A 遺跡	葛尾村葛尾字北平	製鉄跡	近世
148	北平 C 遺跡	葛尾村葛尾字北平	製鉄跡	近世
149	北平 D 遺跡	葛尾村葛尾字北平	製鉄跡	近世
150	東平遺跡	葛尾村葛尾字東平	製鉄跡	近世
151	広谷地 F 遺跡	葛尾村葛尾字広谷地	製鉄跡	近世
152	広谷地 E 遺跡	葛尾村葛尾字広谷地	製鉄・散	縄文・近世
153	広谷地 C 遺跡	葛尾村葛尾字広谷地	散布地	縄文
154	湯口遺跡	葛尾村葛尾字湯口	製鉄跡	近世
155	宝伝前遺跡	葛尾村上野川字宝伝前	散布地	縄文
156	東 A 遺跡	葛尾村上野川字東	製鉄跡	近世
157	湯殿遺跡	葛尾村野川字湯殿	製鉄跡	近世
158	清ノ内墓碑	葛尾村野川字清ノ内	石造物	近世
159	静田和石造物	葛尾村上野川字静田和	石造物	近世

表 3. 2-43 (5) 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時 代
160	静田和遺跡	葛尾村上野川字静田和	散布地	縄文
161	仲島遺跡	葛尾村野川字仲島	散布地	縄文・近世
162	南仲ノ内塚	葛尾村野川字南仲ノ内	塚	中世
163	南仲ノ内遺跡	葛尾村野川字仲ノ内	製鉄・散	縄文・近世
164	関場遺跡	葛尾村野川字関場	散布地	縄文
165	町遺跡	葛尾村野川字町	散布地	縄文・近世
166	六良田 B 遺跡	葛尾村野川字六良田	散布地	縄文
167	六良田 A 遺跡	葛尾村野川字六良田	散布地	縄文
168	六良田 C 遺跡	葛尾村野川字六良田	散布地	縄文
169	湯ノ平遺跡	葛尾村野川字湯ノ平	散布地	縄文
170	高野城跡	葛尾村野川字湯ノ平	城館跡	中世
171	小坂遺跡	葛尾村葛尾字小坂	製鉄跡	近世
172	西ノ内遺跡	葛尾村落合字西ノ内	散布地	縄文
173	菅ノ又遺跡	葛尾村落合字菅ノ又	散布地	縄文
174	夏湯 B 遺跡	葛尾村落合字夏湯	散布地	縄文
175	夏湯 C 遺跡	葛尾村落合字夏湯	製鉄跡	近世
176	夏湯 A 遺跡	葛尾村落合字夏湯	散布地	縄文
177	クツワ掛 B 遺跡	飯館村小宮字クツワ掛	散布地	縄文
178	クツワ掛 C 遺跡	飯館村小宮字クツワ掛	散布地	縄文
179	山辺沢遺跡	飯館村小宮字山辺沢・クツワ掛	散布地	縄文
180	百目木遺跡	飯館村飯樋字前田	散布地	縄文
181	滝下遺跡	飯館村飯樋字滝下	散布地	縄文
182	大矢元遺跡	飯館村飯樋字滝下	散布地	縄文
183	萱刈庭 A 遺跡	飯館村小宮字萱刈庭	散布地	縄文
184	猿喰遺跡	飯館村飯樋字八和木	散布地	縄文
185	久保曾遺跡	飯館村飯樋字久保曾	散布地	縄文
186	下比曾遺跡	飯館村比曾字下比曾	散布地	古墳
187	長泥 D 遺跡	飯館村長泥字長泥	散布地	縄文
188	長泥 B 遺跡	飯館村長泥字長泥	散布地	縄文
189	大橋向遺跡	飯館村長泥字長泥	散布地	縄文
190	比曾曲田 B 遺跡	飯館村長泥字曲田	散布地	縄文

注：1. 表中の番号は、図 3. 2-19 中の番号に対応している。

2. 「-」は該当がないことを示す。

「福島県遺跡地図」（福島県教育委員会、平成 8 年）  
二本松市へのヒアリング（実施：令和 2 年 8 月）  
「田村市遺跡地図」（田村市教育委員会、平成 26 年）  
より作成

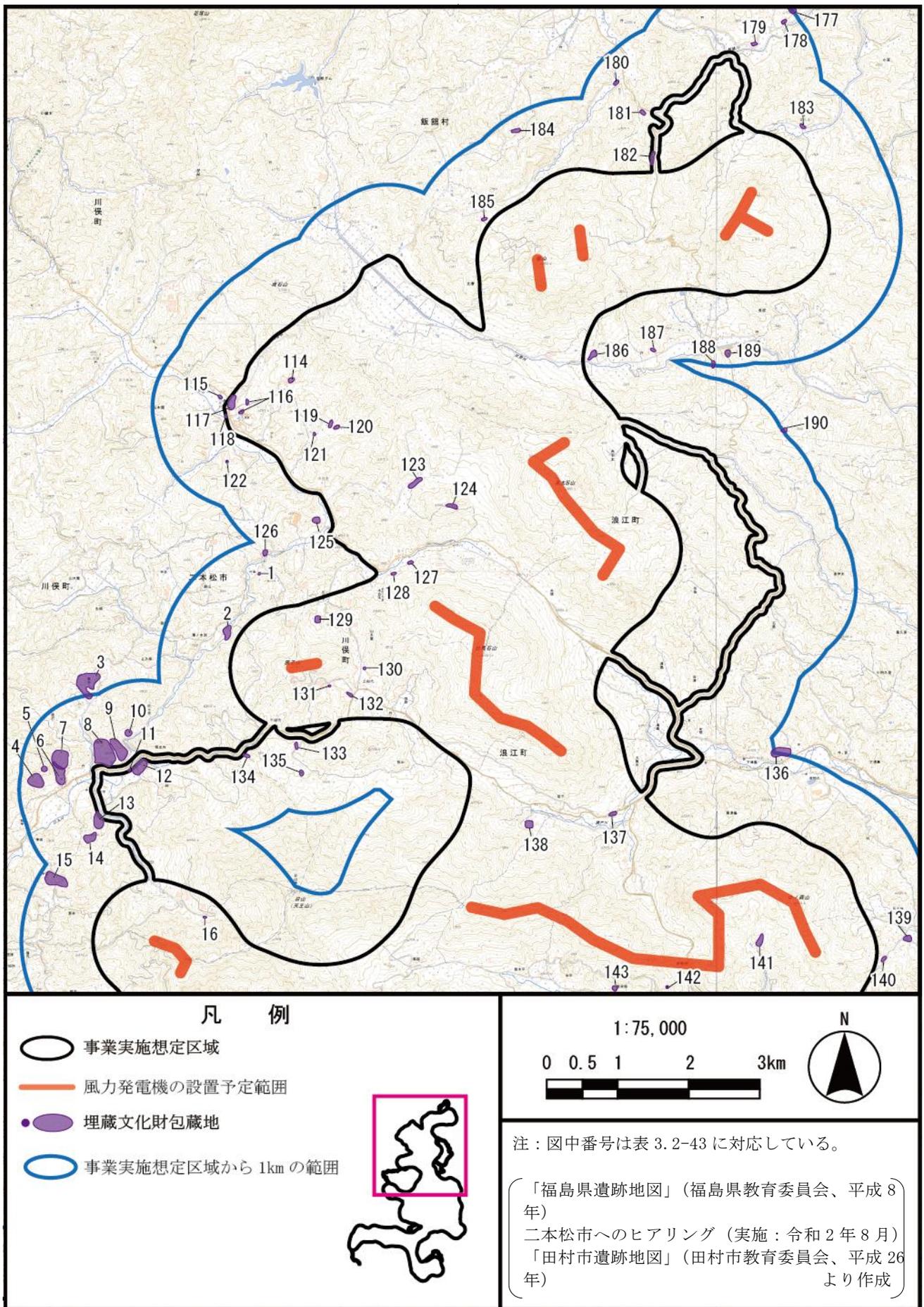


図 3.2-19(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地

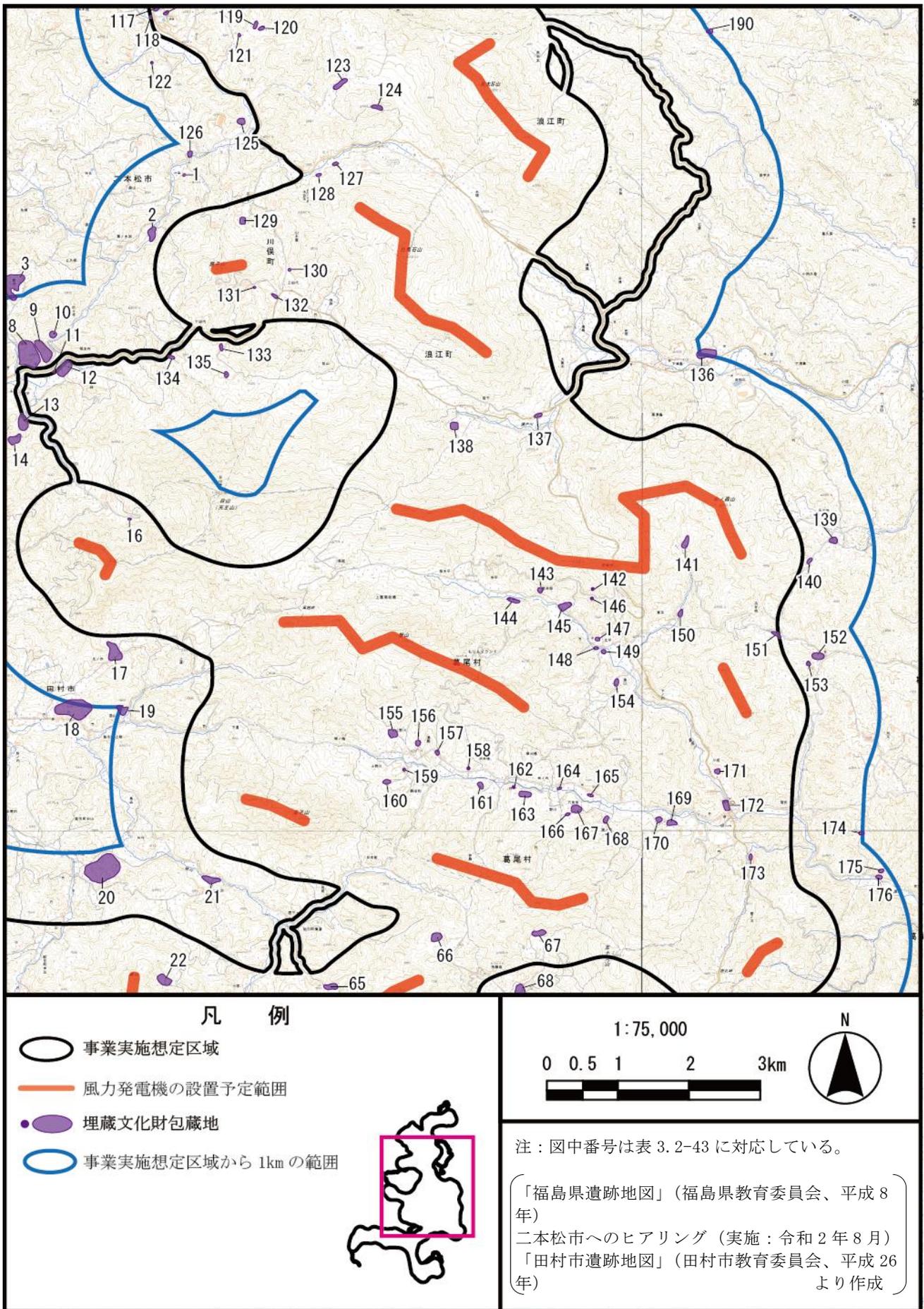


図 3.2-19(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

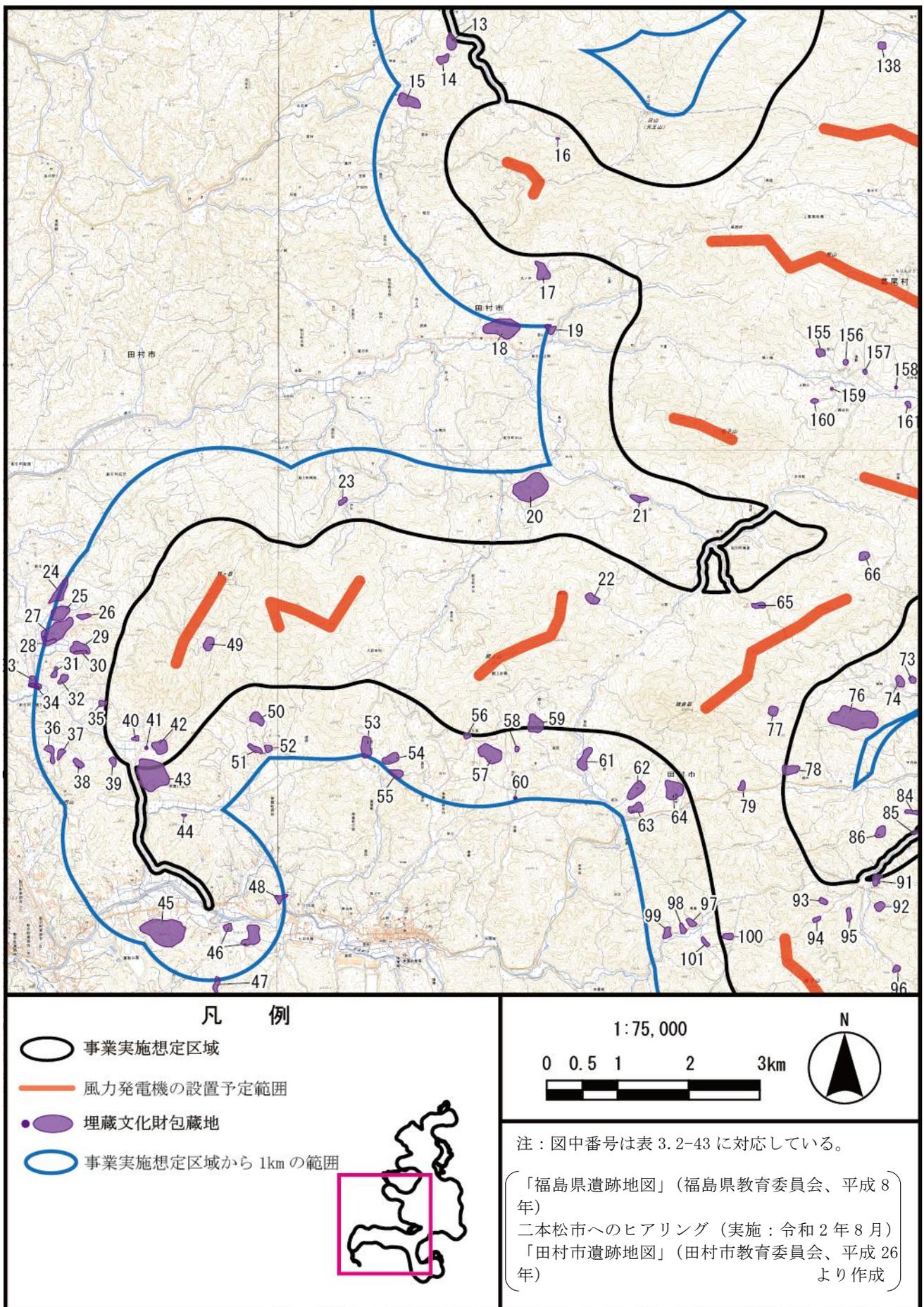
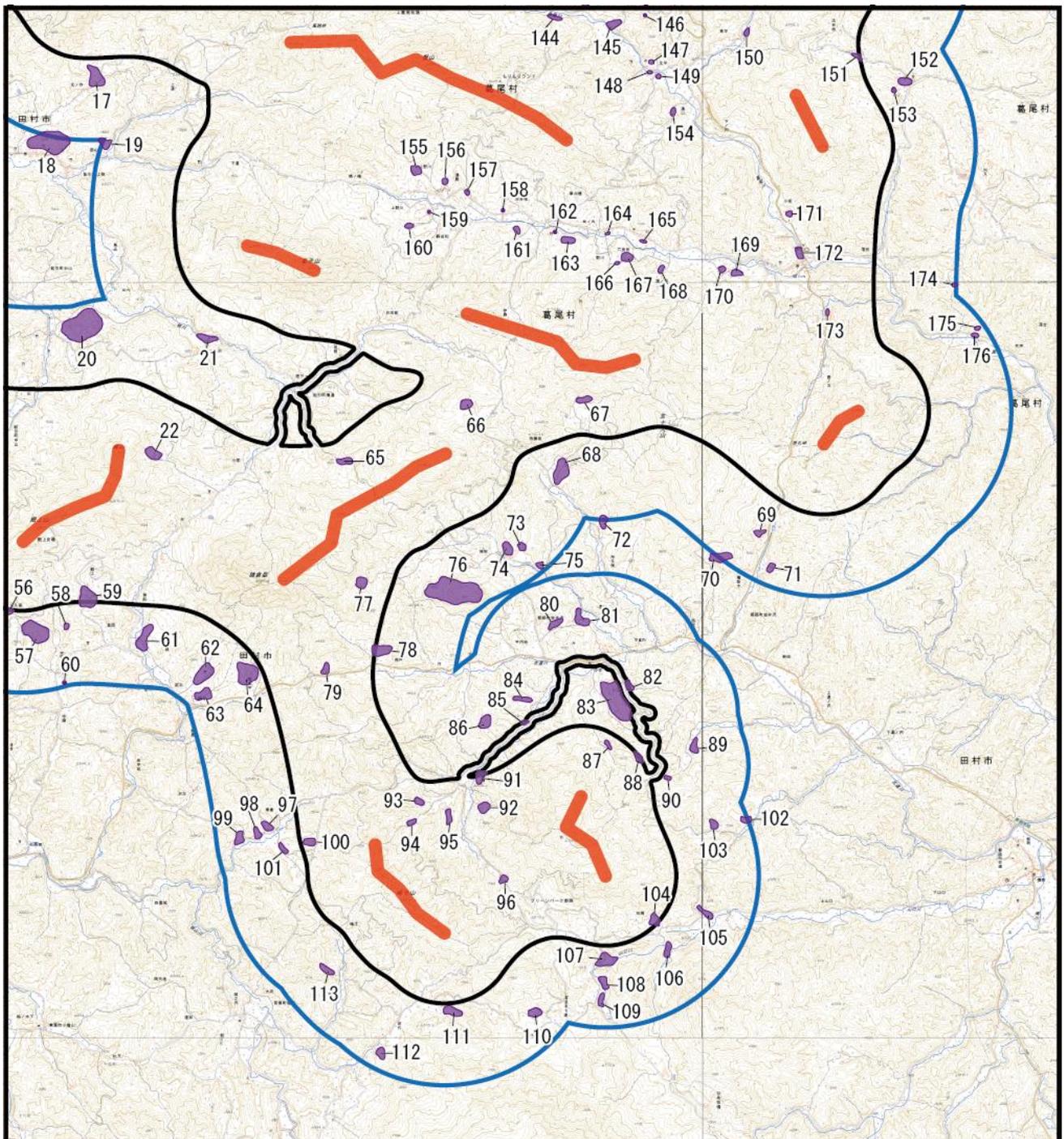
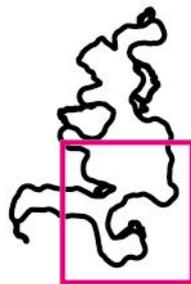


図 3.2-19(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  埋蔵文化財包蔵地
-  事業実施想定区域から1kmの範囲



1:75,000



注：図中番号は表 3.2-43 に対応している。

「福島県遺跡地図」(福島県教育委員会、平成 8 年)  
 二本松市へのヒアリング(実施：令和 2 年 8 月)  
 「田村市遺跡地図」(田村市教育委員会、平成 26 年)  
 より作成

図 3.2-19(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

「景観法」(平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日)に基づく「福島県景観計画」(福島県、平成 30 年)によれば、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯舘村は景観計画区域に定められている。

#### ② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲における、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)に基づく風致地区の指定の状況は、田村市船引に風致地区の指定がある。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林の指定

事業実施想定区域及びその周囲における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日)に基づく保安林の指定状況は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域には水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林が存在する。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)により指定された砂防指定地は図 3.2-21 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-21 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域は存在しない。

#### ⑤ 帰還困難区域等の状況

事業実施想定区域及びその周囲における「原子力災害対策特別措置法」(平成 11 年法律第 156 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日)に基づく帰還困難区域等は図 3.2-22 のとおりであり、事業実施想定区域の一部は帰還困難区域である。

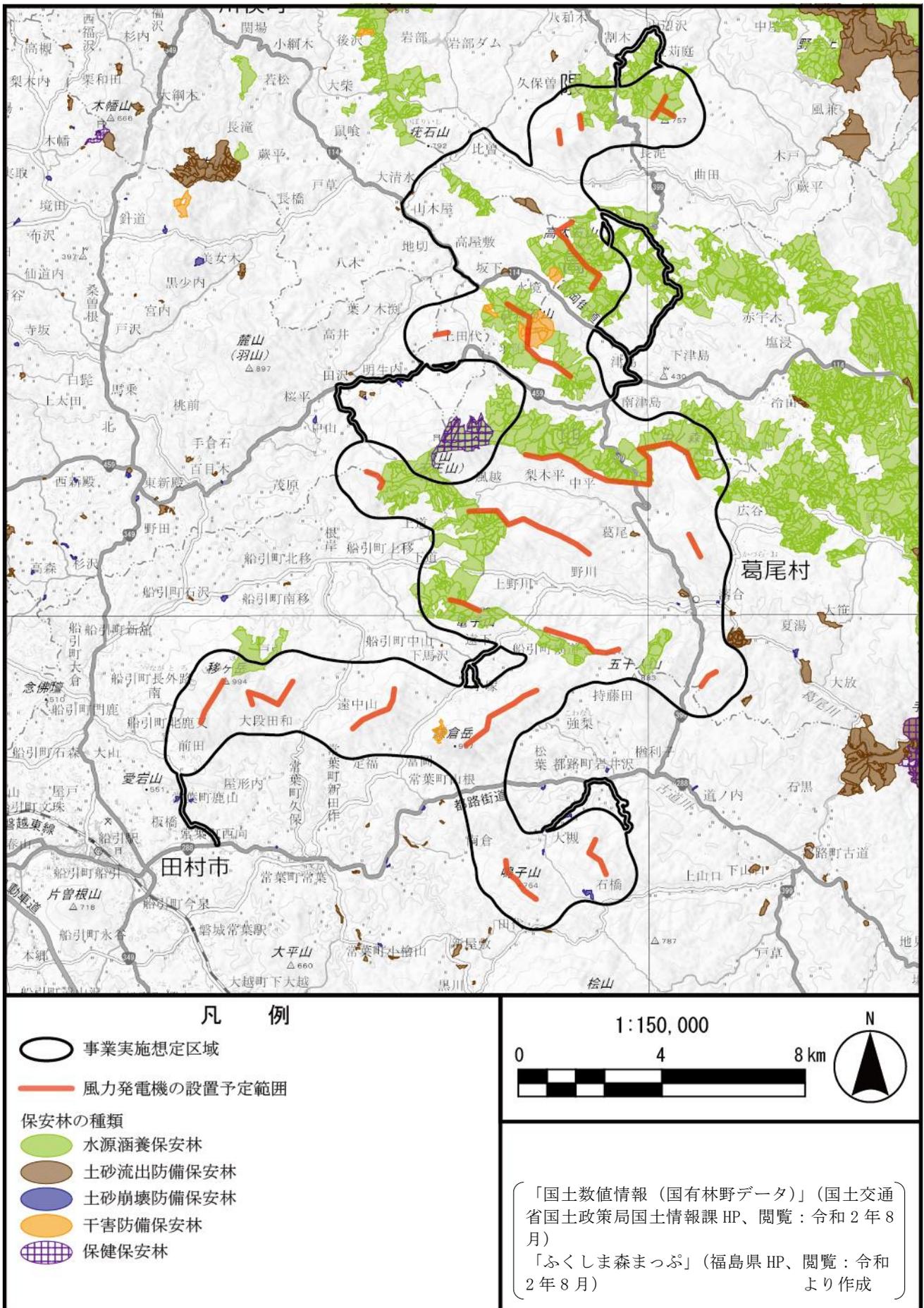


図 3.2-20 保安林の指定状況

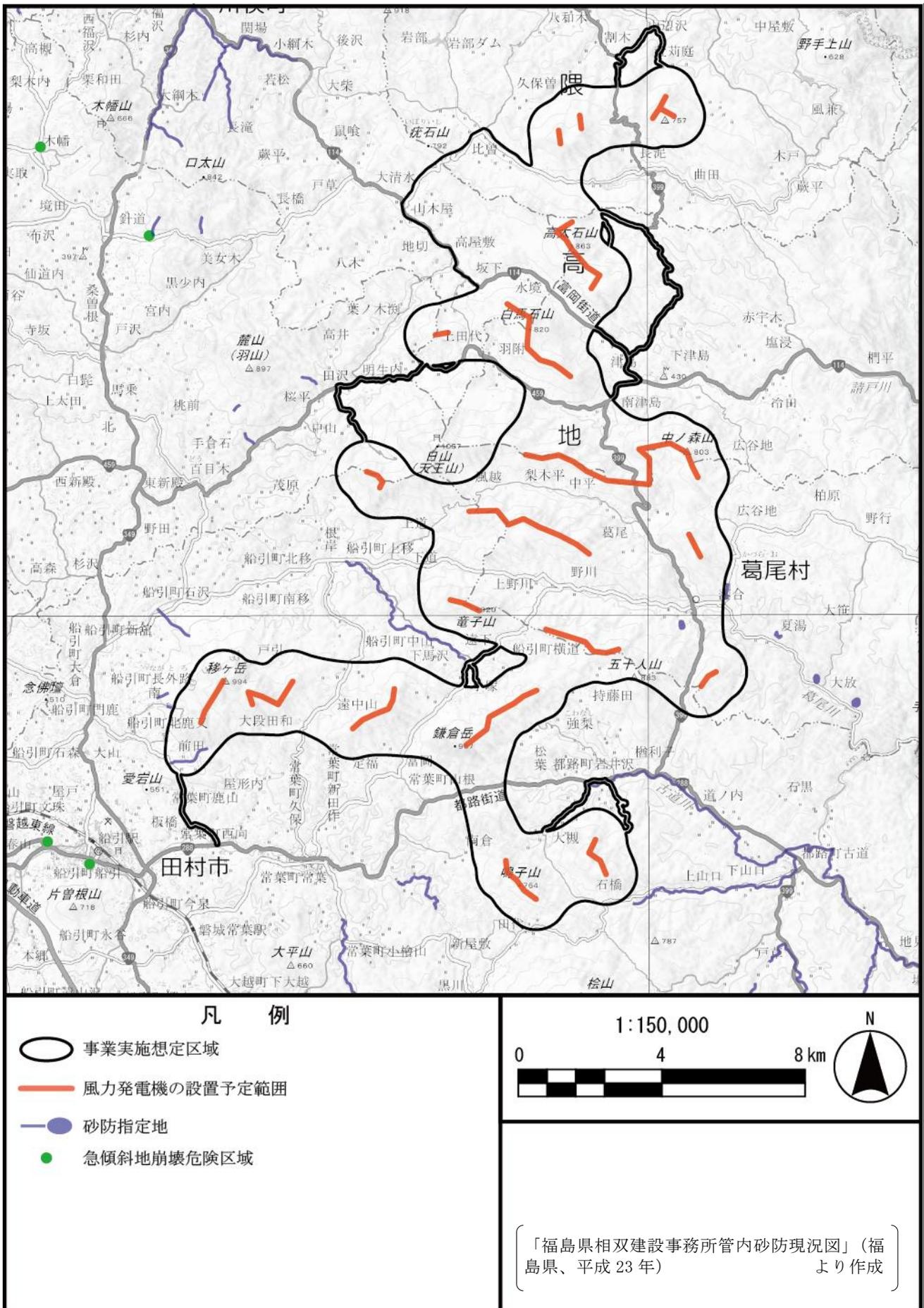


図 3.2-21 砂防指定地の指定状況

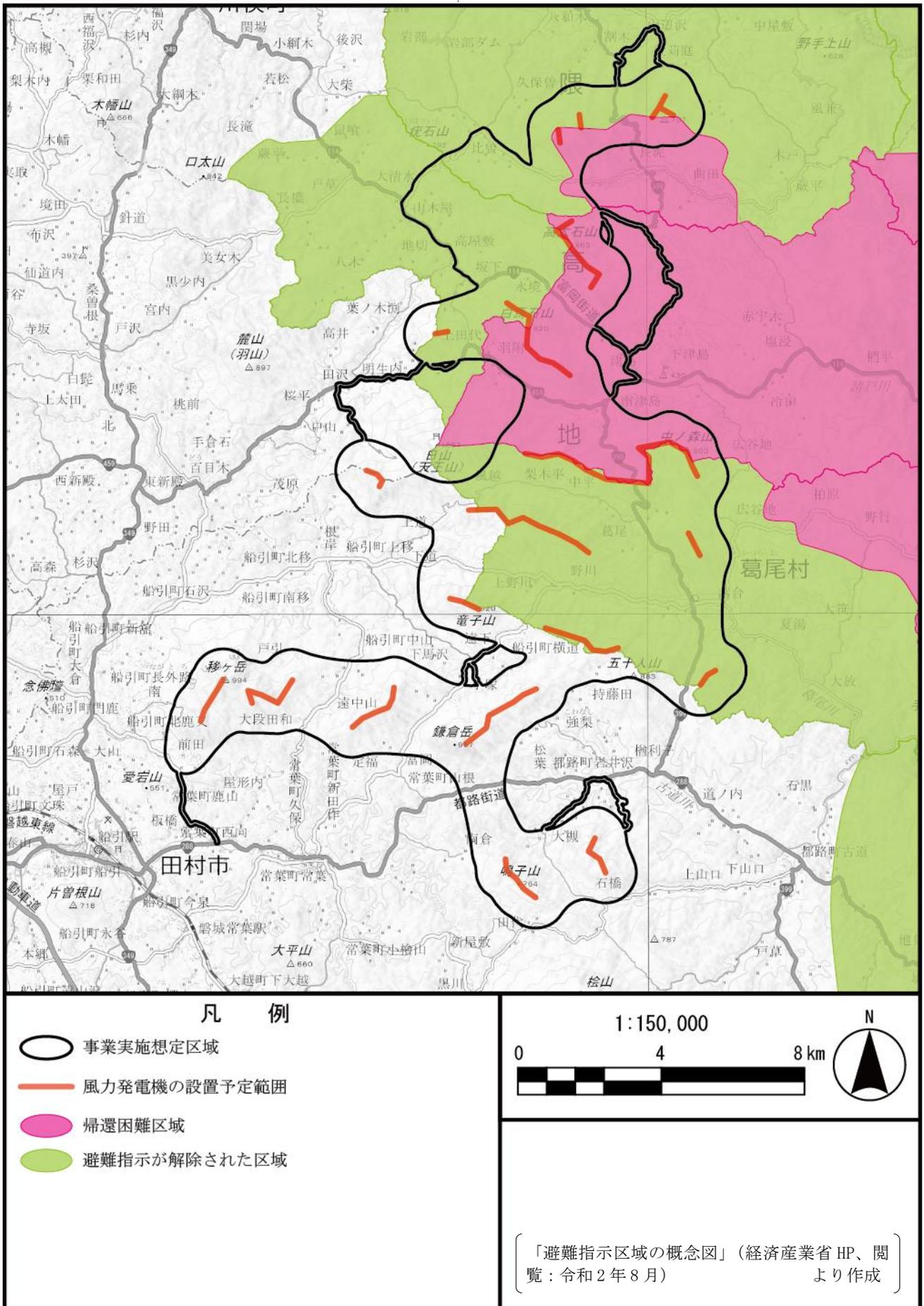


図 3.2-22 帰還困難区域等の概要

### 3. 放射性物質に関する法令等

事業実施想定区域及びその周囲において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 4 月 14 日）（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく除染特別地域がある。

なお、除染特別地域とは、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域であり、事故後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と、東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の「警戒区域」を指す。また、面的除染完了とは、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が完了した状態である。

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-44 のとおりである。

表 3.2-44 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無							
			二本松市	田村市	川俣町	浪江町	葛尾村	飯館村	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○	×	×	○	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	○	×	×	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×	×	×	×	○	×
		水域類型指定	○	○	×	○	○	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×	×	×	×	○	×
		規制地域	○	○	×	×	×	×	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○	×	×	○	×
		要措置区域	×	×	×	×	○	×	○	○
	工業用水法	形質変更時要届出区域	○	×	×	×	○	×	○	○
		規制地域	×	×	×	×	×	×	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	×	×	×
規制地域		×	×	×	×	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	○	×	×	×	×	×	×	×
		国定公園	×	×	×	×	×	×	×	×
		県立自然公園	○	○	×	○	○	×	○	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	○	○	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区及び特別保護地区	○	○	×	○	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×	×	×	×	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	○	×	×	○	○
		市町村指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○	○	○	○	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	×	○	○	○	○	○	○	
	都市計画法	風致地区	×	○	×	×	×	×	×	
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○	○	
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	×	○	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×	×	○	×	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	×	×	×	×	×	
	原子力災害対策特別措置法	帰還困難区域	×	×	×	○	○	○	○	
放射性物質	放射性物質汚染対処特措法	除染特別地域	×	○	○	○	○	○	○	

○：指定あり、×：指定なし